

昭和五十六年法務省令第五十四号

出入国管理及び難民認定法施行規則

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に基づき、及び同法を実施するため、出入国管理令施行規則の全部を改正する省令を次のように定める。

出入国管理令施行規則の全部を改正する省令  
出入国管理令施行規則（昭和二十六年外務省令第十八号）の全部を次のように改正する。

（出入国港）

第一条 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第二条第八号に規定する出入国港は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 別表第一に掲げる港又は飛行場
- 二 前号に規定する港又は飛行場以外の港又は飛行場であつて、地方出入国在留管理局長が、特定の船舶又は航空機（以下「船舶等」という。）の乗員及び乗客の出入国のため、臨時に、期間を定めて指定するもの

第二条 削除

（在留期間）

第三条 法第二条の上欄に掲げる在留期間に、別表第二の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（補助者）

第四条 法第五条第一項第二号に規定する精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又はその能力が著しく不十分な者（以下「要随伴者」という。）の本邦におけるその活動又は行動（以下「活動等」という。）を補助する者として法務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 要随伴者の後見人、保佐人、配偶者、親権を行う者若しくは扶養義務者又はこれらに準ずる者であり、かつ、要随伴者の活動等に補助する意思及び能力を有する者であつて、次のいずれにも該当しないもの
  - イ 当該要随伴者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
  - ロ 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
  - ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ニ 未成年者
- 二 前号に掲げる者のほか、要随伴者の活動等を補助することについて合理的な理由がある

者で要随伴者の活動等を補助する意思及び能力を有するもの（要随伴者が本邦に短期間滞在して、観光、保養又は会合への参加その他これらに類似する活動を行うものとして法第六条第二項の申請をした場合に限る。）（上陸の拒否の特例）

第四条の二 法第五条の二に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 外国人について、次に掲げる場合であつて、当該外国人が在留資格をもつて在留しているとき。
- イ 法第十二条第一項の規定により上陸を特別に許可した場合
- ロ 法第二十条第三項の規定により在留資格の変更の許可をした場合
- ハ 法第二十一条第三項の規定により在留期間の更新の許可をした場合
- ニ 法第二十二条第二項の規定により永住許可をした場合
- ホ 法第二十二條の二第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十条第三項の規定により在留資格の取得の許可をした場合
- ヘ 法第二十二條の二第四項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十二條第二項の規定により永住者の在留資格の取得の許可をした場合
- ト 法第二十六條第一項の規定により再入国の許可を与えた場合
- チ 法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可した場合
- リ 法第六十一条の二の五第一項の規定により在留資格の取得を許可した場合
- ヌ 法第六十一条の二の十五第一項の規定により難民旅行証明書を交付した場合
- ル イからヌまでに準ずる場合として法務大臣（法第六十九條の二第一項の規定により法第五条の二に規定する権限の委任を受けた出入国在留管理庁長官及び法第六十九條の二第二項の規定により、出入国在留管理庁長官に委任された当該権限の委任を受けた地方出入国在留管理局長を含む。次号において同じ。）が認める場合

（上陸の申請）

第五条 法第六条第二項の規定により上陸の申請をしようとする外国人（次項に規定する外国人を除く。）は、別記第六号様式（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下この項及び第七條第一項において同じ。）又は法第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者にあつては別記第六号の二様式）による書面一通を入国審査官に提出しなければならない。ただし、当該外国人（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者及び法第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者を除く。）が、次に掲げる事項に係る情報を入国審査官が指定する電子機器に受信させる方法により提供したときは、この限りでない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 住居の所在地
- 四 上陸の目的
- 五 乗つてきた船舶の名称又は航空機の登録記号若しくは便名
- 六 本邦に滞在する期間
- 七 本邦における連絡先
- 八 法第七条第一項第四号に掲げる上陸のための条件に關し入国審査官が申告を求めた事項
- 九 法第六条第二項の規定により上陸の申請をしようとする外国人（特定登録者カードを所持する者として法第九条第四項の規定による記録を受けようとする者に限る。）は、前項第一号から第八号に掲げる事項に係る情報を第七条第四項に規定する電子計算機に受信させる方法により提供しなければならない。

（上陸の特例）

第六條 法第六條第二項の規定により上陸の申請をしようとする外国人（次項に規定する外国人を除く。）は、別記第六号様式（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下この項及び第七條第一項において同じ。）又は法第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者にあつては別記第六号の二様式）による書面一通を入国審査官に提出しなければならない。ただし、当該外国人（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者及び法第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者を除く。）が、次に掲げる事項に係る情報を入国審査官が指定する電子機器に受信させる方法により提供したときは、この限りでない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 住居の所在地
- 四 上陸の目的
- 五 乗つてきた船舶の名称又は航空機の登録記号若しくは便名
- 六 本邦に滞在する期間
- 七 本邦における連絡先
- 八 法第七条第一項第四号に掲げる上陸のための条件に關し入国審査官が申告を求めた事項
- 九 法第六条第二項の規定により上陸の申請をしようとする外国人（特定登録者カードを所持する者として法第九条第四項の規定による記録を受けようとする者に限る。）は、前項第一号から第八号に掲げる事項に係る情報を第七条第四項に規定する電子計算機に受信させる方法により提供しなければならない。

（上陸の特例）

第七條 法第六條第二項の規定により上陸の申請をしようとする外国人（次項に規定する外国人を除く。）は、別記第六号様式（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下この項及び第七條第一項において同じ。）又は法第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者にあつては別記第六号の二様式）による書面一通を入国審査官に提出しなければならない。ただし、当該外国人（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者及び法第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者を除く。）が、次に掲げる事項に係る情報を入国審査官が指定する電子機器に受信させる方法により提供したときは、この限りでない。

たつては、旅券（前項に規定する者にあつては、旅券及び特定登録者カード）を提示しなければならない。

第一項の場合において、外国人が十六歳に満たない者であるとき又は疾病その他の事由により自ら上陸の申請をすることができないときは、その者に同行する父又は母、配偶者、子、親族、監護者その他の同行者がその者に代わつて申請を行うことができる。

前項の場合において、申請を代わつて行う同行者がいないときは、当該外国人の乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者が、第一項の書面に所定事項を記載し、その者に代わつて申請するものとする。

法第六條第三項に規定する法務省令で定める電子計算機は、出入国の公正な管理を図るための個人の識別のために用いられる電子計算機であつて、出入国在留管理庁長官が指定する出入国在留管理官署に設置するものとする。

法第六條第三項に規定する法務省令で定める個人識別情報は、指紋及び写真（法第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者にあつては、指紋又は指紋及び写真）とする。

法第六條第三項の規定により指紋を提供しようとする外国人（次項に規定する外国人を除く。）は、両手のひたとさし指の指紋の画像情報を入国審査官が指定する電子計算機に受信させる方法により提供しなければならない。ただし、指が欠損していることその他の事由によりこれらの指の指紋を提供することが不能である場合には、それぞれ次に掲げる順序に従い、その不能でないいずれかの指の指紋を提供するものとする。

一 中指

二 薬指

三 小指

四 おや指

法第六條第三項の規定により指紋を提供しようとする外国人（法第九条第八項の規定による記録を受けた外国人であつて、同条第四項の規定による記録を受けようとするものに限る。）は、第七條の二第六項の規定により提供した両手の指の指紋の画像情報を入国審査官が指定する電子計算機に受信させる方法により提供しなければならない。

10 法第六条第三項の規定により写真を提供しようとする外国人は、顔の画像情報を入国審査官が指定する電子計算機に受信させる方法により提供しなければならない。

11 法第六条第三項第五号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 台湾日本関係協会の本邦の事務所職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行おうとする者
- 二 駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行おうとする者
- 三 外交上の配慮を要する者として外務大臣が身元保証を行おうもの
- 四 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十三条（同規則第八八条第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十八条若しくは第七十四条に規定する教育課程（高等学校、特別支援学校若しくは高等学校の専攻科若しくは別科又は専修学校の高専課程にあつては、これに相当するもの）として実施される本邦外の地域に赴く旅行に参加する本邦の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高専部、高等学校又は専修学校の高専課程（以下この号において「学校」という。）の生徒又は学生であつて、次のイからトまでに掲げる学校の区分に応じそれぞれ当該イからトまでに定める者から法務大臣に対して当該学校の長が身元保証を行う旨の通知をしたもの
  - イ 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十号）第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する学校 当該国立大学法人の学長又は理事長
  - ロ 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第一百三十三号）第三条に規定する国立高等専門学校 独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長
  - ハ 都道府県の設置する学校 都道府県の教育委員会
  - ニ 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の設置する学校 市町村の教育委員会
  - ホ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する高等専門学校 当該公立大学法人の理事長
  - ヘ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七号）第三条に規定する学校法人の設置する高等専門学校 文部科学大臣

ト その他の学校 都道府県知事

第六条 本邦に上陸しようとする外国人で在留資格認定証明書（その写しを含む。）を提出しないものは、法第七条第二項の規定により同条第一項第二号に定める上陸のための条件に適合していることを自ら立証しようとする場合には、当該外国人が本邦において行おうとする活動が該当する別表第三の中欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、入国審査官がその一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の申請に当たつては、写真（申請の日前六月以内に撮影されたもの）を別表第三の二に定める要件を満たしたものとす。第七条の二第二項、第七條の四第一項、第十九條の九第一項、第十九條の十二第一項及び第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の三第三項（第二十一条の四第三項において準用する場合を含む。）、第二十二條第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項並びに第五十五条第一項及び第二項において同じ。）一葉並びに当該外国人が本邦において行おうとする別表第三の中欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 法第七条の二第二項に規定する代理人は、当該外国人が本邦において行おうとする別表第四の中欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。
- 4 第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、本邦にある外国人又は法第七条の二第二項に規定する代理人（以下「外国人等」という。）は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者

（第一号及び第二号については、当該外国人等から依頼を受けた者）が、当該外国人等に代わつて第一項に定める申請書並びに第二項に定める写真及び資料の提出を行うものとする。

一 外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益社団法人又は公益財団法人の職員（以下「公益法人の職員」という。）若しくは法第二条の第五項の契約により特定技能所屬機関から適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託された登録支援機関の職員（以下「登録支援機関の職員」という。）で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの

- 二 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの
- 三 当該外国人の法定代理人
- 5 第一項の申請があつた場合には、地方出入国在留管理局長は、当該申請を行った者が、当該外国人が法第七条第一項第二号に掲げる上陸のための条件に適合していることを立証した場合に限り、在留資格認定証明書を交付するものとする。ただし、当該外国人が法第七条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる条件に適合しないことが明らかであるときは交付しないことができる。
- 6 在留資格認定証明書の様式は、別記第六号の四様式による。ただし、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、別記第六号の四の二様式、又は別記第六号の五様式及び別記第六号の六様式によることができる。（上陸許可の証印）
- 第七条 法第九条第一項に規定する上陸許可の証印の様式は、別記第七号様式又は別記第七号の二様式（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は法第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者にあつては別記第七号の三様式）による。
- 2 入国審査官は、法第九条第三項の規定により在留資格の決定をする場合において、高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）を決定するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定技能の在留資格を決定するときは法務大臣が指定する本邦

の公私の機関及び特定産業分野を記載した別記第三十一号の四様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格を決定するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

3 法第九条第四項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 氏名

二 国籍の属する国又は法第二条第五号ロに規定する地域（以下「国籍・地域」という。）

三 生年月日

四 性別

五 上陸年月日

六 上陸する出入国港

七 特定登録者カードを所持する者として法第九条第四項の規定による記録をする場合にあつては、同条第五項の規定により決定したた在留資格及び在留期間

- 4 法第九条第四項に規定する法務省令で定める電子計算機は、出入国の公正な管理を図るために用いられる電子計算機であつて、出入国在留管理局長官が指定する出入国在留管理局に設置するものとする。
- 5 第五項第九項及び第十項の規定は、法第六条第三項各号に掲げる者が法第九条第四項第二号の規定により指紋及び写真を提供する場合について準用する。（記録を希望する外国人のための登録）
- 第七条の二 その上陸しようとする出入国港において法第九条第四項の規定による記録を受けることを希望する外国人が、同条第八項の規定による登録（以下「希望者登録」という。）を受けようとする場合には、同項第一号イ又はロに該当するものとして希望者登録を受けようとする者にあつては別記第七号の五様式、同項第一号ハに該当するものとして希望者登録を受けようとする者にあつては別記第七号の六様式（出入国在留管理局長官が告示をもつて定める者にあつては、当該告示で定める様式）による申請書一通を提出して希望者登録の申請をすることと、出入国在留管理局長官が指定する出入国在留管理局に出現し、次に掲げる書類を提示しなければならない。
  - 一 旅券（再入国許可書を含む。第八項において同じ。）
  - 二 中长期在留者にあつては、在留カード

三 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者にあつては、特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書（以下単に「特別永住者証明書」という。）

2 法第九条第八項第一号ハ（二）に規定する法務省令で定める回数は、次に掲げるとおりとする。

- 一 次項第二号イ、ロ又は二に該当する者前項の規定による出頭の日以前一年以内に一回
- 二 前項に規定する出入国在留管理庁長官が告示をもつて定める者又は次項第二号ハに該当する者 前項の規定による出頭の日以前一年以内に二回

3 法第九条第八項第一号ハ（4）に規定する法務省令で定める要件は、次の各号（第一項に規定する告示をもつて定める者にあつては、第一号及び第二号を除く。）のいずれにも該当することとする。

- 一 法令、国際約束又は日本国政府が外国政府に対して行つた通告により日本国領事官等の査証を必要としないこととされている外国人であつて、出入国在留管理庁長官が告示をもつて定める国、地域（法第二十条第五号ロに規定する地域をいう。次号イにおいて同じ。）又は行政区画（国から旅券を発行する権限を付与されている行政区画をいう。次号イにおいて同じ。）から発行された旅券を所持するものであること。
- 二 次のいずれかに該当すること。
  - イ 次のいずれかの公私の機関の役員又は常勤の職員の地位にある者であること。
  - ロ 我が国の政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者となつている機関

- (2) 前号に規定する国、地域若しくは行政区画の政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者となつている機関
- (3) 国際機関
- (4) 金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。（5）において同じ。）に上場されている

株式会社を発行している株式会社又はその子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）

- (5) 金融商品取引所に類する取引所であつて、前号に規定する国、地域又は行政区画に所在するものの上場されている株式を発行している株式会社
- (6) 我が国又は前号に規定する国、地域若しくは行政区画の法人であつて、資本金の額又は出資の総額が五億円以上のものイ（1）に規定する機関（我が国の政府及び地方公共団体を含む。以下この号において同じ。）又はイ（4）に規定する会社と業務上の関係を有する者であつて、その業務に関し反復して本邦に上陸する必要がある者であることを理由として、当該機関又は当該会社から、その者に希望者登録を受けさせることについての要望がなされているものであること。

ハ 十分な資力信用があることを認めるに足るクレジットカードを所持していること。

- 二 イからハまでのいずれかに該当する者として法第九条第八項の規定による登録を受けた者の配偶者又は未成年で未婚の子であること。
- 三 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、罰金以上の刑又はこれに相当する刑に処せられたこと（政治犯罪により刑に処せられた場合を除く。）がないこと。

四 出入国の公正な管理上特に不相当と認められる事情がないこと。

4 法第九条第八項第一号ハに該当するものとして希望者登録を受けようとする者は、第一項の申請書に、写真一葉及び前項第二号に該当することを証する資料（第一項に規定する出入国在留管理庁長官が告示をもつて定める者にあつては、写真一葉）その他参考となるべき資料を添付しなければならない。

5 第一項に規定する出入国在留管理官署の所在地を管轄する地方出入国在留管理局の長（以下「所管局長」という。）は、第一項の外国人が本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものであつて、法第九条第八項各号（特別永住者にあつては、第三号を除く。）のいずれに住者にあつては、第三号を除く。）のいずれに

も該当すると認定した場合に限り、希望者登録をすることができる。

6 法第九条第八項第二号の規定により指紋を提示しようとする外国人は、両手のひとさし指の指紋の画像情報を所管局長が指定する電子計算機に受信させる方法により提供しなければならない。ただし、指が欠損していることその他の事由によりこれらの指の指紋を提供することが不能である場合には、それぞれ次に掲げる順序に従い、いずれかの指の指紋を提供しなければならない。

- 一 中指
- 二 薬指
- 三 小指
- 四 おや指

7 法第九条第八項第二号の規定により写真を提示しようとする外国人は、顔の画像情報を所管局長が指定する電子計算機に受信させる方法により提供しなければならない。

8 所管局長は、希望者登録を受けた外国人が、次の各号のいずれかに該当するときは、その希望者登録を抹消し、当該外国人が前条第五項、前二項及び第二十七條第六項の規定により提供した指紋及び写真の画像情報を消去しなければならない。

- 一 希望者登録を受けた当時法第九条第八項各号（特別永住者にあつては、第三号を除く。）のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。
- 二 希望者登録を受けた後に法第九条第八項第一号又は第三号（特別永住者にあつては、第一号）に該当しなくなつたとき。
- 三 第一項の規定により提示した旅券がその効力を失ひ、又は当該旅券に記載された有効期間が満了したとき。
- 四 第一項の規定により提示した旅券に記載された再入国の許可の有効期間及び同項の規定により提示した留カード又は特別永住者証明書書の有効期間が満了したとき。
- 五 特定登録者カードの有効期間が満了したとき。
- 六 書面により、希望者登録の抹消を求めたとき。
- 七 死亡したことその他の事由により所管局長が引き続き希望者登録をすることが適当でないとき。

第七條の三 法第九条の二第二項第一号に規定する氏名は、ローマ字により表記するものとする。

（特定登録者カードの記載事項等）

2 法第九条の二第二項第一号に規定する国籍・地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する外国人については、同条第一項の規定により交付する特定登録者カードにあつては、前条第一項の規定により提示した旅券を発行した国の国籍又は機関の属する法第二十条第五号ロに規定する地域を、法第九条の二第八項の規定により交付する特定登録者カードにあつては、当該交付により効力を失ふこととなる特定登録者カードに記載された国籍・地域を記載するものとする。

3 法第九条の二第二項第二号に規定する特定登録者カードの番号は、ローマ字四文字及び八桁の数字を組み合わせて定めるものとする。

4 法第九条の二第三項の規定による写真の表示は、前条第四項若しくは次条第一項の規定により提出された写真又は法第九条の二第三項後段の規定により利用することができる写真のいずれかを表示するものとする。

5 法第九条の二第四項に規定する特定登録者カードの様式は、別記第七号の七様式によるものとする。

6 特定登録者カードには、法第九条の二第二項各号に掲げる事項のほか、特定登録者カードを所持する者として法第九条第四項の規定による記録をする都度、裏面に、同条第五項の規定により決定した留資格及び在留期間、当該在留期間の満了の日、当該決定をした年月日並びに上陸する出入国港名を表示するものとする。

7 特定登録者カードの裏面に前項の規定による表示をする十分な余白がなくなつた場合には、当該特定登録者カードを所持する外国人は、前条第一項に規定する出入国在留管理官署において、その書換えを受けることができる。

8 法第九条の二第五項の規定による記録は、同条第二項各号に掲げる事項及び同条第三項に規定する写真を特定登録者カードに組み込んだ半導体集積回路に記録して行うものとする。

（特定登録者カードの再交付）

第七條の四 法第九条の二第七項の規定による申請は、第七條の二第一項に規定する出入国在留管理官署に出頭して、別記第七号の八様式による申請書一通及び写真一葉並びに特定登録者カードの所持を失つたことを証する資料一通又は著しく毀損し若しくは汚損し若しくは法第九条の二第五項の規定による記録が毀損した特定登録者カードを提出して行わなければならない。

2 前項の申請に当たっては、旅券を提示しなければならぬ。

(証人の出頭要求及び宣誓)

第八条 法第十条第五項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定による証人の出頭の要求は、別記第八号様式による通知書によつて行うものとする。

2 法第十条第五項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定による宣誓は、宣誓書によつて行うものとする。

3 前項の宣誓書には、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さないこと及び何事も付け加えないことを誓う旨を記載するものとする。

(特別審理官に対する指紋及び写真の提供)

第八条之二 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十条第七項ただし書の規定により特別審理官に対し指紋及び写真を提供する場合について準用する。

(認定通知書等)

第九条 法第十条第七項又は第十項の規定による外国人に対する通知は、別記第九号様式による認定通知書によつて行うものとする。

2 法第十条第十一項に規定する異議を申し出ない旨を記載する文書の様式は、別記第十号様式による。

(退去命令書等)

第十条 法第十条第七項若しくは第十一項又は第十一条第六項の規定による退去の命令は、別記第十一号様式による退去命令書によつて行うものとする。

2 法第十条第七項若しくは第十一項又は第十一条第六項の規定による船舶等の長又は船舶等を運航する運送業者に対する通知は、別記第十二号様式による退去命令通知書によつて行うものとする。

(異議の申出)

第十一条 法第十一条第一項の規定による異議の申出は、別記第十三号様式による異議申出書一通を提出して行わなければならない。

(仮上陸の許可)

第十二条 法第十三条第二項に規定する仮上陸許可書の様式は、別記第十四号様式による。

2 法第十三条第三項の規定による住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他の条件は、次の各号によるものとする。  
一 住居は、その者が到着した出入国港の所在する市町村の区域内(東京都の特別区の存す

るところはその区域内とする。以下同じ。)で指定する。ただし、主任審査官が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。  
二 行動の範囲は、主任審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する市町村の区域内とする。  
三 出頭の要求は、出頭すべき日時及び場所を指定して行う。

四 前各号のほか、主任審査官が付するその他の条件は、上陸の手続に必要な行動以外の行動の禁止その他特に必要と認める事項とする。  
3 法第十三条第三項の規定による保証金の額は、主任審査官が、その者の所持金、仮上陸中必要と認められる経費その他の情状を考慮して、二百万円以下の範囲内で定めるものとする。ただし、未成年者に対する保証金の額は、百万円を超えないものとする。

4 主任審査官は、保証金を納付させたときは、歳入歳出外現金出納官吏に別記第十五号様式による保管金受領証書を交付させるものとする。  
5 主任審査官は、仮上陸を許可された者が、逃亡した場合又は正当な理由がなくて呼出しに応じない場合を除き、仮上陸に付されたその他の条件に違反したときは、情状により、保証金額の半額以下の範囲内で、保証金を没取することができる。

6 主任審査官は、法第十三条第五項の規定により保証金を没取したときは、別記第十六号様式による保証金没取通知書を交付するものとする。  
7 法第十三条第六項に規定する収容書の様式は、別記第十六号の二様式による。

(退去命令を受けた者がとどまることができる場所)

第十二条之二 法第十三条の二第一項に規定する法務省令で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 別表第五に掲げる施設  
二 退去命令を受けた者がとどまることができる場所とする目的で設置された施設(前号に掲げる施設を除く。)

三 前二号に掲げる施設が当該出入国港の近傍にない場合又は特別審理官若しくは主任審査官において前二号に掲げる施設に退去命令を受けた者がとどまることが適当でないことを認めるに足りる相当の理由がある場合における前二号に掲げる施設以外の施設

2 法第十三条の二第二項に規定する退去命令を受けた者及び船舶等の長又は船舶等を運航する運送業者に対する通知は、それぞれ別記第十一号様式による退去命令書及び別記第十二号様式による退去命令通知書によつて行うものとする。

(寄港地上陸の許可)

第十三条 法第十四条第一項の規定による寄港地上陸の許可の申請は、別記第十七号様式による申請書及び寄港地上陸を希望する外国人が記載した別記第六号様式による書面各一通を入国審査官に提出して行わなければならない。

2 法第十四条第一項に規定する寄港地上陸を希望する外国人は、本邦から出国後旅行目的の地までの旅行に必要な切符又はこれに代わる保証書及び本邦から出国後旅行目的の地へ入国することができる有効な旅券を所持していなければならない。

3 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十四条第二項の規定により指紋及び写真を提供させる場合について準用する。  
4 法第十四条第三項に規定する寄港地上陸の許可の証印の様式は、別記第十八号様式又は別記第十八号の二様式による。

5 法第十四条第四項の規定による上陸時間、行動の範囲その他の制限は、次の各号によるものとする。  
一 上陸時間は、七十二時間の範囲内で定め

二 行動の範囲は、入国審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、その者が到着した出入国港の所在する市町村の区域内とする。  
三 前各号のほか、入国審査官が付するその他の制限は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。

(船舶観光上陸の許可)

第十三条之二 法第十四条の二第一項又は第二項の規定による船舶観光上陸の許可の申請は、別記第十七号の二様式による申請書一通を入国審査官に提出して行わなければならない。

2 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十四条の二第三項の規定又は同条第七項の規定により指紋及び写真を提供させる場合について準用する。  
3 法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書の様式は、別記第十七号の三様式による。

4 法第十四条の二第五項の規定による上陸期間、行動の範囲その他の制限は、次の各号によるものとする。  
一 上陸期間は、次のイ又はロに掲げる航路の区分に応じ、当該イ又はロに定める期間内で定める。  
イ 本邦内の寄港地の数が一であるもの  
七日  
ロ 本邦内の寄港地の数が二以上であるもの  
の 三十日

二 行動範囲は、都道府県又は市町村を特定して定めるものとする。  
三 前各号のほか、入国審査官が付するその他の制限は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。

5 入国審査官は、法第十四条の二第八項又は第九項の規定により同条第二項の許可(以下「数次船舶観光上陸許可」という。)を取り消した場合においては、その旨を別記第十七号の四様式により当該許可を受けた者に、別記第十七号の五様式により当該許可の申請をした指定旅客船舶の船長又は運送業者に、それぞれ通知するものとする。

6 前項の場合において、入国審査官は、取り消された数次船舶観光上陸許可に係る船舶観光上陸許可書を返納させるものとする。

(通過上陸の許可)

第十四条 法第十五条第一項又は第二項の規定による通過上陸の許可の申請は、別記第十七号様式による申請書及び通過上陸を希望する外国人が記載した別記第六号様式による書面各一通を入国審査官に提出して行わなければならない。

2 第十三条第二項の規定は、法第十五条第一項又は第二項に規定する通過上陸を希望する外国人について準用する。  
3 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十五条第三項の規定により指紋及び写真を提供させる場合について準用する。

4 法第十五条第四項に規定する通過上陸の許可の証印の様式は、別記第十九号様式又は別記第十九号の二様式による。  
5 法第十五条第一項の規定による通過上陸の許可に係る同条第五項の規定による上陸期間、通過経路その他の制限は、次の各号によるものとする。

一 上陸期間は、十五日を超えない範囲内で定める。



- 二 通過経路は、入国審査官が特別の事由があるとして別に定められた場合を除き、船舶に乗っている外国人が帰船しようとする船舶の乗る出入国港までの順路によつて定める。
- 三 前各号のほか、入国審査官が付するその他の制限は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。
- 6 法第十五条第二項の規定による通過上陸の許可に係る同条第五項の規定による上陸期間、通過経路その他の制限は、次の各号によるものとする。
  - 一 上陸期間は、三日を超えない範囲内で定める。
  - 二 通過経路は、入国審査官が特別の事由があるとして別に定められた場合を除き、船舶等に乗っている外国人が出国のため乗ろうとする船舶等のある出入国港までの順路によつて定める。
  - 三 前各号のほか、入国審査官が付するその他の制限は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。

- が到着した出入国港の所在する市町村の区域内とする。ただし、他の出入国港にある他の船舶等への乗換えのため上陸を許可する場合の通過経路は、乗り換えようとする船舶等のある出入国港までの順路によつて定める。
- 三 前各号のほか、入国審査官が付するその他の制限は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。
- 第十五条の二 法第十六条第二項の規定による乗員上陸の許可（以下「数次乗員上陸許可」という。）の申請は、別記第二十二号の様式による申請書二通及び写真一葉を入国審査官に提出して行わなければならない。
- 2 数次乗員上陸許可に係る法第十六条第四項に規定する乗員上陸許可の様式は、別記第二十二号の様式による。
- 3 入国審査官は、法第十六条第八項又は第九項の規定により数次乗員上陸許可を取り消した場合には、その旨を別記第二十二号の様式により当該乗員に、別記第二十二号の様式により当該許可の申請をした船舶等の長又は運送業者に、それぞれ通知するものとする。
- 4 前項の場合において、入国審査官は、取り消された数次乗員上陸許可に係る乗員上陸許可書を返納させるものとする。
- 第十五条の三 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十六条第三項の規定又は同条第七項の規定により指紋及び写真を提供させる場合について準用する。
- （緊急上陸の許可）
- 第十六条 法第十七条第一項の規定による緊急上陸の許可の申請は、別記第二十三号様式による申請書二通を入国審査官に提出して行わなければならない。
- 2 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十七条第二項の規定により指紋及び写真を提供させる場合について準用する。
- 3 法第十七条第三項に規定する緊急上陸許可書の様式は、別記第二十四号様式による。
- 第十七条 法第十八条第一項の規定による遭難による上陸の許可の申請は、別記第二十五号様式による申請書二通を入国審査官に提出して行わなければならない。
- 2 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十八条第三項の規定により指紋及び写真を提供させる場合について準用する。

- 3 法第十八条第四項に規定する遭難による上陸許可の様式は、別記第二十六号様式による。
- 4 法第十八条第五項の規定による上陸期間、行動の範囲その他の制限は、次の各号によるものとする。
  - 一 上陸期間は、三十日を超えない範囲内で定める。
  - 二 行動の範囲は、入国審査官が特別の事由があるとして別に定められた場合を除き、救護された外国人が救護を受ける場所の属する市町村の区域内とする。
  - 三 前各号のほか、入国審査官が付するその他の制限は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。
- 第十八条 法第十八条の二第一項の規定により一時庇護のための上陸の許可を申請しようとする外国人は、別記第六号様式及び別記第二十六号の二様式による書面一通を入国審査官に提出しなければならない。
- 2 第五条第四項及び第五項の規定は、前項の申請について準用する。
- 3 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十八条の二第二項の規定により指紋及び写真を提供させる場合について準用する。
- 4 法第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書の様式は、別記第二十七号様式による。
- 5 法第十八条の二第四項の規定による上陸期間、住居及び行動範囲の制限その他の条件は、次の各号によるものとする。
  - 一 上陸期間は、六月を超えない範囲内で定める。
  - 二 住居は、入国審査官が一時庇護のための上陸中の住居として適当と認める施設等を指定する。
  - 三 行動の範囲は、入国審査官が特別の事由があるとして別に定められた場合を除き、指定された住居の属する市町村の区域内とする。
  - 四 前各号のほか、入国審査官が付するその他の条件は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。
- 第十九条 法第十九条第二項の許可（以下「資格外活動の許可」という。）を申請しようとする外国人は、別記第二十八号様式による申請書一通並びに当該申請に係る活動の内容を明らかにする書類及びその他参考となるべき資料各一通を

- 地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。
- 2 前項の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。
- 一 中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード
- 二 中長期在留者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書
- 3 第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者であつて当該外国人から依頼を受けたものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。
  - 一 次のイからホまでに掲げる機関又は団体（以下第三号並びに第五十九条の三第二項第一号イ及び第六十一号の三第五項第三号において「受入れ機関等」という。）の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの（次号又は第三号に掲げる場合を除く。）
    - イ 外国人が経営し、又は経営しようとする機関
    - ロ 外国人を雇用し、又は雇用しようとする機関
    - ハ 外国人が研修若しくは教育を受け、又は受けようとする機関
    - ニ 外国人が行う技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を修得する活動の監理を行う団体（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第二条第十項に規定する監理団体をいう。）、又は行おうとする団体
    - ホ イからニまでに掲げるものに準ずるものとして出入国在留管理庁長官が告示をもつて定める機関
  - 二 第一項に規定する外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者として特定技能の在留資格をもつて在留する者である場合にあつては、特定技能、所属機関の職員又は登録支援機関の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの

三 第一項に規定する外国人が本邦に在留する外国人の扶養を受ける日常的な活動を行うとして家族滞在の在留資格をもつて在留する者又は同活動を特に指定されて特定活動の在留資格をもつて在留する者である場合にあつては、受入れ機関等の職員又は当該者を扶養する外国人が経営している機関若しくは雇用されている機関（当該外国人が経営しようとする機関又は当該外国人を雇用しようとする機関を含む。）の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの

四 公益法人の職員で地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの

五 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの

六 当該外国人の法定代理人

4 資格外活動許可は、別記第二十九号様式による資格外活動許可書を交付すること又は旅券若しくは在留資格証明書に別記第二十九号の様式による証印をすることによつて行うものとす。この場合において、資格外活動許可が中長期在留者に対するものであるときは、在留カードに法第十九条の四第一項第七号及び第十九条の六第九項第一号に掲げる事項の記載（第十九条の六第九項の規定による法第十九条の四第一項第七号に掲げる事項及び新たに許可した活動の要旨の記録を含む。第六項において同じ。）をするものとする。

5 法第十九条第二項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、次の各号のいずれかによるものとする。

一 一週について二十八時間以内（留学の在留資格をもつて在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、一日について八時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれていた営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除き、留学の在留資格をもつて在留する者については教育機関に在籍している間に行うものに限る。）

二 教育、技術・人文知識・国際業務又は技能の在留資格をもつて在留する者（我が国の地方公共団体その他これに準ずるもの（以下「地方公共団体等」という。）と雇用に関する契約を締結しているもの）に限り、技能の在留資格をもつて在留する者にあつてはスポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するものに限る。）が行う一週について二十八時間以内の法別表第一の二の表の教育の項、技術・人文知識・国際業務の項又は技能の項の下欄に掲げる活動（現に有する在留資格をもつて行うものを除き、当該地方公共団体等との雇用に関する契約に基づいて行うもの又は当該地方公共団体等以外の地方公共団体等との雇用に関する契約（当該契約の内容について現に有する在留資格に係る契約の相手方である地方公共団体等が認めるもの）に限る。）に基づいて行うもの）に限り、技能の項の下欄に掲げる活動にあつてはスポーツの指導に係る技能を要するものに限る。）

三 前各号に掲げるもののほか、地方出入国在留管理局長が、資格外活動の許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称及び所在地、業務内容その他の事項を定めて個々に指定する活動

6 法第十九条第三項の規定により資格外活動許可を取り消したときは、その旨を別記第二十九号の様式による資格外活動許可取消通知書によりその者に通知するとともに、その者が所持する資格外活動許可書を返納させ、又はその者が所持する旅券若しくは在留資格証明書に記載された資格外活動の許可の証印を抹消するものとする。この場合において、資格外活動許可の取消しが中長期在留者に対するものであるときは、第四項の規定により在留カードにした記載を抹消するものとする。

第十九条の二 法第六条第一項の申請をした外国人であつて、法第九條第三項（法第十條第九項及び第十一條第五項の規定において準用する場合を含む。）の規定により在留資格を決定された次の各号に掲げる者が、その後引き続き資格外活動許可の申請を行うとき（三月の在留期間を決定された後に行うときを除く。）は、前条

第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める申請書一通を提出して行うものとする。

一 留学の在留資格を決定された者 別記第二十九号の様式による申請書

二 教育、技術・人文知識・国際業務又は技能の在留資格を決定された者（地方公共団体等と雇用に関する契約を締結し、かつ、在留資格認定証明書の交付を受けているもの）に限り、技能の在留資格を決定された者にあつてはスポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するものに限る。） 別記第二十九号の四の様式による申請書

2 前項の申請を受けた地方出入国在留管理局長は、必要があると認めるときは、当該外国人に対し申請に係る参考となるべき資料の提出を求めることができる。

3 第一項の申請については、前条第三項の規定は適用しない。

4 第一項の申請に対し、法第十九条第二項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、第一項第一号に該当する者である場合には前条第五項第一号によるものとし、第一項第二号に該当する者である場合には同条第五項第二号によるものとする。

第十九条の三 法第十九条第一項第一号に規定する業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の報酬は、次の各号に定めるとおりとする。

一 業として行うものではない次に掲げる活動に対する謝金、賞金その他の報酬

イ 講演 講義 討論その他これらに類似する活動

ロ 助言、鑑定その他これらに類似する活動

ハ 小説、論文、絵画、写真、プログラムその他の著作物の制作

ニ 催物への参加、映画又は放送番組への出演その他これらに類似する活動

二 親族、友人又は知人の依頼を受けてその者の日常の家事に従事すること（業として従事するものを除く。）に対する謝金その他の報酬

三 留学の在留資格をもつて在留する者で大学又は高等専門学校（第四学年、第五学年及び専攻科に限る。）において教育を受けるもの（専ら日本語教育（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定

等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第一条に規定する日本語教育をいう。以下同じ。）を受けるものを除く。）が当該大学又は高等専門学校との契約に基づいて行う教育又は研究を補助する活動に対する報酬（就労資格証明書）

第十九条の四 法第十九条の二第一項の規定による証明書（以下「就労資格証明書」という。）の交付を申請しようとする外国人は、別記第二十九号の様式による申請書一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、第十九条第四項の規定による資格外活動許可書の交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許可書を提示しなければならない。

一 中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード

二 特別永住者にあつては、特別永住者証明書

三 中長期在留者及び特別永住者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書

3 第十九条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第十九条の四第一項」と、「前項」とあるのは、「第十九条の四第二項」と読み替えるものとする。

4 就労資格証明書の様式は、別記第二十九号の様式による。

第十九条の五 法第十九条の三第四号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

（中長期在留者に当たらない者）

一 特定活動の在留資格を決定された者であつて、台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたもの

二 特定活動の在留資格を決定された者であつて、駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたもの

三 特定活動の在留資格を決定された者であつて、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体との雇用契約に基づいて、本邦において情報通信技術を用いて当該団体の外国にある事業所における業務に従事する活動又は外国にある者に対し、情報通信技術

を用いて役務を有償で提供し、若しくは物品等販売等する活動（本邦に入国しなれば提供又は販売等できないものを除く。）を特定に指定されたもの

四 特定活動の在留資格を決定された者であつて、前号に規定する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動を特に指定されたもの

(在留カードの記載事項等)

第十九条の六 法第十九条の四第一項第一号に規定する氏名は、ローマ字により表記するものとする。

2 法第十九条の四第一項第一号に規定する国籍・地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する中長期在留者については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を記載するものとする。

一 法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可を受けて中長期在留者となつた者 法第九条第一項、第十条第八項又は第十一条第四項の規定により上陸許可の証印をされた旅券を発行した国の国籍又は機関の属する法第二条第五号ロに規定する地域

二 法第十九条の十第二項（法第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項の規定において準用する場合を含む。）の規定により新たな在留カードの交付を受ける中長期在留者（次号に掲げる者を除く。） 当該交付により効力を失うこととなる在留カードに記載された国籍・地域

三 国籍・地域に変更を生じたとして法第十九条の十第一項の届出に基づき同条第二項の規定により新たな在留カードの交付を受ける中長期在留者 変更後の国籍・地域

四 法第二十條第四項第一号（法第二十一条第四項及び第二十二條の二第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は第二十二條第三項（法第二十二條の二第四項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により在留カードの交付を受ける者（新たに中長期在留者となつた者に限る。） 当該交付に係る申請において、第二十条第四項（第二十一条第四項、第二十一条の四第三項及び第二十二條第三項において準用する場合を含む。）以下の号において同じ。）又は第二十四條第四

項（第二十五條第三項において準用する場合を含む。）の規定により提示した旅券を発行した国の国籍又は機関の属する法第二条第五号ロに規定する地域（第二十条第四項の規定により在留資格証明書を提示した者にあつては、当該在留資格証明書に記載された国籍・地域）

五 中長期在留者であつて、前号に掲げる規定により新たな在留カードの交付を受けるもの 当該交付により効力を失うこととなる在留カードに記載された国籍・地域

六 法第五十条第一項の規定による許可を受け新たに中長期在留者となつたことにより同条第七項の規定により在留カードの交付を受ける者 当該許可に係る決定書に記載された国籍・地域

七 法第六十一条の二の二第一項の規定により定住者の在留資格の取得を許可されて新たに中長期在留者となつたことにより同条第二項第一号の規定により在留カードの交付を受ける者 難民認定証明書又は補完的保護対象者認定証明書に記載された国籍・地域

八 法第六十一条の二の五第一項の規定により在留資格の取得を許可されて新たに中長期在留者となつたことにより同条第三項において準用する法第二十条第四項第一号の規定により在留カードの交付を受ける者 仮滞在許可書に記載された国籍・地域

3 法第十九条の四第一項第一号の地域として出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）第一条に規定するヨルダン川西岸地区及びガザ地区を記載するときは、パレスチナと表記するものとする。

4 法第十九条の四第一項第六号に規定する就労制限があるときは、その制限の内容を記載するものとする。

5 法第十九条の四第二項に規定する在留カードの番号は、ローマ字四文字及び八桁の数字を組み合わせで定めるものとする。

6 法第十九条の四第三項の規定により中長期在留者の写真を表示する在留カードは、有効期間の満了の日を中長期在留者の十六歳の誕生日以降の日として交付するものとする。この場合において、当該写真は、別表第三の二に定める要件を満たしたものとし、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項若しくは第二項、第二十

条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の三第三項（第二十一条の四第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項の規定により提出された写真（第八項において「申請等において提出された写真」という。）、法第十九条の四第三項後段の規定により利用することができる写真又は中長期在留者が在留カードへの表示を希望する写真のいずれかを表示するものとする。

7 法第十九条の四第三項に規定する法務省令で定める法令の規定は、第六条の二第二項とする。

8 出入国在留管理庁長官は、申請等において提出された写真以外の写真を利用して、在留カードに中長期在留者の写真を表示しようとするときは、入国審査官に当該中長期在留者の写真を撮影させることができる。この場合において、当該中長期在留者の写真を撮影したときは、第六項後段の規定にかかわらず、当該写真を在留カードに表示するものとする。

9 法第十九条の四第四項に規定する在留カードの様式は、別記第二十九号の七様式によるものとし、同項に規定する在留カードに表示すべきものは、次に掲げる事項とする。

一 資格外活動許可をしたときは、新たに許可した活動の要旨

二 法第十九条の七第二項（法第十九条の八第二項及び法第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき住居地（法第十九条の九第二項において法第十九条の七第二項を準用する場合にあつては、新住居地）を記載するときは、当該記載に係る届出の年月日

三 法第二十条第二項又は第二十一条第二項の規定による申請があつたときは、その旨

10 法第十九条の四第五項の規定による記録は、同条第一項各号に掲げる事項、同条第三項に規定する写真及び資格外活動許可をしたときにおける新たに許可した活動の要旨を在留カードに組み込んだ半導体集積回路に記録して行うものとする。この場合において、同条第一項第二号に規定する住居地の記録は、在留カードを交付するときに限り行うものとする。

条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第二十二条第二項（法第二十二條の二第四項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第五十条第一項若しくは第六十一条の二の五第一項の規定による許可又は難民の認定若しくは補完的保護対象者の認定を受けて法第六十一条の二の二第一項の規定による許可を受け新たに中長期在留者になることを希望する者を含む。以下この条において同じ。）から申出があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、ローマ字により表記した氏名に併せて、当該漢字又は当該漢字及び仮名（平仮名又は片仮名をいい、当該中長期在留者の氏名の一部に漢字を使用しない場合における当該部分を表記したものに限る。以下この条において同じ。）を使用した氏名を表記することができる。

2 前項の申出をしようとする中長期在留者は、氏名に漢字を使用することを証する資料一通を提出しなければならない。

3 第一項の申出は、法第十九条の十第一項の規定による届出又は法第十九条の十一第一項若しくは第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項若しくは第三項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二條第一項、第二十二條の二第二項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）、第五十条第二項若しくは第六十一条の二第二項若しくは第二項の規定による申請と併せて行わなければならない。

4 出入国在留管理庁長官は、氏名に漢字を使用する中長期在留者について、ローマ字により氏名を表記することにより当該中長期在留者が著しい不利益を被るおそれがあることその他の特別の事情があると認めるときは、前条第一項の規定にかかわらず、ローマ字に代えて、当該漢字又は当該漢字及び仮名を使用した氏名を表記することができる。

5 第一項及び前項の場合における当該表記に用いる漢字の範囲、用法その他の漢字を使用した氏名の表記に関し、必要な事項は、出入国在留管理庁長官が告示をもつて定める。

6 第一項及び第四項の規定により表記された漢字又は漢字及び仮名を使用した氏名は、法第十九条の十第一項の規定による届出による場合を除き、変更（当該漢字又は漢字及び仮名を使用した氏名を表記しないこととするを含む。）

することができない。ただし、出入国在留管理  
庁長官が相当と認める場合は、この限りでな  
い。

(新規上陸後の住居地届出等)

第十九条の八 法第十九条の七第一項の規定によ  
る届出(同条第三項の規定により同条第一項の  
規定による届出とみなされる届出を除く。)、法  
第十九条の八第一項の規定による届出(同条第  
三項の規定により同条第一項の規定による届出  
とみなされる届出を除く。)、又は法第十九条の  
九第一項の規定による届出(同条第三項の規定  
により同条第一項の規定による届出とみなされ  
る届出を除く。)、は、別記第二十九号の八様式  
による届出書一通を提出して行わなければならない。

(住居地以外の記載事項の変更届出)

第十九条の九 法第十九条の十第一項の規定によ  
る届出は、別記第二十九号の九様式による届出  
書一通、写真一葉及び法第十九条の四第一項第  
一号に掲げる事項に変更を生じたことを証する  
資料一通を提出して行わなければならない。

2 前項の届出に当たっては、旅券及び在留カ  
ードを提示しなければならない。この場合にお  
いて、旅券を提示することができない中長期在留  
者にあつては、その理由を記載した書面一通を  
提出しなければならない。

3 十六歳に満たない中長期在留者について第一  
項の届出をする場合は、写真の提出を要しな  
い。

(在留カードの有効期間の更新)

第十九条の十 法第十九条の十一第一項又は第二  
項の規定による申請は、別記第二十九号の十様  
式による申請書一通及び写真一葉を提出して行  
わなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の申請の場合に準  
用する。

(紛失等による在留カードの再交付)

第十九条の十一 法第十九条の十二第一項の規定  
による申請は、別記第二十九号の十一様式によ  
る申請書一通、写真一葉及び在留カードの所持  
を失つたことを証する資料一通を提出して行わ  
なければならない。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる書類を  
提示しなければならない。この場合において、  
旅券を提示することができない中長期在留者に  
あつては、その理由を記載した書類一通を提出  
しなければならない。

一 旅券  
二 第十九条第四項の規定による資格外活動許  
可書の交付を受けている者にあつては、当該  
資格外活動許可書

3 第十九条の九第三項の規定は、第一項の申請  
の場合に準用する。

(汚損等による在留カードの再交付)

第十九条の十二 法第十九条の十三第一項前段又  
は第三項の規定による申請は、別記第二十九号  
の十二様式による申請書一通及び写真一葉を提  
出して行わなければならない。

2 法第十九条の十三第一項後段の規定による申  
請は、別記第二十九号の十三様式による申請書  
一通及び写真一葉を提出して行わなければならない。

3 第十九条の九第二項及び第三項の規定は、前  
二項の申請の場合に準用する。この場合にお  
いて、同条第二項中「前項」とあり、同条第三項  
中「第一項」とあるのは、「第十九条の十二第  
一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(在留カードの再交付申請命令)

第十九条の十三 法第十九条の十四第二項の規定  
による命令は、別記第二十九号の十四様式によ  
る在留カード再交付申請命令書を中長期在留者  
に交付して行うものとする。

(在留カードの失効に関する情報の公表)

第十九条の十四 出入国在留管理庁長官は、効力  
を失つた在留カードの番号の情報をインターネ  
ットの利用その他の方法により提供することが  
できる。

(所屬機関等に関する届出)

第十九条の十五 法第十九条の十六に規定する法  
務省令で定める事項は、届出に係る中長期在留  
者の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居  
地及び在留カードの番号並びに別表第三の三  
上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に  
掲げる事項とする。

2 法第十九条の十六の届出をしようとする中長  
期在留者は、同条各号に定める事由が生じた旨  
及び前項に規定する事項を記載した書面を地方  
出入国在留管理局に提出しなければならない。

3 前項に規定する書面の提出は、郵便又は民間  
事業者による信書の送達に関する法律(平成十  
四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する  
一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する  
特定信書事業者による同条第二項に規定する  
信書便(以下「信書便」という。)により提

出するときは、出入国在留管理庁長官が指定す  
る出入国在留管理官署にもすることができ  
(所屬機関による届出)

第十九条の十六 法第十九条の十七に規定する法

務省令で定める機関は、教授、高度専門職、経  
営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教  
育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、  
介護、興行、技能、留学又は研修の在留資格を  
もつて在留する中長期在留者が受け入れられて  
いる機関(当該中長期在留者の受入れに関し、  
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の  
安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和  
四十一年法律第百三十二号)第二十八条第一項  
の規定による届出をしなければならない事業主  
を除く。とする。)

2 前項に規定する機関が法第十九条の十七の届  
出をするときは、別表第三の四の表の上欄に掲  
げる受入れの状況に至つた日から十四日以内  
に、当該受入れの状況に応じそれぞれ同表の下  
欄に掲げる事項を記載した書面を地方出入国在  
留管理局に提出するものとする。

3 前条第三項の規定は、前項に規定する書面の  
提出をする場合について準用する。

(特定技能所屬機関による届出)

第十九条の十七 法第十九条の十八第一項に規定  
する法務省令で定める事項は、届出に係る特定  
技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地  
域、住居地及び在留カードの番号並びに別表第  
三の五の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表  
の下欄に掲げる事項とする。

2 法第十九条の十八第一項の届出をしようとし  
る特定技能所屬機関は、同項各号に定める事由  
が生じた日から十四日以内に、同項各号に定め  
る事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記  
載した書面を、地方出入国在留管理局に提出し  
なければならない。

3 法第十九条の十八第一項に規定する軽  
微な変更は、業務の内容、報酬の額その他の労  
働条件以外の変更であつて、特定技能雇用契約  
に実質的な影響を与えない変更とする。

4 法第十九条の十八第二号に規定する軽  
微な変更は、支援の内容又は実施方法以外の変  
更であつて、一号特定技能外国人支援計画に実  
質的な影響を与えない変更とする。

5 法第十九条の十八第三号に規定する軽  
微な変更は、契約の内容の変更であつて、法第  
二条の五第五項の契約に実質的な影響を与えな  
い変更とする。

6 法第十九条の十八第一項第四号に規定する法  
務省令で定める場合は、次に掲げる場合とす  
る。

一 特定技能外国人を受け入れることが困難と  
なつた場合

二 特定技能外国人に関して出入国又は労働に  
関する法令に關し不正又は著しく不当な行為  
があつたことを知つた場合

7 第十九条の十五第三項の規定は、第二項に規  
定する書面の提出をする場合について準用す  
る。

第十九条の十八 法第十九条の十八第二項第一号  
に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げ  
る事項とする。

一 届出の対象となる期間内に受け入れていた  
特定技能外国人の総数

二 届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月  
日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カ  
ードの番号

三 届出に係る特定技能外国人が別表第一の  
二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を  
行つた日数、活動の場所及び従事した業務の  
内容

四 届出に係る特定技能外国人が派遣労働者等  
(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派  
遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年  
法律第八十八号)以下「労働者派遣法」とい  
う。)、第二条第二号に規定する派遣労働者及  
び船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三  
十号)第六条第十二項に規定する派遣船員を  
いう。として業務に従事した場合にあつて  
は、派遣先(労働者派遣法第二条第四号に規  
定する派遣先及び船員職業安定法第六条第十  
五項に規定する派遣先をいう。である本邦  
の公私の機関の氏名又は名称及び住所

2 法第十九条の十八第二項第三号に規定する法  
務省令で定める事項は、次に掲げる事項とす  
る。

一 特定技能外国人及び当該特定技能外国人の  
報酬を決定するに当たつて比較対象者とした  
従業者(比較対象者とした従業者がいな  
い場合にあつては、当該特定技能外国人と同一の  
業務に従事する従業者)に対する報酬の支払  
状況(当該特定技能外国人のそれぞれの報酬  
の総額及び銀行その他の金融機関に対する当  
該特定技能外国人の預金口座又は貯金口座へ

の振込みその他の方法により現実に支払われた額を含む。）

二 所属する従業員の数、特定技能外国人と同一の業務に従事する者の新規雇用者数、離職者数、行方不明者数及びそれらの日本人、外国人の別

三 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る適用の状況並びに労働者災害補償保険の適用の状況に係る状況

四 特定技能外国人の安全衛生に関する状況  
五 特定技能外国人の受入れに要した費用の額及びその内訳

3 法第十九条の十八第二項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

4 前項の場合において、届出が法第十九条の十八第二項第二号に係るものであるときは、適合一号特定技能外国人支援計画の実施の状況を明らかにする資料を提出しなければならない。

5 法第十九条の十八第二項の届出は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に行わなければならない。

6 第十九条の十五第三項の規定は、第三項に規定する書面の提出をする場合について準用する。

(登録の申請)

第十九条の十九 法第十九条の二十四第一項の申請は、別記第二十九号の十五様式による申請書を地方出入国在留管理局に提出して行わなければならない。

2 法第十九条の二十四第一項第三号の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 支援業務を開始する予定年月日  
二 特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要

3 法第十九条の二十四第二項（法第十九条の二十七第三項において準用する場合を含む。）の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、出入国在留管理庁長官がこれらの書類の一部又は全部の添付を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

一 申請者が法人の場合にあつては申請者の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにそ

の役員住民票の写し（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である役員については、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員住民票の写し））、法人でない場合にあつては申請者の住民票の写し

二 申請者の概要書

三 法第十九条の二十六第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

四 適合一号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者（以下「支援責任者」という。）の履歴書並びに就任承諾書及び支援業務に係る誓約書の写し

五 適合一号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）の履歴書並びに就任承諾書及び支援業務に係る誓約書の写し

六 その他必要な書類

第十九条の二十 法第十九条の二十六第一項第五号の法務省令で定める者は、精神の機能の障害により支援業務を適正に行うに当たつての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないう者とする。

（支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者）

第十九条の二十一 法第十九条の二十六第一項第十四号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 過去一年間に、登録支援機関にならうとする者において、その者の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させている者

二 登録支援機関にならうとする者において、役員又は職員の中から、支援責任者及び支援業務を行う事務所ごとに一名以上の支援担当者（支援責任者が兼ねることができる。）が選任されていない者

三 次のいずれにも該当しない者  
イ 登録支援機関にならうとする者が、過去二年間に法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ハにおい

て同じ。）をもつて在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行つた実績がある者であること

ロ 登録支援機関にならうとする者が、過去二年間に報酬を得る目的で業として本邦に在留する外国人に関する各種の相談業務に従事した経験を有する者であること

ハ 登録支援機関にならうとする者において選任された支援責任者及び支援担当者が、過去五年間に一年以上法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格をもつて在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること

ニ イからハまでに掲げるもののほか、登録支援機関にならうとする者が、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として出入国在留管理庁長官が認めるものであること

四 情報提供及び相談対応に関し次のいずれかに該当する者

イ 適合一号特定技能外国人支援計画に基づき情報提供すべき事項について、特定技能外国人が十分に理解することができる言語により適切に情報提供する体制を有していない者

ロ 特定技能外国人からの相談に係る対応について、担当の職員を確保し、特定技能外国人が十分に理解することができる言語により適切に対応する体制を有していない者

ハ 支援責任者又は支援担当者が特定技能外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していない者

五 支援業務の実施状況に係る文書を作成し、当該支援業務を行う事務所に、当該支援業務に係る支援の対象である特定技能外国人が締結した特定技能雇用契約の終了の日から一年以上備えて置くこととしていない者

六 支援責任者又は支援担当者が次のいずれか（支援担当者にあつてはイに限る。）に該当する者

イ 法第十九条の二十六第一項第一号から第十一号までのいずれかに該当する者

ロ 特定技能所属機関の役員配偶者、二親等内の親族その他特定技能所属機関の役員と社会生活において密接な関係を有する者

であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者とならうとする者

ハ 過去五年間に特定技能所属機関の役員又は職員であつた者であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者とならうとする者

七 一号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に当該外国人に負担させることとしている者

八 法第二条の第五項の契約を締結するに当たり、特定技能所属機関に対し、支援業務に要する費用の額及びその内訳を示すこととしていない者

（変更の届出）

第十九条の二十二 法第十九条の二十七第一項の届出は、当該変更の日から十四日以内に、別記第二十九号の十六様式による届出書を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

（支援業務の休止の届出）

第十九条の二十三 法第十九条の二十九第一項の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

2 前項の届出をして支援業務を休止した者は、休止した支援業務を再開しようとするときは、あらかじめ、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

（支援業務の実施状況等の届出）

第十九条の二十四 法第十九条の三十第二項の届出は、四半期ごとに、同項に規定する事項を記載した書面を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

2 法第十九条の三十第二項の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、居住地及び在留カードの番号

二 特定技能所属機関の氏名又は名称及び住所

三 特定技能外国人から受けた相談の内容及び対応状況（労働基準監督署への通報及び公共職業安定所への相談の状況を含む。）

四 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生、特定技能外国人の行方不明者の発生その他の問題の発生状況



第十九条の二十五 入国審査官又は入国警備官

は、法第十九条の三十七第二項の規定により関係人に対し出頭を求めて質問をしたときは、当該関係人の供述を録取した調書を作成することができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調書を作成したときは、当該関係人に閲覧させ、又は読み聞かせて、録取した内容に誤りがないことを確認させた上、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならぬ。この場合において、当該関係人が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、その旨を調書に付記しなければならない。

第二十條 法第二十条第二項の規定により在留資格の変更を申請しようとする外国人は、別記第三十号様式による申請書一通を提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、写真一葉、申請に係る別表第三の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、前項本文の規定にかかわらず、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

- 一 十六歳に満たない者
二 三月以下の在留期間の決定を受けることを希望する者
三 短期滞在の在留資格への変更を希望する者
四 外交又は公用の在留資格への変更を希望する者

五 特定活動の在留資格への変更を希望する者で法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として次のいずれかの活動の指定を希望するもの

- イ 台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
ロ 駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

4 第一項の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

- 一 中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード
二 中長期在留者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書
三 第十九条第四項の規定による資格外活動許可書の交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許可書
四 法第二十条第四項第二号及び第三号に規定する旅券又は在留資格証明書への新たな在留資格及び在留期間の記載は、別記第三十一号様式又は別記第三十一号の二様式による証印によつて行うものとする。

7 法第二十条第三項の規定により在留資格の変更の許可をする場合において、高度専門職の在留資格（法別記第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）への変更を許可するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定技能の在留資格への変更を許可するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関及び特定産業分野を記載した別記第三十一号の四様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格への変更を許可するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

8 法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

9 中長期在留者がした第一項の申請に対し許可をしない処分をしたとき及び当該申請の取下げがあつたときは、第五項の規定により在留カードにした記載を抹消するものとする。

（特定技能の在留資格に係る在留資格の変更の特則）

第二十條の二 法第二十条第二項の規定により特定技能の在留資格（法別記第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。以下この条及び第二十一条の二において同じ。）へ

の変更を申請した場合であつて、当該申請をした者が同在留資格をもつて本邦に在留したことがあるものにあつては、当該在留資格をもつて在留した期間が通算して五年に達しているときは、法第二十条第三項の相当の理由がないものとする。

（在留期間の更新）
第二十一条 法第二十一条第二項の規定により在留期間の更新を申請しようとする外国人は、在留期間の満了する日までに、別記第三十号の二様式による申請書一通を提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、写真一葉並びに申請に係る別表第三の六の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、前項本文の規定にかかわらず、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

- 一 十六歳に満たない者
二 中長期在留者でない者
三 三月以下の在留期間の決定を受けることを希望する者

4 第二十条第四項、第五項及び第九項の規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、同条第九項中「第五項」とあるのは「第二十一条第四項において準用する第二十条第五項」と読み替へるものとする。

5 法第二十一条第四項において準用する法第二十条第四項第二号及び第三号に規定する旅券又は在留資格証明書への新たな在留期間の記載は、別記第三十三号様式又は別記第三十三号の二様式による証印によつて行うものとする。

6 法第二十一条第四項において準用する法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

（特定技能の在留資格に係る在留期間の更新の特則）
第二十一条の二 法第二十一条第二項の規定により在留期間の更新を申請した場合であつて、当該申請をした者が、特定技能の在留資格をもつ

て本邦に在留した期間が通算して五年に達しているときは、同条第三項の相当の理由がないものとする。

（申請内容の変更の申出）
第二十一条の三 第二十条第一項の申請をした外国人が、当該申請を在留期間の更新の申請に変更することを申し出ようとするときは、別記第三十号の三様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申出があつた場合には、当該申出に係る第二十条第一項の申請があつた日に第二十一条第一項の申請があつたものとみなす。

3 第一項の申出を受けた地方出入国在留管理局長は、必要があると認めるときは、当該外国人に対し、写真一葉並びに申出に係る別表第三の六の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通の提出を求めることができる。

4 第十九条第三項、第二十条第四項及び前条の規定は、第一項の申出について準用する。この場合において、第十九条第三項中「第一項」とあるのは「第二十一条の三第一項」と、及び前項に定める手続」とあるのは、「第二十一条の三第三項に定める資料の提出及び第二十一条の三第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」と読み替へるものとする。

5 第一項の規定にかかわらず、外国人が疾病その他の事由により自ら出頭することができない場合には、当該外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者が地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申出書及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手続を行うことができる。

6 中長期在留者が第一項の申出をしたときは、第二十条第五項の規定により在留カードにした記載を抹消し、当該在留カードに法第二十一条第二項の規定による申請があつた旨の記載をするものとする。

第二十一条の四 第二十一条第一項の申請をした外国人が、当該申請を在留資格の変更の申請に変更することを申し出ようとするときは、別記第三十号の三様式による申出書一通を地方出入



国在留管理局に出頭して提出しなければならぬ。

2 前項の申出があつた場合には、当該申出に係る第二十一条第一項の申請があつた日に第二十条第一項の申請があつたものとみなす。

3 第十九条第三項、第二十条第四項、第二十条の二並びに前条第三項及び第五項の規定は、第一項の申出について準用する。この場合において、第十九条第三項中「第一項」とあるのは「第二十一条の四第一項」と、及び前項に定める手続」とあるのは「並びに第二十一条の四第三項において準用する第二十条第四項に定める手続及び第二十一条の三第三項に定める資料の提出」と、前条第三項中「別表第三の六」とあるのは「別表第三」と、前条第五項中「第一項」とあるのは「第二十一条の四第一項」と、「及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」とあるのは「並びに第二十一条の四第三項において準用する第二十一条の三第三項に定める資料の提出及び第二十条第四項に定める手続」と読み替へるものとする。

4 中长期在留者が第一項の申出をしたときは、第二十一条第四項が準用する第二十条第五項の規定により在留カードにした記載を抹消し、当該在留カードに法第二十条第二項の規定による申請があつた旨の記載をするものとする。

(永住許可)

第二十二條 法第二十二條第一項の規定により永住許可を申請しようとする外国人は、別記第三十四号様式による申請書一通、写真一葉並びに次の各号に掲げる書類（日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子にあつては第一号及び第二号に掲げる書類を除き、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関が保護の必要性を認めた者で第四項の要件に該当するもの又は法第六十一条の第二項の規定により難民の認定を受けている者若しくは同条第二項若しくは第三項の規定により補充的保護対象者の認定を受けている者にあつては第二号に掲げる書類を除く。）及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 一 素行が善良であることを証する書類
二 独立の生計を営むに足る資産又は技能があることを証する書類

三 本邦に居住する身元保証人の身元保証書
2 前項の場合において、前項の申請が十六歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

3 第二十条第四項の規定は、第一項の申請について準用する。

4 法第二十二條第二項ただし書に規定する法務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 次のイ及びロのいずれにも該当する者として上陸の許可を受けたものであつて、その後引き続き本邦に在留するものであること。
イ インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル又はラオス国内に一時滞在している者であつて、国際連合難民高等弁務官事務所が我が国に対してその保護を推薦しているもの
ロ 次のいずれかに該当する者
(1) 日本社会への適応能力があり、生活を営むに足る職に就くことが見込まれる者
(2) (1) に該当する者の配偶者
(3) (1) 若しくは(2) に該当する者の子、父若しくは母又は未婚の兄弟姉妹
二 次のイからハまでのいずれにも該当する者として上陸の許可を受けたものであつて、その後引き続き本邦に在留するものであること。

- イ 前号に該当する者の親族
ロ 前号イに該当する者
ハ 親族間での相互扶助が可能である者

第二十三條 削除

(在留資格の取得)

第二十四條 法第二十二條の二第二項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）の規定により在留資格の取得を申請しようとする外国人は、別記第三十六号様式による申請書一通を提出しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、写真一葉及び次の各号に該当する者の区分により、それぞれ当該

各号に定める書類一通を提出しなければならない。

一 日本の国籍を離脱した者 国籍を証する書類

二 出生した者 出生したことを証する書類

三 前二号に掲げる者以外の者で在留資格の取得を必要とするもの その事由を証する書類

4 前項の場合において、第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

一 十六歳に満たない者
二 三月以下の在留期間の決定を受けることを希望する者

三 短期滞在の在留資格の取得を希望する者
四 外交又は公用の在留資格の取得を希望する者

五 特定活動の在留資格の取得を希望する者で法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として次のいずれかの活動の指定を希望するもの
イ 台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
ロ 駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

4 第一項の申請に当たつては、旅券を提示しなければならない。この場合において、これを提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

5 第二十条第二項及び第七項の規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、第二十条第七項中「在留資格の変更」及び「在留資格への変更」とあるのは、「在留資格の取得」と読み替へるものとする。

6 法第二十二條の二第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十条第四項第二号及び第三号に規定する旅券又は在留資格証明書への新たな在留資格及び在留期間の記載は、別記第三十七号様式又は別記第三十七号の二様式による証印によつて行うものとする。

7 法第二十二條の二第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

(永住者の在留資格の取得)

第二十五條

法第二十二條の二第二項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）の規定により在留資格の取得を申請しようとする外国人のうち同条第四項に規定する永住者の在留資格の取得の申請をしようとするものは、別記第三十四号様式による申請書一通、写真一葉、第二十二條第一項及び前条第二項に掲げる書類並びにその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。この場合においては、第二十二條第一項ただし書の規定を準用する。

2 前項の場合において、前項の申請が十六歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

3 前条第四項の規定は、第一項の申請について準用する。

第二十五條の二

法第二十二條の四第二項の規定により意見聴取をさせる入国審査官（以下「意見聴取担当入国審査官」という。）は、意見聴取について必要な知識経験を有すると認められる入国審査官のうちから、法務大臣（法第六十九條の二第一項の規定により法第二十二條の四に規定する在留資格の取消しに関する権限の委任を受けた出入国在留管理庁長官及び法第六十九條の二第二項の規定により、出入国在留管理庁長官に委任された当該権限の委任を受けた地方出入国在留管理局長を含む。以下この条から第二十五條の十四までにおいて同じ。）が指定する。

(意見聴取通知書の送達)

第二十五條の三 法第二十二條の四第三項に規定する意見聴取通知書の様式は、別記第三十七號の三様式による。

2 法務大臣は、法第二十二條の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は通知を行うときは、意見聴取を行う期日までに相当な期間をおくものとする。ただし、当該外国人が上陸許可の証印又は許可（在留資格の決定を伴うものに限る。以下この項において同じ。）を受けた後、当該外国人が関税法（昭和二十九年法律第六十一號）第六十七條に規定する貨物の輸入に係る検査（当該上陸許可の証印又は許可を受けた後に引き続き行われるものに限る。）を受けるための場所にとどまる間に、当該外国人に

ついで法第二十二條の四第一項第一号に該当すると疑うに足りる具体的な事実が判明した場合であつて当該送達又は通知をその場で行うときは、この限りでない。

(代理人の選解任の手續)

第二十五條の四 法第二十二條の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は通知を受けた者(以下「被聴取者」という。)は、意見の聴取に代理人を出頭させようとするときは、別記第三十七号の四様式による代理人資格証明書一通を地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

2 代理人がその資格を失つたときは、当該代理人を選任した被聴取者は、速やかに、別記第三十七号の五様式による代理人資格喪失届出書一通を地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

(利害関係人)

第二十五條の五 意見聴取担当入国審査官は、要があるとき認めるときは、被聴取者以外の者であつて当該在留資格の取消しの処分につき利害関係を有するものと認められる者(以下この条において「利害関係人」という。)に対し、当該意見の聴取に関する手續に参加することを求め、又は当該意見の聴取に関する手續に参加することを許可することができる。

2 前項の規定による許可の申出は、利害関係人又はその代理人において別記第三十七号の六様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

3 意見聴取担当入国審査官は、第一項の規定により利害関係人の参加を許可するときは、その旨を別記第三十七号の七様式による利害関係人参加許可通知書によつて当該申出人に通知しなければならない。

4 前条の規定は、第一項の規定により参加を許可された利害関係人(以下「参加人」という。)について準用する。この場合において、同条第一項中「法第二十二條の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は通知を受けた者(以下「被聴取者」という。)」とあり、及び同条第二項中「被聴取者」とあるのは、「参加人」と読み替へるものとする。

(意見の聴取の期日又は場所の変更)

第二十五條の六 被聴取者又はその代理人は、やむを得ない理由があるときは、法務大臣に対し、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 前項の申出は、別記第三十七号の八様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

3 法務大臣は、第一項の申出又は職権により、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

4 法務大臣は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更するときは、その旨を記載した別記第三十七号の九様式による意見聴取期日等変更通知書を被聴取者又はその代理人及び参加人又はその代理人(以下「被聴取者等」という。)に送達しなければならない。ただし、急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

(手續の併合)

第二十五條の七 意見聴取担当入国審査官は、必要があるとき認めるときは、関連のある事実を併合して意見の聴取を行うことができる。

2 意見聴取担当入国審査官は、前項の規定により、在留資格の取消しに係る事実を併合するときは、その旨を記載した別記第三十七号の十様式による意見聴取手續併合通知書を被聴取者又はその代理人に送達しなければならない。ただし、急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

(意見の聴取への出頭)

第二十五條の八 意見の聴取を受けようとする被聴取者は、法第二十二條の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は通知によつて指定された意見の聴取の期日に、当該送達又は通知によつて指定された場所に出頭しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法務大臣は、被聴取者から被聴取者に代わつて代理人を意見の聴取に出頭させた旨の申出があつた場合又は当該代理人から被聴取者に代わつて意見の聴取に出頭したい旨の申出があつた場合で、当該申出に相当な理由があると認めるときは、これを許可することができる。

3 前項の申出は、別記第三十七号の十一様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に提出することによつて行うものとする。

4 法務大臣は、第二項の規定による許可をするときは、その旨を別記第三十七号の十二様式による代理出頭許可通知書によつて当該申出人に通知しなければならない。

(意見の聴取の方式)

第二十五條の九 意見聴取担当入国審査官は、最初の意見の聴取の期日の冒頭において、被聴取者の在留資格の取消しの原因となる事実を意見の聴取の期日に出頭した者に対し説明しなければならない。

2 被聴取者等は、意見の聴取の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出し、並びに意見聴取担当入国審査官に対し質問を發することができる。

(続行期日の指定)

第二十五條の十 意見聴取担当入国審査官は、意見の聴取の期日における意見の聴取の結果、なお意見の聴取を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、被聴取者等に対し、あらかじめ、次回の意見の聴取の期日及び場所を別記第三十七号の十三様式による意見聴取続行通知書によつて通知しなければならない。

3 前項の通知は、意見の聴取の期日に出頭した被聴取者等に対して、これを口頭で告知することをもつて代えることができる。

(意見の聴取調査及び報告書の記載事項)

第二十五條の十一 意見の聴取を行った意見聴取担当入国審査官は、意見の聴取の各期日ごとに、次に掲げる事項を記載した意見の聴取調査書を作成し、これに署名押印しなければならない。

- 一 意見の聴取の件名
二 意見の聴取の期日及び場所
三 意見聴取担当入国審査官の氏名
四 意見の聴取の期日に出頭した被聴取者等の国籍・地域、氏名、性別、年齢及び職業
五 被聴取者等の陳述の要旨
六 証拠書類又は証拠物が提出されたときは、その標目
七 その他参考となるべき事項
二 意見の聴取を行った意見聴取担当入国審査官は、意見の聴取の終結後、次に掲げる事項を記載した報告書を速やかに作成し、これに署名押印しなければならない。
一 在留資格の取消しについての意見聴取担当入国審査官の意見
二 在留資格の取消しの原因となる事実に対する被聴取者等の主張
三 前号の主張に対する意見聴取担当入国審査官の判断

3 意見聴取担当入国審査官は、意見の聴取の終結後速やかに、第一項の調査及び前項の報告書を法務大臣に提出しなければならない。

(文書等の閲覧)

第二十五條の十二 被聴取者等は、法第二十二條の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は通知があつた時から意見の聴取が終結するまでの間、法務大臣に対し、当該事実について調査の結果に係る調査その他の当該在留資格の取消しの原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、法務大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、被聴取者等が意見の聴取の期日における意見の聴取の進行に応じて必要となつた資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 第一項の規定による閲覧の求めについては、別記第三十七号の十四様式による申請書一通を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。ただし、前項の場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

4 法務大臣は、閲覧を許可するときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、別記第三十七号の十五様式による資料閲覧許可通知書によつて当該被聴取者等に通知しなければならない。この場合において、法務大臣は、意見の聴取における被聴取者等の意見陳述の準備を妨げることのないよう配慮するものとする。

5 法務大臣は、第二項の規定による求めがあつた場合に、当該意見の聴取の期日において閲覧させることができないとき(第一項後段の規定により閲覧を拒む場合を除く。)は、閲覧の日時及び場所を、別記第三十七号の十五様式による資料閲覧許可通知書によつて当該被聴取者等に通知しなければならない。この場合において、意見聴取担当入国審査官は、第二十五條の十第一項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日時を新たな意見の聴取の期日として定めるものとする。

(在留資格の取消し)

第二十五條の十三 法第二十二條の四第六項に規定する在留資格取消通知書の様式は、別記第三十七号の十六様式(同条第七項本文の規定により期間を指定する場合にあつては別記第三十七号の十七様式)による。

2 法第二十二條の四第八項の規定による住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

- 一 住居は、出国するための準備を行うための住居として法務大臣が適当と認める施設等を指定する。
- 二 行動の範囲は、特別の事由があると法務大臣が認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内及びその者が出国しようとする出入国港までの順路によって定める通過経路とする。
- 三 前二号のほか、法務大臣が付するその他の条件は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。

(在留資格を取り消さないこと)の通知

第二十五條の十四 法務大臣は、法第二十二條の四第三項の規定により取消しの原因となる事実を記載した意見聴取通知書を外国人に達した場合は、同項ただし書の規定により当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させた場合において、当該事実について当該外国人の在留資格を取り消さないこととしたときは、当該外国人に対し、その旨を通知するものとする。

(旅券等の提示要求ができる職員)

第二十六條 法第二十三條第三項に規定する国又は地方公共団体の職員は、次のとおりとする。

- 一 税関職員
- 二 公安調査官
- 三 麻薬取締官
- 四 住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に係るものに限る。)に従事する市町村の職員
- 五 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第八條に規定する公共職業安定所の職員

(出国の確認)

第二十七條 法第二十六條第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は法第六十一條の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者は、法第二十五條第一項の規定により出国の確認を受けようとするときは、別記第三十七號の十九様式による書面一通を入国審査官に提出しなければならぬ。

2 法第二十二條の四第七項本文の規定により期間の指定を受けた者は、法第二十五條第一項の規定により出国の確認を受けようとするときは、当該指定に係る在留資格取消通知書を入国審査官に提示しなければならない。

3 法第五十五條の八十五第一項の規定により出国命令を受けた者は、法第二十五條第一項の規定により出国の確認を受けようとするときは、当該出国命令に係る出国命令書を入国審査官に提出しなければならない。

4 法第二十五條第一項に規定する出国の確認は、旅券(再入国許可書を含む。第六項第二号において同じ。)に別記第三十八號様式による出国の証印をすることによって行うものとする。ただし、船舶観光上陸許可書、緊急上陸許可書、遭難による上陸許可書又は一時庇護許可書の交付を受けている者については、当該許可書の回収によって行うものとする。

5 数次船舶観光上陸許可書を受けている外国人であつて、当該許可に基づいて再び本邦に上陸することが予定されているものについては、前項の規定にかかわらず、法第二十五條第一項に規定する出国の確認は、船舶観光上陸許可書に別記第三十八號様式による出国の証印をすることによって行うものとする。

6 入国審査官は、法第二十五條第一項の規定により出国の確認を受けようとする外国人が次の各号のいずれかに該当するときは、氏名、国籍、地域、生年月日、性別、出国年月日及び出国する出入国港を出国の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて第七條第四項に規定する電子計算機に備えられたものに記録することができ、この場合においては、第四項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

- 一 次のイ及びロのいずれにも該当すること。
- イ 希望者登録を受けた者であること。
- ロ 出国の確認に際して、旅券を提示し、かつ、電磁的方式によつて指紋を提供していること。
- 二 次のイ及びロのいずれにも該当すること。
- イ 短期滞在の在留資格をもつて在留している者(法第二十六條第一項の規定により再入国の許可を受けている者(法第二十六條第三項の規定により再入国の許可を受けている者を含む。))を除くこと。

7 第五條第九項の規定は前項第一号の規定により指紋を提供する場合について、同条第十項の場合について、それぞれ準用する。

第二十八條 法第二十五條の二第一項の規定により出国確認の留保をしたときは、その旨を別記第三十九號様式による出国確認留保通知書によりその者に通知しなければならない。

第二十九條 法第二十六條第一項の規定により再入国の許可を申請しようとする外国人は、別記第四十號様式による申請書一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券を提示することができない者にあつては、旅券を取得することができない理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

- 一 旅券
- 二 在留資格証明書の交付を受けた者にあつては、在留資格証明書
- 三 中長期に在留者にあつては、在留カード
- 四 特別永住者にあつては、特別永住者証明書
- 五 一時庇護のための上陸の許可を受けた者にあつては、一時庇護許可書

3 第十九條第三項の規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、同条第三項中、「第一項」とあるのは「第二十九條第一項」と、「前項」とあるのは「第二十九條第二項」と読み替へるものとする。

4 第二十一條の三第五項の規定は第一項の申請について準用する。この場合において、第二十一條の三第五項中、「第一項の規定」とあるのは「第二十九條第一項の規定」と、「第一項に定める申出書及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十九條第四項に定める手続」とあるのは、「第二十九條第一項に定める申請書の提出及び同条第三項に定める手続」と読み替へるものとする。

5 第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、当該外国人から依頼を受けた旅行業者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、第一項に定める申請書の提出及び第二項に定める手続を行うものとする。

6 法第二十六條第二項に規定する再入国の許可の証印の様式は、別記第四十一號様式又は別記第四十一號の二様式による。

7 法第二十六條第二項に規定する再入国許可書の様式は、別記第四十二號様式による。

8 法第二十六條第五項の規定による再入国許可の有効期間延長許可の申請書の様式は、別記第四十三號様式による。

9 法第二十六條第七項の規定により再入国の許可を取り消したときは、その旨を別記第四十四號様式による再入国許可取消通知書によりその者に通知するとともに、その者が所持する旅券に記載された再入国の許可の証印を抹消し、又はその者が所持する再入国許可書を返納させるものとする。

(みなし再入国許可)

第二十九條の二 法第二十六條の二第一項に規定する再入国する意図の表明は、入国審査官に再び入国する意図を有する旨の記載をした別記第三十七號の十九様式による書面を提出することによって行うものとする。

2 中長期に在留者が前項の意図の表明を行う場合は、前項の書面を提出するほか、指定旅客船で再び入国することを証する書類を提示するものとする。

(短期滞中に係るみなし再入国許可)

第二十九條の三 法第二十六條の三第一項に規定する再入国する意図の表明は、入国審査官に再び入国する意図を有する旨の記載をした別記第三十七號の十九様式による書面を提出することによって行うものとする。

2 前項の意図の表明を行う場合は、前項の書面を提出するほか、指定旅客船で再び入国することを証する書類を提示するものとする。

(再入国の許可を要する者)

第二十九條の四 法第二十六條の二第一項に規定する出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者は次に掲げる者とし、法第二十六條の三第一項に規定する出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者は次の第一号から第四号まで及び第二号に掲げる者とする。

- 一 法第二十二條の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は同項ただし書の規定による通知を受けた者(意見聴取通知書又は通

知に係る在留資格の取消しの原因となる事実について第二十五条の十四の規定による通知を受けた者を除く。）

二 法第二十五条の二第二項各号のいずれかに該当する者であるとして入国審査官が通知を受けている者

三 法第三十九条の二第二項又は第四十四条の四第三項若しくは第八項の規定による収容令書の発付を受けている者

四 法第四十四条の二第二項又は第六項の規定により監視措置に付されている者

五 特定活動の在留資格をもつて在留している者であつて、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として法第六十一条の二第一項若しくは第二項の申請又は法第六十一条の二の十二第一項に規定する審査請求を行っている者に係る活動を指定されているもの

六 日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあることその他の出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足る相当の理由があるとして出入国在留管理庁長官が認定する者

2 出入国在留管理庁長官は、前項第六号の規定による認定をしたときは、外国人に対し、その旨を通知するものとする。ただし、外国人の所在が不明であるときその他の通知をすることができないときは、この限りでない。

3 前項の通知は、別記第四十四号の二様式による通知書によつて行うものとする。ただし、急速を要する場合には、出入国在留管理庁長官が第一項第六号の規定による認定をした旨を入国審査官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

(出頭の要求)

第三十条 法第二十九条第一項の規定による容疑者の出頭の要求は、別記第四十五号様式による呼出状によつて行うものとする。

(領置物件等の封印等)

第三十条の二 入国警備官は、物件の領置、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、これに封印をし、又はその他の方法により、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたことを明らかにしなければならない。

(臨検、搜索、差押え及び記録命令付差押え)

第三十一条 法第三十一条第一項又は第三項の規定による臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状の請求は、別記第四十六号様式

(甲、乙)による許可状請求書によつて行うものとする。

2 法第三十一条第一項又は第三項の規定により臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするときは、法第三十四条第一項の規定による立会人に臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えに係る許可状を示さなければならない。

3 法第三十一条の二第二項に規定する同条第一項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの(容疑者から発し、又は容疑者に対して発したものを除く。)の差押えのための許可状を請求する場合には、その物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を添付しなければならない。

(臨検等の間の出入禁止)

第三十二条 法第三十六条の規定により出入を禁止する場合には、出入を禁止する場所に施錠し、出入を禁止する旨を表示し、又は看守者を置くものとする。

2 法第三十六条の規定による出入禁止に従わないう者に対しては、出入を禁止した場所からの退出を命じ又はその者に看守者を付するものとする。

(搜索証明書)

第三十二条の二 法第三十六条の三に規定する証明書の様式は、別記第四十六号の二様式による。

(領置目録等)

第三十三条 法第三十七条に規定する目録の様式は、別記第四十七号様式による。

(鑑定処分の許可状請求書)

第三十三条の二 法第三十七条の五第三項の規定による許可の請求は、別記第四十八号様式による許可状請求書によつて行うものとする。

(臨検等の調書)

第三十四条 法第三十八条第一項に規定する臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えに関する調書の様式は、別記第四十九号様式(甲、乙)による。

(収容に代わる監視措置)

第三十六条の二 法第四十四条の二第一項又は第六項の規定による監視措置条件は、次の各号によるものとする。

一 住居は、主任審査官が指定する。

二 行動の範囲は、主任審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。

三 出頭の要求は、主任審査官が出頭すべき日時及び場所を指定して行う。

四 前三号のほか、主任審査官が付する逃亡及び証拠の隠滅を防止するために必要と認める条件は、逃亡及び証拠の隠滅の禁止その他主任審査官が特に必要と認める事項とする。

2 法第五十二条の二第一項又は第五項の規定による監視措置条件は、次の各号によるものとする。

一 住居は、主任審査官が指定する。

二 行動の範囲は、主任審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。

三 出頭の要求は、主任審査官が出頭すべき日時及び場所を指定して行う。

四 前三号のほか、主任審査官が付する逃亡及び不法就労活動を防止するために必要と認める条件は、逃亡及び就労の禁止その他主任審査官が特に必要と認める事項とする。

3 法第四十四条の二第一項若しくは第六項又は第五十二条の二第一項若しくは第五項の規定により呼出しに対する出頭の義務を付された被監理者に対する出頭の要求は、別記第五十一号の二様式による呼出状によつて行うものとする。

4 法第四十四条の二第二項及び第六項に規定する法務省令で定める保証金の額は、三百万円以下の範囲内で被監理者の逃亡又は証拠の隠滅を防止するに足りる相当の金額とする。ただし、未成年者に対する保証金の額は、百五十万円を超えないものとする。

5 前項の規定は、法第五十二条の二第二項及び第五項に規定する保証金の額について準用する。この場合において、前項中「証拠の隠滅を防止」とあるのは、「不法就労活動を防止」と読み替へるものとする。

付期限は、被監理者が監視措置に付された日の翌日から起算して三日以内で主任審査官が指定する日とする。

7 主任審査官は、保証金を納付させたときは、歳入歳出外現金出納官吏に別記第十五号様式による保管金受領証書を交付させるものとする。

8 法第四十四条の二第四項又は第五十二条の二第四項の規定により監視措置に付することを請求しようとする者(法第四十四条の二第五項(法第五十一条の二第七項において準用する場合を含む。))の規定により当該請求をしようとする者に代わつて当該請求をしようとする者を含む。)は、別記第五十一号の三様式による監視措置決定申請書及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。

9 法第四十四条の二第七項及び第五十二条の二第六項に規定する監視措置決定通知書の様式は、別記第五十一号の四様式による。

10 法第四十四条の二第九項(法第五十二条の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による監視措置決定をしない旨の通知は、別記第五十一号の五様式による通知書によつて行うものとする。

(監理人による届出)

第三十六条の三 法第四十四条の三第四項の規定による届出は、同項各号に掲げる事由が生じた日から七日以内(同項第二号に掲げる事由に該当する場合にあつては、当該事由を知つた日から七日以内)に、書面その他主任審査官が適当と認める方法によつて行うものとする。

2 前項の規定は、法第五十二条の三第四項の規定による届出について準用する。

3 法第四十四条の三第四項及び第五十二条の三第四項に規定する法務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 届出に係る事実

二 前号の事実が発生した年月日及び当該事実を知つた経緯

4 法第四十四条の三第四項第三号及び第五十二条の三第四項第三号に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 監理人の氏名(法人その他の団体にあつては、その名称、本店若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)又は電話番号その他の連絡手段となり得る情報を変更したとき。

二 監理人と被監理者との間に親族関係(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同

様の事情にある関係を含む。がある場合に  
おいて、当該親族関係が終了したとき。  
三 監理人と被監理者との間に雇用関係がある  
場合において、当該雇用関係が終了したと  
き。

四 前三号のほか、監理人又は被監理者に関す  
る事項について、主任審査官が監理措置を継  
続することに支障が生ずるものとして届出を  
求めることとしたとき。  
五 第一項に規定する書面の提出は、郵便又は信  
書便により提出するときは、主任審査官が指定  
する出入国在留管理官署にすることができ、  
(監理人による報告)

第三十六条の四 法第四十四条の第三項又は第  
五十二条の第三項の規定により報告を求める  
ときは、報告すべき事項、報告の期限その他の  
必要な事項を明示して行うものとする。  
2 法第四十四条の第三項及び第五十二条の三  
第五項に規定する法務省令で定める事項は、次  
に掲げる事項とする。  
一 被監理者に対する指導及び監督の状況  
二 被監理者に対する情報の提供、助言その他  
の援助の状況  
三 前二号のほか、被監理者による出頭の確保  
その他監理措置条件又は法第四十四条の五第  
一項の規定により付された条件の遵守の確保  
のために主任審査官が必要と認める事項

3 監理人は、法第四十四条の第三項又は第五  
十二条の第三項の規定により報告を求められ  
たときは、主任審査官が別に定める場合を除  
き、報告すべき事項を記載した書面を主任審査  
官に提出しなければならない。  
(監理人の辞任等)

第三十六条の五 法第四十四条の第三項(法第  
五十二条の第三項)において準用する場合を含  
む。に規定する法務省令で定める事項は、次  
に掲げる事項とする。  
一 辞任する理由  
二 辞任する年月日  
2 監理人は、監理人を辞任しようとする場合  
は、主任審査官に対し、辞任する日の三十日前  
までに辞任する旨を届け出るよう努めなければ  
ならない。  
(監理措置決定の取消し)

第三十六条の六 法第四十四条の第四項若しく  
は第二項又は第五十二条の四第一項若しくは第  
二項の規定により監理措置決定を取り消したと

きは、当該監理措置決定を取り消された者が所  
持する監理措置決定通知書を返納させるとも  
に、監理人であった者に対し、当該監理措置決  
定を取り消した旨を通知するものとする。  
2 法第四十四条の四第三項及び第五十二条の四  
第三項に規定する監理措置決定取消書の様式  
は、別記第五十一号の六様式による。  
3 法第四十四条の四第五項又は第五十二条の四  
第四項の規定により保証金を没取したときは、  
当該保証金の納付者に別記第五十一号の七様式  
による保証金没取通知書を交付するものとし  
る。  
(報酬を受ける活動の許可等)

第三十六条の七 法第四十四条の五第一項の規定  
により報酬を受ける活動の許可の申請をしよう  
とする被監理者は、別記第五十一号の八様式に  
よる申請書並びに当該活動に従事することが自  
らの生計を維持するために必要かつ相当である  
こと及び当該活動により受ける報酬の額が自ら  
の生計の維持に必要な範囲内であることを証す  
る資料各一通を地方出入国在留管理局に出頭し  
て提出しなければならない。  
2 法第四十四条の五第一項の規定による許可を  
したときは、監理措置決定通知書に、同条第二  
項の規定により記載するものとされている事項  
のほか、許可年月日、活動の内容、主任審査官  
が指定する本邦の公私の機関の名称その他必要  
な事項を記載するものとする。  
3 法第四十四条の五第三項の規定による通知  
は、前項の規定により記載するものとされてい  
る事項を記載した監理措置決定通知書の謄本を  
交付することによつて行うものとする。  
4 法第四十四条の五第四項の規定により同条第  
一項の規定による許可を取り消したときは、別  
記第五十一号の九様式による取消通知書により  
被監理者に通知するものとする。この場合にお  
いては、第二項の規定により監理措置決定通知  
書に記載した事項を抹消し、当該監理措置決定  
通知書に当該許可を取り消した旨を記載するも  
のとする。

5 前項の場合においては、監理人に対し、当該  
許可を取り消した旨を通知するものとする。  
(被監理者による届出)

第三十六条の八 法第四十四条の六又は第五十二  
条の五の規定による届出は、被監理者が監理措  
置に付された日又は直近の届出の日から三月を  
超えない範囲内で主任審査官が定める日まで

に、書面その他主任審査官が適当と認める方法  
によつて行うものとする。  
2 法第四十四条の六又は第五十二条の五に規定  
する法務省令で定める事項は、次の各号に掲げ  
る事項とする。  
一 被監理者の生活状況  
二 監理人との連絡状況  
三 前二号のほか、監理人又は被監理者に関す  
る必要な事項として主任審査官がその届出を  
求めることとした事項  
(調査の作成)

第三十六条の九 入国審査官又は入国警備官は、  
法第四十四条の九第三項又は第五十二条の七第  
三項の規定により関係人に対し出頭を求めて質  
問をしたときは、当該関係人の供述を録取した  
調書を作成することができる。  
2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調書を  
作成したときは、当該関係人に閲覧させ、又は  
読み聞かせて、録取した内容に誤りがないこと  
を確認させた上、署名をさせ、かつ、自らこれ  
に署名しなければならない。この場合において  
て、当該関係人が署名することができないとい  
き、又は署名を拒んだときは、その旨を調書に  
付記しなければならない。  
(認定書等)

第三十七条 法第四十七条第一項から第三項まで  
及び法第五十五条の八十四第三項に規定する入  
国審査官の認定は、別記第五十二号様式による  
認定書によつて行うものとする。  
2 法第四十七条第三項の規定による容疑者に対  
する通知は、別記第五十三号様式による認定通  
知書によつて行うものとする。  
3 法第四十七条第五項に規定する口頭審理の請  
求をしない旨を記載する文書の様式は、別記第  
五十四号様式による。  
4 法第四十七号第五項第一号(法第四十八条第  
十項及び第四十九条第七項)において準用する場  
合を含む。に規定する法第五十条第一項の規定  
による許可の申請をしない旨を記載した文書  
の様式は、別記第五十四号の二様式による。  
(放免証明書)

第三十八条 法第四十七条第一項、第四十八条第  
六項又は第四十九条第四項の規定により放免を  
するときは、別記第五十五号様式による放免証  
明書を交付するものとする。  
(口頭審理期日通知書)

第三十九条 法第四十八条第三項の規定による容  
疑者に対する通知は、別記第五十六号様式によ

る口頭審理期日通知書によつて行うものとし  
る。  
(口頭審理に関する調査)

第四十条 法第四十八条第四項に規定する口頭審  
理に関する調査には、次に掲げる事項及び口頭  
審理の手続を記載しなければならない。  
一 容疑者の国籍・地域、氏名、性別、年齢及  
び職業  
二 口頭審理を行つた場所及び年月日  
三 特別審理官、容疑者の代理人及び立会人の  
氏名  
四 口頭審理を行つた理由  
五 容疑者又はその代理人の申立及びそれらら  
者の提出した証拠  
六 容疑者に対する質問及びその供述  
七 証人の出頭があつたときは、その者に対す  
る尋問及びその供述並びに容疑者又はその代  
理人にその者を尋問する機会を与えたこと。  
八 取調べをした書類及び証拠物  
九 取調べ及びその理由を告げたこと。  
十 異議を申し出ることができる旨を告げたこ  
と及び異議の申出の有無  
2 前項の口頭審理に関する調査には、特別審理  
官が署名押印しなければならない。  
(判定書等)

第四十一条 法第四十八条第六項から第八項まで  
に規定する特別審理官の判定は、別記第五十七  
号様式による判定書によつて行うものとする。  
2 法第四十八条第八項の規定による容疑者に対  
する通知は、別記第五十八号様式による判定通  
知書によつて行うものとする。  
3 法第四十八条第九項に規定する異議を申し出  
ない旨を記載する文書の様式は、別記第五十九  
号様式による。  
(異議の申出)

第四十二条 法第四十九条第一項の規定による異  
議の申出は、別記第六十号様式による異議申出  
書一通及び次の各号の一に該当する不服の理由  
を示す資料各一通を提出して行わなければならない。  
一 審査手続に法令の違反があつてその違反が  
判定に影響を及ぼすことが明らかであること  
を理由として申し出るときは、審査、口頭審  
理及び証拠に現われている事実で明らかに判  
定に影響を及ぼすべき法令の違反があること  
を信ずるに足りるもの  
二 法令の適用に誤りがあつてその誤りが判定  
に影響を及ぼすことが明らかであることを理

由として申し出るときは、審査、口頭審  
理及び証拠に現われている事実で明らかに判  
定に影響を及ぼすべき法令の違反があること  
を信ずるに足りるもの  
二 法令の適用に誤りがあつてその誤りが判定  
に影響を及ぼすことが明らかであることを理

由として申し出るときは、審査、口頭審  
理及び証拠に現われている事実で明らかに判  
定に影響を及ぼすべき法令の違反があること  
を信ずるに足りるもの  
二 法令の適用に誤りがあつてその誤りが判定  
に影響を及ぼすことが明らかであることを理

由として申し出るときは、審査、口頭審  
理及び証拠に現われている事実で明らかに判  
定に影響を及ぼすべき法令の違反があること  
を信ずるに足りるもの  
二 法令の適用に誤りがあつてその誤りが判定  
に影響を及ぼすことが明らかであることを理

由として申し出るときは、審査、口頭審  
理及び証拠に現われている事実で明らかに判  
定に影響を及ぼすべき法令の違反があること  
を信ずるに足りるもの  
二 法令の適用に誤りがあつてその誤りが判定  
に影響を及ぼすことが明らかであることを理

由として申し出るときは、審査、口頭審  
理及び証拠に現われている事実で明らかに判  
定に影響を及ぼすべき法令の違反があること  
を信ずるに足りるもの  
二 法令の適用に誤りがあつてその誤りが判定  
に影響を及ぼすことが明らかであることを理

由として申し出るときは、審査、口頭審  
理及び証拠に現われている事実で明らかに判  
定に影響を及ぼすべき法令の違反があること  
を信ずるに足りるもの  
二 法令の適用に誤りがあつてその誤りが判定  
に影響を及ぼすことが明らかであることを理

由として申し出るときは、審査、口頭審  
理及び証拠に現われている事実で明らかに判  
定に影響を及ぼすべき法令の違反があること  
を信ずるに足りるもの  
二 法令の適用に誤りがあつてその誤りが判定  
に影響を及ぼすことが明らかであることを理



由として申し出るときは、その誤り及び誤りが明らかに判定に影響を及ぼすと信ずるに足るもの

三 事実の誤認があつてその誤認が判定に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として申し出るときは、審査、口頭審理及び証拠に現われている事実で明らかに判定に影響を及ぼすべき誤認があることを信ずるに足りるもの

**（裁決書等）**

**第四十三条** 法第四十九条第三項に規定する裁決は、別記第六十一号様式による裁決書によつて行うものとする。

2 法第四十九条第六項に規定する主任審査官による容疑者への通知は、別記第六十一号の二様式による裁決通知書によつて行うものとする。

**（在留特別許可）**

**第四十四条** 法第五十条第一項の規定による許可（以下「在留特別許可」という。）をする場合には、別記第六十一号の三様式による決定書を作成するものとする。

2 在留特別許可を申請しようとする外国人は、別記第六十一号の四様式による申請書及び法第五十条第一項各号のいずれかに該当することを証する資料各一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

3 前項の申請に当たつては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

- 一 中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード
- 二 特別永住者にあつては、旅券及び特別永住者証明書
- 三 中長期在留者及び特別永住者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書
- 四 法第三章第三節及び第四節に定める上陸の許可書の交付を受けている者にあつては、当該許可書
- 五 法第四十四条の二第一項又は第六項の規定により監理措置に付された者にあつては、同条第七項の監理措置決定通知書
- 六 仮放免の許可を受けた者にあつては、仮放免許可書

4 第二項の場合において、外国人が十六歳に満たない者であるときは又は疾病その他の事由によ

り自ら申請することができないときは、当該外国人の父若しくは母、配偶者、子又は親族がその者に代わつて申請を行うことができる。

5 在留特別許可をする場合には、法第五十条第七項の規定により入国審査官に在留カードを交付させる場合並びに第七項第一号の規定により上陸の種類及び上陸期間を定める場合を除き、当該在留特別許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に別記第六十二号様式又は別記第六十二号の二様式による証印をし、旅券を所持していないときは同証印をした別記第六十二号様式による在留資格証明書を交付し、又は二号様式による在留資格証明書を同様式による証印をするものとする。

6 在留特別許可をする場合において、高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）を決定するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定技能の在留資格を決定するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関及び特定産業分野を記載した別記第三十一号の四様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格を決定するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

7 法第五十条第六項の規定により付することができる必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

- 一 法第二十四条第二号（法第九条第七項の規定に違反して本邦に上陸した者を除く。）又は第六号から第六号の四までに該当した者については、法第三章第四節に規定する上陸の種類及び第十三条から第十八条までの規定に基づく上陸期間
  - 二 活動の制限その他特に必要と認める事項
- 8 法第五十条第十項の規定による在留特別許可をしない旨の通知は、別記第六十二号の三様式による通知書によつて行うものとする。

**（退去強制令書）**

**第四十五条** 法第五十一条に規定する退去強制令書の様式は、別記第六十三号様式による。

**（退去強制令書の執行依頼）**

**第四十六条** 主任審査官は、法第五十二条第二項の規定により警察官又は海上保安官に退去強制令書の執行を依頼したときは、その結果の通知を受けなければならない。

2 主任審査官は、前項の警察官又は海上保安官が、退去強制令書による送還を終わったとき又はその執行が不能となつたときは、その旨を記載した当該退去強制令書の返還を受けなければならない。

**（送還通知書）**

**第四十七条** 法第五十二条第三項ただし書の規定により退去強制を受ける者を運送業者に引き渡すときは、法第五十九条の規定によりその者を送還する義務がある旨を別記第六十四号様式による送還通知書により当該運送業者に通知しなければならない。

**（送還先指定書）**

**第四十七条の二** 法第五十二条第四項後段の規定により送還先を定めるときは、別記第六十四号の二様式による送還先指定書を交付するものとする。

**（上陸拒否期間の短縮）**

**第四十七条の三** 法第五十二条第五項の規定により上陸を拒否される期間を一年とする旨の決定の申請しようとする外国人は、別記第六十四号の三様式による申請書及びその他参考となるべき資料各一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の場合において、外国人が十六歳に満たない者であるときは又は疾病その他の事由により自ら申請することができないときは、当該外国人の父若しくは母、配偶者、子又は親族がその者に代わつて申請を行うことができる。

3 法第五十二条第五項に規定する法務省令で定める日は、同条第四項の規定による許可に係る出国予定日から七日を超えない範囲内で主任審査官が定める日とする。

4 法第五十二条第六項の決定をした旨の通知は、別記第六十四号の四様式による通知書によつて行うものとする。

**（特別放免）**

**第四十八条** 法第五十二条第十項の規定による住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他の条件は、次の各号によるものとする。

- 一 住居は、入国者收容所長又は主任審査官（以下「所長等」という。）が指定する。
- 二 行動の範囲は、所長等が特別の事由があるとして認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。
- 三 出頭の要求は、所長等が出頭すべき日時及び場所を指定して行う。

四 前三号のほか、所長等が付するその他の条件は、職業又は報酬を受ける活動に従事することの禁止その他特に必要と認める事項とする。

2 第三十六条の二第三項の規定は、法第五十二条第十項の規定により呼出しに対する出頭の義務を付されて特別放免された者に対する出頭の要求について準用する。

3 法第五十二条第十一項に規定する特別放免許可書の様式は、別記第六十五号様式による。

**（旅券の発給の申請その他送還するために必要な行為）**

**第四十八条の二** 法第五十二条第十二項に規定する法務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 旅券の発給の申請に必要な書類（電磁的記録（電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下この条において同じ。）を作成し、又は取得すること。
- 二 旅券の発給の申請に必要な書類及び個人識別情報（指紋、写真その他の個人を識別することができる情報を含む。）を大使館等（本邦にある外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関をいう。次号において同じ。）又は入国審査官若しくは入国警備官に提出し、又は提供すること。
- 三 大使館等の構成員等から出頭又は面接を求められたときは、これに応ずること。
- 四 有効な旅券を入国審査官又は入国警備官に提供すること。
- 五 日本国政府の承認した外国政府若しくは法第二条第五号ロに規定する地域の権限のある機関（次号において「外国政府等」という。）又は航空会社若しくは船舶会社（次号において「航空会社等」という。）の求めに応じて、関税の納付に関する申告書その他送還に必要な書類を作成し、又は取得すること。
- 六 外国政府等又は航空会社等の求めに応じて、関税の納付に関する申告書その他送還に必要な書類を、外国政府等若しくは航空会社等又は入国審査官若しくは入国警備官に提出し、又は提供することその他送還に必要な手続を行うこと。
- 七 旅券その他送還に必要な書類を保管し、又は保存すること。



八 入国審査官又は入国警備官の求めに応じて前各号に掲げる行為の状況を入国審査官又は入国警備官に報告すること。  
(旅券の発給の申請等の命令)  
第四十八条の三 法第五十二条第二項の規定による命令は、別記第六十五号の様式による旅券発給申請等命令書によつて行うものとする。

2 主任審査官は、法第五十二条第十三項の規定により同条第十二項の規定に基づき定められた期間を延長したときは、その旨を別記第六十五号の三様式による通知書によりその者に通知するものとする。  
(退去のための計画の記載事項)  
第四十八条の四 法第五十二条の八の規定に基づき定める退去のための計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。  
一 本邦外に送還することができない原因となつてゐる事情  
二 退去強制令書の発付を受けた者の意向の聴取の結果  
三 本邦外に送還することができない原因となつてゐる事情が解消する予定時期  
(仮放免)  
第四十九条 法第五十四条第一項の規定により仮放免を請求しようとする者は、別記第六十六号様式による仮放免許可申請書及び仮放免の許可を必要とする事由を証する資料各一通を提出しなければならない。

2 法第五十四条第二項に規定する仮放免の期間は、三月を超えない範囲内で所長等が定めるものとする。  
3 第四十八条第一項の規定は、法第五十四条第二項の規定により仮放免の条件を付する場合について準用する。  
4 第三十六条の二第三項の規定は、法第五十四条第二項の規定により呼出しに対する出頭の義務を付されて仮放免された者に対する出頭の要求について準用する。  
5 法第五十四条第三項に規定する仮放免許可書の様式は、別記第六十七号様式による。  
6 法第五十四条第四項の規定による仮放免を不許可とした旨の通知は、別記第六十八号様式による通知書によつて行うものとする。  
7 法第五十四条第五項の規定により仮放免の期間の延長を請求しようとする者は、仮放免の期間が満了するまでに、別記第六十九号様式による仮放免期間延長許可申請書及び仮放免の期

間の延長を必要とする事由を証する資料各一通を提出しなければならない。  
8 法第五十四条第六項の規定により仮放免の期間の延長を許可する場合には、仮放免許可書に新たな仮放免の期間を記載するものとする。  
9 第二項の規定は、法第五十四条第六項の規定により仮放免の期間の延長を許可する場合における新たな仮放免の期間について準用する。  
10 法第五十四条第七項の規定による仮放免の期間の延長を不許可とした旨の通知は、別記第六十九号の二様式による通知書によつて行うものとする。  
(仮放免取消書)  
第五十条 法第五十五条第二項に規定する仮放免取消書の様式は、別記第七十号様式による。  
(退去の命令)  
第五十条の二 法第五十五条の二第三項に規定する文書の様式は、別記第七十号の二様式による。  
2 主任審査官は、法第五十五条の二第四項の規定により同条第一項の規定に基づき定められた期間を延長したときは、別記第七十一号様式による通知書によりその者に通知するものとする。  
(活動の援助)  
第五十条の三 法第五十五条の五第一項の規定による活動の援助は、入国者収容所等に備え付けられた書籍、運動器具、遊具その他の物品の貸与その他の活動の時間帯等(食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯をいう。)における活動を行うのに必要かつ適切な措置を講ずることにより行うものとする。  
(入国者収容所等視察委員会の置かれる出入国在留管理官署等)  
第五十条の四 入国者収容所等視察委員会(以下「委員会」という。)の名称、法第五十五条の十第一項に規定する出入国在留管理官署並びに同条第二項及び第五十五条の十四第一項に規定する担当区域内にある入国者収容所等及び出国待機施設は、別表第六のとおりとする。  
(委員会の組織及び運営)  
第五十条の五 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。  
2 委員長は、委員会の会務を総理する。  
3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。  
4 委員会の会議は、委員長が招集する。

5 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。  
6 前二項に定めるもののほか、委員会の議事に關し必要な事項は、委員会が定める。  
7 委員会の庶務は、その置かれる出入国在留管理官署の総務課において処理する。  
(委員会に対する情報の提供)  
第五十条の六 法第五十五条の十二第一項の規定による定期的な情報の提供は、入国者収容所長又は地方出入国在留管理局長(以下「入国者収容所長等」という。)が、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、入国者収容所等に関する次に掲げる事項について、入国者収容所等の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。  
一 入国者収容所等の概要  
二 収容定員及び収容人員の推移  
三 入国者収容所等の管理体制  
四 自弁の書籍等(書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画(信書を除く。)をいう。)の閲覧の禁止の状況  
五 参観の許否の状況  
六 法第五十五条の二十一の規定による物品の貸与及び支給並びに法第五十五条の二十二の規定による自弁の物品の使用又は摂取の許否の状況  
七 差入人(法第五十五条の二十七第一項に規定する差入人をいう。第五十条の十七第一号において同じ。)による被収容者に対する金品の交付及び被収容者による自弁物品等の購入の状況  
八 被収容者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況  
九 規律及び秩序を維持するためにとつた措置の状況  
十 被収容者による面会、信書の発受及び法第五十五条の六十六第一項に規定する通信の許否、差止め又は制限の状況  
十一 被収容者からの申出の状況  
十二 審査の申請、再審査の申請、法第五十五条の七十四第一項又は第五十五条の七十六第一項の規定による申告及び苦情の申出の状況並びにそれらの処理の結果  
法第五十五条の十四第二項において準用する法第五十五条の十二第一項の規定による定期的な情報の提供は、出国待機施設の所在地を管轄

する地方出入国在留管理局の長が、毎年度、その年度における最初の委員会の入所定員及び出国待機施設の概要、当該施設の使用からの使用者数の推移並びに当該施設の使用からの施設に関する意見の提出状況その他の当該施設の運営に關し特記すべき事項について、出国待機施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。  
3 法第五十五条の十二第一項(法第五十五条の十四第二項において準用する場合を含む。)の規定による必要に応じた情報の提供は、入国者収容所長等が、次に掲げた場合に、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。  
一 入国者収容所等又は出国待機施設の運営の状況に相当程度の変更があつた場合  
二 委員会から入国者収容所等又は出国待機施設の運営の状況について説明を求められた場合  
三 委員会の意見を受けて措置を講じた場合  
四 前三号に掲げるもののほか、入国者収容所長等が入国者収容所等又は出国待機施設の運営の状況について情報の提供をすることが適当と認められた場合  
(委員会の意見の反映)  
第五十条の七 入国者収容所長等は、できる限り、委員会が述べた意見を入国者収容所等又は出国待機施設の運営に反映させるために必要な措置を講ずよう努めるものとする。  
(収容開始時の告知の方法等)  
第五十条の八 法第五十五条の十八第二項の書面は、居室(保護室等を除く。)に備え付けるものとする。  
2 入国者収容所長等は、法第五十五条の十八第一項の規定による告知を行った後、告知した内容に変更があつた場合には、その都度、被収容者に対し、変更された内容を書面で告知しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。  
(識別のための身体検査の方法)  
第五十条の九 法第五十五条の十九第一項の規定による検査は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、十六歳未満の者にあつては、第一号及び第三号に掲げる方法を除くものとする。

2 主任審査官は、法第五十五条の二第四項の規定により同条第一項の規定に基づき定められた期間を延長したときは、別記第七十一号様式による通知書によりその者に通知するものとする。  
(活動の援助)  
第五十条の三 法第五十五条の五第一項の規定による活動の援助は、入国者収容所等に備え付けられた書籍、運動器具、遊具その他の物品の貸与その他の活動の時間帯等(食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯をいう。)における活動を行うのに必要かつ適切な措置を講ずることにより行うものとする。  
(入国者収容所等視察委員会の置かれる出入国在留管理官署等)  
第五十条の四 入国者収容所等視察委員会(以下「委員会」という。)の名称、法第五十五条の十第一項に規定する出入国在留管理官署並びに同条第二項及び第五十五条の十四第一項に規定する担当区域内にある入国者収容所等及び出国待機施設は、別表第六のとおりとする。  
(委員会の組織及び運営)  
第五十条の五 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。  
2 委員長は、委員会の会務を総理する。  
3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。  
4 委員会の会議は、委員長が招集する。

一 顔写真の撮影  
 二 身体の特徴の見分  
 三 指紋の採取  
 (起居動作の時間帯)  
**第五十条の十** 法第五十五条の二十の時間帯は、次の各号に規定する時間帯について次に掲げる基準に従い定めるほか、居室に在室していることを確認するための点呼の時間帯について定めるものとする。

一 食事の時間帯は、朝食については午前七時から午前九時までの間で、昼食については午前十一時から午後一時までの間で、夕食については午後五時から午後七時までの間で定めること。  
 二 就寝の時間帯は、午後十時から翌日の午前七時までの間で、連続する八時間以上の時間帯を定めること。  
 三 戶外運動の時間帯は、午前八時三十分から午後五時までの間で定めること。  
 四 入浴の時間帯は、午前八時三十分から午後五時までの間で定めること。

2 法第五十五条の二十の時間帯は、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要があるときは、前項各号に掲げる基準によらないで定めることができる。  
 (物品の貸与等)  
**第五十条の十一** 法第五十五条の二十一第二項の規定による物品の貸与及び嗜好品の支給は、当該物品を貸与し、又は嗜好品を支給しようとする被収容者の処遇上特に適当と認められる場合に限り、行うことができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、法第五十五条の二十一第二項の規定により被収容者に貸与し、又は支給する物品及び嗜好品の品名並びにその貸与又は支給の基準は、出入国在留管理庁長官が定める。  
 (被収容者の自弁の物品の使用等)  
**第五十条の十二** 被収容者には、法第五十五条の二十二各号に掲げる物品について、この条の定めるところにより、必要な範囲内で、自弁のものを使用又は撰取を許すものとする。

2 被収容者には、法第五十五条の二十二第三号に掲げる物品は、出入国在留管理庁長官が定める品名のものについて、自弁のものを使用を許すものとする。  
 3 被収容者には、法第五十五条の二十二第四号に掲げる物品は、酒類及びたばこ以外の物品について、自弁のものを使用を許すものとする。

4 被収容者には、法第五十五条の二十二第五号に掲げる物品は、次に掲げる物品について、自弁のものを使用又は撰取を許すものとする。  
 一 タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、調整用具、運動靴その他の日用品  
 二 文房具、遊具その他の知的、教育的及び娯楽的活動に用いる物品  
 三 マスクその他の身体に装着する物品(衣類を除く。)であつて、被収容者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの  
 四 前各号に掲げるもののほか、入国者収容所長等が入国者収容所等における日常生活に用いる物品として必要と認められるもの  
 (法第五十五条の二十三第一項第三号に規定する法務省令で定める物品)

**第五十条の十三** 法第五十五条の二十三第一項第三号に規定する法務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。  
 一 印紙及び印鑑  
 二 から  
 (差入れの申出書の提出等)  
**第五十条の十四** 入国者収容所長等は、被収容者に金品を交付しようとする者に対し、次に掲げる事項について、これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができる。

一 国籍・地域、氏名、生年月日、住所、電話番号、職業及び勤務先の名称  
 二 交付の相手方である被収容者の国籍・地域、氏名及びその者との関係  
 三 交付しようとする現金の額又は物品の品名及び数量  
 2 入国者収容所長等は、前項に規定する者に対し、同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求め、することができる。  
 (保管私物等の保管方法)  
**第五十条の十五** 法第五十五条の二十九第一項に規定する保管私物(以下この条及び次条において「保管私物」という。)は、入国者収容所長等が指定する居室内又は居室外の貴重品庫、棚、容器その他の保管設備に保管させるものとする。

2 保管私物を居室外の保管設備に保管させるときは、被収容者に、一日に一回以上、その設備に保管私物を出し入れする機会を与えなければならない。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

3 被収容者については、この限りでない。  
 2 被収容者について領置している物品は、次に掲げる日以外の日に出し入れする機会を与えることができる。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。  
 一 土曜日  
 二 土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日  
 (法第五十五条の二十九第二項に規定する法務省令で定めるもの)  
**第五十条の十六** 法第五十五条の二十九第二項に規定する保管私物及び被収容者について領置している物品から除くものとして法務省令で定めるものは、次に掲げる物品とする。  
 一 被収容者が当事者である係属中の裁判所の事件に関する記録その他の書類又はその写し  
 二 眼鏡その他の補正器具  
 三 前二号に掲げるもののほか、入国者収容所長等が保管総量及び領置総量から除くことが相当と認められる物品  
 (差入れ等に関する制限)  
**第五十条の十七** 法第五十五条の三十二の規定による制限は、次に掲げる事項を定めて行うものとする。

一 差入れによる被収容者に対する金品の交付についての制限にあつては、次に掲げる事項  
 イ 交付の申出を行う日及び時間帯  
 ロ 一定期間内に一人の被収容者に対し交付することができる物品の品目及び数量の上限  
 二 被収容者による自弁物品等の購入について  
 ハ 入国者収容所長等が定める種類の物品について、交付する物品を取り扱うことができる事業者  
 ニ 被収容者による自弁物品等の購入についての制限にあつては、次に掲げる事項  
 イ 購入の申請を行う日及び時間帯  
 ロ 一定期間内の購入の申請により購入することができる自弁物品等の品目及び数量の上限  
 ハ 入国者収容所長等が定める種類の物品について、自弁物品等を取り扱うことができる事業者  
 (死亡者の遺留物の引渡し)  
**第五十条の十八** 法第五十五条の三十六第一項の規定による死亡した被収容者の遺留物の引渡し

は、同項に規定する申請を最初にした遺族等に対して行うものとする。  
 2 法第五十五条の三十六第一項に規定する法務省令で定める遺族その他の者は、次に掲げる者とする。  
 一 被収容者の親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)  
 二 被収容者がその国籍を有する外国の大使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者  
 三 前二号に掲げるもののほか、死亡した被収容者の死体の埋葬若しくは火葬を行う者又は死亡した被収容者の遺留物の管理を行うことが適当と認められる者  
 (法第五十五条の三十八に規定する法務省令で定める日等)  
**第五十条の十九** 法第五十五条の三十八に規定する法務省令で定める日は、第五十条の十五第三項第二号に掲げる日とする。

2 被収容者には、一日に三十分以上、かつ、できる限り長時間、運動の機会を与えるものとする。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合は、天候若しくは入国者収容所等の構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。  
 (入浴)  
**第五十条の二十** 被収容者には、できる限り毎日、入浴の機会を与えるものとする。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

2 女子の被収容者の入浴の立会いには、女子の入国警備官が行わなければならない。ただし、女子の入国警備官が行うことができない場合には、入国警備官以外の女子の職員がこれを行うことができる。  
 (健康診断の事項)  
**第五十条の二十一** 法第五十五条の四十一第二項の規定による健康診断は、次に掲げる事項のほか、医師が必要と認める事項について行うものとする。ただし、医師が、被収容者の年齢、健康状態、直前に受けた健康診断の結果及び実施の時期、健康診断以外の診療の結果、次回の健康診断までの期間その他の事情を考慮して必要がないと認めるときは、第一号、第三号(体重の測定を除く。)及び第五号から第十一号まで

は、同項に規定する申請を最初にした遺族等に対して行うものとする。  
 2 法第五十五条の三十六第一項に規定する法務省令で定める遺族その他の者は、次に掲げる者とする。  
 一 被収容者の親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)  
 二 被収容者がその国籍を有する外国の大使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者  
 三 前二号に掲げるもののほか、死亡した被収容者の死体の埋葬若しくは火葬を行う者又は死亡した被収容者の遺留物の管理を行うことが適当と認められる者  
 (法第五十五条の三十八に規定する法務省令で定める日等)  
**第五十条の十九** 法第五十五条の三十八に規定する法務省令で定める日は、第五十条の十五第三項第二号に掲げる日とする。  
 2 被収容者には、一日に三十分以上、かつ、できる限り長時間、運動の機会を与えるものとする。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合は、天候若しくは入国者収容所等の構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。  
 (入浴)  
**第五十条の二十** 被収容者には、できる限り毎日、入浴の機会を与えるものとする。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

に掲げる事項の全部又は一部を省略することができる。

- 一 既往歴及び家族の病歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の検査
- 三 身長及び体重の測定
- 四 血圧の測定
- 五 尿中の糖及び蛋白の有無の検査
- 六 胸部エックス線検査
- 七 血色素量及び赤血球数の検査
- 八 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマーグルタミルトランスフェプターゼ（γ-GTP）の検査
- 九 血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）、血清トリグリセライド、ヘマトクリット、HbA1c及び血清クレアチニン（eGFR）の量の検査
- 十 血糖検査
- 十一 心電図検査

（指名医による診療）

第五十条の二十二 法第五十五条の四十三第一項の規定による入国者収容所長等の許可は、被収容者が逃走し、自身を傷つけ、若しくは他人に危害を加え、入国者収容所等若しくは病院若しくは診療所の設備、器具その他の物を損壊し、又は違反事件に関する証拠を隠滅することの防止に支障のない場合に行うものとする。

（指名医に対する指示事項）

第五十条の二十三 入国者収容所長等は、法第五十五条の四十三第一項の規定による診療（栄養補給の処置を含む。以下同じ。）を受けることを許す場合には、同項の診療を行う医師又は歯科医師に対し、次に掲げる事項を具体的に指示するものとする。

- 一 入国者収容所等において診療を行う場合には、正当な理由なく、診療を行う場所以外の場所に立ち入ってはならないこと。
- 二 入国者収容所等において診療を行う場合には、診療に用いる器具、材料、薬剤その他の物品、医療設備について、入国者収容所長等が指定するもの以外のものを使用してはならないこと。
- 三 入国者収容所長等が許した場合を除き、被収容者と金品の授受をしてはならないこと。
- 四 被収容者と診療のため必要な範囲を明らかにし、必要に応じてはならないこと。

五 被収容者の逃亡を防止するために必要な措置を講ずること。

六 前各号に掲げるもののほか、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある行為をしてはならないこと。

（調髪及びひげそり）

第五十条の二十四 法第五十五条の四十四の規定による調髪又はひげそりは、入国者収容所長等が指定する場所において行わせるものとする。

（感染症予防上の措置）

第五十条の二十五 法第五十五条の四十五に規定する法務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類その他の物品についての消毒、廃棄その他病原体の繁殖及び飛散を防止する措置
- 二 入浴、調髪、ひげそり又は洗濯を行わせないこと。
- 三 面会を行わせないこと。
- 四 運動の機会を与えないこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために入国者収容所長等が特に必要と認める措置（警備用具）

第五十条の二十六 法第五十五条の五十一第三項に規定する警備用具は、次に掲げるものとする。

- 一 警棒
- 二 警じょう
- 三 さすまた
- 四 盾

（捕縄及び手錠の使用）

第五十条の二十七 被収容者を護送する場合に使用することができる手錠は、被収容者が法第五十五条の五十二第二項各号のいずれかに該当する行為をするおそれがある場合を除き、別表第八に定める第一種又は第三種の手錠とする。

2 被収容者に捕縄を使用する場合には、血液の循環を著しく妨げることとならないよう留意しなければならない。

（捕縄及び手錠の使用等の報告）

第五十条の二十八 入国警備官は、被収容者が法第五十五条の五十二第二項各号のいずれかに該当する行為をするおそれがある場合において、捕縄又は手錠を使用したときは、速やかに、その旨を入国者収容所長等に報告しなければならない。

（捕縄及び手錠の制式）

第五十条の二十九 法第五十五条の五十二第二項に規定する捕縄及び手錠の制式は、別表第八のとおりとする。

（保護室の構造及び設備の基準）

第五十条の三十 保護室の構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 収容された者の身体を傷つけにくい構造及び設備を有すること。
- 二 損壊し、又は汚損しにくい構造及び設備を有すること。
- 三 防音上有効な構造及び設備を有すること。
- 四 室内の視察に支障がない構造及び設備を有すること。
- 五 適当な換気、照明、保温、防湿及び排水のための構造及び設備を有すること。

（面会の申出書の提出等）

第五十条の三十一 入国者収容所長等は、被収容者との面会の申出をする者に対し、次に掲げる事項について、これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができる。

- 一 国籍・地域、氏名、生年月日、住所、電話番号、職業及び勤務先の名称
- 二 面会を希望する被収容者の国籍・地域、氏名及びその者との関係
- 三 面会の目的
- 四 手荷物その他の所持品

2 入国者収容所長等は、前項の場合において、必要があると認めるときは、被収容者との面会の申出をする者に対し、同項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

（面会の相手方の確認）

第五十条の三十二 入国者収容所長等は、被収容者との面会の申出があつたときは、被収容者に対して、その申出をした者の氏名及び被収容者との関係について質問することができる。

（面会の相手方の人数の制限）

第五十条の三十三 法第五十五条の五十八第一項の規定により被収容者の面会の相手方の人数について制限をするときは、その人数は、三人を下回ってはならない。ただし、施設の構造上やむを得ないときは、この限りでない。

（面会の場所の制限）

第五十条の三十四 被収容者の面会の場所は、入国者収容所長等が指定するものとする。

2 被収容者の面会の場所は、被収容者と面会の相手方との間を仕切る設備を有する室とする。ただし、次に掲げる場合において、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがないときは、この限りでない。

- 一 被収容者の国籍又は市民権の属する国の領事官と面会する場合
- 二 実子又は養子と面会する場合その他被収容者と面会の相手方との間を仕切る設備を有する室以外の場所で面会することを適当とする事情がある場合

（面会の日の制限）

第五十条の三十五 被収容者の面会（領事官等（法第五十五条の五十六第一項に規定する領事官等をいう。第五十条の三十八及び第五十条の三十九において同じ。）との面会を除く。）を許す日は、第五十条の十五第三項各号に掲げる日以外の日とする。

（面会の時間帯の制限）

第五十条の三十六 法第五十五条の五十八第一項の規定により被収容者の面会の時間帯について制限をするときは、その時間は、一日につき四時間を下回ってはならない。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

（面会の時間の制限）

第五十条の三十七 法第五十五条の五十八第一項の規定により被収容者の面会の時間について制限をするときは、その時間は、三十分を下回ってはならない。ただし、面会の申出の状況、面会の場所として指定する室の数その他の事情に照らしてやむを得ないと認めるときは、五分を下回らない範囲内で、三十分を下回る時間に制限することができる。

（面会の回数の制限）

第五十条の三十八 法第五十五条の五十八第一項の規定による被収容者の面会の回数についての制限は、領事官等以外の者との面会の回数について行うことができるものとする。

（面会の相手方の遵守事項の揭示）

第五十条の三十九 入国者収容所長等は、被収容者の面会の相手方（領事官等を除く。）が遵守すべき次に掲げる事項を具体的に明らかにして入国者収容所等内の見やすい場所に掲示するものとする。

一 法第五十五条の五十七第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する行為をしてはならないこと。

二 法第五十五条の五十七第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する内容の発言をしなくてはならないこと。

(信書の作成要領の制限)

**第五十条の四十** 法第五十五条の六十二の規定による被收容者が発する信書の作成要領についての制限は、次に掲げる事項について行うことができるものとする。

- 一 信書の用紙及び封筒の規格並びに信書の作成に用いる筆記具の種類
- 二 信書の検査を円滑に行うために必要な記載方法

(信書の発受の方法の制限)

**第五十条の四十一** 入国者收容所長等は、法第五十五条の六十二の規定により被收容者がする信書の発信の申請の日及び時間帯について制限をする場合にも、緊急の発信の必要があるときは、その発信の申請を受け付けなければならない。

(信書の発受の方法の制限)

**第五十条の四十二** 法第五十五条の六十二の規定による被收容者が信書を発する方法についての制限は、郵便(郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第四十四条に規定する特殊取扱(速達及び年賀特別郵便の取扱いを除く。))によるものを除く。による方法その他入国者收容所長等が入国者收容所等の管理運営上必要と認められる方法に制限することにより行うことができるものとする。

2 法第五十五条の六十二の規定による被收容者が信書を受ける方法についての制限は、郵便又は信書による方法、電報による方法その他入国者收容所長等が入国者收容所等の管理運営上必要と認められる方法に制限することにより行うことができるものとする。

(複数の被收容者に宛てた信書等の取扱い)

**第五十条の四十三** 複数の被收容者に宛てた信書であつて、被收容者が受けることを許すものは、そのうちの一人に交付する。

2 被收容者に宛てた信書であつて、被收容者が受けることを許すものうち、紙以外の物品にその内容が記載されたもの、音を発する装置の付いたものその他信書以外の物品としての性質を有するものについて、法第五十五条の二十八

第一項の規定によりその者に引き渡すこととならない場合には、法第五十五条の六十一の規定によりその者がこれを受けることを差し止める場合を除き、その者に、その物品の提示その他の方法によりその内容(同条の規定により削除し、又は抹消すべき箇所を除く。)を了知させるものとする。

(死亡者の発受差止信書等の引渡し)

**第五十条の四十四** 法第五十五条の六十四第四項の規定による被收容者が死亡した場合における発受差止信書等(同条第三項に規定する発受差止信書等をいう。)の引渡しは、同条第四項に規定する申請を最初にした遺族等に対して行うものとする。

(死亡の通知)

**第五十条の四十五** 法第五十五条の八十二の規定による通知は、第五十条の十八第二項第一号に掲げる者に対して行うものとする。

2 前項の場合において、第五十条の十八第二項第一号に掲げる者の所在が明らかでないため、通知をすることができないときは、同項第二号又は第三号に掲げる者に対して通知するものとする。

(死亡の原因)

**第五十条の四十六** 入国者收容所長等は、被收容者が死亡したときは、直ちに医師の検案を求める等適切な措置を講じ、死亡の原因その他必要な事項を明らかにしておかなければならない。

(死体の埋葬等)

**第五十条の四十七** 法第五十五条の八十三第一項の規定により入国者收容所長等が被收容者の死体の埋葬又は火葬を行うときは、市町村の長と協力して行わなければならない。

(入国者收容所等以外の場所に收容されている者に関する準用)

**第五十条の四十八** 收容令書又は退去強制令書により入国者收容所等以外の場所に收容されている者の処遇については、その性質に反しない限り、第五十条の三から前条までの規定を準用する。

(委任事項)

**第五十条の四十九** 入国者收容所長等は、被收容者の処遇に関する細則を定めるときは、あらかじめ出入国在留管理庁長官の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(出頭確認)

**第五十条の五十** 本邦から出国する意思を有する外国人で、法第五十五条の八十五第一項の規定

による出国命令を受けるため、法第二十七条の規定による違反調査の開始前に自ら出入国在留管理官署に出頭しようとするものは、行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項に規定する行政機関の休日を除く執務時間中に、出入国在留管理官署に出頭しなければならない。

(出国命令の条件)

**第五十条の五十一** 法第二十四条の三第一号に該当する外国人から同号に規定する出国意思の表明を受けた入国審査官又は入国警備官は、当該外国人に対し、別記第七十一号の二様式による出国意思確認書を交付するものとする。

(出国意思の表明)

**第五十条の五十二** 法第五十五条の八十五第三項の規定による同居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

- 一 同居は、容疑者が出国命令書により出国するまで居住を予定している同居を指定する。ただし、主任審査官が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
- 二 行動の範囲は、主任審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された同居の属する都道府県の区域内及びその者が出国しようとする出入国港までの順路によつて定める通過経路とする。
- 三 呼出しに対する出頭の義務を課す場合における当該出頭の要求は、出頭すべき日時及び場所を指定して行う。
- 四 前三号のほか、主任審査官が付するその他の条件は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動など出国の手續に必要な活動以外の活動に従事することの禁止その他特に必要と認める事項とする。

(出国命令書)

**第五十条の五十三** 法第五十五条の八十六に規定する出国命令書の様式は、別記第七十一号の三様式による。

(出国期限の延長)

**第五十条の五十四** 法第五十五条の八十七の規定による出国期限の延長を受けようとする外国人

は、出国期限が満了する日までに、出国命令書の交付を受けた出入国在留管理官署に出頭し、別記第七十一号の四様式による申出書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該出入国在留管理官署に出頭することができない場合には、他の出入国在留管理官署(主任審査官が置かれている出入国在留管理官署に限る。)に出頭し、当該申出書を提出することをもつてこれに代えることができる。

(出国命令の取消)

**第五十条の五十五** 法第五十五条の八十八の規定により出国命令を取り消したときは、その旨を別記第七十一号の五様式による出国命令取消通知書により当該外国人に通知するとともに、その者が所持する出国命令書を返納させるものとする。

(船舶等の長等の協力義務)

**第五十一条** 本邦に入る船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者は、法第五十六条の規定により、次の各号に定めることについて入国審査官の行う審査その他の職務の遂行に協力しなければならない。

- 一 船舶にあつては到着する二十四時間前までに、航空機にあつては到着する九十分前までに、適当な方法で、到着を予定している出入国港の入国審査官に対し、当該船舶等の到着時刻、外国人の乗客及び乗員の数、停泊予定時間その他必要と認められる事項を通報すること。
- 二 船舶にあつては到着の時から二十四時間以内に、航空機にあつては到着後直ちに、到着した出入国港の入国審査官に対し、当該船舶等の到着時刻その他必要と認められる事項を届け出ること。
- 三 船舶等が出入国港から出発しようとするときは、あらかじめその出入国港の入国審査官に対し、当該船舶等の出発時刻その他必要と認められる事項を届け出ること。
- 四 入国審査官が行う臨船その他の職務の遂行に当たり必要と認められる便宜を供与すること。
- 五 入国審査官から上陸許可の証印若しくは法第九条第四項の規定による記録又は上陸の許

可を受けていない者が上陸することを防止するため十分な注意及び監督を行うこと。  
六 前各号のほか、入国審査官の行う審査その他の職務の遂行について入国審査官から特に協力すべき事項について指示があつたときは、これに従うこと。  
(報告の義務)

第五十二条 法第五十七条第一項の規定による報告は、船舶にあつては到着する二時間前までに、航空機にあつては本邦外の地域を出発した時から三十分を経過する時までに行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時までに行えば足りる。

- 一 船舶であつて、北緯四十五度から北緯五十四度、東経百四十度であつて、北緯四十七度及び東経百四十四度の線により囲まれた本邦外の地域を出発して北海道(北緯四十五度から北緯四十七度である地域に限る。)にある出入国港に到着する場合 到着前
- 二 船舶であつて、北緯三十四度、東経百二十七度三十分、北緯三十六度及び東経百三十三度の線により囲まれた本邦外の地域を出発して長崎県対馬市又は壱岐市にある出入国港に到着する場合 到着前
- 三 船舶であつて、北緯二十三度、東経百二十一度、北緯二十六度及び東経百二十三度の線により囲まれた本邦外の地域を出発して沖縄県石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村、八重山郡竹富町又は八重山郡与那国町にある出入国港に到着する場合 到着前

- 四 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百条第一項の許可を受けた者(一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機を運航する者に限る。)及び同法第二百二十九条第一項の許可を受けた者以外の者が運航する航空機(以下この項において「不定期航空機」という。)であつて、本邦外の地域を出発して出入国港に到着するまでの航行時間が二時間以上である場合 到着する九十分前
- 五 不定期航空機であつて、本邦外の地域を出発して出入国港に到着するまでの航行時間が一時間以上二時間未満である場合 到着する三十分前
- 六 不定期航空機であつて、本邦外の地域を出発して出入国港に到着するまでの航行時間が一時間未満である場合 到着前

七 船舶又は不定期航空機であつて、出入国港を出発して、本邦外の地域を経由することなく出入国港に到着する場合 到着前  
法第五十七条第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。  
一 船舶にあつては次に掲げる事項  
イ 船舶の名称、所属する国名、到着日及び到着する出入国港名  
ロ 乗員の氏名、国籍・地域、生年月日、乗員手帳又は旅券の番号及び職名(出入国港から出発した船舶が、予定された計画に従つて、出発した日の翌日から起算して十四日以内に同一の出入国港に到着する場合において、これらの事項に変更がないときは、その旨)  
ハ 乗客の氏名、国籍・地域、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地  
ニ 航空機の登録記号又は便名、所属する国名、到着日及び到着する出入国港名  
イ 乗員の氏名、国籍・地域、生年月日、性別及び乗員手帳又は旅券の番号  
ロ 乗客の氏名、国籍・地域、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地  
ハ 本邦から出発する船舶等に対する前項の規定の適用については、同項第一号イ及び第二号イ中「到着日」とあるのは「出発日」と、「到着する」とあるのは「出発する」と、同項第一号ロ中「職名(出入国港から出発した船舶が、予定された計画に従つて、出発した日の翌日から起算して十四日以内に同一の出入国港に到着する場合において、これらの事項に変更がないときは、その旨)」とあるのは「職名」とする。  
法第五十七条第四項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。  
一 数次船舶観光上陸許可を受けている者の国籍・地域、生年月日、旅券の番号並びに当該許可の番号及び許可年月日  
二 指定旅客船の名称  
三 指定旅客船の所属する国名  
法第五十七条第五項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。  
一 数次乗員上陸許可を受けている乗員の国籍・地域、生年月日、乗員手帳又は旅券の番号、職名並びに当該許可の番号及び許可年月日  
二 船舶の名称又は航空機の登録記号若しくは便名

- 三 船舶等の所属する国名  
法第五十七条第八項に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。  
一 本邦に入る航空機を運航する運送業者(以下「航空機運航者」という。)  
二 本邦に入る航空機を運航する者であつて、航空法第三十条の二の許可を受けたもの  
三 共同運送者(航空機による共同運送(航空機運航者以外の運送業者が当該航空機運航者と共同して行う運送であつて、当該航空機運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。次項において同じ。)を行う者(以下「共同運送者」という。))  
法第五十七条第八項に規定する法務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項(これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。)とする。  
一 予約者(法第五十七条第八項に規定する予約者をいう。以下同じ。)に関する事項 氏名、国籍・地域、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地及び最終目的地並びに予約者が運送業者の登録会利用(当該運送業者の提供する輸送サービスを利用すること当該運送業者から特典を受けることができるものとして当該運送業者に登録している会員をいう。)であるときはその会員番号(当該登録会員であることを特定するために付された番号をいう。)及び等級(当該予約者に係る予約に当該会員番号及び等級が記録されている場合に限る。)その他参考となるべき事項  
二 予約者に係る予約の内容に関する事項 予約が行われた年月日、予約番号(当該予約を特定するために付された番号をいい、当該予約が分割されたものであるときは、当該分割前の予約を特定するために付された番号を含む。)、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及び名義(当該予約に当該クレジットカードの番号及び名義が記録されている場合に限る。)、座席の位置を示す番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行者(旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十

- 九号)第六条の四第一項に規定する旅行者をいう。)があるときはその名称及び所在地、当該予約に係る外国旅行者(外国において旅行業法第二条第一項に規定する事業と同様の事業を行う者をいう。)があるときはその名称及び所在地、当該予約が共同運送に係るものであるときは当該予約に係る運送業者の名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他参考となるべき事項  
三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する航空機に積み込むものとして当該航空機を運航する者が受託した携帯品の個数、重量及び携帯品番号(予約者が搭乗する航空機に積み込むものとして当該航空機を運航する者が受託した携帯品を運航するために付された番号をいう。その他参考となるべき事項)  
四 予約者が航空機に搭乗するための手続に関する事項 搭乗するための手続をした時刻及び搭乗手続番号(当該手続を管理するために付された番号をいう。その他参考となるべき事項)  
八 法第五十七条第九項前段の規定による報告は、同条第八項の規定による入国審査官の求めがあつた時から六十分を経過する時までに行わなければならない。  
九 法第五十七条第一項又は第九項前段の規定による報告は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第二条第一号に規定する電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該電子情報処理組織を使用してこれらの報告を行うことができない場合は、この限りでない。  
十 第六十一条の三第六項の規定は、前項に規定する電子情報処理組織を使用し第一項又は第八項の規定による報告を行う場合に準用する。  
十一 法第五十七条第九項後段に規定する法務省令で定める措置は、入国審査官が電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。)を利用して同条第八項に規定する事項に係る情報を常に見ることができている状態に置く措置とする。(船舶等の長又は運送業者の責任と費用の負担の免除)  
第五十二条の二 法第五十九条第三項の規定により船舶等の長又は運送業者の責任と費用の負担を免除するときは、その旨を第十条第二項の規定による退去命令通知書に記載することによつ

て船舶等の長又は運送業者に通知するものとする。

第五十二条の三 (調書の作成)

第五十二条の三 入国審査官又は入国警備官は、法第五十九条の二第二項の規定により外国人その他の関係人（以下この条において「外国人等」という。）に対し出頭を求めて質問をしたときは、当該外国人等の供述を録取した調書を作成することができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調書を作成したときは、当該外国人等に閲覧させ、又は読み聞かせて、録取した内容に誤りがないことを確認させた上、署名をさせ、かつ、自らこれを署名しなければならぬ。この場合において、当該外国人等が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、その旨を調書に付記しなければならない。

(日本人の出国)

第五十三条 法第六十条第一項に規定する出国の確認は、旅券に別記第三十八号様式による出国の証印をすることによって行うものとする。

2 入国審査官は、前項の出国の確認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、氏名、生年月日、性別、出国年月日及び出国する出入国港を出国の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて第七条第四項に規定する電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項の証印を受けることを要しない。

一 次のイ及びロのいずれにも該当すること。  
イ 第五十四条の二第一項の規定による登録を受けた者であること。  
ロ 出国の確認に際して、旅券を提示し、かつ、電磁的方式によつて指紋を提供していること。

二 出国の確認に際して、旅券を提示し、かつ、電磁的方式によつて写真を提供していること。  
3 第五條第九項の規定は前項第一号ロの規定により指紋を提供する場合について、同条第十項の規定は前項第二号の規定により写真を提供する場合について、それぞれ準用する。

(日本人の帰国)

第五十四条 法第六十一条に規定する帰国の確認は、旅券に別記第七十二号様式による帰国の証印をすることによって行うものとする。ただし、

し、旅券を所持していない者については、別記第七十三号様式による帰国証明書の交付によつて行うものとする。

2 入国審査官は、前項の帰国の確認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、氏名、生年月日、性別、上陸年月日及び上陸する出入国港を帰国の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて第七条第四項に規定する電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項の証印を受けることを要しない。

一 次のイ及びロのいずれにも該当すること。  
イ 次条第一項の規定による登録を受けた者であること。  
ロ 帰国の確認に際して、旅券を提示し、かつ、電磁的方式によつて指紋を提供していること。

3 第五條第九項の規定は前項第一号ロの規定により指紋を提供する場合について、同条第十項の規定は前項第二号の規定により写真を提供する場合について、それぞれ準用する。

(記録を希望する日本人のための登録)

第五十四条の二 その出国し又は上陸しようとする出入国港において第五十三条第二項又は前条第二項の規定による記録を受けることを希望する者が、所管局長の登録（以下「日本人希望者登録」という。）を受けようとする場合には、第七條の二第一項に規定する出入国在留管理官署に出頭し、別記第七十三号の二様式による申請書一通を提出して日本人希望者登録の申請をするとともに、旅券を提示しなければならない。

2 所管局長は、前項の者が、次の各号のいずれにも該当すると認定した場合に限り、日本人希望者登録をすることができる。  
一 有効な旅券を所持していること。  
二 電磁的方式によつて指紋を提供していること。

3 第七條の二第六項の規定は、前項第二号の規定により指紋を提供する場合について準用する。  
4 所管局長は、日本人希望者登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、そ

の日本人希望者登録を抹消し、その者が第五十三條第三項、前条第三項及び前項の規定により提供した指紋の画像情報を消去しなければならない。

一 日本人希望者登録を受けた当時第二項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。  
二 第一項の規定により提示した旅券がその効力を失つたとき。  
三 書面により、日本人希望者登録の抹消を求めたとき。  
四 死亡したことその他の事由により所管局長が引き続き日本人希望者登録をすることが適当でないと認めるとき。

(難民の認定等)

第五十五条 法第六十一条の二第一項の規定により難民の認定を申請しようとする外国人は、別記第七十四号様式（難民の認定をしない処分又は補充的保護対象者の認定をしない処分を受けたことがある外国人にあつては、別記第七十四号の二様式）による申請書及び難民に該当することを証する資料各一通並びに写真二葉（法第六十一条の二の二第一項に規定する在留資格未取得外国人については、三葉）を地方出入国在留管理官署に出頭して提出しなければならない。

2 法第六十一条の二第二項の規定により補充的保護対象者の認定を申請しようとする外国人は、別記第七十四号様式（難民の認定をしない処分又は補充的保護対象者の認定をしない処分を受けたことがある外国人にあつては、別記第七十四号の二様式）による申請書及び補充的保護対象者に該当することを証する資料各一通並びに写真二葉（法第六十一条の二の二第一項に規定する在留資格未取得外国人については、三葉）を地方出入国在留管理官署に出頭して提出しなければならない。

3 前二項の申請に当たつては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。  
一 中长期在留者にあつては、旅券及び在留カード  
二 特別永住者にあつては、旅券及び特別永住者証明書  
三 中长期在留者及び特別永住者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書

四 法第三章第三節及び第四節に定める上陸の許可書の交付を受けている者にあつては、当該許可書

4 第一項又は第二項の申請をしようとする外国人であつて、無筆、身体の故障その他申請書を作成することができない特別の事情がある者にあつては、申請書の提出に代えて申請書に記載すべき事項を陳述することができる。

5 第一項又は第二項の場合において、外国人が十六歳に満たない者であるとき又は疾病その他の事由により自ら出頭することができないときは、当該外国人の父若しくは母、配偶者、子又は親族がその者に代わつて申請を行うことができる。

6 法務大臣は、法第六十一条の二第一項の規定により難民の認定の申請を行った外国人又は同条第二項の規定により補充的保護対象者の認定の申請を行った外国人に關し、難民の地位に関する条約第一条F（b）に掲げる行為の有無について国家公安委員会に照会するものとする。

7 法第六十一条の二第四項に規定する難民認定証明書の様式は、別記第七十五号様式による。

8 法第六十一条の二第四項の規定による難民の認定をしない旨の通知は、別記第七十六号様式による通知書によつて行うものとする。

9 法第六十一条の二第五項に規定する補充的保護対象者認定証明書の様式は、別記第七十六号の二様式による。

10 法第六十一条の二第五項の規定による補充的保護対象者の認定をしない旨の通知は、別記第七十六号の二の二様式による通知書によつて行うものとする。  
(在留資格に係る許可)  
第五十六条 法第六十一条の二の二第一項の規定により定住者の在留資格の取得を許可する場合（同条第二項第一号に規定する場合に限る。）には、別記第三十七号様式又は別記第三十七号の二様式による証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付するものとする。

2 法第六十一条の二の二第四項の規定による許可の取消しは、別記第七十六号の三様式による取消通知書によつて行うものとする。  
(仮滞在の許可)  
第五十六条の二 法第六十一条の二の二第四項に規定する仮滞在許可書の様式は、別記第七十六号の四様式による。  
2 法第六十一条の二の二第四項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する仮滞



在期間は、六月を超えない範囲内で定めるものとする。

3 法第六十一条の二の四第三項による居住及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

- 一 住居は、法務大臣が指定する。
- 二 行動の範囲は、法務大臣が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。
- 三 出頭の要求は、出頭すべき日時及び場所を指定して行う。
- 四 前各号のほか、法務大臣が付するその他の条件は、法務大臣が特に必要と認める事項とする。

4 法第六十一条の二の四第三項の規定により出頭の義務を課された者に対する出頭の要求は、別記第七十六号の五様式による呼出状によって行うものとする。

5 法第六十一条の二の四第三項の規定により指紋を押す場合の指紋原紙は、別記第七十二号様式による。

6 法第六十一条の二の四第四項の規定により仮滞在期間の更新を申請しようとする外国人は、仮滞在期間の満了する日までに、別記第七十六号の六様式による申請書一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

7 第五十五条第五項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第六項」と読み替えるものとする。

(仮滞在の許可を受けた者の在留資格の取得)  
第五十六条の三 法第六十一条の二の五第一項に規定する在留資格の取得の許可に関する決定は、別記第七十六号の六の二様式による決定書によって行うものとする。

2 法第六十一条の二の五第三項において準用する法第二十条第四項第二号及び第三号に規定する旅券又は在留資格証明書への新たな在留資格及び在留期間の記載は、別記第三十七号様式又は別記第三十七号の二様式による証印によって行うものとする。

3 第二十条第七項の規定は、法第六十一条の二の五第一項の規定により在留資格の取得の許可をする場合について準用する。この場合において、第二十条第七項中「限る。」の変更とあるのは「限る。」の取得」と、「在留資格への

変更」とあるのは「在留資格の取得」と読み替えるものとする。

4 法第六十一条の二の五第三項において準用する法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

(仮滞在の許可の取消)  
第五十六条の四 法第六十一条の二の六の規定による仮滞在の許可の取消は、別記第七十六号の七様式による仮滞在許可取消通知書によって行うものとする。

(報酬を受ける活動の許可)  
第五十六条の五 法第六十一条の二の七第二項の規定により報酬を受ける活動の許可を申請しようとする外国人は、別記第七十六号の八様式による申請書並びに当該活動に従事することが自らの生計を維持するために必要かつ相当であること及び当該活動により受ける報酬の額が自らの生計の維持に必要な範囲内であることを証する資料各一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 法第六十一条の二の七第二項の規定による許可をしたときは、仮滞在許可書に、同条第三項の規定により記載するものとされている事項のほか、許可年月日、活動の内容と、当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称その他必要な事項を記載するものとする。

3 法第六十一条の二の七第四項の規定により報酬を受ける活動の許可を取り消したときは、その旨を別記第七十六号の九様式による報酬を受ける活動許可取消通知書によりその者に通知するものとする。この場合においては、前項の規定により仮滞在許可書に記載した事項を抹消し、当該仮滞在許可書に記載した事項を抹消し、当該仮滞在許可書に当該許可を取り消した旨を記載するものとする。

(活動の状況の届出)  
第五十六条の六 法第六十一条の二の八の規定による届出は、報酬を受ける活動の許可を受けた日又は直近の届出の日から六月を超えない範囲内地方出入国在留管理局長の定める日までに、別記第七十六号の十様式による届出書及び報酬を受ける活動の許可に係る活動の状況を明らかにする資料各一通を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

2 法第六十一条の二の八に規定する法務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。一 自らの生計の維持に必要な範囲の変動の有無及びその内容

二 その他参考となるべき事項  
(難民の認定等の取消)  
第五十七条 法第六十一条の二の十第三項の規定による難民の認定を取り消す場合の通知は、別記第七十七号様式による難民認定取消通知書によって行うものとする。

2 法第六十一条の二の十第三項の規定による補完的保護対象者の認定を取り消す場合の通知は、別記第七十七号の二様式による補完的保護対象者認定取消通知書によって行うものとする。

(難民の認定等を受けた者の在留資格の取消)  
第五十七条の二 第二十五条の二から第二十五条の十四までの規定は、法第六十一条の二の十一第一項の規定による在留資格の取消しについて準用する。この場合において、第二十五条の二中「入国審査官」とあるのは「難民調査官」と、同条、第二十五条の五、第二十五条の七及び第二十五条の九から第二十五条の十二までの規定中「意見聴取担当入国審査官」とあるのは「意見聴取担当難民調査官」と、第二十五条の十三第一項中「別記第三十七号の十六様式(同条第七項本文の規定により期間を指定する場合にあつては別記第三十七号の十七様式)」とあるのは「別記第三十七号の十七様式」と読み替えるものとする。

(審査請求)  
第五十八条 法第六十一条の二の十二第一項の規定による審査請求は、別記第七十八号様式又は別記第七十八号の二様式による審査請求書を地方出入国在留管理局に提出して行わなければならない。

(審査請求に関連する不適格事由)  
第五十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、当該審査請求に係る手続に難民審査参与員として関与することができない。

- 一 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- 二 審査請求人又は審査請求人の親族若しくは親族であつた者
- 三 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 四 審査請求人の同居人又は被用者
- 五 当該審査請求について審査請求人の代理人又は補佐人になつた者
- 六 当該審査請求について参加人、参考人又は鑑定人になつた者

七 前各号に掲げる者のほか、審査請求人と利害関係を有する者  
(難民審査参与員の指名等)  
第五十八条の三 法務大臣は、法第六十一条の二の十二第三項の規定により難民審査参与員の意見を聴取するときは、あらかじめ、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二章第一節及び第三節に規定する審理手続を行う三人の難民審査参与員を指名するとともに、そのうち一人を、当該三人の難民審査参与員が行う事務を総括する者として指定するものとする。

2 法務大臣は、前項の指名をしたときは、指名した難民審査参与員の参集を求め、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を示すものとする。

- 一 法第六十一条の二の十二第一項各号(第二号及び第五号を除く。)に掲げる処分についての審査請求 当該処分の理由を明らかにした書面並びに当該処分の基礎とした書類及び資料
- 二 法第六十一条の二の十二第一項第二号又は第五号に掲げる申請に係る不作為についての審査請求 当該不作為の理由を明らかにした書面、当該申請をした者が提出した書面及び当該申請に係る第五十九条の二第一項の調査その他の法第六十一条の二の十七第一項の規定による調査の結果を記載した書面

3 法務大臣は、第一項の指名をしたときは、難民調査官(前条各号に掲げる者以外の者に限る。)に、指名した難民審査参与員の事務の補助を行わせるものとする。

4 法務大臣は、第一項の規定により指名した難民審査参与員が前条各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該難民審査参与員に係る指名を取り消さなければならない。

(申述書の提出すべき期間の指定)  
第五十八条の四 難民審査参与員は、前条第一項の規定による指名を受けたときは、法第六十一条の二の十二第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十条第一項に規定する申述書を提出すべき相当の期間を定め、別記第七十九号様式による通知書により、審理関係人(同法第二十八条に規定する審理関係人という。以下同じ。)に対し、その旨を通知するものとする。ただし、既に申述書が提出されている場合は、この限りでない。

2 法務大臣は、第一項の規定により指名した難民審査参与員が前条各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該難民審査参与員に係る指名を取り消さなければならない。

(審理関係人に対する通知)  
第五十八條の五 難民審査参与員は、行政不服審査法第三十條第二項の規定により意見書を提出すべき相当の期間を定め、又は同法第三十二條第三項の規定により証拠書類若しくは証拠物若しくは書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、別記第七十九條の二様式による通知書により、審理関係人に対し、その旨を通知するものとする。

2 難民審査参与員は、法第六十一條の二の十二第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十一條第二項において同じ。の機会を与えないときは、別記第七十九條の三様式による口頭意見陳述不実施通知書により、審理関係人に対し、その旨を通知するものとする。

3 法第六十一條の二の十二第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十一條第二項の規定による招集は、別記第七十九條の四様式による口頭意見陳述不実施通知書により行うものとする。

(口頭意見陳述等の調査)  
第五十八條の六 第五十八條の三第三項の規定により難民審査参与員の事務の補助を行う難民調査官は、口頭意見陳述の手續、行政不服審査法第三十四條の規定により事実の陳述を求められたときは、次に掲げる事項を記載した調査を作成するものとする。

- 一 審査請求の表示
- 二 出頭した審理関係人、代理人、補佐人、参事人及び通訳人の氏名
- 三 当該手續の日時、場所及び種別
- 四 陳述の要旨
- 五 その他の必要な事項

2 前項の調査には、同項の難民調査官が署名し、難民審査参与員が認印するものとする。

3 第一項の難民調査官は、同項の規定にかかわらず、適当と認めるときは、陳述を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）に記載し、これをもつて調査の記載に代えることができる。

4 難民調査官は、前項の場合において、審査請求の裁決書の謄本が交付されるまでに、審査関

係人の申出があつたときは、陳述の要旨を記載した書面を作成しなければならない。  
(意見書の内容)

第五十八條の七 法第六十一條の二の十二第一項の規定による審査請求に係る行政不服審査法第四十二條第一項の意見書には、三人の難民審査参与員が、当該審査請求に対する意見及びその理由を記載し、これに署名し、又は記名押印するものとする。

2 二人以上の難民審査参与員が同一の意見及び理由を述べるときは、前項の意見書には、当該意見及び理由は、各別に記載することを要しない。  
(審査請求に対する裁決)

第五十八條の八 法第六十一條の二の十二第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第五十條第一項の裁決書は、別記第七十九號の五様式によるものとする。

第五十八條の九 法務大臣は、三人の難民審査参与員によつて構成する複数の班を設け、第五十八條の三第一項の指名をすべき難民審査参与員の班の順序を定めるものとする。この場合において、法務大臣は、異なる専門分野の難民審査参与員によつて班が構成されるよう配慮するものとする。

2 法務大臣は、前項の規定により設けた班を構成する難民審査参与員の一部又は全部が第五十八條の二各号のいずれかに該当するとき又は疾病その他の事情により当該班が担当する審査請求に係る手續について関与することができなくなったときは、当該難民審査参与員又は当該班の全ての難民審査参与員に代えて他の班の難民審査参与員を指名するものとする。  
(難民旅行証明書)

第五十九條 法第六十一條の二の十五第一項の規定により難民旅行証明書の交付を申請しようとする外国人は、別記第八十號様式による申請書一通及び写真二葉を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、第五十五條第三項に掲げる書類及び難民認定証明書を提示しなければならない。この場合においては、第五十五條第三項後段の規定を準用する。

3 法第六十一條の二の十五第一項に規定する難民旅行証明書の様式は、別記第八十一號様式による。

4 法第六十一條の二の十五第六項の規定による難民旅行証明書の有効期間延長許可の申請書の様式は、別記第八十二號様式による。

5 法第六十一條の二の十五第八項の規定による難民旅行証明書の返納の命令は、別記第八十三號様式による難民旅行証明書返納命令書によつて行うものとする。

6 第五十五條第五項の規定は、第一項の申請について準用する。  
(調書の作成)

第五十九條の二 難民調査官は、法第六十一條の二の十七第三項の規定により関係人の出頭を求めた調書をしたときは、当該関係人の供述を録取した調書を作成するものとする。

2 難民調査官は、前項の調書を作成したときは、関係人に閲覧させ、又は読み聞かせて、録取した内容に誤りがないことを確認させた上、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならない。この場合において、当該関係人が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、その旨を調書に付記しなければならない。  
(出頭を要しない場合等)

第五十九條の三 法第六十一條の八の三第三項に規定する法務省令で定める場合（同条第一項第一号に掲げる行為に係る場合に限る。）は、外国人若しくは同条第二項の規定により外国人に代わつてしなければならない者から依頼を受けた者（当該外国人の十六歳以上の親族であつて当該外国人と同居するものを除く。）又は外国人の法定代理人が当該外国人に代わつて同条第一項第一号に掲げる行為をする場合（外国人の法定代理人が同条第二項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。）とする。

2 法第六十一條の八の三第三項に規定する法務省令で定める場合（同条第一項第二号に掲げる行為に係る場合に限る。）は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 次のイからハまでに掲げる者が、外国人に代わつて別表第七の一の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合（イ及びロに掲げる者にあつては、当該外国人又は法第六十一條の八の三第二項の規定により当該外国人に代わつてなければならない者の依頼によりする場合に限る。ハに掲げる者にあつては、同項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。）であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。
- イ 受入れ機関等の職員、公益法人の職員又は登録支援機関の職員（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行うとして特定技能の在留資格をもつて在留する者又は在留しようとする者の依頼によりするものに限る。）で、地方出入国在留管理局長が相当と認めるもの
- ロ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの
- ハ 当該外国人の法定代理人

二 前号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の一の表の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該外国人の親族（当該外国人と同居する十六歳以上の者を除く。）又は同居者（当該外国人の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局長が相当と認めるものが、当該外国人に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき。

三 法第十九條の十第二項（法第十九條の十一第三項、第十九條の十二第二項及び第十九條の十三第四項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。の規定により交付される在留カードの受領については、法第十九條の十第一項の規定による届出又は法第十九條の十一第一項若しくは第十九條の十三第一項若しくは第三項の規定による申請があつた日に、当該届出又は申請をした外国人に対し法第十九條の十第二項の規定による在留カードの交付をしない場合であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

法第六十一條の八の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 前項第一号イ又はロに掲げる者が、本邦にある外国人又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつて別表第七の二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方

出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

二 本邦に在留する外国人（イに掲げる者（以下この号において「随行者」という。）を随伴するもの又はロからニまでに掲げる者（以下この号において「被扶養者」という。）を扶養するものに限る。）が経営している機関、雇用されている機関若しくは教育を受けている機関（当該外国人が経営しようとする機関、当該外国人を雇用しようとする機関又は当該外国人が教育を受けようとする機関を含む。）の職員で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、本邦にある随行者、被扶養者又はその法定代理人の依頼により当該者に代わつて別表第七の二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

イ 公用の在留資格をもつて在留する当該外国人又は、在留しようとする当該外国人と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行う者として、同在留資格をもつて在留する者又は、在留しようとする者  
ロ 家族滞在の在留資格をもつて在留する者又は、在留しようとする者  
ハ 当該外国人の扶養を受ける日常的な活動を指定されて特定活動の在留資格をもつて在留する者又は、在留しようとする者  
ニ 当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子であつて別表第二の在留資格をもつて在留する者又は、在留しようとする者  
三 前二号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の二の表の上欄に掲げる行為をするのができない場合において、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、本邦にある当該外国人に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき（当該外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合を除く。）。

四 法第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二條の二第二項（法第二十二條の三において準用する場合を含む、永住者の在留資格の取得の申請をする場合を除く。）の規定による申請にあつては、本邦にある外国人が電

子情報処理組織（法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十五年法務省令第一号。以下「法務省情報通信技術活用規則」という。）第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下第五号及び第六十一条の三において同じ。）を使用して第六十一条の三第一項第九号から第十一号に規定する申請書の提出を行った場合。

五 法第二十条第四項第一号（法第二十一条第四項及び法第二十二條の三第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により交付する在留カードの受領に係る手続にあつては、電子情報処理組織を使用して第六十一条の三第一項第九号から第十一号に規定する申請書の提出を行った場合。

子情報処理組織（法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十五年法務省令第一号。以下「法務省情報通信技術活用規則」という。）第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下第五号及び第六十一条の三において同じ。）を使用して第六十一条の三第一項第九号から第十一号に規定する申請書の提出を行った場合。

四 法第二十条第四項第一号（法第二十一条第四項及び法第二十二條の三第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により交付する在留カードの受領に係る手続にあつては、電子情報処理組織を使用して第六十一条の三第一項第九号から第十一号に規定する申請書の提出を行った場合。

四 法第二十条第四項第一号（法第二十一条第四項及び法第二十二條の三第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により交付する在留カードの受領に係る手続にあつては、電子情報処理組織を使用して第六十一条の三第一項第九号から第十一号に規定する申請書の提出を行った場合。

五 法第二十条第四項第一号（法第二十一条第四項及び法第二十二條の三第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により交付する在留カードの受領に係る手続にあつては、電子情報処理組織を使用して第六十一条の三第一項第九号から第十一号に規定する申請書の提出を行った場合。

六 法第二十一条第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する法第二十条第三項本文及び第四項並びに法第二十二條の二第四項において準用する法第二十二條第一項から第三項までに規定する権限

とする。ただし、再入国許可の有効期間の延長の許可の記載又は難民旅行証明書の有効期間の延長の許可の記載を受ける者が手数料を納付する場合は、この限りでない。

（権限の委任）  
第六十一条の二 法第六十九条の二第一項の規定により出入国在留管理庁長官に委任された次に掲げる法務大臣の権限は、同条第二項の規定により、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、法務大臣又は法務大臣の権限を委任された出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条の二に規定する権限  
二 法第七条の二第一項に規定する権限  
三 法第十一条第一項から第三項までに規定する権限  
四 法第十二条第一項に規定する権限  
五 法第二十条第二項から第四項までに規定する権限  
六 法第二十一条第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する法第二十条第四項に規定する権限  
七 法第二十二條第一項から第三項までに規定する権限  
八 法第二十二條の二第二項、同条第三項において準用する法第二十条第三項本文及び第四項並びに法第二十二條の二第四項において準用する法第二十二條第一項から第三項までに規定する権限  
九 法第二十二條の三において準用する次に掲げる規定に規定する権限  
イ 法第二十二條の二第二項  
ロ 法第二十二條の二第三項において準用する法第二十二條第三項本文及び第四項  
ハ 法第二十二條の二第四項において準用する法第二十二條第一項から第三項までに規定する権限

十 法第二十二條の四第一項から第三項までに規定する権限  
十一 法第四十九条第一項から第三項までに規定する権限  
十二 法第五十条第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第十項に規定する権限  
十三 法第五十二条第五項及び第六項に規定する権限  
十四 法第六十一条の二に規定する権限  
十五 法第六十一条の二の二第一項、第二項及び第四項に規定する権限

十六 法第六十一条の二の三に規定する権限  
十七 法第六十一条の二の四第一項から第三項まで及び第四項前段並びに同項後段において準用する同条第二項に規定する権限  
十八 法第六十一条の二の五第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する法第二十条第四項に規定する権限  
十九 法第六十一条の二の六に規定する権限  
二十 法第六十一条の二の七第二項から第四項までに規定する権限  
二十一 法第六十一条の二の八第一項並びに同条第二項において準用する法第二十二條の四第二項、第三項及び第五項から第九項まで（第七項ただし書を除く。）に規定する権限  
二十二 法第六十一条の二の十四に規定する権限  
二十三 法第六十一条の二の十七第一項に規定する権限

二十六 法第六十一条の二の二第一項から第四項まで及び第七項に規定する権限

二十六 法第六十一条の二の二第一項から第四項まで及び第七項に規定する権限

二十七 法第六十一条の二の二第一項から第四項まで及び第七項に規定する権限

二十八 法第六十一条の二の二第一項から第四項まで及び第七項に規定する権限

二十九 法第六十一条の二の二第一項から第四項まで及び第七項に規定する権限

三十 法第六十一条の二の二第一項から第四項まで及び第七項に規定する権限

三十一 法第六十一条の二の二第一項から第四項まで及び第七項に規定する権限

- 十六 法第四十四条の三第八項に規定する権限
- 十七 法第五十条第七項に規定する権限
- 十八 法第五十二条の三第六項において準用する法第四十四条の三第八項に規定する権限
- 十九 法第五十九条の二第二項に規定する権限
- 二十 法第六十一条の二の八に規定する権限
- 二十一 法第六十一条の二の十第四項に規定する権限
- 二十二 法第六十一条の二の十五第一項から第三項まで、第五項及び第六項に規定する権限
- 二十三 法第六十一条の二の十六に規定する権限
- 二十四 法第六十一条の二の十七第二項及び第七項に規定する権限
- 二十五 電子情報処理組織による申請等
- 第六十一条の三 電子情報処理組織を使用して行うことができる法及びこの省令に基づく申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）以下「情報通信技術活用法」という。）第三号第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は他の法令に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 法第十九条の十六又は第十九条の十七の規定による届出
  - 二 法第十九条の十八第一項又は第二項の規定による届出
  - 三 法第十九条の二十七第一項、法第十九条の二十九第一項又は第十九条の三十第二項の規定による届出
  - 四 法第五十七条第二項又は第五項の規定による報告
  - 五 法第五十七条第七項の規定による乗員上陸の許可を受けた者に係る報告
  - 六 第七条の二第二項の規定による希望者登録の申請書（法第九条第八項第一号ハに該当するものとして希望者登録を受けようとする場合の申請書に限る。）の提出
  - 七 第十五条第一項又は第十五条の二第二項の規定による乗員上陸の許可の申請書の提出
  - 八 第六条の二第二項の規定による在留資格認定証明書の交付（法別表第一の一の表の外交の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者に係るものを除く。）の申請書の提出
  - 七 第十九条第一項の規定による資格外活動許可の申請書の提出（第九号から第十一号に規定する申請書の提出と同時にする場合に限る。）

- 八 第十九条の四第一項の規定による就労資格証明書の交付（外交及び短期滞在の在留資格をもつて在留する者に係るものを除く。）の申請書の提出
- 八の二 第十九条の二十三第二項の規定による届出
- 九 第二十条第一項の規定による在留資格の変更（外交及び短期滞在の在留資格への変更を受けようとする者に係るものを除く。）の申請書の提出
- 十 第二十一条第一項の規定による在留期間の更新（外交及び短期滞在の在留資格をもつて在留する者に係るものを除く。）の申請書の提出
- 十一 第二十四条第一項の規定による在留資格の取得（外交及び短期滞在の在留資格を取得しようとする者に係るものを除く。）の申請書の提出
- 十二 第二十九条第一項の規定による再入国の許可（外交及び短期滞在の在留資格をもつて在留する者に係るものを除く。）の申請書の提出（第九号から第十一号に規定する申請書の提出と同時にする場合に限る。）
- 十三 第五十一条第一号の規定による通報
- 十四 第五十一条第二号又は第三号の規定による届出
- 2 電子情報処理組織を使用して前項第一号から第五号まで、第八号の二、第十三号及び第十四号に掲げる申請等を行おうとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ出入国在留管理庁長官に届け出なければならぬ。
  - 一 前項第一号から第一号の三まで、第四号又は第八号の二に掲げる申請等を行おうとするもの、氏名、生年月日、性別及び国籍・地域（機関にあつては、名称及び所在地）
  - 二 前項第二号、第三号、第五号、第十三号又は第十四号に掲げる申請等を行おうとする者、氏名及び住所（法人にあつては、その名称並びに申請等の事務を取り扱おうとする事務所の所在地及び責任者の氏名）
  - 三 電子情報処理組織を使用して第一項第六号の申請を当該外国人に代わつて行うことができる者は、当該外国人が本邦において行おうとする別表第四の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者（当該外国人を受け入れ

- ようとする機関の職員又は当該外国人の親族（当該外国人の父若しくは母、配偶者、子又はこれらに準ずるものとして地方出入国在留管理局長が適当と認める者に限る。第五項第二号ハにおいて同じ。）で本邦にある者に限る。）又は当該外国人の本邦にある法定代理人とする。
- 4 電子情報処理組織を使用して第一項第七号及び第八号並びに第九号から第十二号までの申請を当該外国人に代わつて行うことができる者は、当該外国人の本邦にある法定代理人とする。
- 5 電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第八号まで及び第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出を行うことができる者は、本邦にある当該外国人のほか、次の各号に掲げるとおりとする。
  - 一 第三項若しくは第三号に掲げる機関から依頼を受けた本邦にある弁護士若しくは行政書士で所属する弁護士会若しくは行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの又は同項若しくは同号に掲げる機関から依頼を受けた公益法人の本邦にある職員若しくは登録支援機関の本邦にある職員で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものであつて、次に掲げるいずれかの者の依頼により当該外国人（第一項第十二号に掲げる申請については、本邦にある者に限る。次号において同じ。）に代わつてするもの。
    - イ 次に掲げる外国人（本邦にある者に限る。）のうち地方出入国在留管理局長が相当地と認める者
    - （1）当該機関に受け入れられている者又は受け入れられようとする者（第一項第六号、第七号及び第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出を行う場合にあつては、外交及び短期滞在の在留資格以外に在留資格をもつて在留する者又は在留しようとする者に限り、第一項第八号に掲げる申請書の提出を行う場合にあつては、外交及び短期滞在の在留資格以外の在留資格をもつて在留する者に限る。）
    - （2）（一）に掲げる者のうち公用の在留資格をもつて在留するもの又は在留しようとするもの同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行うとして、同在留資格をもつて在留する者又は在留しようとする者

- （3）（一）に掲げる者の扶養を受ける日常的な活動を行うとして家族滞在の在留資格をもつて在留する者若しくは在留しようとする者又は同活動を特に指定されて特定活動の在留資格をもつて在留する者若しくは在留しようとする者
- （4）（一）に掲げる者の扶養を受ける配偶者又は子であつて法別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者又は在留しようとする者
- （二）本邦にある弁護士若しくは行政書士で所属する弁護士会若しくは行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たものであつて、次に掲げるいずれかの者（ハに掲げる者については第一項第六号に掲げる申請書の提出に限る。）の依頼により当該外国人に代わつてするもの。
  - イ 当該外国人のうち地方出入国在留管理局長が相当地と認める者
  - ロ イに掲げる者の本邦にある法定代理人
  - ハ 第三項に掲げる当該外国人の親族で本邦にある者
- 三 受入れ機関等（団体監理型実習実施者（技能実習法第二条第八項に規定する団体監理型実習実施者をいう。）を除く。）の本邦にある職員であつて、次に掲げるいずれかの者の依頼により当該外国人に代わつてするもの。ただし、第一項第七号、第八号又は第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出に限る。
  - イ 第一号イ（一）から（四）までに掲げる外国人（本邦にある者に限る。）のうち地方出入国在留管理局長が相当地と認める者
  - ロ イに掲げる者の本邦にある法定代理人
- 四 外国人（本邦にある者に限る。）が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の二の表の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該外国人の本邦にある父若しくは母、配偶者、子又はこれらに準ずるものとして地方出入国在留管理局長が適当と認める者。ただし、第一項第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出に限る。
- 6 第三項及び前項に掲げる機関は、電子情報処理組織による申請又は申請書の提出を適正に行

うことができる。と地方出入国在留管理局長が認めるものとする。

7 第三項から第五項までに掲げる者が電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第八号まで及び第九号から第十二号までの申請を行うときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる方法により申請書の提出を行わなければならない。

- 一 当該外国人を受け入れようとする機関の職員又は第五項第一号から第三号までに掲げる者 地方出入国在留管理局長の付与した識別符号（電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第八号まで及び第九号から第十二号までの申請を行う者を他の者と区別して識別するための符号をいう。以下同じ。）及び暗証符号を入力して送信する方法
- 二 当該外国人若しくは当該外国人の父、母、子、配偶者若しくはこれらに準ずるものとして地方出入国在留管理局長が適当と認める者又は第四項若しくは第五項第四号に掲げる者 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記載された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）並びに識別符号及び暗証符号を入力して送信する方法

- 三 当該外国人、当該外国人の父、母、子、配偶者若しくはこれらに準ずるものとして地方出入国在留管理局長が適当と認める者、第四項に掲げる者又は第五項第一号若しくは第二号に掲げる弁護士若しくは行政書士 個人番号カードに記載された署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。）を送信する方法

8 電子情報処理組織を使用して第一項各号に掲げる申請等を行うものは、法及びこの省令の規定により申請書その他の書類に記載すべきこととされている事項又は入国審査官に報告、通報若しくは届出をすべきこととされている事項を入力して、申請等を行わなければならない。

9 電子情報処理組織を使用して第一項第九号及び第十号の申請書の提出を行った場合について

は、第二十条第五項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（電子情報処理組織による処分通知等）  
第六十一条の四 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、法務省情報通信技術活用規則第六条第一項に規定する電子情報処理組織とする。

- 2 情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等は、第六条の二第五項の規定による留資格認定証明書の交付（法別表第一の表の外交の項の下欄に掲げる活動を行うおうとする者に係るものを除く。）とする。
- 3 地方出入国在留管理局長は、電子情報処理組織を使用して前項の処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を出入国在留管理庁の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。
- 4 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けようとする旨の出入国在留管理庁長官の定めるところによる届出とする。

第六十二条 法又はこの省令の規定により法務大臣、出入国在留管理庁長官、地方出入国在留管理局長又は入国審査官に提出するものとされる資料が外国語により作成されているときは、その資料に訳文を添付しなければならない。

- 1 この省令は、昭和五十七年一月一日から施行する。
- 2 特定の在留資格及びその在留期間を定める省令（昭和二十七年外務省令第十四号）は、廃止する。
- 3 この省令施行の際に、この省令による廃止前の特定の在留資格及びその在留期間を定める省令（以下「旧省令」という。）第一項第二号又は第四号に該当する者として在留している者は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）第二条第一項第二号に該当する者として在留しているものとみなし、旧省令第一項第三号に該当する者として在留している者は、新規則第二条第一項第三号に該当する者として在留しているものとみなす。

4 この省令施行の際に、旧省令第一項第一号に該当する者として在留している者の在留資格及び在留期間については、なお従前の例による。

5 この省令施行前に、この省令による改正前の出入国管理令施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づき交付され、証印され、又は発付された旧規則別記第八号様式の証人呼出状、別記第十一号様式の仮上陸許可書、別記第十二号様式の保管金受領証書、別記第十三号様式の保証金没取通知書、別記第十四号様式の寄港地上陸許可書、別記第十五号様式の観光のための通過上陸許可書、別記第十六号様式の転船上陸許可書、別記第十七号様式の緊急上陸許可書、別記第十八号様式の水難上陸許可書、別記第二十三号様式の永住許可の証印、別記第二十六号様式の再入国許可書、別記第二十七号様式（甲、乙、丙）の呼出状、別記第三十二号様式の収容令書、別記第三十五号様式の認定通知書、別記第三十七号様式の放免証明書、別記第四十二号様式の在留特別許可書、別記第四十三号様式の外国人退去強制令書、別記第四十四号様式の送還通知書、別記第四十五号様式の特別放免許可書、別記第四十七号様式の仮放免許可書、別記第四十八号様式の保管金受領証書、別記第四十九号様式の仮放免取消書及び別記第五十号様式の保証金没取通知書の効力については、なお従前の例による。

6 旧規則の規定による別記第一号様式、別記第二号様式、別記第三号様式、別記第四号様式、別記第五号様式、別記第六号様式、別記第六号の二様式、別記第十号様式、別記第十九号様式、別記第二十二号の二様式、別記第三十号様式、別記第三十一号様式（甲、乙、丙）、別記第三十四号様式、別記第三十八号様式及び別記第四十六号様式の書面は、当分の間、新規則の規定による別記第一号様式、別記第二号様式、別記第三号様式、別記第四号様式、別記第五号様式、別記第六号様式、別記第六号の二様式、別記第十三号様式、別記第二十八号様式、別記第三十六号様式、別記第四十八号様式、別記第四十九号様式（甲、乙、丙）、別記第五十二号様式、別記第五十七号様式及び別記第六十六号様式の書面とみなす。

第七号 附則（昭和五十九年三月二日法務省令第七号）  
この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第二十七条第一項の改正規定、第五十三条第一項の改正規定、第五十四条第一項の改正規定、別記第六号様式及び別記第六号の二様式の改正規定、別記第三十七号様式の次に二様式を加える改正規定並びに別記第七十一号様式の次に二様式を加える改正規定は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則（昭和六一年三月二日法務省令第九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

一 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第七号様式の上陸許可の証印、別記第三十八号様式の出国の証印及び別記第七十二号様式の帰国の証印は、当分の間、それぞれこの省令の規定による改正後の別記第七号様式又は別記第七号の二様式の上陸許可の証印、別記第三十八号様式の出国の証印及び別記七十二号様式の帰国の証印とみなす。

附則（昭和六二年五月一日法務省令第一六号）  
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第四十一号様式の再入国の許可の証印（以下「旧証印」という。）は、当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による再入国の許可の証印とみなす。この場合においては、旧証印中に在留資格及び在留期限の欄には記載を要しない。

附則（昭和六三年二月二日法務省令第六号）  
この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

1 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定による別記第二十八号様式、別記第三十四号様式、別記第三十六号様式及び別記第四十号様式の書面は、当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）の規定による別記第二十八号様式、別記第三十四号様式、別記第三十六号様式及び別記第四十号様式の書面とみなす。

3 旧規則の規定による別記第三十号様式の書面は、当分の間、新規則の規定による別記第三十号様式及び別記第三十号の二様式の書面とみなす。

4 旧規則の規定による別記第三十一号様式の更新許可の証印、別記第三十三号様式の更新許可

の証印及び別記第三十七号様式の取得許可の証印は、当分の間、新規の規定による別記第三十一号様式の在留資格変更許可の証印、別記第三十三号様式の在留期間更新許可の証印及び別記第三十七号様式の在留資格取得許可の証印とみなす。

**附 則**（昭和六三年七月一九日法務省令第三号）

この省令は、昭和六十三年七月二十日から施行する。

**附 則**（昭和六三年九月一日法務省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成元年二月二一日法務省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に交付、発付、発行又は作成されたこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則、被收容者処遇規則、入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び処遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法施行規則、外国人登録法施行規則又は外国人指紋捺捺規則の様式による書面は、この省令による改正後のそれぞれ対応する様式により交付、発付、発行又は作成された書面とみなす。

3 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則による別記第五十二号様式、別記第五十三号様式及び別記第五十四号様式の書面は、当分の間、それぞれこの省令による改正後の別記第五十二号様式、別記第五十三号様式及び別記第五十四号様式の書面とみなす。

**附 則**（平成元年六月一五日法務省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二年三月一四日法務省令第八号）

この省令は、平成二年四月六日から施行する。

**附 則**（平成二年五月二四日法務省令第一五号）

1 この省令は、平成二年六月一日から施行する。

2 この省令の施行の際に、平成元年法律第七十九号による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧法」という。）第四条第一項第十六号

に該当する者としての在留資格をもって在留し、次の表の上欄に掲げるこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）第二号各号に該当する者（以下「十六号在留者」という。）は、それぞれ同表の下欄に掲げる別表第一又は別表第二の上欄の在留資格（以下「新法の在留資格」という。）をもって在留するものとみなす。

十六号在留者	新法の在留資格
第一号に該当する者	日本人の配偶者等
第二号に該当する者	平和条約関連国籍離脱者の子
第三号に該当する者	定住者

3 この省令の施行前に、旧法の規定に基づき交付され、証印され、又は発付された旧規則別記第七号様式の上陸許可証印（再入国）、別記第八号様式の上陸許可証印、別記第九号様式の認定通知書、別記第十一号様式の退去命令書、別記第十二号様式の退去命令通知書、別記第十四号様式の仮上陸許可書、別記第十五号様式の保管金受領証書、別記第十六号様式の保証金没取通知書、別記第二十一号様式の乗員上陸許可書、別記第二十四号様式の緊急の上陸許可書、別記第二十六号様式の遭難による上陸許可書、別記第二十七号様式の一時庇護許可書、別記第二十八号様式の資格外活動許可書、別記第二十九号様式の資格外活動許可書、別記第三十号様式の在留資格変更更新許可申請書、別記第三十一号様式の在留資格更新許可申請書、別記第三十二号様式の永住許可申請書、別記第三十三号様式の在留資格取得許可申請書、別記第三十七号の二様式の外国人出国記録、別記第三十七号の三様式の再入国出国記録、別記第三十九号様式の出国確認留保通知書、別記第四十二号様式の再入国許可申請書、別記第四十三号様式の有効期間延長許可申請書、別記第四十四号様式の有効期間延長許可申請書、別記第四十五号様式の呼出状、別記第五十号様式の呼出状、別記第五十三号様式の認定通知書、別記第五十四号様式の口頭審理放棄書、別記第五十五号様式の口頭審理期日通知書、別記第五十八号様式の判定通知書、別記第五十九号様式の異議申出放棄書、別記第六十号様式の異議申出書、別記第六十三号様式の退去強制令書、別記第六十四号様式の送還通知書、別記第六十五号様式の特別放免許可書、別記第六十六号様式の仮放免許可申請書、別記第六十七号様式の仮放免許可書、別記第六十八号様式の呼出状、別記第六十九号様式の保証書、別記第七十号様式の仮放免取消通知書、別記第七十一号様式の保証金没取通知書、別記第七十一号の二様式の日本人出国記録、別記第七十一号の三様式の日本人帰国記録、別記第七十四号様式の難民認定申請書、別記第七十五号様式の難民認定証明書、別記第七十六号様式の通知書、別記第七十七号様式の難民認定取消通知書、別記第七十八号様式の異議

定通知書、別記第十号様式の異議申出放棄書、別記第十一号様式の退去命令書、別記第十二号様式の退去命令通知書、別記第十三号様式の異議申出書、別記第十四号様式の仮上陸許可書、別記第十五号様式の保管金受領証書、別記第十六号様式の保証金没取通知書、別記第十七号様式の寄港地上陸通過上陸許可申請書、別記第二十号様式の乗員上陸許可申請書、別記第二十一号様式の乗員上陸許可書、別記第二十三号様式の緊急上陸許可申請書、別記第二十四号様式の緊急上陸許可書、別記第二十五号様式の遭難による上陸許可申請書、別記第二十六号様式の遭難による上陸許可書、別記第二十七号様式の一時庇護許可書、別記第二十八号様式の資格外活動許可書、別記第二十九号様式の資格外活動許可書、別記第三十号様式の在留資格変更更新許可申請書、別記第三十一号様式の在留資格更新許可申請書、別記第三十二号様式の永住許可申請書、別記第三十三号様式の在留資格取得許可申請書、別記第三十七号の二様式の外国人出国記録、別記第三十七号の三様式の再入国出国記録、別記第三十九号様式の出国確認留保通知書、別記第四十二号様式の再入国許可申請書、別記第四十三号様式の有効期間延長許可申請書、別記第四十四号様式の有効期間延長許可申請書、別記第四十五号様式の呼出状、別記第五十号様式の呼出状、別記第五十三号様式の認定通知書、別記第五十四号様式の口頭審理放棄書、別記第五十五号様式の口頭審理期日通知書、別記第五十八号様式の判定通知書、別記第五十九号様式の異議申出放棄書、別記第六十号様式の異議申出書、別記第六十三号様式の退去強制令書、別記第六十四号様式の送還通知書、別記第六十五号様式の特別放免許可書、別記第六十六号様式の仮放免許可申請書、別記第六十七号様式の仮放免許可書、別記第六十八号様式の呼出状、別記第六十九号様式の保証書、別記第七十号様式の仮放免取消通知書、別記第七十一号様式の保証金没取通知書、別記第七十一号の二様式の日本人出国記録、別記第七十一号の三様式の日本人帰国記録、別記第七十四号様式の難民認定申請書、別記第七十五号様式の難民認定証明書、別記第七十六号様式の通知書、別記第七十七号様式の難民認定取消通知書、別記第七十八号様式の異議

申出書、別記第七十九号様式の通知書、別記第八十号様式の難民旅行証明書交付申請書、別記第八十一号様式の難民旅行証明書、別記第八十二号様式の難民旅行証明書有効期間延長申請書、別記第八十三号様式の難民旅行証明書返納命令書、別記第八十四号様式の手数料納付書の書面は、当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号様式の外国人入国記録、別記第六号の二様式の再入国記録、別記第八号様式のお知らせ、別記第九号様式の認定通知書、別記第十号様式の異議申出放棄書、別記第十一号様式の退去命令書、別記第十二号様式の異議申出書、別記第十三号様式の異議申出書、別記第十四号様式の送還通知書、別記第十五号様式の呼出状、別記第五十号様式の収容令書、別記第五十三号様式の認定通知書、別記第五十四号様式の口頭審理放棄書、別記第五十五号様式の放免証明書、別記第五十六号様式の口頭審理期日通知書、別記第五十八号様式の判定通知書、別記第五十九号様式の異議申出放棄書、別記第六十号様式の異議申出書、別記第六十三号様式の退去強制令書、別記第六十四号様式の送還通知書、別記第六十五号様式の特別放免許可書、別記第

七十四号様式の呼出状、別記第七十五号様式の収容令書、別記第七十九号様式の認定通知書、別記第八十号様式の口頭審理放棄書、別記第八十一号様式の放免証明書、別記第八十二号様式の口頭審理期日通知書、別記第八十三号様式の判定通知書、別記第八十四号様式の異議申出放棄書、別記第八十五号様式の異議申出書、別記第八十八号様式の送還通知書、別記第九十号様式の呼出状、別記第九十一号様式の収容令書、別記第九十五号様式の認定通知書、別記第九十六号様式の口頭審理放棄書、別記第九十七号様式の放免証明書、別記第九十八号様式の口頭審理期日通知書、別記第九十九号様式の判定通知書、別記第一百号様式の異議申出放棄書、別記第一百零一号様式の異議申出書、別記第一百零四号様式の送還通知書、別記第一百零五号様式の特別放免許可書、別記第



六十六号様式の仮放免許可申請書、別記第六十七号様式の仮放免許可書、別記第六十八号様式の呼出状、別記第六十九号様式の保証書、別記第七十号様式の仮放免取消書、別記第七十一号様式の保証金没取通知書、別記第七十一号の二様式の日本人出国記録、別記第七十一号の三様式の日本人帰国記録、別記第七十四号様式の難民認定申請書、別記第七十五号様式の難民認定証明書、別記第七十六号様式の通知書、別記第七十七号様式の難民認定取消通知書、別記第七十八号様式の異議申出書、別記第七十九号様式の通知書、別記第八十号様式の難民旅行証明書交付申請書、別記第八十一号様式の難民旅行証明書、別記第八十二号様式の難民旅行証明書有効期間延長申請書、別記第八十三号様式の難民旅行証明書返納命令書、別記第八十四号様式の手数料納付書の書面とみなす。

附 則 (平成三年六月一日法務省令第一九号)

この省令中岡山に係る部分は平成三年六月三日から、広島に係る部分は同月二十一日から施行する。

附 則 (平成三年一〇月一四日法務省令第二七号) 抄

この省令は、法の施行の日(平成三年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成四年四月六日法務省令第一〇号)

この省令中高松に係る部分は平成四年四月二十日から、大分に係る部分は公布の日から施行する。

附 則 (平成五年四月一九日法務省令第二〇号)

この省令は、平成五年四月二十六日から施行する。

附 則 (平成五年九月二九日法務省令第三八号)

この省令は、平成五年十月十八日から施行する。

附 則 (平成六年一月二五日法務省令第四号)

この省令は、平成六年二月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月二三日法務省令第一四号)

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年八月二六日法務省令第四〇号)

この省令は、平成六年九月四日から施行する。

附 則 (平成七年三月二七日法務省令第一五号)

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年一〇月二五日法務省令第四八号)

この省令は、平成七年十一月十三日から施行する。

附 則 (平成七年十一月十三日)

この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書及び別記第三十四号様式の永住許可申請書の書面並びにこの省令による改正前の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の規定による別記第二号様式の特別永住許可申請書の書面は、当分の間、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書及び別記第三十四号様式の永住許可申請書の書面並びにこの省令による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の規定による別記第二号様式の特別永住許可申請書の書面とみなす。

附 則 (平成七年一二月二六日法務省令第六〇号) 抄

この省令は、平成八年一月一日から施行する。

附 則 (平成七年一二月二六日)

この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号の四様式、別記第八号様式、別記第九号様式、別記第十一号様式、別記第十二号様式、別記第十四号様式、別記第十六号様式、別記第二十号様式、別記第二十一号様式、別記第二十二号様式、別記第二十二号の二様式、別記第二十二号の三様式、別記第二十二号の四様式、別記第二十二号の五様式、別記第二十七号様式、別記第二十九

号様式、別記第二十九号の三様式、別記第三十九号様式、別記第四十四号様式、別記第四十五号様式、別記第五十三号様式、別記第五十五号様式、別記第五十六号様式、別記第五十八号様式、別記第六十四号様式、別記第六十五号様式、別記第六十七号様式、別記第六十八号様式、別記第七十一号様式、別記第七十三号様式、別記第七十四号様式、別記第七十五号様式、別記第七十六号様式、別記第七十七号様式及び別記第七十九号様式の書面は、当分の間、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号の四様式、別記第六号の五様式、別記第七号の三様式、別記第八号様式、別記第九号様式、別記第十一号様式、別記第十二号様式、別記第十四号様式、別記第十六号様式、別記第二十号様式、別記第二十一号様式、別記第二十二号様式の三様式、別記第二十二号の四様式、別記第二十二号の五様式、別記第二十七号様式、別記第二十九号様式、別記第二十九号の三様式、別記第三十九号様式、別記第四十四号様式、別記第四十五号様式、別記第五十三号様式、別記第五十五号様式、別記第五十六号様式、別記第五十八号様式、別記第六十四号様式、別記第六十五号様式、別記第六十七号様式、別記第六十八号様式、別記第七十一号様式、別記第七十三号様式、別記第七十四号様式、別記第七十五号様式、別記第七十六号様式、別記第七十七号様式及び別記第七十九号様式の書面とみなす。

附 則 (平成八年四月九日法務省令第三二号)

この省令は、平成八年五月十六日から施行する。

附 則 (平成八年六月三日法務省令第四八号)

この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 (平成八年一二月二〇日法務省令第七二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月一四日法務省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年三月二六日法務省令第一一〇号)

この省令は、平成一一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年四月十日)

この省令は、平成一二年四月十日から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日法務省令第三四号)

この省令は、平成一三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月八日法務省令第五七号)

この省令は、平成一三年七月一日から施行する。

附 則 (平成一三年九月二八日法務省令第七〇号)

この省令中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成一三年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一月一九日法務省令第七六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年二月二八日法務省令第一三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、平成一一年四月一日から施行する。

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号の四様式及び別記第六号の五様式の書面は、当分の間、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号の四様式及び別記第六号の五様式の書面とみなす。

附 則 (平成一一年八月一〇日法務省令第三四号)

この省令は、平成一一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月一日法務省令第四五号)

この省令は、平成一二年二月十八日から施行する。ただし、別表第一、別表第三及び別表第三の二の改正規定は公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年二月二日法務省令第四〇号)

この省令は、平成一二年四月十日から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日法務省令第三四号)

この省令は、平成一三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月八日法務省令第五七号)

この省令は、平成一三年七月一日から施行する。

附 則 (平成一三年九月二八日法務省令第七〇号)

この省令中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成一三年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一月一九日法務省令第七六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年二月二八日法務省令第一三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十四年三月一日)から施行する。ただし、出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「規則」という。)第一条第一号、第六条の二第一項及び第四項から第六項まで、第十九条第一項及び第三項、第十九条の三第一

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号の四様式及び別記第六号の五様式の書面は、当分の間、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号の四様式及び別記第六号の五様式の書面とみなす。

附 則 (平成一一年八月一〇日法務省令第三四号)

この省令は、平成一一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月一日法務省令第四五号)

この省令は、平成一二年二月十八日から施行する。ただし、別表第一、別表第三及び別表第三の二の改正規定は公布の日から施行する。

項、第二十条第七項（又は別記第七号の四様式）を削る部分を除く。）、第二十一条第三項、第二十九条第四項、第四十三条第一項並びに第四十四条第二項第一号及び第二号の改正規定、規則第六十一条の次に一条を加える改正規定、規則第六十二条の改正規定並びに規則別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第六号の四様式の在留資格認定証明書、第六号の五様式の在留資格認定証明書（団体）、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十一号様式及び別記第三十一号の二様式の在留資格変更許可の証印、別記第三十三号様式及び別記第三十三号の二様式の在留期間更新許可の証印、別記第三十七号の二様式の在留資格取得許可申請書、別記第三十七号の二様式の在留資格取得許可の証印、別記第四十号様式及び別記第四十号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第四十一号の二様式の在留期間更新許可の証印、別記第四十二号様式の再入国許可申請書、別記第四十四号様式の再入国許可申請書、別記第四十四号の二様式の在留資格取得許可申請書、別記第四十四号の二様式の在留資格取得許可の証印、別記第六十一号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第六十一号の二様式の就労資格証明書の交付の申請、在留期間の更新の許可の申請、在留資格の取得の許可の申請、再入国の許可の申請及び難民旅行証明書の交付の申請は、この省令による改正後の様式による申請とみなす。

3 規則の様式を改める改正規定の施行前に、この省令による改正前の規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づき交付され、証印され、又は作成された旧規則別記第六号の四様式の在留資格認定証明書、別記第六号の五様式の在留資格認定証明書（団体）、別記第二十九号様式の資格外活動許可書、別記第二十九号の三様式

の就労資格証明書、別記第三十一号様式及び別記第三十一号の二様式の在留資格変更許可の証印、別記第三十三号様式及び別記第三十三号の二様式の在留期間更新許可の証印、別記第三十七号様式及び別記第三十七号の二様式の在留資格取得許可の証印、別記第四十一号の二様式の在留期間更新許可の証印、別記第四十二号様式の再入国許可申請書、別記第四十四号様式の再入国許可申請書、別記第四十四号の二様式の在留資格取得許可申請書、別記第四十四号の二様式の在留資格取得許可の証印、別記第六十一号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第六十一号の二様式の就労資格証明書の交付の申請、在留期間の更新の許可の申請、在留資格の取得の許可の申請、再入国の許可の申請及び難民旅行証明書の交付の申請は、この省令による改正後の様式による申請とみなす。

4 旧規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第六号の四様式の在留資格認定証明書、第六号の五様式の在留資格認定証明書（団体）、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の二様式の在留資格取得許可申請書、別記第三十号の二様式の在留資格取得許可の証印、別記第三十一号の二様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十三号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十七号の二様式の在留資格取得許可申請書、別記第三十七号の二様式の在留資格取得許可の証印、別記第四十号様式及び別記第四十号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第四十一号の二様式の在留期間更新許可の証印、別記第四十二号様式の再入国許可申請書、別記第四十四号様式の再入国許可申請書、別記第四十四号の二様式の在留資格取得許可申請書、別記第四十四号の二様式の在留資格取得許可の証印、別記第六十一号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第六十一号の二様式の就労資格証明書の交付の申請、在留期間の更新の許可の申請、在留資格の取得の許可の申請、再入国の許可の申請及び難民旅行証明書の交付の申請は、この省令による改正後の様式による申請とみなす。

の裁決通知書並びに別記第八十号様式の難民旅行証明書交付申請書の書面とみなす。

5 旧規則の規定による別記第三十一号様式及び別記第三十一号の二様式の在留資格変更許可の証印、別記第三十三号様式及び別記第三十三号の二様式の在留期間更新許可の証印、別記第三十七号様式及び別記第三十七号の二様式の在留資格取得許可の証印、別記第四十一号の二様式の在留期間更新許可の証印並びに別記第六十二号様式の在留特別許可の証印は、規則の様式を改める改正規定の施行後、当分の間、それぞれ新規則の規定による別記第三十一号様式及び別記第三十一号の二様式の在留資格変更許可の証印、別記第三十三号の二様式の在留期間更新許可の証印、別記第三十七号の二様式の在留資格取得許可の証印、別記第四十一号の二様式の在留期間更新許可の証印、別記第四十二号様式の再入国許可申請書、別記第四十四号様式の再入国許可申請書、別記第四十四号の二様式の在留資格取得許可申請書、別記第四十四号の二様式の在留資格取得許可の証印、別記第六十一号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第六十一号の二様式の就労資格証明書の交付の申請、在留期間の更新の許可の申請、在留資格の取得の許可の申請、再入国の許可の申請及び難民旅行証明書の交付の申請は、この省令による改正後の様式による申請とみなす。

附則（平成一四年二月二〇日法務省令第六一号）  
この省令は、平成十五年一月一日から施行する。

附則（平成一五年七月七日法務省令第五二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年九月二九日法務省令第六七号）  
この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

2 この省令の施行前に、出入国管理及び難民認定法第十四条第二項の規定に基づき証印されたこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則別記第十八号様式の証印の効力については、なお従前の例による。

附則（平成一六年二月九日法務省令第五号）  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

1 別記第六号様式の外国人入国記録及び別記第六号の二様式の再入国記録の改正規定 平成十六年九月一日

2 第二十一条の次に一条を加える改正規定、別記第三十号の二様式の次に一様式を加える改正規定並びに別記第六号の三様式の在留資

格認定証明書交付申請書、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書及び別記第四十号様式の再入国許可申請書の改正規定 平成十六年五月一日

3 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定による別記第六号様式の外国人入国記録及び別記第六号の二様式の再入国記録の書面は、第一号に掲げる改正規定の施行後一年間は、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）の規定による別記第六号様式の外国人入国記録及び別記第六号の二様式の再入国記録の書面とみなす。

4 旧規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可の証印、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書及び別記第四十号様式の再入国許可申請書は、第一号に掲げる改正規定の施行後三月間は、新規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可の証印、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号

様式の在留資格取得許可申請書及び別記第四十号様式の再入国許可申請書とみなす。

附則（平成一六年三月一〇日法務省令第一四号）  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一及び別表第五の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年七月二六日法務省令第五一〇号）  
この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十三号）第三条の規定の施行の日（平成十六年八月二日）から施行する。

附則（平成一六年八月三一日法務省令第五九〇号）  
この省令は、平成十六年十月一日から施行する。（経過措置）

1 この省令は、平成十六年十月一日から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行前に、この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づき証印された旧規則別記第三十一号の二様式の在留資格変更許可の証印、別記第三十三号の二様式の在留期間更新許可の証印、別記第三十五号の二様式の永住許可の証印、別記第三十七号の二様式の在留資格取得許可の証印及び別記第四十一号の二様式の再入国許可の証印の効力については、なお従前の例による。

3 旧規則の規定による別記第三十一号の二様式の在留資格変更許可の証印、別記第三十三号の二様式の在留期間更新許可の証印、別記第三十五号の二様式の永住許可の証印、別記第三十七号の二様式の在留資格取得許可の証印及び別記第四十一号の二様式の再入国許可の証印は、この省令の施行後においても当分の間、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第三十一号の二様式の在留資格変更許可の証印、別記第三十三号の二様式の在留期間更新許可の証印、別記第三十五号の二様式の永住許可の証印、別記第三十七号の二様式の在留資格取得許可の証印及び別記第四十一号の二様式の再入国許可の証印とみなす。

附則（平成一六年一月二一日法務省令第七九号）  
（施行期日）

1 この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十三号）第一条の規定の施行の日（平成十六年十二月二日）から施行する。（経過措置）

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定による別記第六号様式の外国人入国記録の書面は、施行後一年間は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）の規定による別記第六号様式の外国人入国記録の書面とみなす。

3 旧規則の規定による別記第五十四号様式の口頭審査放棄書、別記第六十一号様式の異議申出放棄書、別記第六十三号様式の裁決・決定書、別記第六十三号様式の退去強制令書の書面は、この省令の施行後においても当分の間、それぞれ新規則の規定による別記第五十四号様式の口頭審査放棄書、別記第五十九号様式の異議申出放棄書、別記第六十一号様式の裁決・決定書、別記第六十三号様式の退去強制令書の書面とみなす。

4 この省令の施行前に、旧規則の規定に基づき交付され、又は交付された別記第六十一号様式の裁決・決定書、別記第六十三号様式の退去強制令書の効力については、なお従前の例による。

附則（平成一六年二月一〇日法務省令第八五号）  
（施行期日）

1 この省令は、平成十七年一月三十一日から施行する。（経過措置）

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）第六条の二第四項、第十九条第三項、第十九条の三第四項、第二十条第五項、第二十一条第三項、第二十四条第三項、第二十五条第二項及び第二十九条第四項の規定による、地方入国管理局長が適当と認めたる行政書士については、当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）第六条の二第四項第二号、第十九条第三項第二号、第十九条の三第三項、第二十条第四項、第二十一条第二号、第二十一条第三項、第二十一条の二第二項、第二十五条第二項、第二十五条第三項、第二十五条第四項、第二十五条第五項の規定による。

第二項及び第二十九条第三項の規定による所属する行政書士会を経由して同会の所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出た者とみなす。

3 出入国管理及び難民認定法施行規則の様式を改める改正規定の施行の際現に行われているこの省令による改正前の様式による在留資格認定証明書の交付の申請、資格外活動の許可の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請、申請内容の変更の申出、永住許可の申請、在留資格の取得の許可の申請及び再入国の許可の申請は、この省令による改正後の様式による申請又は申出とみなす。

4 旧規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十号の三様式の申請内容変更申出書、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書及び別記第四十号様式の再入国許可申請書は、この省令の施行後においても当分の間、それぞれ新規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号の二様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の三様式の申請内容変更申出書、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書及び別記第四十号様式の再入国許可申請書とみなす。

附則（平成一七年一月三一日法務省令第一〇号）  
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の出入国港及び別表第五の施設の改正規定は、平成十七年二月十七日から施行する。（経過規定）

2 出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「規則」という。）の様式を改める改正規定の施行前に、出入国管理及び難民認定法第二十六条の改正前の規則別記第四十二号様式の再入国許可書の効力については、なお従前の例による。

3 改正前の規則の規定による別記第四十二号様式の再入国許可書は、規則の様式を改める改正規定の施行後においても当分の間、それぞれこの省令による改正後の規則の規定による別記第四十二号様式の再入国許可書とみなす。

附則（平成一七年二月二四日法務省令第一九〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成十七年三月七日から施行する。

附則（平成一七年四月二八日法務省令第六五〇号）  
（施行期日）

1 この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十三号）第二条の規定の施行の日（平成十七年五月十六日）から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による難民の認定の申請、難民の認定をしない処分及び難民の認定の取消しに対する異議の申出、難民旅行証明書の交付の申請並びに難民旅行証明書の有効期間の延長の申請は、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する様式による難民の認定の申請、難民の認定をしない処分及び難民の認定の取消しに対する異議の申立て、難民旅行証明書の交付の申請並びに難民旅行証明書の有効期間の延長の申請とみなす。

3 旧規則の規定による別記第七十四号様式の難民認定申請書、別記第七十八号様式の異議申出書、別記第八十号様式の難民旅行証明書交付申請書及び別記第八十二号様式の難民旅行証明書有効期間延長申請書は、この省令の施行後三月間は、それぞれ新規則の規定による別記第七十四号様式の難民認定申請書、別記第七十八号様式の異議申立書、別記第八十号様式の難民旅行証明書交付申請書及び別記第八十二号様式の難民旅行証明書有効期間延長申請書とみなす。

4 この省令の施行前に難民の認定の申請をした者が出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の二第一項に規定する在留資格未取得外国人である場合は、当

該外国人は、この省令の施行後速やかに写真一葉を当該申請を行った地方入国管理局に提出しななければならない。

5 この省令の施行前に、旧規則第四十三条第一項の規定により交付された裁決・決定書、旧規則第四十四条第一項の規定により旅券にした証印及び交付された証印をした在留資格証明書並びに旧規則第五十八条第二項の規定により交付された通知書の効力については、なお従前の例による。

6 この省令の施行前に、旧規則第四十四条第二項の規定により付された在留期間その他の条件の効力については、なお従前の例による。

**附 則（平成一七年六月一三日法務省令第七四号）**

1 この省令は、平成一七年六月三十日から施行する。

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定による別記第六十一号様式の裁決・決定書の書面は、この省令の施行後においても当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六十一号様式の裁決・決定書の書面とみなす。

3 この省令の施行前に、旧規則の規定に基づき交付され、又は発付された別記第六十一号様式の裁決・決定書の効力については、なお従前の例による。

**附 則（平成一八年五月三一日法務省令第六二号）**

1 この省令は、平成一八年六月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中新北九州に係る部分の公布の日から、旭川に係る部分は平成一八年六月八日から施行する。

2 別表第三の改正規定の施行の際現にこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）第六條、第六條の二第二項、第二十条第二項（第二十四条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十一条の二第七項の規定により提出されている資料並びに別表第三の二の改正規定の施行の際現に旧規則第二十一条第二項及び第二十一条の二第三項の規定により提出されている資料は、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」とい

う。）第六條、第六條の二第二項、第二十条第二項（第二十四条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十一条の二第七項の規定により提出された資料並びに新規則第二十一条第二項及び第二十一条の二第三項の規定により提出された資料とみなす。

3 別表第四の改正規定の施行の際現に旧規則第六條の二第三項に規定する代理人によりされている在留資格認定証明書の交付の申請は、新規則第六條の二第三項に規定する代理人によりされた在留資格認定証明書の交付の申請とみなす。

4 様式の改正規定の施行の際現に旧規則第六條の二第二項、第二十条第一項及び第二十一条第一項及び第二十一条第一項の規定により提出されている申請書は、それぞれ新規則第六條の二第二項、第二十条第一項及び第二十一条第一項の規定により提出された申請書とみなす。

**附 則（平成一八年六月八日法務省令第六三号）**

1 この省令は、平成一八年六月十三日から施行する。

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定による別記第七十一号の三様式の出国命令書の書面は、この省令の施行後においても当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第七十一号の三様式の出国命令書の書面とみなす。

3 この省令の施行前に、旧規則の規定に基づき交付された別記第七十一号の三様式の出国命令書の効力については、なお従前の例による。

**附 則（平成一八年一〇月二四日法務省令第八一号）抄**

1 この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成一八年十一月二十四日）から施行する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）第六條、第六條の二第二項、第二十条第二項（第二十四条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項並

びに第二十一条の二第三項及び第七項の規定により提出されている資料は、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）第六條、第六條の二第二項、第二十条第二項（第二十四条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項並びに第二十一条の二第三項及び第七項の規定により提出された資料とみなす。

3 この省令の施行の際現に行われていた旧規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請及び在留期間の更新の許可の申請は、それぞれ新規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請及び在留期間の更新の許可の申請とみなす。

4 旧規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書及び別記第三十号様の在留期間更新許可申請書は、この省令の施行後においても当分の間、それぞれ新規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書及び別記第三十号様の在留期間更新許可申請書とみなす。

**附 則（平成一八年一二月二〇日法務省令第八六号）**

この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成一八年法律第四十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成一九年二月一日）から施行する。

**附 則（平成一九年八月一日法務省令第四五号）**

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定による別記第十四号様式の仮上陸許可書の書面は、この省令の施行後においても当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第十四号様式の仮上陸許可書の書面とみなす。

3 この省令の施行前に、旧規則の規定に基づき交付された別記第十四号様式の仮上陸許可書の効力については、なお従前の例による。

**附 則（平成一九年一〇月三一日法務省令第六一号）**

1 この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成一八年法律第四十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成一九年十一月二十日）から施行する。

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号様式の外国人入国記録、別記第六号の二様式の再入国入国記録、別記第三十七号の十八様式の外国人入国記録及び別記第三十七号の十九様式の再入国入国記録の書面は、施行後一年間は、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号様式の外国人入国記録、別記第六号の二様式の再入国入国記録及び別記第三十七号の十八様式の外国人入国記録の書面とみなす。

**附 則（平成二〇年三月三一日法務省令第三三三号）**

1 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

2 日本語教育機関の設備及び編制についての審査及び証明を行うものとしての認定を受けた事業等を定める省令の廃止

**附 則（平成二〇年五月二六日法務省令第三八号）**

この省令は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

**附 則（平成二〇年六月一八日法務省令第四三三号）**

この省令は、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定は空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十年政令第九十七号）の施行の日から、第三条の規定はこの省令の公布の日から施行し、同条の規定による改正後の地方入国管理局組織規則の規定は、平成二十年四月十四日から適用する。

**附 則**（平成二〇年八月二九日法務省令第五〇号）

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二〇年一〇月三一日法務省令第六〇号）

この省令は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

**附 則**（平成二〇年一月一七日法務省令第六一号）

（施行期日）

1 この省令は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則第六条の二第四項第一号又は第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令表の法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第三号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

**附 則**（平成二〇年一月二五日日法務省令第七二号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二一年六月三日法務省令第二九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成二十一年六月四日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の改正規定の施行の際現に改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）第六条、第六条の二第二項、第二十条第二項（第二十四条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十一条の二第七項の規定により提出されている資料は、それぞれ改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）第六条、第六

条の二第二項、第二十条第二項（第二十四条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十一条の二第七項の規定により提出された資料とみなす。

第三条 この省令の施行の際現に行われている旧規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請、永住許可の申請、在留資格の取得の許可の申請又は再入国の許可の申請は、それぞれ新規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請、永住許可の申請、在留資格の取得の許可の申請又は再入国の許可の申請とみなす。

第四条 旧規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十九号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書又は別記第四十号様式の再入国許可申請書は、この省令の改正規定の施行後においても当分の間、それぞれ新規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十九号の三様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十号の二様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書又は別記第四十号様式の再入国許可申請書とみなす。

第五条 旧規則の規定による別記第二十九号の三様式の就労資格証明書の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新規則の規定による別記第二十九号の四様式の就労資格証明書の書面とみなす。

第六条 この省令の改正規定の施行前に、旧規則の規定に基づき交付された別記第二十九号の三様式による就労資格証明書の効力については、なお従前の例による。

**附 則**（平成二一年二月二五日日法務省令第四九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。ただし、出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「規則」という。）別表第二の家族滞在の項の改正規定、規則別記第二十一号様式の乗員上陸許可書（裏）（〇）、別記第二十二号の三様式の数次乗員上陸許可書（裏）（一）、別記第二十九号の四様式の就労資格証明書及び別記第七十四号様式の難民認定申請書の改正規定、附則第二条、第三条並びに第九条から第十二条までの規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法附則第六条に規定する在留資格認定証明書の交付については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）第六十四号から第六十六号までの規定を適用する。

第三条 改正法附則第六条に規定する申請については、この省令の施行前においても、新規則別記第六号の三様式による申請書を提出するものとし、新規則別表第三の技能実習の項の規定、別表第四の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動（技能実習）の項の規定を適用する。

第四条 施行日前に在留資格認定証明書の交付を受け又は査証を受けた者（出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十一年法律省令第五十号）附則第三条各号のいずれかに該当する場合に限る。）及び施行日後に在留資格認定証明書の交付を受けた者（同条の規定によりなお従前の例によることとされた場合に限る。）で、施行日後に法第六條第二項の申請を行ったものに係る新規則第六條の適用のうち、改正法施行前の法別表第一の四の表の研修の在留資格に係るものについては、なお従前の例による。

第五条 この省令の施行の際現に法別表第一の四の表の研修又は第一の五の表の特定活動の在留資格（技能実習を目的とする活動を指定されたものに限り）をもつて在留している外国人であつて、この省令の施行日以後に法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動を行

おうとする者が、同日前にあらかじめ行う在留資格の変更の許可の申請については、新規則別記第三十号様式による申請書を提出するものとす、新規則別表第三の技能実習の項の規定を適用する。

第六条 この省令の施行の際現に改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）第六条、第六条の二第二項、第二十条第二項（第二十四条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項又は第二十一条の二第七項の規定により提出されている資料は、附則第三条の規定の適用を受ける場合及び附則第四条の規定により、なお従前の例によることとされた場合を除き、それぞれ新規則第六條、第六條の二第二項、第二十条第二項（第二十四条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項又は第二十一条の二第七項の規定により提出された資料とみなす。

第七条 この省令の施行の際現に行われている旧規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、資格外活動の許可の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請、申請内容の変更の申請、永住許可の申請、在留資格の取得の許可の申請又は再入国の許可の申請は、附則第三条の規定の適用を受ける場合及び附則第四条の規定により、なお従前の例によることとされた場合を除き、それぞれ新規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、資格外活動の許可の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請、申請内容の変更の申請、永住許可の申請、在留資格の取得の許可の申請又は再入国の許可の申請とみなす。

第八条 旧規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書（申請人等作成用2 Q（研修）、申請人等作成用3 Q（研修）を除く。）、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の三様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書（申請人等作成用2 Q（研修）、申請人等作成用3 Q（研修）及び申請人等作成用2 S（特定活動）（技能実習）を除く。）、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書（申請人等作成用2 Q（研修）、申請人等作成用3 Q（研

修）を除く。）、申請人等作成用3 Q（研修）を除く。）、申請人等作成用3 Q（研

修）を除く。）、申請人等作成用3 Q（研

修）を除く。）、申請人等作成用3 Q（研

修）を除く。）、申請人等作成用3 Q（研

修）を除く。）、申請人等作成用3 Q（研

修）を除く。）、申請人等作成用3 Q（研

修）を除く。）、申請人等作成用3 Q（研

修）を除く。）、申請人等作成用3 Q（研

修）を除く。）、申請人等作成用3 Q（研

修）を除く。）、申請人等作成用3 Q（研

修）を除く。）、申請人等作成用3 Q（研

修）を除く。）、申請人等作成用3 Q（研

修）を除く。）、申請人等作成用3 Q（研

修）を除く。）、申請人等作成用3 Q（研

修）を除く。）、申請人等作成用3 Q（研

修）を除く。）、申請人等作成用3 Q（研

修）を除く。）、申請人等作成用3 Q（研

修）を除く。）、申請人等作成用3 Q（研

修)及び申請人等作成用2 S(特定活動一〔技能実習〕を除く。)、別記第三十号の様式の申請内容変更申出書、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書又は別記第四十号様式の再入国許可申請書は、附則第三条の規定の適用を受ける場合を除き、この省令の施行後においても当分の間、それぞれ新規の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の三様式の就労資格変更交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更更新許可申請書、別記第三十号の三様式の申請内容変更申出書、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書又は別記第四十号様式の再入国許可申請書とみなす。

**第九條** 附則第一条ただし書に規定する規定(以下「平成二十二年一月改正規定」という。)の施行の際現に行われている、同規定による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「平成二十二年一月改正前規則」という。)に規定する様式による難民の認定の申請は、同規定による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「平成二十二年一月改正規則」という。)に規定する様式による難民の認定の申請とみなす。

**第十條** 平成二十二年一月改正前規則の規定による別記第七十四号様式の難民認定申請書は、平成二十二年一月改正規定の施行後においても当分の間、平成二十二年一月改正規則の規定による別記第七十四号様式の難民認定申請書とみなす。

**第十一條** 平成二十二年一月改正前規則の規定による別記第二十一号様式の乗員上陸許可書の書面、別記第二十二号の三様式の数次乗員上陸許可書の書面は、平成二十二年一月改正規定の施行後においても当分の間、それぞれ平成二十二年一月改正規則の規定による別記第二十一号様式の乗員上陸許可書の書面、別記第二十二号の三様式の数次乗員上陸許可書の書面とみなす。

**第十二條** 平成二十二年一月改正前規則の規定による平成二十二年一月改正前規則の規定に基づき交付された別記第二十一号様式の乗員上陸許可書、別記第二十二号の三様式の数次乗員上陸許可書及び別記第二十九号の四様式の就労資格

証明書の効力については、なお従前の例による。

**附則** (平成二十二年三月九日法務省令第五号)  
この省令は、平成二十二年三月十一日から施行する。

**附則** (平成二十二年三月三十一日法務省令第九号)  
(施行期日)

**第一条** この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。以下「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十二年七月一日)から施行する。ただし、出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「規則」という。)第五十六条の二第二項、別記第十六号の二様式及び別記第五十号様式の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

**第二条** この省令による改正後の規則(以下「新規則」という。)第四条の二第一項の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前日、外国人に、出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)第二十六条第一項の規定により再入国の許可を与えた場合、法第六十一条の二の二第二項の規定により難民旅行証明書を交付した場合若しくは法第七条の二第一項の規定により証明書を交付した場合又は外国人が旅券に日本領事官等の査証を受けた場合は、適用しない。

**第三条** この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の規則(以下「旧規則」という。)に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請は、それぞれ新規規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請とみなす。

**第四条** 施行日前に、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令(平成二十二年法務省令第十号。以下「改正基準省令」という。)による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項

第二号の基準を定める省令(平成二十二年法務省令第十六号。以下「基準省令」という。)の法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動の項の基準に適合した証明書を、改正基準省令による改正後の基準省令の法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動の項の基準に適合するとして法第七条の二第二項に基づき交付した証明書とみなす。

**第五条** 改正法附則第五条第二項の規定により留学の在留資格をもつて在留するものとみなされる者で、この省令の施行の際現に規則第二十号第一項の申請(留学の在留資格への変更に係るものに限る。)を行っていない者は、施行日において規則第二十一条の二第二項の申出をしたものとみなす。

**第六条** 施行日前に、改正法による改正前の法別表第一の四の表の就学の在留資格をもつて在留している者(改正法附則第五条第二項の規定により留学の在留資格をもつて在留するものとみなされる者を除く。)で、この省令の施行の際現に規則第二十一条第一項の申請を行っていない者は、施行日において規則第二十一条の二第五項の申出したものとみなす。

**第七条** 施行日前に、改正法による改正前の法別表第一の四の表の留学の在留資格をもつて在留している者で、この省令の施行の際現に規則第二十号第一項の申請(就学の在留資格への変更に係るものに限る。)を行っていない者は、施行日において規則第二十一条の二第二項の申出をしたものとみなす。

**第八条** 旧規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十九号の三様式の就労資格変更更新許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書は、施行日後においても、当分の間、それぞれ新規規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十九号の四様式の就労資格変更更新許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

**第九条** 旧規則の規定による別記第十四号様式の仮上陸許可書の書面、別記第二十九号の四様式の就労資格証明書の書面及び別記第五十号様式の収容令書の書面は、施行日後においても、当

分の間、それぞれ新規規則の規定による別記第十四号様式の仮上陸許可書の書面、別記第二十九号の五様式の就労資格証明書の書面及び別記第五十号様式の収容令書の書面とみなす。

**第十條** 新規規則第六十三条第二項第四号の適用については、改正法による改正前の法別表第一の四の表の就学の在留資格をもつて在留する外国人の受入れを行っていた法人は、改正法による改正後の法別表第一の四の表の留学の在留資格をもつて在留する外国人の受入れを行っていた法人とみなす。

**第十一條** 施行日前に法第十九条第一項の規定に違反する行為を行った者に対する退去強制については、なお従前の例による。

**第十二條** 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則** (平成二十二年九月九日法務省令第三〇号)  
この省令は、平成二十二年十月二十一日から施行する。

**附則** (平成二十二年一月二七日法務省令第四一號)  
この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

**附則** (平成二十三年八月二六日法務省令第二七號)  
この省令は、公布の日から施行する。

**附則** (平成二十三年一月二六日法務省令第四三號) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、改正法施行日(平成二十四年七月九日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条(第七項を除く。)、第十三条、第二十条(第九項を除く。)及び附則第十五条(同条第二項中改正法附則第十六条第二項の規定により改正法施行日において同条第一項の規定による申請とみなされる旧外国人登録法第三条第一項又は第七條第一項の規定による申請と併せて行う申出に係る部分を除く。)の規定 改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年一月十三日)

二 第一条中別表第二公用の項の改正規定及び別表第三の二教授の項の前に公用の項を加える改正規定 平成二十四年四月一日

三 附則第十五条第二項(改正法附則第十六条第二項の規定により改正法施行日において同



条第一項の規定による申請とみなされる旧外国人登録法第三条第一項又は第七条第一項の規定による申請と併せて行う申出に係る部分に限る。平成二十四年六月九日（第一条の規定による出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新入管法施行規則」という。）第四条の二第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に、外国人に、入管法第十二条第一項の規定により上陸を特別に許可した場合、入管法第二十条第三項の規定により在留資格の変更の許可をした場合、入管法第二十一条第三項の規定により在留期間の更新の許可をした場合、入管法第二十二條第二項の規定により永住許可をした場合、入管法第二十二條第三項（入管法第二十二條の三）において準用する場合を含む。）において準用する入管法第二十条第三項の規定により在留資格の取得の許可をした場合、入管法第二十二條第四項（入管法第二十二條の三）において準用する場合を含む。）において準用する入管法第二十二條第二項の規定により永住者の在留資格の取得の許可をした場合、入管法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可した場合又は入管法第六十一条の二第二項の規定により在留を特別に許可した場合は、適用しない。

第四条 新入管法施行規則第六条、第六条の二第二項、第二十条第二項（第二十四条第五項において準用する場合を含む。）又は第二十一条第三項において準用する第二十一条の二第三項の規定により提出することとされている新入管法施行規則別表第三の下欄に掲げる資料が、登録証明書が改正法附則第十五条第二項各号に定める期間において所持する中長期在留者（以下「登録証明書所持中長期在留者」という。）に係るときにあつては、同表投資・経営の項の下欄第一号、第二号、第三号及び第四号、家族滞在の項の下欄第二号、特定活動の項の下欄第一号及び第二号並びに永住者の配偶者等の項の下欄第一号及び第二号並びに「在留カード」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）に規定する外国人登録証明書」とする。

2 新入管法施行規則第二十一条第二項又は第二十一条の二第三項の規定により提出することとされている新入管法施行規則別表第三の五の下欄に掲げる資料が登録証明書所持中長期在留者に係るときはあつては、同表投資・経営の項の下欄第二号、家族滞在の項の下欄第二号、特定活動の項の下欄第三号及び永住者の配偶者等の項の下欄第二号中「在留カード」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）和四十七年法律第二百五号）に規定する外国人登録証明書」とする。

定する特別永住者という。以下「登録証明書所持特別永住者」という。）に係るときにあつては、同表投資・経営の項の下欄第一号、第二号及び第三号並びに永住者の配偶者等の項の下欄第一号及び第二号中「特別永住者証明書」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）に規定する外国人登録証明書」とする。

第六條 改正法附則第十三條第六項、第十五條第四項又は第十六條第三項の規定により在留カードを交付する場合における入管法第十九條の四第一項第一号に規定する国籍の属する国又は入管法第二條第五号に規定する地域（以下この条において「国籍・地域」という。）は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する中長期在留者については、新入管法施行規則第十九條の六第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を記載するものとする。

規則第十九条の十五の規定の適用については、同条第一項中「在留カードの番号」とあるのは、「旅券に出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十三年法務省令第四十三号）第十一条第二項の規定により記載された当該中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号」とする。

2 入管法第十九条の十七の届出が第十一条第二項中長期在留者に係るものであるときは、新入管法施行規則別表第三の四の適用については、同表の一の表受入れの開始の項中「在留カードの番号」とあるのは、「旅券に出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十三年法務省令第四十三号）第十一条第二項の規定により記載された当該中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号」とする。

第九条 登録証明書所持中長期在留者が入管法第十九条の十六の届出をする場合における新入管法施行規則第十九条の十五の規定の適用については、同条第一項中「在留カードの番号」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）に規定する外国人登録証明書の登録番号」とする。

2 入管法第十九条の十七の届出が登録証明書所持中長期在留者に係るものであるときは、新入管法施行規則別表第三の四の適用については、同表の一の表受入れの開始の項中「在留カードの番号」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）に規定する外国人登録証明書の登録番号」とする。

第十条 後日交付中長期在留者に対する新入管法施行規則第二十九条の二第二項の適用について

は、同項中「在留カード」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第七條第一項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券」とする。

第十一条 登録証明書所持中長期在留者に対する新入管法施行規則第二十九条の二第二項の規定の適用については、同項中「在留カード」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）に規定する外国人登録証明書」とする。

第十二条 新入管法施行規則別記第六号の三様式、別記第二十八号様式、別記第二十九号の五様式、別記第二十九号の十様式から別記第二十九号の十二様式まで、別記第三十号様式、別記第三十号の二様式、別記第三十四号様式、別記第四十号様式、別記第四十三号様式、別記第七十四号様式、別記第八十号様式若しくは別記第七八二号様式の申請書又は新入管法施行規則別記第二十九号の九様式の届出書中在留カードの番号又は特別永住者証明書の番号を記載することとされている項は、当該記載に係る中長期在留者又は特別永住者が附則別表の上欄に掲げるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載する項とする。

第十三条 新入管法施行規則別記第二十九号様式の資格外活動許可書、別記第二十九号の二様式の証印、別記第二十九号の六様式の就労資格証明書及び別記第四十二号様式の再入国許可書中在留カードの番号又は特別永住者証明書の番号を記載することとされている項は、当該記載に係る中長期在留者又は特別永住者が附則別表の上欄に掲げるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載する項とする。

第十四条 出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）附則第四条の規定により読み替えて適用される同令第二条第二号が規定する届出をした中長期在留者が提出すべき在留カードの番号に代わるものとして法務省令で定める事項は、第十一条第二項中長期在留者にあつては第十一条第二項の規定により当該第

十一条第二項中長期在留者の旅券に記載された当該第十一条第二項中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号とし、後日交付中長期在留者（第十一条第二項中長期在留者を除く）にあつては当該後日交付中長期在留者の旅券に当該後日交付中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号が記載されていない旨とする。

第十五条 予定中長期在留者であつて、新入管法施行規則第十九条の七第一項の申出をしようとするものは、施行日前においても、その申出をすることができ、

2 前項の申出は、改正法附則第十三条第一項の規定による申請（同条第五項の規定により同条第一項の規定による申請とみなされる申請を含む。）又は改正法附則第十六条第二項の規定により改正法施行日において同条第一項の規定による申請とみなされる旧外国人登録法第三条第一項若しくは第七条第一項の規定による申請と併せて行わなければならない。

第十六条 改正法附則第十五条第三項の規定による申請又は改正法附則第十六条第一項の規定による申請をしようとする中長期在留者は、新入管法施行規則第十九条の七第三項の規定にかかわらず、これらの申請に併せて同条第一項の申出をすることができ、

第十七条 この省令の施行の際に行われている第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧入管法施行規則」という。）に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、上陸の申請、寄港地上陸の許可の申請、通過上陸の許可の申請、乗員上陸の許可の申請、緊急上陸の許可の申請、遭難による上陸の許可の申請、一時庇護のための上陸の許可の申請、資格外活動許可の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の申請、在留期間の更新の申請、永住許可の申請、在留資格の取得の申請、利害関係人の参加の許可の申出、意見の聴取の期日又は場所の変更の申出、代理人の出頭申出、資料の閲覧の申出、再入国の許可の申請、再入国の許可の有効期間の延長の申請、仮放免の申請、出国期限の延長の申出、難民の認定の申請、仮滞在期間の更新の申請、難民旅行証明書の交付の申請又は難民旅行証明書の有効期間の延長の申請は、それぞれ新入管法施行規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、上陸の申

請、寄港地上陸の許可の申請、通過上陸の許可の申請、乗員上陸の許可の申請、緊急上陸の許可の申請、一時庇護のための上陸の許可の申請、資格外活動許可の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の申請、在留期間の更新の申請、永住許可の申請、在留資格の取得の申請、利害関係人の参加の許可の申出、意見の聴取の期日又は場所の変更の申出、代理人の出頭申出、資料の閲覧の申出、再入国の許可の申請、再入国の許可の有効期間の延長の申請、仮放免の申請、出国期限の延長の申出、難民の認定の申請、仮滞在期間の更新の申請、難民旅行証明書の交付の申請又は難民旅行証明書の有効期間の延長の申請は、それぞれ新入管法施行規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、上陸の申

請、寄港地上陸の許可の申請、通過上陸の許可の申請、乗員上陸の許可の申請、緊急上陸の許可の申請、一時庇護のための上陸の許可の申請、資格外活動許可の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の申請、在留期間の更新の申請、永住許可の申請、在留資格の取得の申請、利害関係人の参加の許可の申出、意見の聴取の期日又は場所の変更の申出、代理人の出頭申出、資料の閲覧の申出、再入国の許可の申請、再入国の許可の有効期間の延長の申請、仮放免の申請、出国期限の延長の申出、難民の認定の申請、仮滞在期間の更新の申請、難民旅行証明書の交付の申請又は難民旅行証明書の有効期間の延長の申請とみなす。

2 旧入管法施行規則に規定する様式による入管法第十一条第一項に規定する異議の申出、第四十八条第一項に規定する口頭審理の請求、第四十九條第一項に規定する異議の申出又は第六十一条の二の九第一項の規定による異議申立ては、それぞれ新入管法施行規則に規定する様式による入管法第十一条第一項に規定する異議の申出、第四十八条第一項に規定する口頭審理の請求、第四十九條第一項に規定する異議の申出又は第六十一条の二の九第一項の規定による異議申立てとみなす。

3 旧入管法施行規則に規定する様式の書面にした入管法第十条第十一項に規定する異議を申し出ない旨の署名、第四十七條第五項に規定する口頭審理の請求をしない旨の署名、第四十八條第九項に規定する異議を申し出ない旨の署名は、それぞれ新入管法施行規則に規定する様式の書面にした入管法第十条第十一項に規定する異議を申し出ない旨の署名、第四十七條第五項に規定する口頭審理の請求をしない旨の署名、第四十八條第九項に規定する異議を申し出ない旨の署名とみなす。

第十八条 旧入管法施行規則の規定による別記第六号様式の外国人入国記録、別記第六号の二様式の再入国入国記録、別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第十号様式の異議申出放棄書、別記第十三号様式の異議申出書、別記第十七号様式の寄港地上陸通過上陸許可申請書、別記第二十号様式の乗員上陸許可申請書、別記第二十二号の二様式の数次乗員上陸許可申請書、別記第二十三号様式の緊急上陸

申請書、別記第二十二号の二様式の数次乗員上陸許可申請書、別記第二十三号様式の緊急上陸

許可申請書、別記第二十五号様式の遭難による上陸許可申請書、別記第二十六号の二様式の一時庇護のための上陸許可に関する申告書、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の四様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十号の三様式の申請内容変更申請書、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書、別記第三十七号の十八様式の外国人出国記録、別記第三十七号の十九様式の再入国出国記録、別記第四十号様式の再入国許可申請書、別記第四十三号様式の再入国許可の有効期間延長許可申請書、別記第五十九号様式の異議申出放棄書、別記第六十号様式の異議申出書、別記第六十六号様式の仮放免許可申請書、別記第七十一号の四様式の出国期限延長申請書、別記第七十六号の六様式の仮滞在期間更新申請書、別記第七十八号様式の異議申立書、別記第八十号様式の難民旅行証明書交付申請書、別記第八十二号様式の難民旅行証明書有効期間延長申請書又は別記第八十四号様式の手数料納付書は、施行日後においても、当分の間、それぞれ新入管法施行規則の規定による別記第六号様式の外国人入国記録、別記第六号の二様式の再入国入国記録、別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第十号様式の異議申出放棄書、別記第十三号様式の異議申出書、別記第十七号様式の寄港地上陸通過上陸許可申請書、別記第二十号様式の乗員上陸許可申請書、別記第二十二号の二様式の数次乗員上陸許可申請書、別記第二十三号様式の緊急上陸許可申請書、別記第二十五号様式の遭難による上陸許可申請書、別記第二十六号の二様式の一時庇護のための上陸許可に関する申告書、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の五様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十号の三様式の申請内容変更申請書、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書、別記第三十七号の十八様式の外国人出国記録、別記第三十七号の十九様式の再入国出国記録、別記第四十三号様式の再入国許可申請書、別記第四十三号様式の再入国許可の有効期間延長許可申請書、別記第五十九号様式の異議申出放棄書、別記第六十号様式の異議申出書、別記第六十六号様式の仮放免許可申請書、別記第七十一号の四様式の出国期限延長申請書、別記第七十六号の六様式の仮滞在期間更新申請書、別記第七十八号様式の異議申立書、別記第八十号様式の難民旅行証明書交付申請書、別記第八十二号様式の難民旅行証明書有効期間延長申請書又は別記第八十四号様式の手数料納付書は、施行日後においても、当分の間、それぞれ新入管法施行規則の規定による別記第六号様式の外国人入国記録、別記第六号の二様式の再入国入国記録、別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第十号様式の異議申出放棄書、別記第十三号様式の異議申出書、別記第十七号様式の寄港地上陸通過上陸許可申請書、別記第二十号様式の乗員上陸許可申請書、別記第二十二号の二様式の数次乗員上陸許可申請書、別記第二十三号様式の緊急上陸許可申請書、別記第二十五号様式の遭難による上陸許可申請書、別記第二十六号の二様式の一時庇護のための上陸許可に関する申告書、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の五様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十号の三様式の申請内容変更申請書、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書、別記第三十七号の十八様式の外国人出国記録、別記第三十七号の十九様式の再入国出国記録、別記第四十三号様式の再入国許可申請書、別記第四十三号様式の再入国許可の有効期間延長許可申請書、別記第五十九号様式の異議申出放棄書、別記第六十号様式の異議申出書、別記第六十六号様式の仮放免許可申請書、別記第七十一号の四様式の出国期限延長申請書、別記第七十六号の六様式の仮滞在期間更新申請書、別記第七十八号様式の異議申立書、別記第八十号様式の難民旅行証明書交付申請書、別記第八十二号様式の難民旅行証明書有効期間延長申請書又は別記第八十四号様式の手数料納付書とみなす。

2 前項の場合において、前項に規定する旧入管法施行規則の規定による申請書（別記第七十六号の六様式の仮滞在期間更新申請書を除く。）中登録証明書の登録番号を記載することとされている項は、在留カードの番号を記載する項（別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十九号の四様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書、別記第三十七号の十八様式の外国人出国記録、別記第三十七号の十九様式の再入国出国記録、別記第四十三号様式の再入国許可申請書、別記第四十三号様式の再入国許可の有効期間延長許可申請書、別記第五十九号様式の異議申出放棄書、別記第六十号様式の異議申出書、別記第六十六号様式の仮放免許可申請書、別記第七十一号の四様式の出国期限延長申請書、別記第七十六号の六様式の仮滞在期間更新申請書、別記第七十八号様式の異議申立書、別記第八十号様式の難民旅行証明書交付申請書、別記第八十二号様式の難民旅行証明書有効期間延長申請書又は別記第八十四号様式の手数料納付書とみなす。）を除く。

3 附則第十二条の規定は、前項の規定により在留カードの番号又は在留カードの番号若しくは特別永住者証明書の番号を記載することとされる項に記載をする場合に準用する。

第十九条 旧入管法施行規則の規定による別記第六号の四様式の在留資格認定証明書の書面、別記第六号の六様式の在留資格認定証明書（団体）の書面、別記第七号の四様式の指定書の書面、別記第八号様式の通知書の書面、別記第九号様式の認定通知書の書面、別記第十一号様式の退去命令書の書面、別記第十二号様式の退去命令通知書の書面、別記第十四号様式の仮上陸許可書の書面、別記第十六号様式の保証金没取通知書の書面、別記第二十一号様式の乗員上陸許可書の書面、別記第二十二号様式の指紋原紙の書面、別記第二十二号の三様式の数次乗員上陸許可書の書面、別記第二十二号の四様式の認定証明書の書面、別記第二十二号の五様式の認定証明書の書面、別記第二十九号の六様式の就労資格証明書の書面、別記第三十一号の三様式の指定書の書面、別記第三十二号様式の在留資格証明書の書面、別記第四十二号様式の再入国許可書の書面及び別記第七十五号様式の難民認定証明書の書面とみなす。

次乗員上陸許可取消通知書の書面、別記第二十二号の五様式の数次乗員上陸許可取消通知書の書面、別記第二十四号様式の緊急上陸許可書の書面、別記第二十六号様式の遭難による上陸許可書の書面、別記第二十七号様式の一時庇護許可書の書面、別記第二十九号様式の資格外活動許可書の書面、別記第二十九号の五様式の就労資格証明書の書面、別記第三十一号の三様式の指定書の書面、別記第三十二号様式の在留資格証明書の書面、別記第四十二号様式の再入国許可書の書面及び別記第七十五号様式の難民認定証明書の書面は、施行日後においても、当分の間、それぞれ新入管法施行規則の規定による別記第六号の四様式の在留資格認定証明書の書面、別記第六号の六様式の在留資格認定証明書（団体）の書面、別記第七号の四様式の指定書の書面、別記第八号様式の通知書の書面、別記第九号様式の認定通知書の書面、別記第十一号様式の退去命令通知書の書面、別記第十二号様式の仮上陸許可書の書面、別記第十六号様式の保証金没取通知書の書面、別記第二十一号様式の乗員上陸許可書の書面、別記第二十二号様式の指紋原紙の書面、別記第二十二号の三様式の数次乗員上陸許可書の書面、別記第二十二号の四様式の数次乗員上陸許可取消通知書の書面、別記第二十二号の五様式の認定証明書の書面、別記第二十二号の六様式の認定証明書の書面、別記第二十九号の六様式の就労資格証明書の書面、別記第三十一号の三様式の指定書の書面、別記第三十二号様式の在留資格証明書の書面、別記第四十二号様式の再入国許可書の書面及び別記第七十五号様式の難民認定証明書の書面とみなす。

2 前項の場合において、旧入管法施行規則別記第二十九号様式の資格外活動許可書の書面中登録証明書の登録番号を記載することとされている項は在留カードの番号を記載する項とし、旧入管法施行規則別記第二十九号の五様式の就労資格証明書の書面及び別記第四十二号様式の再入国許可書の書面中登録証明書の登録番号を記載することとされている項は在留カードの番号又は特別永住者証明書の番号を記載する項とする。

3 附則第十三条の規定は、前項の規定により在留カードの番号又は在留カードの番号若しくは特別永住者証明書の番号を記載することとされる項に記載をする場合に準用する。

第二十条 改正法施行日前に入管法施行規則第六條の二第四項第二号又は第十九條第三項第二号の規定により地方入国管理局長に届け出た者は、新入管法施行規則第五十九條の六第二項第一号ロの規定により地方入国管理局長に届け出た者とみなす。

第二十一条 新入管法施行規則第十九條の六第二項の適用においては、施行日前に交付された旧入管法施行規則別記第三十二号様式の在留資格証明書及び別記第七十五号様式の難民認定証明書並びに施行日前にされた入管法第五十條第一項の規定による許可に係る旧入管法施行規則別記第六十一号様式の裁決・決定書及び入管法第六十一條の二第二項の規定による許可に係る旧入管法施行規則別記第七十六号の二様式の決定書は、それぞれ新入管法施行規則別記第三十二号様式の在留資格証明書及び別記第七十五号様式の難民認定証明書並びに別記第六十一号様式の裁決・決定書及び別記第七十六号の二様式の決定書とみなす。

第二十二条 新入管法施行規則第二十五條の四から第二十五條の十四まで及び第二十九條の三第一項第一号の規定の適用については、旧入管法施行規則第二十五條の六第一項本文の規定による意見聴取通知書により改正法第二條の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（この条において「旧入管法」という。）第二十二條の四第三項の規定による通知を受けた者を入管法第二十二條の規定による通知を受けた者と、法第二十二條の四第三項本文の規定による意見聴取通知書の送達を受けた者と、旧入管法施行規則第二十五條の六第一項ただし書きの規定により旧入管法第二十二條の四第三項の規定による通知を受けた者を入管法第二十二條の四第三項ただし書きの規定による通知を受けた者と、それぞれみなす。

第二十三条 旧入管法施行規則第二十五條の十四の規定による出国期間等指定書の交付を受けた者に係る出国の確認の手続については、なお従前の例による。

附則別表(附則第十二条、附則第十三条関係)

附則第十二条 第二項中長期在留者	第十一条第二項の規定により当該旅券に記載された当該第十一条第二項中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号
附則第十三条 在留者	当該登録証明書所持中長期在留者が所持する登録証明書の登録番号
登録証明書所持中長期在留者	当該登録証明書所持特別永住者が所持する登録証明書の登録番号
住所	当該登録証明書所持特別永住者が所持する登録証明書の登録番号

附則(平成二四年三月三〇日法務省令第一号)抄

第一条 この省令は、平成二四年五月七日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附則(平成二四年六月一五日法務省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二四年六月二五日法務省令第二八号)抄

第一条 この省令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則(平成二四年九月二八日法務省令第三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二四年九月二八日法務省令第三七号)抄

第一条 この省令は、平成二四年十一月一日から施行する。

附則(平成二四年九月二八日法務省令第三七号)抄

第一条 この省令は、平成二四年十一月一日から施行する。

更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請とみなす。

附則(平成二四年一〇月三〇日法務省令第四〇号)

第一条 この省令は、平成二四年十一月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際、現に行われている法施行規則の一部改正に伴う経過措置

第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則(次条において「旧入管法施行規則」という。)に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請は、それぞれ同条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則(次条において「新入管法施行規則」という。)に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又はは在留期間の更新の許可の申請とみなす。

第三条 旧入管法施行規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号様式の二様式の在留期間更新許可申請書は、施行日後においても、当分の間、それぞれ新入管法施行規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

附則(平成二五年五月二三日法務省令第一七号)

第一条 この省令は、平成二五年六月二十四日から施行する。

第二条 入管法第十九条の十七の届出が出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。この条において「改正法」という。)第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第二百十五号)に規定する外国人登録証明書を改正法附則第十五条第二項各号に定める期間において所持する中長期在留者に係るものであるときは、新

規則第六十一条の第三項中「この省令」とあるのは「第十九条の十六第二項及び別表第三の四並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(平成二十三年法務省令第四十三号)附則第九条第二項」とする。

附則(平成二五年二月一六日法務省令第二七号)

この省令は、平成二五年十二月二十日から施行する。

附則(平成二六年二月二八日法務省令第三号)

第一条 この省令は、平成二六年七月一日から施行する。

第二条 改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第三十七号の十九様式は、この省令の改正規定の施行後においても当分の間、改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第三十七号の十九様式とみなす。

附則(平成二六年四月一日法務省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二六年五月二五日法務省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二六年二月二六日法務省令第三四号)

第一条 この省令は、平成二七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条及び第七条の二第五項の改正規定、第十三条の次に一条を加える改正規定、第十四条第二項、第二十七条、第二十九条の二及び第二十九条の三の改正規定、同条を第二十九条の四とし、第二十九条の二の次に一条を加える改正規定、第四十四条(第三項に係る部分に限る。)、第五十二条、第六十一条の二、別表第三(留学の項に係る部分に限る。)、別表第三の五(留学の項に係る部分に限る。)、及び別表第四(法別表第一の四の表の

(留学の項の下欄に掲げる活動(留学)の項に係る部分に限る。)の改正規定、別記第六号の三様式の申請人等作成用2 P(「留学」)、申請人等作成用3 P(「留学」)及び所属機関等作成用1 P(「留学」)の改正規定、別記第六号の六様式の次に一様式を加える改正規定、別記第十七号様式の次に四様式を加える改正規定、別記第三十号様式の申請人等作成用2 P(「留学」)、申請人等作成用3 P(「留学」)及び所属機関等作成用1 P(「留学」)及び別記第三十号の二様式の申請人等作成用2 P(「留学」)、申請人等作成用3 P(「留学」)及び所属機関等作成用1 P(「留学」)の改正規定並びに次条及び附則第八条の規定、平成二十七年一月一日、二、第十九条第三項の改正規定、平成二十七年二月一日

第二条 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成二六年法律第七十四号。以下「改正法」という。)附則第四条に規定する申請書については、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「新規則」という。)別記第六号の三様式による申請書を提出するものとし、新規則別表第三(高度専門職、経営・管理及び技術・人文知識・国際業務の項に係る部分に限る。)、及び別表第四(法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる活動(高度専門職)、法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動(経営・管理)及び法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動(技術・人文知識・国際業務)に係る部分に限る。)の規定を適用する。

第三条 この省令の施行の際、現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「旧規則」という。)に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又はは在留期間の更新の許可の申請は、附則第二条の規定の適用を受ける場合を除き、それぞれ新規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又はは在留期間の更新の許可の申請とみなす。

第四条 旧規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号

規則第六十一条の第三項中「この省令」とあるのは「第十九条の十六第二項及び別表第三の四並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(平成二十三年法務省令第四十三号)附則第九条第二項」とする。

附則(平成二五年二月一六日法務省令第二七号)

この省令は、平成二五年十二月二十日から施行する。

附則(平成二六年二月二八日法務省令第三号)

第一条 この省令は、平成二六年七月一日から施行する。

第二条 改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第三十七号の十九様式は、この省令の改正規定の施行後においても当分の間、改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第三十七号の十九様式とみなす。

附則(平成二六年四月一日法務省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二六年五月二五日法務省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二六年二月二六日法務省令第三四号)

第一条 この省令は、平成二七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条及び第七条の二第五項の改正規定、第十三条の次に一条を加える改正規定、第十四条第二項、第二十七条、第二十九条の二及び第二十九条の三の改正規定、同条を第二十九条の四とし、第二十九条の二の次に一条を加える改正規定、第四十四条(第三項に係る部分に限る。)、第五十二条、第六十一条の二、別表第三(留学の項に係る部分に限る。)、別表第三の五(留学の項に係る部分に限る。)、及び別表第四(法別表第一の四の表の

(留学の項の下欄に掲げる活動(留学)の項に係る部分に限る。)の改正規定、別記第六号の三様式の申請人等作成用2 P(「留学」)、申請人等作成用3 P(「留学」)及び所属機関等作成用1 P(「留学」)の改正規定、別記第六号の六様式の次に一様式を加える改正規定、別記第十七号様式の次に四様式を加える改正規定、別記第三十号様式の申請人等作成用2 P(「留学」)、申請人等作成用3 P(「留学」)及び所属機関等作成用1 P(「留学」)及び別記第三十号の二様式の申請人等作成用2 P(「留学」)、申請人等作成用3 P(「留学」)及び所属機関等作成用1 P(「留学」)の改正規定並びに次条及び附則第八条の規定、平成二十七年一月一日、二、第十九条第三項の改正規定、平成二十七年二月一日

第二条 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成二六年法律第七十四号。以下「改正法」という。)附則第四条に規定する申請書については、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「新規則」という。)別記第六号の三様式による申請書を提出するものとし、新規則別表第三(高度専門職、経営・管理及び技術・人文知識・国際業務の項に係る部分に限る。)、及び別表第四(法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる活動(高度専門職)、法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動(経営・管理)及び法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動(技術・人文知識・国際業務)に係る部分に限る。)の規定を適用する。

第三条 この省令の施行の際、現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「旧規則」という。)に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又はは在留期間の更新の許可の申請は、附則第二条の規定の適用を受ける場合を除き、それぞれ新規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又はは在留期間の更新の許可の申請とみなす。

第四条 旧規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号

規則第六十一条の第三項中「この省令」とあるのは「第十九条の十六第二項及び別表第三の四並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(平成二十三年法務省令第四十三号)附則第九条第二項」とする。

附則(平成二五年二月一六日法務省令第二七号)

この省令は、平成二五年十二月二十日から施行する。

附則(平成二六年二月二八日法務省令第三号)

第一条 この省令は、平成二六年七月一日から施行する。

第二条 改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第三十七号の十九様式は、この省令の改正規定の施行後においても当分の間、改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第三十七号の十九様式とみなす。

附則(平成二六年四月一日法務省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書は、附則第二条の規定の適用を受ける場合を除き、施行日後においても、当分の間、それぞれ新規に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

第五条 施行日前に、出入国管理及び難民認定法

第七号第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十六年法務省令第三十五号。以下「改正基準省令」という。）による改正前の出入国管理及び難民認定法第七号第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号。以下「基準省令」という。）の法別表第一の二の表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動の項の基準に適合するとして出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七号第二号の二に基づき交付した証明書は、改正基準省令による改正後の基準省令の法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動の項の基準に適合するとして法第七号の二第一項に基づき交付した証明書とみなす。

第六条 施行日前に、改正基準省令による改正前

の基準省令の法別表第一の二の表の技術の項の下欄に掲げる活動の項又は法別表第一の二の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項の基準に適合するとして法第七号の二第一項に基づき交付した証明書は、改正基準省令による改正後の基準省令の法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項の基準に適合するとして法第七号の二第一項に基づき交付した証明書とみなす。

第七条 改正法附則第三条第二項の規定により技

術・人文知識・国際業務の在留資格をもって在留するものとみなされる者で、この省令の施行の際現に出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「規則」という。）第二十号第一項の申請（技術又は人文知識・国際業務の在留資格への変更に係るものに限る。）を行つてゐる者は、施行日において規則第二十一条の二第一項の出をしたものとみなす。

第八条 当分の間、新規規則第十三条の二第一項の

規定の適用については、同項中「別記第六号の七様式」とあるのは、「別記第六号様式又は別記第六号の七様式」とする。

附則（平成二十七年七月一日法務省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十七年二月二十八日法務省令第五八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第六十一条の三第一項の改正規定は平成二十八年一月一日から、第十九条第五項の改正規定は同年六月二十三日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号様式、別記第六号の二様式及び別記第三十七号の十九号様式の書面は、この省令の改正規定の施行後においても当分の間、改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号様式、別記第六号の二様式及び別記第三十七号の十九号様式の書面とみなす。

附則（平成二十八年三月二日法務省令第一〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 難民の認定をしない処分、難民の認定の申請に係る不作為又は難民の認定の取消しについての不服申立てであつて、この省令の施行前にされた処分又はこの省令の施行前にされた難民の認定の申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附則（平成二十八年三月二日法務省令第六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、別記第六号の三様式申請人等作成用2 O（興行）、同様式申請人等作成用3 O（興行）、別記第三十号様式申請人等作成用2 O（興行）、同様式申請人等作成用3 O（興行）、別記第三十号の二様式申請人等作成用2 O（興行）及び同様式申請人等作成用3 O（興行）の改正規定並びに次条は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から、別記第四十四号の二様式の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書は、この省令の施行の日後においても、当分の間、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

附則（平成二十八年七月二日法務省令第三九号）

この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。

附則（平成二十八年一〇月一七日法務省令第四四号）

この省令は、平成二十八年十一月一日から施行する。

附則（平成二十八年二月二六日法務省令第四六号）

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附則（平成二十九年四月七日法務省令第一九号）抄

第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定、第三条中表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項及び法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに附則第五条及び第七条の規定
- 二 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の施行の日
- 三 次条の規定、改正法附則第一条第一号に定める日
- 三 第一条中別記第六号の三様式申請人等作成用1（表）、別記第六号の三様式申請人等作成

成用1（裏）、別記第三十号様式申請人等作成用1（裏）及び別記第三十号の二様式申請人等作成用1（裏）の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定、この条本文に定める日又は第一号に定める日のいずれか早い日（経過措置）

第二条 改正法附則第四条に規定する申請につ

ては、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規規則」という。）別記第六号の三様式による申請書を提出するものとし、新規規則第三（介護の項に係る部分に限る。）及び別表第四（法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動（介護）の項に係る部分に限る。）の規定を適用する。

第三条 この省令の施行の際現に行われてい

るこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（次条において「旧規則」という。）に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請は、前条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、それぞれ新規規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請とみなす。

第四条 旧規則に規定する別記第六号の三様式の

在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書は、附則第二条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、施行日後においても、当分の間、それぞれ新規規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号の二様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

第七条 出入国管理及び難民認定法施行規則の一

部を改正する省令（平成二十八年法務省令第三十九号）の施行の日（平成二十九年八月一日）が附則第一条第一号に定める日後となる場合には、第二条中「第六十三号から第六十六号まで」とあるのは、「第六十四号から第六十六号まで」とし、同省令中第六十三号の改正規定を「第六十三号を削る。」とする。

附則（平成二十九年五月一日法務省令第二二号）



(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この省令の施行前にした法第六十一条の二第一項の規定による申請については、なお従前の例による。

附則 (平成二十九年五月二十九日法務省令第三号)  
この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。

附則 (平成二十九年六月六日法務省令第二五号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十九年九月十九日法務省令第三〇号)  
この省令は、平成二十九年十月十八日から施行する。

附則 (平成三〇年四月二〇日法務省令第一七号)  
この省令は、平成三十年四月二十三日から施行する。

附則 (平成三〇年七月六日法務省令第一九号)  
この省令は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成三十年法律第七十一号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則 (平成三〇年九月四日法務省令第二二号)  
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「旧規則」という。)に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請は、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「新規則」という。)に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請とみなす。

第三条 旧規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号

号の二様式の在留期間更新許可申請書は、この省令の施行の日後においても、当分の間、それぞれ新規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

附則 (平成三〇年九月一〇日法務省令第二二号)  
この省令は、平成三十年十月三日から施行する。

附則 (平成三〇年二月二八日法務省令第三一号)  
この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「旧規則」という。)に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請は、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「新規則」という。)に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請とみなす。

第三条 旧規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書は、この省令の施行の日後においても、当分の間、それぞれ新規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

附則 (平成三一年三月一五日法務省令第七号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前のそれぞれの省令(以下「旧省令」という。)に規定する様式による申請、申出その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)は、この省令による改正後のそれぞれの省令(以下「新省令」とい

う。)に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

第四条 この省令の施行前に、旧省令の規定により交付され、証印され、作成され又は発付された通知書、証明書、命令書、許可書、証印、調書、収容令書、退去強制令書その他の文書の効力については、なお従前の例による。

附則 (第一条の規定による出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)附則第七条第一項の規定により旅券に後日在留カードを交付する旨の記載を受けた中長期在留者(在留カードの交付を受けた者を除く。)であつて、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令第十一号第二項の規定により旅券に当該中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号を記載されたものに係る出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成三十年法律第二号)による改正後の出入国管理及び難民認定法第十九条の十八第一項の届出におけるこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条の十七第一項及び第十九条の十八第一項第二号の規定の適用については、これらの規定中「在留カードの番号」とあるのは、「旅券に出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(平成二十三年法務省令第四十三号)第十一条第二項の規定により記載された当該中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号」とする。

第六条 この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則第二十条の二の特定技能の在留資格をもって本邦に在留した期間には、次に掲げる活動のいずれかを指定されて特定活動の在留資格をもって在留した期間を含むものとする。

一 技能実習の在留資格をもって在留していた者が、実習実施者(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第二条第六項に定める実習実施者をいう。)であつた本邦の公私の機関との契約に基づいて、引き続き当該機関において当該在留していたときと同種の業務に従事する活動

二 特定活動の在留資格(本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画に基づき、当該機関との契約に基づいて建設業務に従事する活動を指定されたものに限る。)をもって在留していた者が、当該機関との契約に基づいて、引き続き当該機関において当該在留していたときと同種の業務に従事する活動

三 特定活動の在留資格(本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画又は企業単独型適正監理計画に基づき、当該機関との契約に基づいて造船業務に従事する活動を指定されたものに限る。)をもって在留していた者が、当該機関との契約に基づいて、引き続き当該機関において当該在留していたときと同種の業務に従事する活動

四 特定技能の在留資格をもって在留すること并希望する者が、本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の業務に従事する活動

2 この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則第二十一条の二の特定技能の在留資格をもって本邦に在留した期間についても、前項と同様とする。

附則 (平成三一年三月二二日法務省令第九号)  
(施行期日)  
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年七月二十五日から施行する。(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「旧規則」という。)に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請又は再入国の許可の申請は、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「新規則」という。)に規定する様式による在留資格認定証明



書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請又は再入国の許可の申請とみなす。

第三条 旧規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書又は別記第四十号様式の再入国許可申請書は、施行日後において、当分の間、それぞれ新規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書又は別記第四十号様式の再入国許可申請書とみなす。

附 則 (平成三十一年四月二十六日法務省令第三号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「旧規則」という。)に規定する様式による申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「新規則」という。)に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧規則に規定する様式の書面は、この省令の施行の日においても、当分の間、新規則に規定する相当様式の書面とみなす。

附 則 (令和元年六月二十六日法務省令第五号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「旧規則」という。)に規定する様式による裁決は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「新規則」という。)に規定する相当様式による裁決とみなす。

第三条 旧規則に規定する別記第七十九号の五様式の裁決書は、この省令の施行の日以後においても、当分の間、新規則に規定する別記第七十九号の五様式の裁決書とみなす。

第四条 当分の間、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年法

務省令第十号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則第五十八条の七及び別記第七十九号の二様式の規定の適用については、同条第一項中「署名した」とあるのは「これに署名し、又は記名押印した」と、同条第二項中「連署した」とあるのは「これに署名し、又は記名押印した」と、同様式中「」とあるのは「」とする。この場合において、前二条の規定を準用する。

附 則 (令和元年六月二十八日法務省令第一〇号) (施行期日) 第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前のそれぞれの省令(以下「旧省令」という。)に規定する様式による申請、申出その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)は、この省令による改正後のそれぞれの省令(以下「新省令」という。)に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

附 則 (令和元年七月一日法務省令第二号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前のそれぞれの省令(以下「旧省令」という。)に規定する様式による申請、申出その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)は、この省令による改正後のそれぞれの省令(以下「新省令」という。)に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

第四条 この省令の施行前に、旧省令の規定により交付され、作成され又は発付された通知書、証明書、命令書、許可書、退去強制令書その他の文書の効力については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年七月一日法務省令第二号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「旧規則」という。)に規定する様式による申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「新規則」という。)に規定する相当様式による申請その他の行為とみなす。

第三条 旧規則に規定する別記第七号の六様式の申請書は、この省令の施行の日以後においても、当分の間、新規則に規定する別記第七号の六様式の申請書とみなす。

附 則 (令和元年七月二三日法務省令第二七号)

この省令は、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令(令和元年法務省令第二十四号)の施行の日(令和元年七月二十四日)から施行する。

附 則 (令和元年八月二〇日法務省令第二九号)

この省令は、令和元年九月十四日から施行する。

附 則 (令和元年十一月二三日法務省令第四五号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和二年三月六日法務省令第二号)

(施行期日) 第一条 この省令は、令和二年三月十六日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「旧規則」という。)に規定する様式による申請は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「新規則」という。)に規定する相当様式による申請とみなす。

第三条 旧規則に規定する別記第七号の六様式の申請書は、この省令の施行の日以後においても、当分の間、新規則に規定する別記第七号の六様式の申請書とみなす。

附 則 (令和二年三月一七日法務省令第四号)

この省令は、令和二年三月二十四日から施行する。

附 則 (令和二年三月一七日法務省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月三十一日法務省令第二六号)

この省令は、令和二年三月三十一日から施行する。

附 則 (令和二年四月一日法務省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年五月二九日法務省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年五月二九日法務省令第五八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年五月二九日法務省令第五八号)

この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前のそれぞれの省令(以下「旧省令」という。)に規定する様式による申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)は、この省令による改正後のそれぞれの省令(以下「新省令」という。)に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

第四条 この省令の施行前に、旧省令の規定により作成された文書の効力については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年二月二六日法務省令第四号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年三月十日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定





新石垣

別表第二(第三条関係)	
在留資格	在留期間
外交	法別表第一の一の表の外交の項の下欄に掲げる活動(「外交活動」と称する)を行う期間
公用	五年、三年、一年、三月、三十日又は十五日
教授	五年、三年、一年又は三月
芸術	五年、三年、一年又は三月
宗教	五年、三年、一年又は三月
報道	五年、三年、一年又は三月
高度専門職	一 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに掲げる活動を行う者にあつては、五年 二 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に掲げる活動を行う者にあつては、無期限
経営・管理	五年、三年、一年、六月、四月又は三月
法律・会計	五年、三年、一年又は三月
医療	五年、三年、一年又は三月
研究	五年、三年、一年又は三月
教育	五年、三年、一年又は三月
技術・人文知識・国際業務	五年、三年、一年又は三月
企業内転勤	五年、三年、一年又は三月
介護	五年、三年、一年又は三月
興行	三年、一年、六月、三月又は三十日
技能	五年、三年、一年又は三月
特定技能	一 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者にあつては、一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間 二 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行う者にあつては、三年、一年又は六月

技能実習	文化活動	短期滞在	留学	研修
一 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに掲げる活動を行う者にあつては、一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間 二 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくはロに掲げる活動を行う者にあつては、二年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間	三年、一年、六月又は三月	九十日若しくは三十日又は十五日以内の日を単位とする期間	四年三月を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間	一 外国において医師、看護師又は診療放射線技師に相当する資格を有する外国人であつて、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)第三条第一項の規定により厚生労働大臣の許可を受けて診療の用に供する陽子線又は重イオン線を照射する装置(以下「診療用粒子線照射装置」という。)に係る知識及び技能の修得をしようとするもの(以下「診療用粒子線照射装置臨床修練外国医師等」という。)並びに医療で用いる放射線に係る理工学の専門的知識を有する外国人であつて、診療用粒子線照射装置臨床修練外国医師等と共に診療用粒子線照射装置に係る知識及び技能の修得をしようとするもののうち、国籍又は住所を有する国において所属する機関の業務の一環として派遣されるものにあつては、二年、一年、六月又は三月 二 前号に掲げる者以外の者にあつては、一年、六月又は三月

家族滞在	特定活動	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者
五年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間	一 法第七条第一項第二号の告示で定める活動を指定される者(本邦に在留する外国人の扶養を受ける日常的な活動を特に指定される者その他当該外国人に随伴する者であつて法務大臣が別に期間を指定する必要があると認めるものを除く。)にあつては、五年、三年、一年、六月又は三月 二 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定若しくは平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡に基づき保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第五条に規定する看護師としての業務に従事する活動又はこれらの協定若しくは交換が完了した書簡に基づき社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第二条第二項に規定する介護福祉士として同項に規定する介護等の業務に従事する活動を指定される者にあつては、三年又は一年	無期限	五年、三年、一年又は六月	五年、三年、一年又は六月	一 法第七条第一項第二号の告示で定める地位を認められる者にあつては、五年、三年、一年又は六月 二 一に掲げる地位以外の地位を認められる者にあつては、五年を超え

別表第三(第六条、第二十条、第二十一条の四、第二十四条関係)	
在留資格	活動
外交	法別表第一の一の表の外交の項の下欄に掲げる活動
公用	法別表第一の一の表の公用の項の下欄に掲げる活動
教授	法別表第一の一の表の教授の項の下欄に掲げる活動
芸術	法別表第一の一の表の芸術の項の下欄に掲げる活動
宗教	法別表第一の一の表の宗教の項の下欄に掲げる活動
報道	法別表第一の一の表の報道の項の下欄に掲げる活動

資料
口上書その他外国政府又は国際機関が発行した身分及び用務を証する文書
口上書その他外国政府又は国際機関が発行した身分及び用務を証する文書
活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書
一 活動の内容、期間及び地位を証する文書 二 芸術活動上の業績を明らかにする資料
一 派遣機関からの派遣期間、地位及び報酬を証する文書 二 派遣機関及び受入機関の概要を明らかにする資料 三 宗教家としての地位及び職歴を証する文書 四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書

ない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

高度専門職

法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる活動

一 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号に掲げる活動を行うおとす場合
イ 本邦において行おうとする活動に応じて、この表の教授の項から報道の項まで又は経営・管理の項から技能の項までのいずれかの下欄に掲げる資料
ロ 本邦において行おうとする次の(1)から(3)までに掲げる活動の区分に応じ、当該(1)から(3)までに掲げる資料
(1) 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動
特別高度人材の基準を定める省令(令和五年法務省令第二十五号。以下「特別高度人材省令」という。)第一号に該当することを明らかにする資料又は出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令(平成二十六年法務省令第三十七号。以下「高度専門職省令」という。)第一条第一項第一号に該当することを明らかにする資料
(2) 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ロに掲げる活動
特別高度人材省令第一号に該当することを明らかにする資料又は高度専門職省令第一条第一項第二号に該当することを明らかにする資料
(3) 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動
特別高度人材省令第二号に該当することを明らかにする資料又は高度専門職省令第一条第一項第三号に該当することを明らかにする資料

経営・管理

法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動

二 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に掲げる活動を行うおとす場合
イ 前号ロに掲げる資料
ロ 高度専門職の在留資格(法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号に係るものに限る。)をもつて本邦に在留しながら同号に掲げる活動を行った期間が三年(特別高度人材(高度専門職省令第一条第一項に規定する特別高度人材をいう。)にあつては、一年)以上であることを明らかにする資料
ハ 素行が善良であること証する書類
一 次のイからハまでに掲げる資料
イ 事業計画書の写し
ロ 当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し(法人の登記が完了していないときは、定款その他法人において当該事業を開始しようとしていることを明らかにする書類の写し)
ハ 損益計算書その他これに準ずる書類の写し(事業を開始しようとする場合において、この限りでない。)
二 次のいずれかに掲げる資料
イ 当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料並びにその数が二人である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し
ロ 資本金の額又は出資の総額を明らかにする資料

法律・会計業務

法別表第一の二の表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる活動

ハ その他事業の規模を明らかにする資料
三 事業所の概要を明らかにする資料
四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書
五 事業の管理に従事しようとする場合は、職歴を証する文書及び大学院において経営又は管理を専攻した期間に係る証明書
一 法別表第一の二の表の法律・会計業務の項の下欄に定める資格を有すること証する文書
二 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書
一 招へい機関の概要を明らかにする資料
二 法別表第一の二の表の医療の項の下欄に定める資格を有することを証する文書
三 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書
一 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事しようとする場合
イ 招へい機関の概要を明らかにする資料
ロ 卒業証明書及び職歴その他経歴を証する文書
ハ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する資料
ニ 本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において研究を行う業務に従事しようとする場合
イ 外国の事業所と本邦の事業所の関係を示す文書
ロ 本邦の事業所の登記事項証明書、損益計算書の写し

技術・人文

法別表第一の二の表の技術・人文の項の下欄に掲げる活動

一 招へい機関の概要を明らかにする資料
二 学歴を証する文書又は教育活動に係る免許の写し
三 職歴を証する文書
四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書
一 招へい機関の登記事項証明書及び損益計算書の写し
二 招へい機関の事業内容を明らかにする資料
三 卒業証明書又は活動に係る科目を専攻した期間に係る証明書及び職歴を証する文書
四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書
一 外国の事業所と本邦の事業所の関係を示す文書
二 本邦の事業所の登記事項証明書、損益計算書の写し及び事業内容を明らかにする資料
三 外国の事業所(転勤の直前一年以内に申請人が企業内転勤の在留資格をもつて本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間

教育

法別表第一の二の表の教育の項の下欄に掲げる活動

<p>興行</p>	<p>介護</p>	<p>に業務に従事していた本邦の事業所を含む。における職務内容及び勤務期間を証する文書 四 外国の事業所の登記事項証明書及びその概要を明らかにする資料 五 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 六 卒業証明書及び経歴を証する文書</p>
<p>法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動</p> <p>一 演劇、演奏、歌謡、舞踊又は演奏（以下「演劇等」という。）の興行に係る活動を行おうとする場合（次号及び第三号に該当する場合を除く。） イ 経歴書及び活動に係る経歴を証する文書 ロ 基準省令の表の法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動の項（以下「基準省令の興行の項」という。）の下欄第一号ハ（二）に規定する機関（以下「興行契約機関」という。）の登記事項証明書、損益計算書の写しその他の興行契約機関の概要を明らかにする資料 ハ 興行を行う施設の概要を明らかにする資料 ニ 興行に係る契約書の写し ホ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</p>	<p>法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動</p> <p>一 招へい機関の概要を明らかにする資料 二 介護福祉士の資格を有することを証する文書 三 基準省令の表の法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第一号に該当することを明らかにする資料 四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</p>	<p>一 招へい機関の概要を明らかにする資料 二 介護福祉士の資格を有することを証する文書 三 基準省令の表の法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第一号に該当することを明らかにする資料 四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</p>

<p>へ 基準省令の興行の項の下欄第一号ハ（二）に規定する興行契約に基づいて演劇等の興行に係る活動を行おうとするときは、次に掲げる資料 （一） 興行契約機関の経営者及び常勤の職員の名簿 （二） 興行契約機関の経営者及び常勤の職員が基準省令の興行の項の下欄第一号ハ（二）（i i i）（a）から（e）までのいずれにも該当しないことを興行契約機関が申し立てる書面 （三） 興行契約機関が過去三年間に締結した興行契約に基づいて興行の在留資格をもつて在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていることを証する文書 ト 基準省令の興行の項の下欄第一号ハ（三）に規定する施設を運営する機関（以下「運営機関」という。）の次に掲げる資料 （一） 登記事項証明書、損益計算書の写しその他の運営機関の概要を明らかにする資料 （二） 運営機関の経営者及び当該施設に係る業務に従事する常勤の職員の名簿 （三） 運営機関の経営者及び当該施設に係る業務に従事する常勤の職員が基準省令の興行の項の下欄第一号ハ（三）（v i）（a）から（e）までのいずれにも該当しないことを運営機関が申し立てる書面 二 基準省令の興行の項の下欄第一号イに該当する場合 前号イ及びハからホまでに掲げるもののほか、次に掲げる資料</p>
---

<p>イ 基準省令の興行の項の下欄第一号イに規定する機関の登記事項証明書、損益計算書の写しその他の当該機関の概要を明らかにする資料 ロ 当該機関の経営者及び常勤の職員の名簿 ハ 当該機関の経営者及び常勤の職員が基準省令の興行の項の下欄第一号イ（二）（i）から（v）までのいずれにも該当しないことを当該機関が申し立てる書面 ニ 当該機関が過去三年間に締結した契約に基づいて興行の在留資格をもつて在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていることを証する文書 三 基準省令の興行の項の下欄第一号ロ（一）から（五）までのいずれかに該当する場合 第一号イ及びハからホまでに掲げるもののほか、招へい機関の登記事項証明書、損益計算書の写しその他の招へい機関の概要を明らかにする資料 四 演劇等の興行に係る活動以外の興行に係る活動を行おうとする場合 イ 経歴書及び活動に係る経歴を証する文書 ロ 招へい機関の登記事項証明書、損益計算書の写し及び従業員名簿 ハ 興行を行う施設の概要を明らかにする資料 ニ 招へい機関が興行を請け負っているときは請負契約書の写し ホ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 五 興行に係る活動以外の芸能活動を行おうとする場合</p>
---

<p>特定技能</p>	<p>技能</p>
<p>法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動</p> <p>一 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする場合 イ 特定技能所属機関の概要を明らかにする資料 ロ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 ハ 特定技能所属機関による申請人に対する支援に係る文書 ニ 日本語能力を証する資料 ホ 従事しようとする業務に関して有する技能を証する資料 ヘ 特定技能雇用契約の締結に関し仲介した者がある場合は、当該仲介の概要 ト 健康状態が良好であることを証する資料 二 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする場合 イ 特定技能所属機関の概要を明らかにする資料 ロ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 ハ 従事しようとする業務に関して有する技能を証する資料</p>	<p>法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動</p> <p>一 招へい機関の登記事項証明書及び損益計算書の写し 二 招へい機関の事業内容を明らかにする資料 三 経歴書並びに活動に係る経歴及び資格を証する公的機関が発行した文書 四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</p> <p>イ 芸能活動上の業績を証する資料 ロ 活動の内容、期間及び報酬を証する文書 一 招へい機関の登記事項証明書及び損益計算書の写し 二 招へい機関の事業内容を明らかにする資料 三 経歴書並びに活動に係る経歴及び資格を証する公的機関が発行した文書 四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</p>



<p>技能 実習</p>	<p>法別表第一の二の表の技能実習の項に掲げる活動</p> <p>二 特定技能雇用契約の締結に申し付した者がある場合は、当該申付の概要亦健康状態が良好であることを証する資料</p> <p>一 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動を行おうとする場合 技能実習法第八條第一項の認定（技能実習法第十一條第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた技能実習計画（技能実習法第二條第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し</p> <p>二 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動を行おうとする場合 技能実習法第八條第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二條第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し</p> <p>三 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに掲げる活動を行おうとする場合</p> <p>イ 技能実習法第八條第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二條第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し</p> <p>ロ 年間の収入及び納税額に関する証明書（在留資格の変更を申請する場合に限る。）</p>
------------------	---

<p>四 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動を行おうとする場合</p> <p>イ 技能実習法第八條第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二條第二項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し</p> <p>ロ 年間の収入及び納税額に関する証明書（在留資格の変更を申請する場合に限る。）</p> <p>五 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号イに掲げる活動を行おうとする場合</p> <p>イ 技能実習法第八條第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二條第二項第三号に規定する第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し</p> <p>ロ 年間の収入及び納税額に関する証明書（在留資格の変更を申請する場合に限る。）</p> <p>六 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号ロに掲げる活動を行おうとする場合</p> <p>イ 技能実習法第八條第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二條第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し</p> <p>ロ 年間の収入及び納税額に関する証明書（在留資格</p>
---

<p>文化 活動</p> <p>法別表第一の三の表の文化活動の項に掲げる活動</p>	<p>短期 滞在</p> <p>法別表第一の三の表の短期滞在の項に掲げる活動</p>	<p>の変更を申請する場合に限る。）</p> <p>一 学術上若しくは芸術上の活動を行い、又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行おうとする場合</p> <p>イ 活動の内容及び期間並びに当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料</p> <p>ロ 学歴、職歴及び活動に係る経歴を証する文書</p> <p>ハ 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書</p> <p>ニ 専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得しようとする場合、前号に掲げるもののほか、当該専門家の経歴及び業績を明らかにする資料</p> <p>一 本邦から出国するための航空機等の切符又はこれに代わる運送業者の発行する保証書</p> <p>二 本邦以外の国に入国することができるときに当該外国人の有効な旅券</p> <p>三 在留中の一切の経費の支弁能力を明らかにする資料</p> <p>一 教育を受けようとする機関の入学許可書の写し</p> <p>二 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至つた経緯を明らかにする文書</p> <p>三 申請人が研究生又は聴講生として教育を受けようとする場合には、当該機関からの研究内容又は科目及び時間数を証する文書</p> <p>四 申請人が基準省令の表の法別表第一の四の表の留</p>
--	--	---

<p>研修</p> <p>法別表第一の四の表の研修の項に掲げる活動</p>	<p>学の項の下欄に掲げる活動の項（以下「基準省令の留学の項」という。）の下欄第一号ハに該当する活動（本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の小学部に入學して教育を受ける活動を除く。）を行う場合は、卒業証明書及び経歴を明らかにする文書</p> <p>五 申請人が中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部又は小学校若しくは特別支援学校の小学部において教育を受けようとする場合は、当該申請人が日常生活を営むこととなる宿泊施設の概要を明らかにする資料</p> <p>一 研修の内容、必要性、実施場所、期間及び待遇を明らかにする研修計画書</p> <p>二 帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することを証する文書</p> <p>三 職歴を証する文書</p> <p>四 基準省令の表の法別表第一の四の表の研修の項（以下「基準省令の研修の項」という。）の下欄第四号に規定する指導を行う職員に当該研修において修得しようとする技能等に係る職歴を証する文書</p> <p>五 送出し機関（申請人が国籍又は住所を有する国の所属機関その他申請人が本邦において行おうとする活動の準備に関与する外国の機関をいう。）の概要を明らかにする資料</p> <p>六 基準省令の研修の項の下欄第四号に規定する受入</p>
---------------------------------------	---



契約機関との契約が終了した年月日	一 契約機関との契約が終了した年月日 二 契約が終了した契約機関の名称及び所在地
新たな契約の締結	一 新たな契約機関との契約を締結した年月日 二 従前の契約機関の名称及び所在地 三 新たな契約機関の名称及び所在地 四 新たな契約機関における活動の内容

事由	事項
法第十九条の十六第三号に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者に係るその配偶者との離婚	配偶者と離婚した年月日
法第十九条の十六第三号に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者に係るその配偶者との死別	死別した年月日

別表第三の四（第十九条の十六関係）

教授、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能又は研修の在留資格をもつて在留する中長期在留者の受入れの状況	事項
受入れの開始	一 中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、居住地及び在留カードの番号（以下この表及び二の表において「氏名等」という。） 二 中長期在留者の受入れを開始した年月日 三 中長期在留者が行う活動の内容
受入れの終了	一 中長期在留者の氏名等

二 中長期在留者の受入れを終了した年月日	事項
----------------------	----

留学の在留資格をもつて在留する中長期在留者の受入れの状況	事項
受入れの開始	一 中長期在留者の氏名等 二 中長期在留者の受入れを開始した年月日
五月一日における受入れ	中長期在留者の氏名等
十一月一日における受入れ	中長期在留者の氏名等
受入れの終了	一 中長期在留者の氏名等 二 中長期在留者の受入れを終了した年月日 三 卒業、退学、除籍その他の中長期在留者の受入れの終了に係る事由

別表第三の五（第十九条の十七関係）

事由	事項
特定技能雇用契約の変更	一 特定技能雇用契約を変更した年月日 二 変更後の特定技能雇用契約の内容
特定技能雇用契約の終了	一 特定技能雇用契約が終了した年月日 二 特定技能雇用契約の終了の事由
新たな特定技能雇用契約の締結	一 新たな特定技能雇用契約を締結した年月日 二 新たな特定技能雇用契約の内容
事由	事項
一号特定技能外国人支援計画の変更	一 一号特定技能外国人支援計画を変更した年月日 二 変更後の一号特定技能外国人支援計画の内容
事由	事項

法第二条の五第五項の契約の締結	一 法第二条の五第五項の契約を締結した年月日 二 締結した法第二条の五第五項の内容
法第二条の五第五項の契約の変更	一 法第二条の五第五項の契約を変更した年月日 二 変更後の法第二条の五第五項の内容
法第二条の五第五項の契約の終了	一 法第二条の五第五項の契約を終了した年月日 二 法第二条の五第五項の契約の終了の事由

事由	事項
特定技能外国人の受入れ困難	一 特定技能外国人の受入れが困難となった事由並びにその発生時期及び原因 二 特定技能外国人の現状 三 特定技能外国人としての活動の継続のための措置

別表第三の六（第二十一条、第二十一条の三関係）

在留資格	活動	資料
公用	法別表第一の一の表の公用の項の下欄に掲げる活動	口上書その他外国政府又は国際機関が発行した身分及び用務を証する文書
教授	法別表第一の一の表の教授の項の下欄に掲げる活動	一 活動の内容、期間及び地位を証する文書 二 二年間の収入及び納税額に関する証明書
芸術	法別表第一の一の表の芸術の項の活動	一 活動の内容、期間及び地位を証する文書 二 二年間の収入及び納税額に関する証明書

宗教	下欄に掲げる活動	一 派遣機関からの派遣の継続を証する文書 二 二年間の収入及び納税額に関する証明書
報道	法別表第一の一の表の報道の項の下欄に掲げる活動	一 外国の報道機関からの派遣又は契約の継続を証する文書 二 二年間の収入及び納税額に関する証明書
高度専門職	法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる活動	一 本邦において行おうとする活動に応じて、この表の教授の項から報道の項まで又は経営・管理の項から技能の項までのいずれかの下欄に掲げる資料 二 本邦において行おうとする次のイからハまでに掲げる活動の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる資料 イ 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動 特別高度人材省令第一号に該当することを明らかにする資料 ロ 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ロに掲げる活動 特別高度人材省令第一号に該当することを明らかにする資料 ハ 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動 特別高度人材省令第二号に該当することを明らかにする資料

職	事項
高度専門職	一 本邦において行おうとする活動に応じて、この表の教授の項から報道の項まで又は経営・管理の項から技能の項までのいずれかの下欄に掲げる資料 二 本邦において行おうとする次のイからハまでに掲げる活動の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる資料 イ 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動 特別高度人材省令第一号に該当することを明らかにする資料 ロ 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ロに掲げる活動 特別高度人材省令第一号に該当することを明らかにする資料 ハ 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動 特別高度人材省令第二号に該当することを明らかにする資料

活動	資料
公用	口上書その他外国政府又は国際機関が発行した身分及び用務を証する文書
教授	一 活動の内容、期間及び地位を証する文書 二 二年間の収入及び納税額に関する証明書
芸術	一 活動の内容、期間及び地位を証する文書 二 二年間の収入及び納税額に関する証明書

教育	研究	医療	法律・会計・業務	法別表第一の二の表の法律・会計業務の項の活動	法別表第一の二の表の活動	経営・管理	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	にする資料又は高度専門職省令第一条第一項第三号に該当することを明らかにする資料	一 経営又は管理に係る事業の損益計算書 二 次のいずれかに掲げる資料 イ 当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料並びにその数が二人である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し ロ 資本金の額又は出資の総額を明らかにする資料 ハ その他事業の規模を明らかにする資料 ニ 活動の内容、期間及び地位を証する文書 三 活動の内容、期間及び地位を証する文書 四 年間の収入及び納税額に関する証明書
法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	一 活動の内容、期間及び地位を証する文書 二 年間の収入及び納税額に関する証明書	

技能実習	特定技能	技能	技能	興行	介護	勤労	企業内転	国際業務	知識・人文	技術・人文
法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動
一 活動の内容、期間及び地位を証する文書 二 年間の収入及び納税額に関する証明書	一 活動の内容、期間及び地位を証する文書 二 年間の収入及び納税額に関する証明書	一 活動の内容、期間及び地位を証する文書 二 年間の収入及び納税額に関する証明書	一 活動の内容、期間及び地位を証する文書 二 年間の収入及び納税額に関する証明書	一 活動の内容及び期間を証する文書 二 興行に係る契約書の写し 三 収入及び納税額に関する証明書	一 活動の内容、期間及び地位を証する文書 二 年間の収入及び納税額に関する証明書	一 活動の内容、期間及び地位を証する文書 二 年間の収入及び納税額に関する証明書	一 活動の内容、期間及び地位を証する文書 二 年間の収入及び納税額に関する証明書	一 活動の内容、期間及び地位を証する文書 二 年間の収入及び納税額に関する証明書	一 活動の内容、期間及び地位を証する文書 二 年間の収入及び納税額に関する証明書	一 活動の内容、期間及び地位を証する文書 二 年間の収入及び納税額に関する証明書

文化活動	留学	研修	家族滞在	特定活動	日本人の配偶者等	永住者等の配偶者等
法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第二の二の表の活動	法別表第二の二の表の活動
一 活動の内容及び期間並びに活動を行うおとする機関の概要を明らかにする資料 二 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書 三 教育を受けている機関からの在学証明書及び成績証明書（申請人が大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校若しくは専修学校の専門課程（専ら日本語教育を受けられる場合に限る）、高等学校若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動を行っている場合にあつては成績証明書、申請人が中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の中学部又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の小学部において教育を受ける活動を行っている場合にあつては出席状況を証する文書） 四 社会保険の加入状況並びに国民健康保険及び国民年金の保険料の納付状況を証する文書 五 年間の収入及び納税額に関する証明書	一 活動の内容及び期間並びに活動を行うおとする機関の概要を明らかにする資料 二 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書 三 教育を受けている機関からの在学証明書及び成績証明書（申請人が大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校若しくは専修学校の専門課程（専ら日本語教育を受けられる場合に限る）、高等学校若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動を行っている場合にあつては成績証明書、申請人が中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の中学部又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の小学部において教育を受ける活動を行っている場合にあつては出席状況を証する文書） 四 社会保険の加入状況並びに国民健康保険及び国民年金の保険料の納付状況を証する文書 五 年間の収入及び納税額に関する証明書	一 活動の内容及び期間並びに活動を行うおとする機関の概要を明らかにする資料 二 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書 三 教育を受けている機関からの在学証明書及び成績証明書（申請人が大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校若しくは専修学校の専門課程（専ら日本語教育を受けられる場合に限る）、高等学校若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動を行っている場合にあつては成績証明書、申請人が中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の中学部又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の小学部において教育を受ける活動を行っている場合にあつては出席状況を証する文書） 四 社会保険の加入状況並びに国民健康保険及び国民年金の保険料の納付状況を証する文書 五 年間の収入及び納税額に関する証明書	一 活動の内容及び期間並びに活動を行うおとする機関の概要を明らかにする資料 二 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書 三 教育を受けている機関からの在学証明書及び成績証明書（申請人が大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校若しくは専修学校の専門課程（専ら日本語教育を受けられる場合に限る）、高等学校若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動を行っている場合にあつては成績証明書、申請人が中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の中学部又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の小学部において教育を受ける活動を行っている場合にあつては出席状況を証する文書） 四 社会保険の加入状況並びに国民健康保険及び国民年金の保険料の納付状況を証する文書 五 年間の収入及び納税額に関する証明書	一 活動の内容及び期間並びに活動を行うおとする機関の概要を明らかにする資料 二 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書 三 教育を受けている機関からの在学証明書及び成績証明書（申請人が大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校若しくは専修学校の専門課程（専ら日本語教育を受けられる場合に限る）、高等学校若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動を行っている場合にあつては成績証明書、申請人が中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の中学部又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の小学部において教育を受ける活動を行っている場合にあつては出席状況を証する文書） 四 社会保険の加入状況並びに国民健康保険及び国民年金の保険料の納付状況を証する文書 五 年間の収入及び納税額に関する証明書	一 活動の内容、実施場所、期間、進捗状況及び待遇を証する文書 二 扶養者の在留カード又は旅券の写し 三 扶養者の職業及び収入に関する証明書	一 永住者等の配偶者である場合には、当該永住者等との身分関係を証する文書

研修	家族滞在	特定活動	日本人の配偶者等	永住者等の配偶者等
法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第二の二の表の活動	法別表第二の二の表の活動
研修の内容、実施場所、期間、進捗状況及び待遇を証する文書	一 扶養者との身分関係を証する文書 二 扶養者の在留カード又は旅券の写し 三 扶養者の職業及び収入に関する証明書	年間の収入及び納税額に関する証明書又は在留中の一切の経費を支弁することができることを証する文書	一 日本人の配偶者である場合には、当該日本人の戸籍謄本及び住民票の写し 二 当該外国人、その配偶者又は父若しくは母の職業及び収入に関する証明書 三 日本人の配偶者である場合には、本邦に居住する当該日本人の身元保証書、日本人の特別養子又は子である場合には、本邦に居住する当該日本人又はその他本邦に居住する身元保証人の身元保証書	一 永住者等の配偶者である場合には、当該永住者等との身分関係を証する文書



<p>学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部において教育を受けようとする場合にあつては本邦に居住する本人の親族受入れ機関の職員</p>	<p>法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動（研修）</p>	<p>法別表第一の四の表の家族滞在の項の下欄に掲げる活動（家族滞在）</p>	<p>法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）</p>	<p>法別表第二の日本人の配偶者等の項の下欄に掲げる身分を有する者としての活動（日本人の配偶者等）</p>	<p>法別表第二の永住者の配偶者等の項の下欄に掲げる身分又は地位を有する者としての活動（永住者の配偶者等）</p>	<p>法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を有する者としての活動（定住者）</p>	<p>別表第五（第十二条の二関係）</p>	<p>番号 施設</p>
<p>一 成田国際空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの 二 東京国際（羽田）空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの 三 中部国際空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの 四 関西国際空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの 五 仙台空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの 六 福岡空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの 七 博多港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの</p>	<p>別表第六（第五十条の四関係）</p>	<p>名称 一 東日本地区入国者収容所 二 東日本地区入国者収容所等 三 東日本地区入国者収容所等 四 東日本地区入国者収容所等 五 東日本地区入国者収容所等 六 東日本地区入国者収容所等 七 東日本地区入国者収容所等</p>	<p>別表第七（第五十九条の三関係）</p>	<p>外国人が自ら出頭して行うこととされる行為</p>	<p>当該外国人に代わつてする行為</p>	<p>別表第八（第五十条の二十七、第五十条の二十九関係）</p>	<p>種類 制式</p>	
<p>法第十九条の十第一項の規定による届出 法第十九条の十一第一項又は第二項の規定による申請 法第十九条の十二第一項の規定による申請 法第十九条の十三第一項又は第三項の規定による申請 法第十九条の十第三項の規定（法第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）による交付される在留カードの受領</p>	<p>法第十九条の九第一項に定める届出書等の提出及び同条第二項に定める旅券等の提示等に係る手続 法第十九条の十第一項に定める申請書等の提出及び同条第二項において準用する第十九条の九第二項に定める旅券等の提示等に係る手続 法第十九条の十一第一項に定める申請書等の提出及び同条第二項において準用する第十九条の九第二項に定める旅券等の提示等に係る手続 法第十九条の十二第一項又は第二項に定める申請書等の提出及び同条第三項において準用する第十九条の九第二項に定める旅券等の提示等に係る手続 法第十九条の十三第一項又は第三項に定める申請書等の提出及び同条第四項において準用する第十九条の九第二項に定める旅券等の提示等に係る手続</p>	<p>法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請</p>	<p>外国人が自ら出頭して行うこととされている行為 法第二十条第二項の規定による在留資格の変更の申請</p>	<p>法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請</p>	<p>法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請</p>	<p>法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請</p>	<p>法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請</p>	
<p>法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請</p>	<p>法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請</p>	<p>法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請</p>	<p>法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請</p>	<p>法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請</p>	<p>法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請</p>	<p>法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請</p>	<p>法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請</p>	

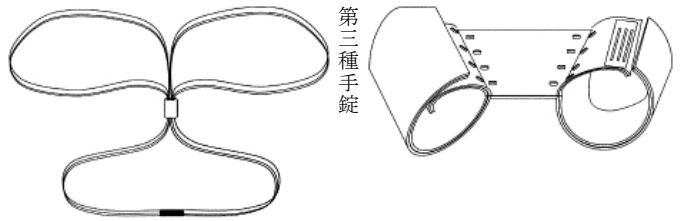


第一種手錠



別図  
第一種手錠

第一種手錠	鎖で連結された金属製の二つの輪のそれぞれが開閉でき、かつ、歯止めが止まり、鍵のかかるものとする。形状は、別図のとおり。
第二種手錠	金属又はこれと同等以上の強度を有する材質の台形状の連結板の左右に、手首を固定するため、施錠装置で伸縮できる輪を結合したもので、かつ、全体を皮革及び化学繊維で被覆し、連結板の長さ、上辺は十五ミリメートル以上百六十ミリメートル以下、下辺は八十ミリメートル以上二百十ミリメートル以下で、腕輪の幅はおおむね八ミリメートルのものとする。形状は、別図のとおり。
第三種手錠	おおむね幅三ミリメートル以上十五ミリメートル以下、厚さ一ミリメートル以上十ミリメートル以下で、長さ一メートル五十センチメートル以下の化学繊維製の縄を輪状に固定する非金属の留め具を設けたものとする。形状は、別図のとおり。



第三種手錠

別記第一号様式（第四条の二関係）

別記第一号様式（第四条の二関係）  
（様式）

日本国及び在外者

1 氏名	姓	名
2 生年月日	年	月 日
3 国籍・地域		
4 住居地		

本人署名及び指紋採取記録の本人の同意により、本人が自ら記入する以上の欄を印刷し、下記の手続きによって日本国を出入りするものとします。

1 期 限	
2 事 由	

注意：この通関書は、法執行官の手に渡すようにしてください。  
附 1. 付1以上を提出しないこととする場合は通関する者の責任を本人が負うこととなります。  
2. 用紙の大きさは、日本国通関書A用紙A表又はA用紙B表とします。

- 別記第二号様式 削除
- 別記第三号様式 削除
- 別記第四号様式 削除
- 別記第五号様式 削除
- 別記第六号様式（第五条、第十三条、第十四条、第十八条関係）

別記第六号様式（第五条、第十三条、第十四条関係）  
（様式）

外国人人国届出

氏名	姓	名	別名
生年月日	年	月 日	国籍
国籍	日本国	外国	別名
入国目的	労働	観光	その他
滞在の趣意	滞在の趣意を記入してください。		
滞在の期間	滞在の期間を記入してください。		
滞在の場所	滞在の場所を記入してください。		

【別記事項】

- あなたは、日本から退去強制されたこと、出国命令により出国したこと、又は、日本への入国を拒否されたことありますか？
- あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことありますか？
- あなたは、現在、韓国、中国、台湾、香港、マカオ若しくは発着前の発着国又は出発地、そのほかの国において、入国審査官に検問されていますか？



申請人住所情報 (1)「国籍」(「文化活動」)

22. 国籍文化活動状況

(1) 名称 \_\_\_\_\_ 支店・事業所 \_\_\_\_\_

(2) 所在地 \_\_\_\_\_ (3) 電話番号 \_\_\_\_\_

23. 活動内容

(1) 活動の目的を説明する報告

学芸会  音楽会・演奏会  音楽祭・音楽祭  音楽祭(演奏)・音楽祭(演奏)

音楽祭・音楽祭  音楽祭(演奏)・音楽祭(演奏)  その他( )

(2) 「文化活動」での活動内容を報告する報告

学芸会( )

音楽会( )

音楽祭( )

音楽祭(演奏)・音楽祭(演奏) ( )

音楽祭(演奏)・音楽祭(演奏) ( )

24. 経費(内訳)に占めるもの割合

種別	割合	種別	割合	種別	割合
収入		収入		収入	
支出		支出		支出	

25. 経費の状況

(1) 収入の状況

収入の状況 \_\_\_\_\_

収入の状況 \_\_\_\_\_

(2) 支出の状況

収入の状況 \_\_\_\_\_

収入の状況 \_\_\_\_\_

(3) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(4) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(5) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(6) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(7) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(8) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(9) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(10) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(11) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(12) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(13) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(14) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(15) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(16) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(17) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(18) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(19) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(20) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(21) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(22) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(23) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(24) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(25) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(26) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(27) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(28) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(29) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(30) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(31) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(32) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(33) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(34) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(35) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(36) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(37) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(38) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(39) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(40) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(41) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(42) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(43) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(44) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(45) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(46) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(47) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(48) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(49) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(50) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(51) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(52) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(53) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(54) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(55) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(56) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(57) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(58) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(59) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(60) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(61) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(62) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(63) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(64) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(65) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(66) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(67) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(68) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(69) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(70) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(71) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(72) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(73) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(74) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(75) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(76) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(77) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(78) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(79) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(80) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(81) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(82) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(83) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(84) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(85) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(86) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(87) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(88) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(89) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(90) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(91) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(92) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(93) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(94) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(95) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(96) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(97) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(98) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(99) 収入の状況 \_\_\_\_\_

(100) 収入の状況 \_\_\_\_\_

申請人住所情報 (2)「国籍」(「文化活動」)

24. 申請人、法人代表人、活動場の所在地に関する住所情報

(1) 氏名 \_\_\_\_\_ (2) 本人との関係 \_\_\_\_\_

(3) 住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_

以上の記載事項はすべて申請書に提出するものとする。

申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

注 申請書作成後申請書まで活動内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更届を提出し、提出するものとする。

申請書作成後年月日は申請人(代理人)が署名すること。

25. 代表者

(1) 氏名 \_\_\_\_\_ (2) 住所 \_\_\_\_\_

(3) 所属機関 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

申請人住所情報 (3)「国籍」(「文化活動」)

22. 国籍文化活動状況

(1) 名称 \_\_\_\_\_ (2) 所在地 \_\_\_\_\_ (3) 電話番号 \_\_\_\_\_

23. 活動内容

(1) 活動の目的を説明する報告

(2) 「文化活動」での活動内容を報告する報告

24. 経費(内訳)に占めるもの割合

種別	割合	種別	割合	種別	割合
収入		収入		収入	
支出		支出		支出	

25. 申請人、法人代表人、活動場の所在地に関する住所情報

(1) 氏名 \_\_\_\_\_ (2) 本人との関係 \_\_\_\_\_

(3) 住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_

以上の記載事項はすべて申請書に提出するものとする。

申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

注 申請書作成後申請書まで活動内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更届を提出し、提出するものとする。

申請書作成後年月日は申請人(代理人)が署名すること。

26. 代表者

(1) 氏名 \_\_\_\_\_ (2) 住所 \_\_\_\_\_

(3) 所属機関 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

申請人住所情報 (4)「国籍」(「文化活動」)

22. 国籍文化活動状況

(1) 名称 \_\_\_\_\_ 支店・事業所 \_\_\_\_\_

(2) 所在地 \_\_\_\_\_ (3) 電話番号 \_\_\_\_\_

23. 活動内容

(1) 活動の目的を説明する報告

(2) 「文化活動」での活動内容を報告する報告

24. 経費(内訳)に占めるもの割合

種別	割合	種別	割合	種別	割合
収入		収入		収入	
支出		支出		支出	

25. 申請人、法人代表人、活動場の所在地に関する住所情報

(1) 氏名 \_\_\_\_\_ (2) 本人との関係 \_\_\_\_\_

(3) 住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_

以上の記載事項はすべて申請書に提出するものとする。

申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

注 申請書作成後申請書まで活動内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更届を提出し、提出するものとする。

申請書作成後年月日は申請人(代理人)が署名すること。

26. 代表者

(1) 氏名 \_\_\_\_\_ (2) 住所 \_\_\_\_\_

(3) 所属機関 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_









申請人住所情報 【「日本人配偶者等」、「外国人配偶者等」、「留学生」】

22 身分状況

日本人  配偶者  未婚者  配偶者  
 親子(扶養)  未婚者  配偶者  
 親子(養育)  未婚者  配偶者  未婚者  
 親子(養育)  未婚者  未婚者  未婚者  未婚者  
外国人  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者  未婚者  未婚者

23 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

24 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

25 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

26 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

27 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

28 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

29 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

申請人住所情報 【「日本人配偶者等」、「外国人配偶者等」、「留学生」】

22 身分状況

日本人  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者  未婚者  未婚者

23 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

24 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

25 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

26 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

27 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

28 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

29 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

申請人住所情報 【「その他」】

22 身分状況

日本人  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者  未婚者  未婚者

23 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

24 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

25 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

26 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

27 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

28 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

29 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

申請人住所情報 【「その他」】

22 身分状況

日本人  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者  未婚者  未婚者

23 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

24 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

25 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

26 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

27 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

28 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者

29 申請人の国籍別等  配偶者  未婚者  未婚者  未婚者



高橋機関研究用紙目録 A (「高度専門職(1号イ)」・「研究」・「技術」・「人文知識・国際業務」・「介護」・「医療」・「福祉保健師(1号イ)」)

期別の文書について申告する外国人の氏名

2 期別の氏名  
 国籍  委任  職務  その他( )

3 所属機関等の研究  
 本件  個人番号(12桁)  
 (2) 本件「事業計画」 (4) 個人番号(12桁) (5) 個人番号(12桁) (6) 個人番号(12桁) (7) 個人番号(12桁) (8) 個人番号(12桁) (9) 個人番号(12桁) (10) 個人番号(12桁) (11) 個人番号(12桁) (12) 個人番号(12桁) (13) 個人番号(12桁) (14) 個人番号(12桁) (15) 個人番号(12桁) (16) 個人番号(12桁) (17) 個人番号(12桁) (18) 個人番号(12桁) (19) 個人番号(12桁) (20) 個人番号(12桁)

4 職種  
 主任業務を担う職種「職種一覽」から選択して番号を記入(1~9999)  
 他に職種がふさわしい職種「職種一覽」から選択して番号を記入(職種選択可)

5 所在地  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_ (9) 年間売上高(従正年率) \_\_\_\_\_ 円  
 (10) 従業員数 \_\_\_\_\_ (このうち外国人職員数 \_\_\_\_\_ 名)

6 給与・報酬(税引後の実支給額) 各種手当(退職・住宅・扶養等) 就業の態様(在宅を含む)を有するものを示す  
 月( )  年( )  日( )  時間( )

7 職務上の地位(役職名) \_\_\_\_\_ ( )  年( )  月( )

8 職階  
 主任業務を担う職種「職種一覽」から選択して番号を記入(1~9999)  
 他に職階がふさわしい職階「職種一覽」から選択して番号を記入(職種選択可)

9 活動内容詳細  
 \_\_\_\_\_

10 研究内容(研究の目的・研究の概要・研究の進捗状況) \_\_\_\_\_  
 月( )  日( )  時間( )  
 以上の記載内容は事実と相違ありません。  
 所属機関等の研究の名称、代表者(法人の代表者)の氏名、申請書作成年月日  
 \_\_\_\_\_ 年 月 日

注意  
 申請書作成後申請まで記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を修正する上、

高橋機関研究用紙目録 A (「高度専門職(1号イ)」・「研究」・「技術」)

期別の文書について申告する外国人の氏名

2 期別の氏名  
 国籍  委任  職務  その他( )

3 所属機関等の研究  
 本件  個人番号(12桁)  
 (2) 本件「事業計画」 (4) 個人番号(12桁) (5) 個人番号(12桁) (6) 個人番号(12桁) (7) 個人番号(12桁) (8) 個人番号(12桁) (9) 個人番号(12桁) (10) 個人番号(12桁) (11) 個人番号(12桁) (12) 個人番号(12桁) (13) 個人番号(12桁) (14) 個人番号(12桁) (15) 個人番号(12桁) (16) 個人番号(12桁) (17) 個人番号(12桁) (18) 個人番号(12桁) (19) 個人番号(12桁) (20) 個人番号(12桁)

4 職種  
 主任業務を担う職種「職種一覽」から選択して番号を記入(1~9999)  
 他に職種がふさわしい職種「職種一覽」から選択して番号を記入(職種選択可)

5 所在地  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_ (9) 年間売上高(従正年率) \_\_\_\_\_ 円  
 (10) 従業員数 \_\_\_\_\_ (このうち外国人職員数 \_\_\_\_\_ 名)

6 給与・報酬(税引後の実支給額) 各種手当(退職・住宅・扶養等) 就業の態様(在宅を含む)を有するものを示す  
 月( )  年( )  日( )  時間( )

7 職務上の地位(役職名) \_\_\_\_\_ ( )  年( )  月( )

8 職階  
 主任業務を担う職種「職種一覽」から選択して番号を記入(1~9999)  
 他に職階がふさわしい職階「職種一覽」から選択して番号を記入(職種選択可)

9 活動内容詳細  
 \_\_\_\_\_

10 研究内容(研究の目的・研究の概要・研究の進捗状況) \_\_\_\_\_  
 月( )  日( )  時間( )  
 以上の記載内容は事実と相違ありません。  
 所属機関等の研究の名称、代表者(法人の代表者)の氏名、申請書作成年月日  
 \_\_\_\_\_ 年 月 日

注意  
 申請書作成後申請まで記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を修正する上、

高橋機関研究用紙目録 A (「高度専門職(1号イ)」・「研究」・「技術」・「人文知識・国際業務」・「介護」・「医療」・「福祉保健師(1号イ)」)

期別の文書について申告する外国人の氏名

2 期別の氏名  
 国籍  委任  職務  その他( )

3 所属機関等の研究  
 本件  個人番号(12桁)  
 (2) 本件「事業計画」 (4) 個人番号(12桁) (5) 個人番号(12桁) (6) 個人番号(12桁) (7) 個人番号(12桁) (8) 個人番号(12桁) (9) 個人番号(12桁) (10) 個人番号(12桁) (11) 個人番号(12桁) (12) 個人番号(12桁) (13) 個人番号(12桁) (14) 個人番号(12桁) (15) 個人番号(12桁) (16) 個人番号(12桁) (17) 個人番号(12桁) (18) 個人番号(12桁) (19) 個人番号(12桁) (20) 個人番号(12桁)

4 職種  
 主任業務を担う職種「職種一覽」から選択して番号を記入(1~9999)  
 他に職種がふさわしい職種「職種一覽」から選択して番号を記入(職種選択可)

5 所在地  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_ (9) 年間売上高(従正年率) \_\_\_\_\_ 円  
 (10) 従業員数 \_\_\_\_\_ (このうち外国人職員数 \_\_\_\_\_ 名)

6 給与・報酬(税引後の実支給額) 各種手当(退職・住宅・扶養等) 就業の態様(在宅を含む)を有するものを示す  
 月( )  年( )  日( )  時間( )

7 職務上の地位(役職名) \_\_\_\_\_ ( )  年( )  月( )

8 職階  
 主任業務を担う職種「職種一覽」から選択して番号を記入(1~9999)  
 他に職階がふさわしい職階「職種一覽」から選択して番号を記入(職種選択可)

9 活動内容詳細  
 \_\_\_\_\_

10 研究内容(研究の目的・研究の概要・研究の進捗状況) \_\_\_\_\_  
 月( )  日( )  時間( )  
 以上の記載内容は事実と相違ありません。  
 所属機関等の研究の名称、代表者(法人の代表者)の氏名、申請書作成年月日  
 \_\_\_\_\_ 年 月 日

注意  
 申請書作成後申請まで記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を修正する上、

高橋機関研究用紙目録 A (「高度専門職(1号イ)」・「研究」・「技術」・「人文知識・国際業務」・「介護」・「医療」・「福祉保健師(1号イ)」)

期別の文書について申告する外国人の氏名

2 期別の氏名  
 国籍  委任  職務  その他( )

3 所属機関等の研究  
 本件  個人番号(12桁)  
 (2) 本件「事業計画」 (4) 個人番号(12桁) (5) 個人番号(12桁) (6) 個人番号(12桁) (7) 個人番号(12桁) (8) 個人番号(12桁) (9) 個人番号(12桁) (10) 個人番号(12桁) (11) 個人番号(12桁) (12) 個人番号(12桁) (13) 個人番号(12桁) (14) 個人番号(12桁) (15) 個人番号(12桁) (16) 個人番号(12桁) (17) 個人番号(12桁) (18) 個人番号(12桁) (19) 個人番号(12桁) (20) 個人番号(12桁)

4 職種  
 主任業務を担う職種「職種一覽」から選択して番号を記入(1~9999)  
 他に職種がふさわしい職種「職種一覽」から選択して番号を記入(職種選択可)

5 所在地  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_ (9) 年間売上高(従正年率) \_\_\_\_\_ 円  
 (10) 従業員数 \_\_\_\_\_ (このうち外国人職員数 \_\_\_\_\_ 名)

6 給与・報酬(税引後の実支給額) 各種手当(退職・住宅・扶養等) 就業の態様(在宅を含む)を有するものを示す  
 月( )  年( )  日( )  時間( )

7 職務上の地位(役職名) \_\_\_\_\_ ( )  年( )  月( )

8 職階  
 主任業務を担う職種「職種一覽」から選択して番号を記入(1~9999)  
 他に職階がふさわしい職階「職種一覽」から選択して番号を記入(職種選択可)

9 活動内容詳細  
 \_\_\_\_\_

10 研究内容(研究の目的・研究の概要・研究の進捗状況) \_\_\_\_\_  
 月( )  日( )  時間( )  
 以上の記載内容は事実と相違ありません。  
 所属機関等の研究の名称、代表者(法人の代表者)の氏名、申請書作成年月日  
 \_\_\_\_\_ 年 月 日

注意  
 申請書作成後申請まで記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を修正する上、









所属機関等作成用紙 (R16年度)

(1) 当該所属機関の経済事業がその中心をなすに際し、機関の形成を支持する者がある場合は記入しなさい

自由記述欄 電話番号

6 職務上の地位

7 氏名又は姓名字音假名

8 所属機関(施設)名称の略称(別紙「関係機関等」欄記載)・所属者等の氏名を有するものを記入しなさい

9 署名する当事者(個人)の欄に記入)

(1) 氏 名 姓 名

(2) 姓 別 男 子 女 (3) 学年 第 年 月 日

(5) 所在地 電話番号

(6) 職務上の地位 (7) 所属する部署

(8) 所属機関 (9) 所属期間

(10) 所属期間の満了日 年 月 日

(11) 所属上の関係(機関) 別紙「関係機関等」欄記載

職 名	氏 名	学年	性別	所属機関等	所属期間	所属上の関係	所属部署

10 所属者(申請人)の職務上及び関係に記入)

(1) 氏 名

(2) 学年 第 年 月 日 (3) 性別 男 子 女 (4) 所属 第 部 第 課

(5) 所属機関 (6) 所属部署

(7) 所属期間の満了日 年 月 日

(8) 申請人との関係 (9) 職務 (10) 氏名 (11) 性別

(12) 所属 (13) 職務 (14) 氏名 (15) 性別 (16) 所属 (17) 職務 (18) 氏名 (19) 性別

所属機関等作成用紙 (R16年度)

氏名・事業所名

(10) 法人番号(15桁) (11) 法人名称(法人名称(法人)・団体名称(団体)は記入義務あり)

(12) 法人の所在地

電話番号

(13) 年 収(決算書に「売上」又は「売上」の項目)を記入しなさい

11 当該所属機関の代表者(法人)の欄に記入)

(1) 氏 名

(2) 学年 第 年 月 日 (3) 性別 男 子 女 (4) 所属 第 部 第 課

(5) 所属機関 (6) 所属部署

(7) 所属期間の満了日 年 月 日

(8) 申請人との関係 (9) 職務 (10) 氏名 (11) 性別

(12) 所属 (13) 職務 (14) 氏名 (15) 性別

12 当該所属機関の代表者(個人)の欄に記入)

(1) 氏 名

(2) 学年 第 年 月 日 (3) 性別 男 子 女 (4) 所属 第 部 第 課

(5) 所属機関 (6) 所属部署

(7) 所属期間の満了日 年 月 日

(8) 申請人との関係 (9) 職務 (10) 氏名 (11) 性別

(12) 所属 (13) 職務 (14) 氏名 (15) 性別

以上の記載内容が事実と相違ありません。

所属機関等作成用紙(代表者)の欄に記入する場合は、所属機関等作成用紙(代表者)の欄に記入すること。

所属機関等作成用紙(代表者)の欄に記入する場合は、所属機関等作成用紙(代表者)の欄に記入すること。

所属機関等作成用紙(代表者)の欄に記入する場合は、所属機関等作成用紙(代表者)の欄に記入すること。

別紙 関係機関

関係機関	関係機関の名称	関係機関の所在地	関係機関の代表者
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			

別紙 関係機関

関係機関	関係機関の名称	関係機関の所在地	関係機関の代表者
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			

別記第六号の四様式（第六条の二関係）（申請書提出後、住所変更等により、申請書提出後1年以上経過した場合の申請書）

（表）

在留資格認定証明書

日本国政府法務省 署名欄

氏名 性別 籍地

国籍・地域 生年月日 年 月 日

日本での職業及び職務（通称）先等

上記の者は、次の在留資格に該当して出入国管理及び難民認定法第1項第2号に該当する上級のための条件に適合していることを証明します。

在留資格

年 月 日

印

（注釈）

1 本証明書は、上級の許可そのものではなく、本証明書を所持していても、在外公館において査証を有権していない場合は上級を許可されません。

2 本証明書は、上記の年月日から3年以内の期間に限り入国審査官に提出して上級の申請を許可しない場合は、効力を失います。

3 本証明書は、上級の許可を承認するものではなく、他の上級のための条件に適合しない場合又は事情の変更があった場合は上級を許可されないことがあります。

（注） 1 印は在留資格認定証明書交付する者の職を記入するものとする。

2 周回の大きさは、日本国憲法第98条に準じます。

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

別記第六号の四の二様式（第六条の二関係）

（表）

在留資格認定証明書

日本国政府法務省 署名欄

氏名 性別 籍地

国籍・地域 生年月日 年 月 日

日本での職業及び職務（通称）先等

上記の者は、次の在留資格に該当して出入国管理及び難民認定法第1項第2号に該当する上級のための条件に適合していることを証明します。

在留資格

年 月 日

印

（注釈）

1 本証明書は、上級の許可そのものではなく、本証明書を所持していても、在外公館において査証を有権していない場合は上級を許可されません。

2 本証明書は、上記の年月日から3年以内の期間に限り入国審査官に提出して上級の申請を許可しない場合は、効力を失います。

3 本証明書は、上級の許可を承認するものではなく、他の上級のための条件に適合しない場合又は事情の変更があった場合は上級を許可されないことがあります。

（注） 1 印は在留資格認定証明書交付する者の職を記入するものとする。

2 周回の大きさは、日本国憲法第98条に準じます。

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）

（備考）



別記第七号の三様式（第七条関係）

別記第七号の三様式（第七号関係）（労働大臣の定め、労働省の統一労働大臣の  
官印使用）



- 1. 労働大臣の印、労働省の印を捺す。
- 2. 労働大臣の印、労働省の印を捺す。労働大臣の印を捺す。それ以外記入するものとする。
- 3. (1)に該当する人の印、又は職名を捺す。それ以外記入するものとする。

別記第七号の四様式（第七条、第二十条、第二十条、第四十四条、第五十六条の三関係）

別記第七号の四様式（第七号、第二十条、第二十条、第四十四条、第五十六条の三関係）  
日本国政府の印

指 定 書

氏 名 \_\_\_\_\_

国籍・地域 \_\_\_\_\_

出入国管理及び難民認定法第1の5の2の2の下欄の規定に基づき上記の者が本欄において行うことができる業務を次のとおり指定します。

日本国 法 務 大 臣

(注) 欄数の大きさは、日本国政府の定める大きさとす。

別記第七号の五様式（第七条の二関係）

別記第七号の五様式（第七号の二関係）（労働大臣の定め、労働省の統一労働大臣の  
官印使用）

労働大臣の印

出入国管理官の職名

出入国管理官の職名を捺す。労働大臣の印、労働省の印を捺す。それ以外記入するものとする。

1 国籍・地域 \_\_\_\_\_ 2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 氏 名 \_\_\_\_\_

4 性 別 \_\_\_\_\_ 男・女

5 住 居 \_\_\_\_\_

6 電話番号 \_\_\_\_\_

7 業務（別記第七号の二関係）又は職名を捺す。労働大臣の印、労働省の印を捺す。それ以外記入するものとする。

8 労働大臣の印、労働省の印を捺す。労働大臣の印、労働省の印を捺す。それ以外記入するものとする。

9 労働大臣の印、労働省の印を捺す。労働大臣の印、労働省の印を捺す。それ以外記入するものとする。

10 労働大臣の印、労働省の印を捺す。労働大臣の印、労働省の印を捺す。それ以外記入するものとする。

以上の記載事項は、労働大臣の定めるものとす。

労働大臣の署名/労働省の印を捺す \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

別記第七号の六様式（第七条の二関係）

別記第七号の六様式（第七号の二関係）（労働大臣の定め、労働省の統一労働大臣の  
官印使用）

労働大臣の印

出入国管理官の職名

出入国管理官の職名を捺す。労働大臣の印、労働省の印を捺す。それ以外記入するものとする。

1 国籍・地域 \_\_\_\_\_ 2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 氏 名 \_\_\_\_\_

4 性 別 \_\_\_\_\_ 男・女

5 住 居 \_\_\_\_\_

6 業務（別記第七号の二関係）又は職名を捺す。労働大臣の印、労働省の印を捺す。それ以外記入するものとする。

7 労働大臣の印、労働省の印を捺す。労働大臣の印、労働省の印を捺す。それ以外記入するものとする。

8 労働大臣の印、労働省の印を捺す。労働大臣の印、労働省の印を捺す。それ以外記入するものとする。

労働大臣の署名/労働省の印を捺す \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日



別記第八号様式（第八条関係）

別記第八号様式（第八条関係）

日本国政府出務者

送 達 書

期

出入国管理費及び難民認定申請料（送達書に添付して申付する場合は含む。）の徴収により、下記のとおりあなたへの請求を求めさせていただきますので、回答してください。

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_

国籍・地域 \_\_\_\_\_

2 郵便を求めた年月日及び期日 \_\_\_\_\_

3 請求を求めた理由 \_\_\_\_\_

出入国管理費 出入国管理費 支所 出張所  
 特別管理官 \_\_\_\_\_

(注) 用紙の欠き方は、日本国政府輸入用とします。

別記第九号様式（第九条関係）

別記第九号様式（第九条関係）

日本国政府出務者

期 定 送 達 書

期

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_

2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

あなたに対し口頭管理を行った結果、下記のとおり変更したので、通知します。

期 定 書 字

出入国管理費 出入国管理費 支所 出張所  
 特別管理官 \_\_\_\_\_

(注) 用紙の欠き方は、日本国政府輸入用とします。

別記第十号様式（第九条関係）

別記第十号様式（第九条関係）

日本国政府出務者

異 議 申 出 送 達 書

期

出入国管理費 出入国管理費 支所 出張所  
 特別管理官 \_\_\_\_\_

本誌、上記の件に係る申請について、以下の通り決定し、出入国管理費及び難民認定申請料（送達書）の徴収による募集の申込を完了します。

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_

2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

本 人 \_\_\_\_\_ 署名 \_\_\_\_\_

別記第十一号様式（第十条、第十二条の二関係）

別記第十一号様式（第十条、第十二条の二関係）

日本国政府出務者

送 達 書

期

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_

2 生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_

3 国 籍 ・ 地 域 \_\_\_\_\_

出入国管理費及び難民認定申請料（送達書）の徴収により、本邦からの送達を命じます。

(1) 出願口  
 (2) 出願所  
 (3) 送達書住所

出入国管理費及び難民認定申請料（送達書）の徴収に基づき、あなたへの請求をさせていただきます。

(1) どの請求を求めた期間  
 (2) どの請求を求めた期間

なお、あなたから出願日まで日付（「日」）を請求の請求をさせていただきます。

出入国管理費 出入国管理費 支所 出張所  
 主任 審 査 官 \_\_\_\_\_  
 特別 審 査 官 \_\_\_\_\_

(注) 用紙の欠き方は、日本国政府輸入用とします。



別記第十二号様式(第十条、第十二条の二関係)

別記第十二号様式(第十条、第十二条の二関係)

日本国政府出務先	番号 年月日
退 会 申 出 書	
氏 名	
1 氏 名	姓
2 生 年 月 日	年 月 日
3 国 籍・地 域	
<p>上記の事項は、退 会 申 出 書 提出と同時に提出する「離職届出書」(後記)の欄に記載する。本表からの提出は各々のためであり、重複は不要。</p> <p>※注(退会時) 退 会 届 出 書 提出時に退会届(後記)の欄に記載された氏名(退会時)が離職届出書の欄に記載された氏名と異なる場合は、本表紙中の欄に記載しなければなりません。</p> <p>(1) 同意書 (2) 同意書</p> <p>上記の事項について、出入国管理庁(出入国審査官)より通知された事項に基づいて記入することとなります。この欄には記載しない事項は、備考欄に記載していただきます。</p> <p>(1) 追加事項 (2) 追加事項</p>	
出入国在留管理庁	出入国在留管理所
主任審査官	支 隊
専 任 審 査 官	出 張 所

(注) 用紙の大きさは、日本国政府出務先用紙と異なる。

別記第十三号様式(第十一条関係)

別記第十三号様式(第十一条関係)

日本国政府出務先	番号
年 月 日	
再 入 国 届 出 書	
姓 名	
<p>私は、上掲の欄の記載に適合していない理由を記述して提出いたしますので、出入国管理庁及び関係官に説明(条項)等の規定により再入国を申し出させていただきます。</p>	
1 氏 名	姓
2 生 年 月 日	年 月 日
3 国 籍・地 域	
不 詳 必 ず 記 述	
申 出 人	署 名

別記第十四号様式(第十二条関係)

別記第十四号様式(第十二条関係)

日本国政府出務先	番号 年月日
復 上 陸 許 可 書	
<p>出入国管理庁及び関係官(第13条)の規定に基づき、復上陸を許可します。</p>	
1 氏 名	姓
2 生 年 月 日	年 月 日
3 国 籍・地 域	
<p>4 復上陸の理由</p> <p>(1) 同意書及び同意書</p>	
<p>(2) 同意書(上掲の欄に記載された事項、調査された事項及び関係官に説明しなければなりません)。</p> <p>(3) その他</p>	
出入国在留管理庁	出入国在留管理所
主任審査官	支 隊
専 任 審 査 官	出 張 所

注 意

1 復上陸の申請は、申請時に行うことができません。  
2 復上陸申請の受理は行わない。  
3 在留中に労働契約の変更を希望する場合は、あらかじめ関係官の同意を得る必要があります。

(注) 用紙の大きさは、日本国政府出務先用紙と異なる。

別記第十五号様式(第十二条、第三十六条の二関係)

別記第十五号様式(第十二条、第三十六条の二関係)

日本国政府出務先	番号 年月日
保 費 金 受 領 証 書	
氏 名	
<p>返金の事由 上記金額を領収しました。</p>	
出入国在留管理庁	入 国 者 収 納 所
職 員 職 務 官	出 入 国 在 留 管 理 所
職 員 職 務 官	職 員 職 務 官
年 月 日	
出入国在留管理庁	入 国 者 収 納 所
職 員 職 務 官	出 入 国 在 留 管 理 所
職 員 職 務 官	職 員 職 務 官
<p>上記金額を領収しました。</p> <p>氏 名</p>	
職 任 者	署 名





別記第十八号様式（第十三条関係）

別記第十八号様式（第十三条関係）（昭和56年4月1日現在）

株式会社 〇〇〇〇	
代表取締役社長 〇〇〇	
住所	〇〇〇
支店	〇〇〇
代表取締役	〇〇〇
代表取締役	〇〇〇
日本国	

- (注)
- 1 虚部をリポート名、横部をリポート名とする。
  - 2 虚部は以上記述の住所に、横部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。

別記第十八号の二様式（第十三条関係）

別記第十八号の二様式（第十三条関係）（昭和56年4月1日現在）

株式会社 〇〇〇〇	
代表取締役社長 〇〇〇	
住所	〇〇〇
支店	〇〇〇
代表取締役	〇〇〇
代表取締役	〇〇〇
日本国	

- (注)
- 1 虚部をリポート名、横部をリポート名とする。
  - 2 虚部は以上記述の住所に、横部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。
  - 3 虚部は以上記述の住所に、横部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。
  - 4 虚部は以上記述の住所に、横部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。
  - 5 虚部は以上記述の住所に、横部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。

別記第十九号様式（第十四条関係）

別記第十九号様式（第十四条関係）（昭和56年4月1日現在）

株式会社 〇〇〇〇	
代表取締役社長 〇〇〇	
住所	〇〇〇
支店	〇〇〇
代表取締役	〇〇〇
代表取締役	〇〇〇
日本国	

- (注)
- 1 虚部をリポート名、横部をリポート名とする。
  - 2 虚部は以上記述の住所に、横部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。

別記第十九号の二様式（第十四条関係）

別記第十九号の二様式（第十四条関係）（昭和56年4月1日現在）

株式会社 〇〇〇〇	
代表取締役社長 〇〇〇	
住所	〇〇〇
支店	〇〇〇
代表取締役	〇〇〇
代表取締役	〇〇〇
日本国	

- (注)
- 1 虚部をリポート名、横部をリポート名とする。
  - 2 虚部は以上記述の住所に、横部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。
  - 3 虚部は以上記述の住所に、横部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。虚部は以上記述の住所となる事とする。



別記第二十二号様式(第五十六条の二関係) (平成28年4月1日現在適用) (平成28年4月1日現在適用)

発行番号	
種類・地域	氏名
性別	年齢
発行年月日	
更新月日	
年月日	
住所(おかし) (都道府県)	備考
注) 記述欄に必要事項を記載し、印を捺印してください。 また、その他の関係書類を提出する場合は、必ず併せて提出してください。	

(注) 欄は記入し、欄外に記入してください。

別記第二十二号の二様式(第十五条の二関係) (平成28年4月1日現在適用) (平成28年4月1日現在適用)

日本国籍取得申請書

氏名	
氏名(カタカナ)	
性別	年齢
出生年月日	国籍
住所(おかし) (都道府県)	
現在居住する国(地域)の氏名	
現在居住する国(地域)の氏名(カタカナ)	
現在居住する国(地域)の国籍	
現在居住する国(地域)の出生年月日	
現在居住する国(地域)の住所	
現在居住する国(地域)の家族構成	
現在居住する国(地域)の職業	
現在居住する国(地域)の収入	
現在居住する国(地域)の資産	
現在居住する国(地域)の負債	
現在居住する国(地域)の家族	
現在居住する国(地域)の備考	
備考	

(注) 欄外に必要事項を記載し、印を捺印してください。

別記第二十二号の三様式(第十五条の二関係) (平成28年4月1日現在適用) (平成28年4月1日現在適用)

日本国籍取得申請書

氏名	
氏名(カタカナ)	
性別	年齢
出生年月日	国籍
住所(おかし) (都道府県)	
現在居住する国(地域)の氏名	
現在居住する国(地域)の氏名(カタカナ)	
現在居住する国(地域)の国籍	
現在居住する国(地域)の出生年月日	
現在居住する国(地域)の住所	
現在居住する国(地域)の家族構成	
現在居住する国(地域)の職業	
現在居住する国(地域)の収入	
現在居住する国(地域)の資産	
現在居住する国(地域)の負債	
現在居住する国(地域)の家族	
現在居住する国(地域)の備考	
備考	

(注) 欄外に必要事項を記載し、印を捺印してください。

備考	
(注) 申請者が日本国籍を希望する場合は、申請書に必要事項を記載し、印を捺印して提出してください。	
(注) 申請者が日本国籍を希望しない場合は、申請書に必要事項を記載し、印を捺印して提出してください。	
(注) 申請者が日本国籍を希望する場合は、申請書に必要事項を記載し、印を捺印して提出してください。	
(注) 申請者が日本国籍を希望しない場合は、申請書に必要事項を記載し、印を捺印して提出してください。	
(注) 申請者が日本国籍を希望する場合は、申請書に必要事項を記載し、印を捺印して提出してください。	
(注) 申請者が日本国籍を希望しない場合は、申請書に必要事項を記載し、印を捺印して提出してください。	



別記第二十二号の四様式（第十五条の二関係）

別記第二十二号の四様式（第十五条の二関係）（伊豆支庁管内、伊豆市管内、伊豆市管内）

日本国政府出発書		年 月 日
教 育 上 給 付 可 能 通 知 書		
<p>出入国管理及び難民認定法第25条第2項第1号に規定する「出入国管理官」は、出入国管理官に付する教養修得上の許可を授け得るものと認めらるる。通知し得る。</p> <p>この通知は、出入国管理及び難民認定法第25条第2項第1号に規定する「出入国管理官」に認めらるる限り有効である。</p> <p>この通知は、出入国管理及び難民認定法第25条第2項第1号に規定する「出入国管理官」に認めらるる限り有効である。</p>		
1	氏 名	姓 名
2	生年月日	年 月 日
3	国籍・地域	
4	滞在票及び在留許可の名称	
5	取消理由	
出入国管理官の氏名 出入国管理官の氏名 出入国管理官の氏名		取消理由 取消理由 取消理由
出入国管理官の氏名 取消理由		

(注) 用紙の大半を占め、日本国政府の責任を負う。

別記第二十二号の五様式（第十五条の二関係）

別記第二十二号の五様式（第十五条の二関係）（伊豆支庁管内、伊豆市管内、伊豆市管内）

日本国政府出発書		年 月 日
教 育 上 給 付 可 能 通 知 書		
<p>出入国管理及び難民認定法第25条第2項第1号に規定する「出入国管理官」は、出入国管理官に付する教養修得上の許可を授け得るものと認めらるる。通知し得る。</p> <p>この通知は、出入国管理及び難民認定法第25条第2項第1号に規定する「出入国管理官」に認めらるる限り有効である。</p> <p>この通知は、出入国管理及び難民認定法第25条第2項第1号に規定する「出入国管理官」に認めらるる限り有効である。</p>		
1	氏 名	姓 名
2	生年月日	年 月 日
3	国籍・地域	
4	滞在票及び在留許可の名称	
5	取消理由	
出入国管理官の氏名 出入国管理官の氏名 出入国管理官の氏名		取消理由 取消理由 取消理由
出入国管理官の氏名 取消理由		

(注) 用紙の大半を占め、日本国政府の責任を負う。

別記第二十三号様式（第十六条関係）

別記第二十三号様式（第十六条関係）（伊豆支庁管内、伊豆市管内、伊豆市管内）

日本国政府出発書		年 月 日
教 育 上 給 付 可 能 通 知 書		
<p>出入国管理及び難民認定法第25条第2項第1号に規定する「出入国管理官」は、出入国管理官に付する教養修得上の許可を授け得るものと認めらるる。通知し得る。</p> <p>この通知は、出入国管理及び難民認定法第25条第2項第1号に規定する「出入国管理官」に認めらるる限り有効である。</p> <p>この通知は、出入国管理及び難民認定法第25条第2項第1号に規定する「出入国管理官」に認めらるる限り有効である。</p>		
1	氏 名	姓 名
2	生年月日	年 月 日
3	国籍・地域	
4	滞在票及び在留許可の名称	
5	取消理由	
6	滞在票及び在留許可の名称	
7	取消理由	
<p>この通知は、出入国管理及び難民認定法第25条第2項第1号に規定する「出入国管理官」に認めらるる限り有効である。</p> <p>この通知は、出入国管理及び難民認定法第25条第2項第1号に規定する「出入国管理官」に認めらるる限り有効である。</p> <p>この通知は、出入国管理及び難民認定法第25条第2項第1号に規定する「出入国管理官」に認めらるる限り有効である。</p>		
出入国管理官の氏名 取消理由		取消理由 取消理由 取消理由
出入国管理官の氏名 取消理由		

別記第二十四号様式（第十六条関係）

別記第二十四号様式（第十六条関係）（伊豆支庁管内、伊豆市管内、伊豆市管内）

日本国政府出発書		年 月 日
教 育 上 給 付 可 能 通 知 書		
1	氏 名	姓 名
2	国籍・地域	
3	滞在票及び在留許可の名称	
4	取消理由	
5	滞在票及び在留許可の名称	
6	取消理由	
7	滞在票及び在留許可の名称	
8	取消理由	

別記第二十五号様式（第十七条関係）

別記第二十五号様式（第十七条関係）（印字用紙用紙・納税・納付書兼用紙）

日本国政府の税務

課税による上納許可書

年 月 日

入国管理局 課

本人が申告した課税額が課税標準に達しない限り、下記の欄に於ける課税による上納許可は行われません。

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_

2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 住 居 \_\_\_\_\_

5 職業 \_\_\_\_\_

6 申告及び納税の標準等 \_\_\_\_\_

7 課税による上納許可の課税標準 \_\_\_\_\_

8 課税の納付 \_\_\_\_\_

9 課税の日時 \_\_\_\_\_

市町村長、警察署長又は税務署長に署名し、  
（入国管理局に提出する）

許可番号 \_\_\_\_\_

許可年月日 \_\_\_\_\_

許可期間 \_\_\_\_\_

署 長 \_\_\_\_\_ 入 国 局 長 \_\_\_\_\_

別記第二十六号様式（第十七条関係）

別記第二十六号様式（第十七条関係）（印字用紙用紙・納税・納付書兼用紙）

日本国政府の税務

課税による上納許可書

年 月 日

入国管理局 課

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_

2 国籍・地域 \_\_\_\_\_

3 住 居 \_\_\_\_\_

4 課税標準及び納税の標準等及び課税の標準に於ける年月日 \_\_\_\_\_

5 課税の納付 \_\_\_\_\_

6 上納期間 \_\_\_\_\_

年 月 日 \_\_\_\_\_ (日付)

年 月 日 \_\_\_\_\_ (日付)

7 課税の期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 入 国 局 長 \_\_\_\_\_

署 長 \_\_\_\_\_

別記第二十六号の二様式（第十八条関係）

別記第二十六号の二様式（第十八条関係）

課税による上納許可書

一 納税の標準に達しない限り、下記の欄に於ける上納許可は行われません。

年 次	課税標準	課税標準に達しない限り、下記の欄に於ける上納許可は行われません。
2019年	100,000円	100,000円
2020年	100,000円	100,000円
2021年	100,000円	100,000円
2022年	100,000円	100,000円
2023年	100,000円	100,000円
2024年	100,000円	100,000円
2025年	100,000円	100,000円
2026年	100,000円	100,000円
2027年	100,000円	100,000円
2028年	100,000円	100,000円
2029年	100,000円	100,000円
2030年	100,000円	100,000円
2031年	100,000円	100,000円
2032年	100,000円	100,000円
2033年	100,000円	100,000円
2034年	100,000円	100,000円
2035年	100,000円	100,000円
2036年	100,000円	100,000円
2037年	100,000円	100,000円
2038年	100,000円	100,000円
2039年	100,000円	100,000円
2040年	100,000円	100,000円
2041年	100,000円	100,000円
2042年	100,000円	100,000円
2043年	100,000円	100,000円
2044年	100,000円	100,000円
2045年	100,000円	100,000円
2046年	100,000円	100,000円
2047年	100,000円	100,000円
2048年	100,000円	100,000円
2049年	100,000円	100,000円
2050年	100,000円	100,000円
2051年	100,000円	100,000円
2052年	100,000円	100,000円
2053年	100,000円	100,000円
2054年	100,000円	100,000円
2055年	100,000円	100,000円
2056年	100,000円	100,000円
2057年	100,000円	100,000円
2058年	100,000円	100,000円
2059年	100,000円	100,000円
2060年	100,000円	100,000円
2061年	100,000円	100,000円
2062年	100,000円	100,000円
2063年	100,000円	100,000円
2064年	100,000円	100,000円
2065年	100,000円	100,000円
2066年	100,000円	100,000円
2067年	100,000円	100,000円
2068年	100,000円	100,000円
2069年	100,000円	100,000円
2070年	100,000円	100,000円
2071年	100,000円	100,000円
2072年	100,000円	100,000円
2073年	100,000円	100,000円
2074年	100,000円	100,000円
2075年	100,000円	100,000円
2076年	100,000円	100,000円
2077年	100,000円	100,000円
2078年	100,000円	100,000円
2079年	100,000円	100,000円
2080年	100,000円	100,000円
2081年	100,000円	100,000円
2082年	100,000円	100,000円
2083年	100,000円	100,000円
2084年	100,000円	100,000円
2085年	100,000円	100,000円
2086年	100,000円	100,000円
2087年	100,000円	100,000円
2088年	100,000円	100,000円
2089年	100,000円	100,000円
2090年	100,000円	100,000円
2091年	100,000円	100,000円
2092年	100,000円	100,000円
2093年	100,000円	100,000円
2094年	100,000円	100,000円
2095年	100,000円	100,000円
2096年	100,000円	100,000円
2097年	100,000円	100,000円
2098年	100,000円	100,000円
2099年	100,000円	100,000円
2100年	100,000円	100,000円

入 国 局 長 \_\_\_\_\_

署 長 \_\_\_\_\_

年 次	課税標準	課税標準に達しない限り、下記の欄に於ける上納許可は行われません。
2019年	100,000円	100,000円
2020年	100,000円	100,000円
2021年	100,000円	100,000円
2022年	100,000円	100,000円
2023年	100,000円	100,000円
2024年	100,000円	100,000円
2025年	100,000円	100,000円
2026年	100,000円	100,000円
2027年	100,000円	100,000円
2028年	100,000円	100,000円
2029年	100,000円	100,000円
2030年	100,000円	100,000円
2031年	100,000円	100,000円
2032年	100,000円	100,000円
2033年	100,000円	100,000円
2034年	100,000円	100,000円
2035年	100,000円	100,000円
2036年	100,000円	100,000円
2037年	100,000円	100,000円
2038年	100,000円	100,000円
2039年	100,000円	100,000円
2040年	100,000円	100,000円
2041年	100,000円	100,000円
2042年	100,000円	100,000円
2043年	100,000円	100,000円
2044年	100,000円	100,000円
2045年	100,000円	100,000円
2046年	100,000円	100,000円
2047年	100,000円	100,000円
2048年	100,000円	100,000円
2049年	100,000円	100,000円
2050年	100,000円	100,000円
2051年	100,000円	100,000円
2052年	100,000円	100,000円
2053年	100,000円	100,000円
2054年	100,000円	100,000円
2055年	100,000円	100,000円
2056年	100,000円	100,000円
2057年	100,000円	100,000円
2058年	100,000円	100,000円
2059年	100,000円	100,000円
2060年	100,000円	100,000円
2061年	100,000円	100,000円
2062年	100,000円	100,000円
2063年	100,000円	100,000円
2064年	100,000円	100,000円
2065年	100,000円	100,000円
2066年	100,000円	100,000円
2067年	100,000円	100,000円
2068年	100,000円	100,000円
2069年	100,000円	100,000円
2070年	100,000円	100,000円
2071年	100,000円	100,000円
2072年	100,000円	100,000円
2073年	100,000円	100,000円
2074年	100,000円	100,000円
2075年	100,000円	100,000円
2076年	100,000円	100,000円
2077年	100,000円	100,000円
2078年	100,000円	100,000円
2079年	100,000円	100,000円
2080年	100,000円	100,000円
2081年	100,000円	100,000円
2082年	100,000円	100,000円
2083年	100,000円	100,000円
2084年	100,000円	100,000円
2085年	100,000円	100,000円
2086年	100,000円	100,000円
2087年	100,000円	100,000円
2088年	100,000円	100,000円
2089年	100,000円	100,000円
2090年	100,000円	100,000円
2091年	100,000円	100,000円
2092年	100,000円	100,000円
2093年	100,000円	100,000円
2094年	100,000円	100,000円
2095年	100,000円	100,000円
2096年	100,000円	100,000円
2097年	100,000円	100,000円
2098年	100,000円	100,000円
2099年	100,000円	100,000円
2100年	100,000円	100,000円

入 国 局 長 \_\_\_\_\_

署 長 \_\_\_\_\_

401

1. 右の図に示すように、線分 AB の中点を M とし、線分 AM の延長上に点 P をとる。このとき、 $\angle P$  の大きさを求めよ。

2. 右の図に示すように、 $\angle A = 40^\circ$ 、 $\angle B = 60^\circ$  のとき、 $\angle C$  の大きさを求めよ。

3. 右の図に示すように、 $\angle A = 40^\circ$ 、 $\angle B = 60^\circ$  のとき、 $\angle C$  の大きさを求めよ。

4. 右の図に示すように、 $\angle A = 40^\circ$ 、 $\angle B = 60^\circ$  のとき、 $\angle C$  の大きさを求めよ。

5. 右の図に示すように、 $\angle A = 40^\circ$ 、 $\angle B = 60^\circ$  のとき、 $\angle C$  の大きさを求めよ。

7

402

1. 右の図に示すように、 $\angle A = 40^\circ$ 、 $\angle B = 60^\circ$  のとき、 $\angle C$  の大きさを求めよ。

2. 右の図に示すように、 $\angle A = 40^\circ$ 、 $\angle B = 60^\circ$  のとき、 $\angle C$  の大きさを求めよ。

3. 右の図に示すように、 $\angle A = 40^\circ$ 、 $\angle B = 60^\circ$  のとき、 $\angle C$  の大きさを求めよ。

4. 右の図に示すように、 $\angle A = 40^\circ$ 、 $\angle B = 60^\circ$  のとき、 $\angle C$  の大きさを求めよ。

5. 右の図に示すように、 $\angle A = 40^\circ$ 、 $\angle B = 60^\circ$  のとき、 $\angle C$  の大きさを求めよ。

8

403

1. 右の図に示すように、 $\angle A = 40^\circ$ 、 $\angle B = 60^\circ$  のとき、 $\angle C$  の大きさを求めよ。

2. 右の図に示すように、 $\angle A = 40^\circ$ 、 $\angle B = 60^\circ$  のとき、 $\angle C$  の大きさを求めよ。

3. 右の図に示すように、 $\angle A = 40^\circ$ 、 $\angle B = 60^\circ$  のとき、 $\angle C$  の大きさを求めよ。

4. 右の図に示すように、 $\angle A = 40^\circ$ 、 $\angle B = 60^\circ$  のとき、 $\angle C$  の大きさを求めよ。

5. 右の図に示すように、 $\angle A = 40^\circ$ 、 $\angle B = 60^\circ$  のとき、 $\angle C$  の大きさを求めよ。

9

404

1. 右の図に示すように、 $\angle A = 40^\circ$ 、 $\angle B = 60^\circ$  のとき、 $\angle C$  の大きさを求めよ。

2. 右の図に示すように、 $\angle A = 40^\circ$ 、 $\angle B = 60^\circ$  のとき、 $\angle C$  の大きさを求めよ。

3. 右の図に示すように、 $\angle A = 40^\circ$ 、 $\angle B = 60^\circ$  のとき、 $\angle C$  の大きさを求めよ。

4. 右の図に示すように、 $\angle A = 40^\circ$ 、 $\angle B = 60^\circ$  のとき、 $\angle C$  の大きさを求めよ。

5. 右の図に示すように、 $\angle A = 40^\circ$ 、 $\angle B = 60^\circ$  のとき、 $\angle C$  の大きさを求めよ。

10

この表、別記第二十七号様式に添付し、  
 印  
 1号紙  
 (印)に署名を捺印し、捺印した後に提出する。

以上の事項を、審査官に提出するもの。  
 申請書(印)の欄を

別記第二十七号様式 (第十八条関係)

別記第二十七号様式 (第十八条関係)

日本国政府の投資書 (簡)

一時庇護許可書

出入国管理庁及び関係国領事館からの受取印を  
 上、一時庇護許可書の左側に捺印する。

1 氏名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_

2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 一時庇護のための申請書の条件・裏面に記載のとおり。  
 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

出入国管理庁 出入国管理事務所 \_\_\_\_\_ 支 店 \_\_\_\_\_ 出張所 \_\_\_\_\_

入国審査官 \_\_\_\_\_ 署名 \_\_\_\_\_

(印) 捺印の場を、審査官に捺印する。

(簡)

一時庇護のための上級の条件

(1) 上級機関 (許可機関)

\_\_\_\_\_

(2) 住 居

\_\_\_\_\_

(3) 行動範囲

\_\_\_\_\_

(4) その他

\_\_\_\_\_

上記(2)から(4)までの条件に違反したときは、本許可を取り消すこととなります。

別記第二十八号様式 (第十九条関係)

日本国政府の投資書

資 料 共 同 送 付 可 能 書

出入国管理庁 簡

この表は、別記第二十七号様式に添付し、  
 申請書(印)の欄を

1 氏名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_

2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 一時庇護のための申請書の条件・裏面に記載のとおり。  
 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

出入国管理庁 出入国管理事務所 \_\_\_\_\_ 支 店 \_\_\_\_\_ 出張所 \_\_\_\_\_

入国審査官 \_\_\_\_\_ 署名 \_\_\_\_\_

(印) 捺印の場を、審査官に捺印する。

別記第二十八号様式 (第十九条関係)



別記第二十九号の四の二様式(第十九条の二関係) (印紙金額0円/枚)  
日本経済団体連合会

別記第二十九号の四の二の二様式  
別記第二十九号の四の二の二様式  
別記第二十九号の四の二の二様式

1 国名・地域  
2 発行者  
3 発行年月日  
4 性別・年齢  
5 職別

申請人(代表者)の住所(〒) 発行年月日

別記第二十九号の五の五様式(第十九条の四関係) (印紙金額0円/枚)  
日本経済団体連合会

別記第二十九号の五の五の五様式  
別記第二十九号の五の五の五様式

1 国名・地域  
2 発行者  
3 発行年月日  
4 性別・年齢  
5 職別

申請人(代表者)の住所(〒) 発行年月日

別記第二十九号の六の六様式(第十九条の四関係) (印紙金額0円/枚)  
日本経済団体連合会

別記第二十九号の六の六の六様式  
別記第二十九号の六の六の六様式

1 国名・地域  
2 発行者  
3 発行年月日  
4 性別・年齢  
5 職別

申請人(代表者)の住所(〒) 発行年月日

別記第二十九号の七の七様式(第十九条の六関係) (印紙金額0円/枚)  
日本経済団体連合会

別記第二十九号の七の七の七様式  
別記第二十九号の七の七の七様式

1 国名・地域  
2 発行者  
3 発行年月日  
4 性別・年齢  
5 職別

申請人(代表者)の住所(〒) 発行年月日

別記第二十九号の八様式(第十九条の八関係)

別記第二十九号の八様式(第十九条の八関係) (平成26年4月3日付法務省令第一一四号)  
日本国政府特許委員会

特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書

特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書

特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書

特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書

特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書

別記第二十九号の九様式(第十九条の九関係)

別記第二十九号の九様式(第十九条の九関係) (平成26年4月3日付法務省令第一一四号)  
日本国政府特許委員会

特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書

特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書

特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書

特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書

特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書

別記第二十九号の十様式(第十九条の十関係)

別記第二十九号の十様式(第十九条の十関係) (平成26年4月3日付法務省令第一一四号)  
日本国政府特許委員会

特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書

特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書

特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書

特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書

特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書

別記第二十九号の十一様式(第十九条の十一関係)

別記第二十九号の十一様式(第十九条の十一関係) (平成26年4月3日付法務省令第一一四号)  
日本国政府特許委員会

特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書

特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書

特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書

特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書

特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書  
 特 許 審 判 申 請 書









申請人等作成用紙 ② 「研究専門職以外」・「高度専門職以外」・「教授」・「准教授」

17. 職名 現在所属及び電話番号については、以下の勤務場所の所在及び電話番号を記載する(2行)

(1) 名称 所在地 電話番号  
 法人または、勤務先が複数ある場合は記入)

(2) 名称 所在地 電話番号

(3) 名称 所在地 電話番号

18. 出身校  
 国公立大学  外国  
 国公立大学(理学系)  大学  短期大学  専門学校  
 音楽学校  中学校  その他

19. 専攻・専門分野  
 文学部(博士)  文学部(修士)  文学部(学士)  文学部(文学)  文学部(文学)

20. 職 階級(記入がない場合は)

大助	准助	准教授(准)	大助	准助	准教授(准)

21. 教授に相当する職名 准・無

22. 職階級に相当する科目 准

23. 所属による職名としようとする場合は所属名(記入) 准

申請人等作成用紙 ③ 「研究専門職以外」・「高度専門職以外」・「教授」・「准教授」

17. 研究専門職以外(認定職)による申請の場合に記入

(1) 氏名 氏名  本人との関係

(2) 所在 所在

電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_

以上の記載内容は事実と認識できません。  
申請人(認定職)の署名/申請書作成年月日 年 月 日

18. 同意  
申請書作成後申請書によって記載内容に変更が生じた場合、申請人(認定職)が変更を承認し、署名すること。  
申請書作成年月日は申請人(認定職)の署名すること。

19. 協定者  
同意 否  同意 否

(2) 同意者(職階級)については、本人との関係 電話番号 \_\_\_\_\_

申請人等作成用紙 ④ 「芸術」・「文化活動」

17. 研究文化活動  
 芸術  学術  研究文化

申請書提出後(記入が完了)申請書の提出を行うために「文化活動」での所属を希望する場合は記入)

(1) 名称 所在地 電話番号

18. 活動内容  
 「芸術」での活動を希望する場合  
 音楽  演劇  美術  映画  文学(俳句・和歌)  小説  詩  児童書  児童文学  児童文学(児童文学)  児童文学(児童文学)  児童文学(児童文学)  児童文学(児童文学)

(2) 「文化活動」での活動を希望する場合  
 研究上の活動( )  
 研究上の活動( )  
 研究上の活動( )  
 研究上の活動( )

職名	課長	副課長	主任	副主任	その他

19. 20. 21. 22. 23.

申請人等作成用紙 ⑤ 「芸術」・「文化活動」

17. 研究文化活動  
 芸術  学術  研究文化

申請書提出後(記入が完了)申請書の提出を行うために「文化活動」での所属を希望する場合は記入)

(1) 名称 所在地 電話番号

18. 同意  
申請書作成後申請書によって記載内容に変更が生じた場合、申請人(認定職)が変更を承認し、署名すること。  
申請書作成年月日は申請人(認定職)の署名すること。

19. 協定者  
同意 否  同意 否

(2) 同意者(職階級)については、本人との関係 電話番号 \_\_\_\_\_

申請人等作成用紙 41「(加算)」

17. 所属先  
(1) 氏名  
(2) 所在地  
(3) 電話番号  
18. 最寄りの郵便局に付する住所(申請書作成用紙41と同一欄には、当該欄の内容も併記し)  
19. 所属先住所  
(1) 氏名  
(2) 所在地

20. 職歴(申請に用いるものを記す)

大企業	中企業	小企業	大企業	中企業	小企業	職歴先名称
年	月	年	月	年	月	

21. 代理人(法定代理人)による申請の場合に記入  
(1) 氏名  
(2) 住所  
電話番号  
携帯電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。  
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 年 月 日

留意  
申請書作成後申請まで記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更届を提出し、署名すること。  
申請書作成後申請は申請人(法定代理人)が署名すること。

22. 申込者  
(1) 氏名  
(2) 住所  
(3) 所属機関等(機関名については、本人との関係) 電話番号

申請人等作成用紙 41「(高度専門職(イ)イ)」「(高度専門職(ロ)ロ)」「(研究・開発)」

17. 所属先は組織先  
(1) 氏名  
(2) 所在地  
(3) 電話番号

18. 最寄りの郵便局に付する住所(申請書作成用紙41と同一欄には、当該欄の内容も併記し)

19. 所属先住所  
(1) 氏名  
(2) 所在地  
(3) 電話番号  
(4) 所属先住所

20. 職歴(申請に用いるものを記す)

大企業	中企業	小企業	大企業	中企業	小企業	職歴先名称
年	月	年	月	年	月	

21. 代理人(法定代理人)による申請の場合に記入  
(1) 氏名  
(2) 住所  
電話番号  
携帯電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。  
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 年 月 日

留意  
申請書作成後申請まで記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更届を提出し、署名すること。  
申請書作成後申請は申請人(法定代理人)が署名すること。

22. 申込者  
(1) 氏名  
(2) 住所  
(3) 所属機関等(機関名については、本人との関係) 電話番号

申請人等作成用紙 42「(高度専門職(イ)イ)」「(高度専門職(ロ)ロ)」「(研究・開発)」

17. 所属先  
(1) 氏名  
(2) 所在地  
(3) 電話番号

18. 最寄りの郵便局に付する住所(申請書作成用紙42と同一欄には、当該欄の内容も併記し)

19. 所属先住所  
(1) 氏名  
(2) 所在地  
(3) 電話番号  
(4) 所属先住所

20. 職歴(申請に用いるものを記す)

大企業	中企業	小企業	大企業	中企業	小企業	職歴先名称
年	月	年	月	年	月	

21. 代理人(法定代理人)による申請の場合に記入  
(1) 氏名  
(2) 住所  
電話番号  
携帯電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。  
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 年 月 日

留意  
申請書作成後申請まで記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更届を提出し、署名すること。  
申請書作成後申請は申請人(法定代理人)が署名すること。

22. 申込者  
(1) 氏名  
(2) 住所  
(3) 所属機関等(機関名については、本人との関係) 電話番号

申請人等作成用紙 42「(高度専門職(イ)イ)」「(高度専門職(ロ)ロ)」「(研究・開発・人文知識・国際業務)」「(研究・開発)」「(研究・開発)」「(研究・開発)」「(研究・開発)」「(研究・開発)」

17. 所属先  
(1) 氏名  
(2) 所在地  
(3) 電話番号

18. 最寄りの郵便局に付する住所(申請書作成用紙42と同一欄には、当該欄の内容も併記し)

19. 所属先住所  
(1) 氏名  
(2) 所在地  
(3) 電話番号  
(4) 所属先住所

20. 職歴(申請に用いるものを記す)

大企業	中企業	小企業	大企業	中企業	小企業	職歴先名称
年	月	年	月	年	月	

21. 代理人(法定代理人)による申請の場合に記入  
(1) 氏名  
(2) 住所  
電話番号  
携帯電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。  
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 年 月 日

留意  
申請書作成後申請まで記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更届を提出し、署名すること。  
申請書作成後申請は申請人(法定代理人)が署名すること。

22. 申込者  
(1) 氏名  
(2) 住所  
(3) 所属機関等(機関名については、本人との関係) 電話番号











所屬機関等作成用（1）（国際・大学機関）

1 機関に所属している外国人の氏名及び所属機関等番号  
(1)氏 名  在留カード番号

2 機関の種類  
 国別  委託  協働  その他( )  
 (1)氏名

3 所属機関等の所在地  
 (2)法人番号(12位)  
 (3)支店・事業所名  所属機関等番号(10位)  
 (4)国名  
 (5)主たる業務を担う「職種一覽」から選択して番号を記入(1-9999)  
 (6)他に業務がなければ、別紙「職種一覽」から選択して番号を記入(機関等別紙)  
 (6)所在地  電話番号

4 職名(「国名」の中の欄を希望する欄に記入)  
 (7)主たる業務を担う「職種一覽」から選択して番号を記入(1-9999)  
 (8)他に業務がなければ、別紙「職種一覽」から選択して番号を記入(機関等別紙)

5 所属内容詳細

6 滞在申請書作成期間  
 (9)滞在期間  (10)滞先  
 (11)滞在期間(月)  (12)滞在日数(日)

7 給与・報酬(居住申請の予定日) ※ 職務上の職位  
 (13)基本給(月額)  (14)手当(月額)  (15)各種手当(月額)  (16)賞与(年額)  (17)退職金(月額)

8 職名・報酬(居住申請の予定日)  
 (18)主たる業務を担う「職種一覽」から選択して番号を記入(1-9999)  
 (19)他に業務がなければ、別紙「職種一覽」から選択して番号を記入(機関等別紙)

9 所属内容詳細(就業内容に付随する就業(研修)内容などを行う場合には、当該欄の内容も記入)

10 滞在日数  
 (1)氏 名

11 所属内容詳細  
 (2)所在地

以上の記載内容は事実と相違ありません。  
 所属機関等の住所、代表者氏名の記入/申請書作成年月日  
 年  月  日

注意  
 申請書作成後申請まで記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正する必要があります。

所屬機関等作成用（2）（国際）

1 機関に所属している外国人の氏名及び所属機関等番号  
(1)氏 名  在留カード番号

2 機関の種類  
 国別  委託  協働  その他( )  
 (1)氏名

3 所属機関等の所在地  
 (2)法人番号(12位)  
 (3)支店・事業所名  所属機関等番号(10位)  
 (4)国名  
 (5)主たる業務を担う「職種一覽」から選択して番号を記入(1-9999)  
 (6)他に業務がなければ、別紙「職種一覽」から選択して番号を記入(機関等別紙)  
 (6)所在地  電話番号

4 滞在申請書作成期間  
 (9)滞在期間  (10)滞先  
 (11)滞在期間(月)  (12)滞在日数(日)

5 職名・報酬(居住申請の予定日) ※ 職務上の職位  
 (13)基本給(月額)  (14)手当(月額)  (15)各種手当(月額)  (16)賞与(年額)  (17)退職金(月額)

6 職名・報酬(居住申請の予定日)  
 (18)主たる業務を担う「職種一覽」から選択して番号を記入(1-9999)  
 (19)他に業務がなければ、別紙「職種一覽」から選択して番号を記入(機関等別紙)

7 所属内容詳細(就業内容に付随する就業(研修)内容などを行う場合には、当該欄の内容も記入)

8 滞在日数  
 (1)氏 名

9 所属内容詳細  
 (2)所在地

以上の記載内容は事実と相違ありません。  
 所属機関等の住所、代表者氏名の記入/申請書作成年月日  
 年  月  日

注意  
 申請書作成後申請まで記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正する必要があります。

所屬機関等作成用（3）（高度専門職(号)1)（高度専門職(号)2)（研究(体罰)）

1 機関に所属している外国人の氏名及び所属機関等番号  
(1)氏 名  在留カード番号

2 機関の種類  
 国別  委託  協働  その他( )  
 (1)氏名

3 所属機関等の所在地  
 (2)法人番号(12位)  
 (3)支店・事業所名  所属機関等番号(10位)  
 (4)国名  
 (5)主たる業務を担う「職種一覽」から選択して番号を記入(1-9999)  
 (6)他に業務がなければ、別紙「職種一覽」から選択して番号を記入(機関等別紙)  
 (6)所在地  電話番号

4 滞在申請書作成期間  
 (9)滞在期間  (10)滞先  
 (11)滞在期間(月)  (12)滞在日数(日)

5 職名・報酬(居住申請の予定日) ※ 職務上の職位  
 (13)基本給(月額)  (14)手当(月額)  (15)各種手当(月額)  (16)賞与(年額)  (17)退職金(月額)

6 職名・報酬(居住申請の予定日)  
 (18)主たる業務を担う「職種一覽」から選択して番号を記入(1-9999)  
 (19)他に業務がなければ、別紙「職種一覽」から選択して番号を記入(機関等別紙)

7 所属内容詳細(就業内容に付随する就業(研修)内容などを行う場合には、当該欄の内容も記入)

8 滞在日数  
 (1)氏 名

9 所属内容詳細  
 (2)所在地

以上の記載内容は事実と相違ありません。  
 所属機関等の住所、代表者氏名の記入/申請書作成年月日  
 年  月  日

注意  
 申請書作成後申請まで記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正する必要があります。

所屬機関等作成用（4）（高度専門職(号)2)（高度専門職(号)1)（研究(体罰)）

1 機関に所属している外国人の氏名及び所属機関等番号  
(1)氏 名  在留カード番号

2 機関の種類  
 国別  委託  協働  その他( )  
 (1)氏名

3 所属機関等の所在地  
 (2)法人番号(12位)  
 (3)支店・事業所名  所属機関等番号(10位)  
 (4)国名  
 (5)主たる業務を担う「職種一覽」から選択して番号を記入(1-9999)  
 (6)他に業務がなければ、別紙「職種一覽」から選択して番号を記入(機関等別紙)  
 (6)所在地  電話番号

4 滞在申請書作成期間  
 (9)滞在期間  (10)滞先  
 (11)滞在期間(月)  (12)滞在日数(日)

5 職名・報酬(居住申請の予定日) ※ 職務上の職位  
 (13)基本給(月額)  (14)手当(月額)  (15)各種手当(月額)  (16)賞与(年額)  (17)退職金(月額)

6 職名・報酬(居住申請の予定日)  
 (18)主たる業務を担う「職種一覽」から選択して番号を記入(1-9999)  
 (19)他に業務がなければ、別紙「職種一覽」から選択して番号を記入(機関等別紙)

7 所属内容詳細(就業内容に付随する就業(研修)内容などを行う場合には、当該欄の内容も記入)

8 滞在日数  
 (1)氏 名

9 所属内容詳細  
 (2)所在地

以上の記載内容は事実と相違ありません。  
 所属機関等の住所、代表者氏名の記入/申請書作成年月日  
 年  月  日

注意  
 申請書作成後申請まで記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正する必要があります。







所属機関等内訳 (注「その他」)

16 研究事業への資金提供状況(上記以外に該当する場合は記入)

(1) 機関  国  地方公共団体  財団法人

独立行政法人  その他

(2) 当該機関の名称 \_\_\_\_\_

(研究実施経費に占める比率) \_\_\_\_\_%

17 研究生を指名した内閣府又は地方公共団体(上記以外に該当する場合は記入)

18 非営利法人の名称・種類(上記以外に該当する場合は記入)

19 年度区分 \_\_\_\_\_

(18)の21は、上記以外から該当する場合は記入)

20 研究施設 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

21 生活保護番号 \_\_\_\_\_

22 備考欄等内訳 \_\_\_\_\_

23 安全衛生上必要な情報の有無 有・無

以上の記載内容に事実と相違ありません。

記入・捺印欄は、行政書士が記入し、申請書の作成を行います。

姓 名 印

印 日 月 年

記 述

申請書の作成申請まで記載内容に変更が生じた場合は、記入・捺印が変更箇所を併記すること。

研究者内訳 (注「その他」)

1 調査している研究(申請人以外の者の調査) (注「その他」)

(1) 氏 名 \_\_\_\_\_

(2) 在籍大学等 \_\_\_\_\_

(3) 氏 名 \_\_\_\_\_

(4) 生年月日 \_\_\_\_\_ (注) 欄・地・域 \_\_\_\_\_

(5) 在籍大学等 \_\_\_\_\_

(6) 在籍期間 \_\_\_\_\_ (注) 欄・地・域 \_\_\_\_\_

(7) 在籍期間の終了日 \_\_\_\_\_ (注) 欄・地・域 \_\_\_\_\_

(8) 申請人との関係(注)  夫  妻  父  母

義父  義母  その他 \_\_\_\_\_

(9) 調査先(留学生を除く) \_\_\_\_\_ (注) 欄・地・域 \_\_\_\_\_

(10) 調査先所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(11) 性別 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_

(12) 調査先所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(13) 年 級 \_\_\_\_\_ 科 \_\_\_\_\_

以上の記載内容に事実と相違ありません。

記入・捺印欄は、行政書士が記入し、申請書の作成を行います。

姓 名 印

印 日 月 年

記 述

申請書の作成申請まで記載内容に変更が生じた場合は、記入・捺印が変更箇所を併記すること。

所属機関等内訳 (注「その他」)

1 調査している研究(申請人以外の者の調査) (注「その他」)

(1) 氏 名 \_\_\_\_\_

(2) 在籍大学等 \_\_\_\_\_

(3) 氏 名 \_\_\_\_\_

(4) 生年月日 \_\_\_\_\_ (注) 欄・地・域 \_\_\_\_\_

(5) 在籍大学等 \_\_\_\_\_

(6) 在籍期間 \_\_\_\_\_ (注) 欄・地・域 \_\_\_\_\_

(7) 在籍期間の終了日 \_\_\_\_\_ (注) 欄・地・域 \_\_\_\_\_

(8) 申請人との関係(注)  夫  妻  父  母

義父  義母  その他 \_\_\_\_\_

(9) 調査先(留学生を除く) \_\_\_\_\_ (注) 欄・地・域 \_\_\_\_\_

(10) 調査先所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(11) 性別 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_

(12) 調査先所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(13) 年 級 \_\_\_\_\_ 科 \_\_\_\_\_

以上の記載内容に事実と相違ありません。

記入・捺印欄は、行政書士が記入し、申請書の作成を行います。

姓 名 印

印 日 月 年

記 述

申請書の作成申請まで記載内容に変更が生じた場合は、記入・捺印が変更箇所を併記すること。

所属機関等内訳 (注「その他」)

1 調査している研究(申請人以外の者の調査) (注「その他」)

(1) 氏 名 \_\_\_\_\_

(2) 在籍大学等 \_\_\_\_\_

(3) 氏 名 \_\_\_\_\_

(4) 生年月日 \_\_\_\_\_ (注) 欄・地・域 \_\_\_\_\_

(5) 在籍大学等 \_\_\_\_\_

(6) 在籍期間 \_\_\_\_\_ (注) 欄・地・域 \_\_\_\_\_

(7) 在籍期間の終了日 \_\_\_\_\_ (注) 欄・地・域 \_\_\_\_\_

(8) 申請人との関係(注)  夫  妻  父  母

義父  義母  その他 \_\_\_\_\_

(9) 調査先(留学生を除く) \_\_\_\_\_ (注) 欄・地・域 \_\_\_\_\_

(10) 調査先所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(11) 性別 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_

(12) 調査先所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(13) 年 級 \_\_\_\_\_ 科 \_\_\_\_\_

以上の記載内容に事実と相違ありません。

記入・捺印欄は、行政書士が記入し、申請書の作成を行います。

姓 名 印

印 日 月 年

記 述

申請書の作成申請まで記載内容に変更が生じた場合は、記入・捺印が変更箇所を併記すること。

1	総務	総務課
2	経理	経理課
3	企画	企画課
4	人事	人事課
5	労務	労務課
6	生産	生産課
7	品質	品質管理課
8	技術	技術課
9	開発	開発課
10	営業	営業課
11	販売	販売課
12	顧客	顧客課
13	物流	物流課
14	環境	環境課
15	安全	安全課
16	衛生	衛生課
17	消防	消防課
18	防災	防災課
19	情報	情報課
20	法律	法律課
21	会計	会計課
22	税務	税務課
23	労働	労働課
24	労働	労働課
25	労働	労働課
26	労働	労働課
27	労働	労働課
28	労働	労働課
29	労働	労働課
30	労働	労働課
31	労働	労働課
32	労働	労働課
33	労働	労働課
34	労働	労働課
35	労働	労働課
36	労働	労働課
37	労働	労働課
38	労働	労働課
39	労働	労働課
40	労働	労働課
41	労働	労働課
42	労働	労働課
43	労働	労働課
44	労働	労働課
45	労働	労働課
46	労働	労働課
47	労働	労働課
48	労働	労働課
49	労働	労働課
50	労働	労働課

1	総務	総務課
2	経理	経理課
3	企画	企画課
4	人事	人事課
5	労務	労務課
6	生産	生産課
7	品質	品質管理課
8	技術	技術課
9	開発	開発課
10	営業	営業課
11	販売	販売課
12	顧客	顧客課
13	物流	物流課
14	環境	環境課
15	安全	安全課
16	衛生	衛生課
17	消防	消防課
18	防災	防災課
19	情報	情報課
20	法律	法律課
21	会計	会計課
22	税務	税務課
23	労働	労働課
24	労働	労働課
25	労働	労働課
26	労働	労働課
27	労働	労働課
28	労働	労働課
29	労働	労働課
30	労働	労働課
31	労働	労働課
32	労働	労働課
33	労働	労働課
34	労働	労働課
35	労働	労働課
36	労働	労働課
37	労働	労働課
38	労働	労働課
39	労働	労働課
40	労働	労働課
41	労働	労働課
42	労働	労働課
43	労働	労働課
44	労働	労働課
45	労働	労働課
46	労働	労働課
47	労働	労働課
48	労働	労働課
49	労働	労働課
50	労働	労働課

別記第三十号の二様式(第二十一関係)

別記第三十号の二様式(第二十一関係)

申請人(発行者): (印) 企業経営者

在留期間更新許可申請書

1 姓 名 氏 名

2 国籍・種 族

3 氏 名

4 性 別

5 職 業

6 住 居

7 電話番号

8 住所

9 在留期間

10 在留期間の満了日

11 在留期間の更新日

12 在留カード番号

13 希望する在留期間

14 更新の理由

15 更新を希望する理由を記したこの欄(日本語以外に記した場合は、日本語に添削)

16 在留カードの氏名・国籍・種族・性別・住所・電話番号・職業・住所(住所が変更された場合は、変更後の住所を記載)

項目	氏名	性別	国籍	種族	住所	電話番号	職業	住所
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								

17) 更新理由として、申請に必要な事項を記入してください。

項目	氏名	性別	国籍	種族	住所	電話番号	職業	住所
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								

別記第三十号の二様式(第二十一関係)

申請人等作成用紙 ① 「活動報告」

17. 調査内容  
 調査 ( ) 概説(活動、業績報告、申請書等)  個人・組織訪問  
 日本文化の習得(書道、剣道、空手、柔道、生活等)  留学(日本語、コンピュータ等)  
 見学・観覧  研修  その他( )

18. これまでの訪問先・活動内容 \_\_\_\_\_

19. 今後の訪問先・活動内容 \_\_\_\_\_

20. 訪問予定年月日 \_\_\_\_\_

21. 観光費等の有無 有・無 滞り滞りの場合の有無 \_\_\_\_\_

22. 滞り滞り期間(場合、トランザクション等) \_\_\_\_\_

23. 代理人(法定代理人)による申請の報告に記入  
 (1) 氏 名 \_\_\_\_\_ (2) 本人との関係 \_\_\_\_\_  
 (3) 住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_  
 以上の記載内容は事実と相違ありません。  
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

印鑑  
 申請書作成後申請書まで記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。  
 申請書作成後年月日は申請人(法定代理人)が署名すること。

印 鑑  
 (1) 氏 名 \_\_\_\_\_ (2) 住 所 \_\_\_\_\_  
 (3) 所属機関等(職務等)について注、本人との関係) 電話番号 \_\_\_\_\_

申請人等作成用紙 ② 「調査報告(訪問先)」「調査」「調査」

17. 概要 本調査報告は調査報告について注、以上の調査報告の内容及び調査内容を記載する。  
 (1) 本 名 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_  
 (2) 以上の住所、電話番号が活動した報告に記入)

18. 調査先  
 (1) 本 名 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_  
 (2) 調査先  
 (1) 本 名 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_  
 (2) 調査先

19. 調査内容  活動  
 (日本文化(書道・剣道・柔道・生活等)  留学  概説(活動、業績報告、申請書等)  個人・組織訪問  
 日本文化の習得(書道、剣道、空手、柔道、生活等)  留学(日本語、コンピュータ等)  見学・観覧  
 研修  その他( )  
 その他( )

20. 調査先  
 (日本文化(書道・剣道・柔道・生活等)  留学  概説(活動、業績報告、申請書等)  個人・組織訪問  
 日本文化の習得(書道、剣道、柔道、生活等)  留学(日本語、コンピュータ等)  見学・観覧  
 研修  その他( )

21. 調査先(住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_  
 (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

22. 調査先(住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_  
 (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

23. 調査先(住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_  
 (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

24. 調査先(住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_  
 (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

25. 調査先(住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_  
 (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

申請人等作成用紙 ③ 「調査報告(訪問先)」「調査」「調査」

24. 代理人(法定代理人)による申請の報告に記入  
 (1) 氏 名 \_\_\_\_\_ (2) 本人との関係 \_\_\_\_\_  
 (3) 住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_  
 以上の記載内容は事実と相違ありません。  
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

印鑑  
 申請書作成後申請書まで記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。  
 申請書作成後年月日は申請人(法定代理人)が署名すること。

印 鑑  
 (1) 氏 名 \_\_\_\_\_ (2) 住 所 \_\_\_\_\_  
 (3) 所属機関等(職務等)について注、本人との関係) 電話番号 \_\_\_\_\_

申請人等作成用紙 ④ 「調査報告(訪問先)」「調査」「調査」

24. 調査先(住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_  
 (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

25. 調査先(住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_  
 (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

26. 調査先(住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_  
 (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

27. 調査先(住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_  
 (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

28. 調査先(住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_  
 (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

29. 調査先(住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_  
 (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

30. 調査先(住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_  
 (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

31. 調査先(住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_  
 (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

32. 調査先(住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_  
 (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

33. 調査先(住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_  
 (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

34. 調査先(住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_  
 (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_



申請人等作成用紙 第1「学歴」(「学歴」)

27. 代理人(法定代理人)による申請の場合に記入  
 (1)氏名 \_\_\_\_\_ (2)本人との関係 \_\_\_\_\_  
 (3)住所 \_\_\_\_\_  
 (4)電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_

以上の記載内容が事実と相違ありません。  
 申請人(法定代理人)の署名、申請書作成年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

注 申請書作成後申請書で記載内容に変更が生じた場合は、申請人(法定代理人)が変更届出を提出し、署名すること。  
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が署名すること。

第 取次者  
 (1)氏名 \_\_\_\_\_ (2)住所 \_\_\_\_\_  
 (3)所属機関等(機関等)について注: 本人との関係( ) 電話番号 \_\_\_\_\_

申請人等作成用紙 第1「学歴」(「学歴」)

27. 学歴  
 (1)氏名 \_\_\_\_\_  
 (2)所在地 \_\_\_\_\_ (3)電話番号 \_\_\_\_\_

28. 前学内容(卒業課程)に該当する卒業課程等を行なった学年(以下、前学前学年)の学歴(以下) \_\_\_\_\_  
 (1)氏名 \_\_\_\_\_  
 (2)所在地 \_\_\_\_\_

29. 前学学修期間  
 (1)氏名 \_\_\_\_\_  
 (2)所在地 \_\_\_\_\_

30. 職 業(前学)に該当するもの学歴(以下)

氏名	所在地	職務名(本学)	氏名	所在地	職務名(本学)
年 月	年 月		年 月	年 月	

27. 代理人(法定代理人)による申請の場合に記入  
 (1)氏名 \_\_\_\_\_ (2)本人との関係 \_\_\_\_\_  
 (3)住所 \_\_\_\_\_  
 (4)電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_

以上の記載内容が事実と相違ありません。  
 申請人(法定代理人)の署名、申請書作成年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

注 申請書作成後申請書で記載内容に変更が生じた場合は、申請人(法定代理人)が変更届出を提出し、署名すること。  
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が署名すること。

第 取次者  
 (1)氏名 \_\_\_\_\_ (2)住所 \_\_\_\_\_  
 (3)所属機関等(機関等)について注: 本人との関係( ) 電話番号 \_\_\_\_\_

申請人等作成用紙 第1「学歴専門課程」(「学歴」)

27. 専攻(又は専攻) 文部、事業所名 \_\_\_\_\_  
 (1)氏名 \_\_\_\_\_ (2)電話番号 \_\_\_\_\_  
 (3)住所 \_\_\_\_\_

28. 前学内容(卒業課程)に該当する卒業課程等を行なった学年(以下、前学前学年)の学歴(以下) \_\_\_\_\_  
 (1)氏名 \_\_\_\_\_ (2)所在地 \_\_\_\_\_

29. 前学専攻(又は専攻)の専攻(専攻)に該当するもの学歴(以下)

専攻地 専攻地 専攻地

30. 職 業(前学)に該当するもの学歴(以下)

氏名	所在地	職務名(本学)	氏名	所在地	職務名(本学)
年 月	年 月		年 月	年 月	

27. 代理人(法定代理人)による申請の場合に記入  
 (1)氏名 \_\_\_\_\_ (2)本人との関係 \_\_\_\_\_  
 (3)住所 \_\_\_\_\_  
 (4)電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_

以上の記載内容が事実と相違ありません。  
 申請人(法定代理人)の署名、申請書作成年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

注 申請書作成後申請書で記載内容に変更が生じた場合は、申請人(法定代理人)が変更届出を提出し、署名すること。  
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が署名すること。

第 取次者  
 (1)氏名 \_\_\_\_\_ (2)住所 \_\_\_\_\_  
 (3)所属機関等(機関等)について注: 本人との関係( ) 電話番号 \_\_\_\_\_

申請人等作成用紙 第1「学歴専門課程」(「学歴」)

27. 専攻(又は専攻) 文部、事業所名 \_\_\_\_\_  
 (1)氏名 \_\_\_\_\_ (2)電話番号 \_\_\_\_\_  
 (3)住所 \_\_\_\_\_

28. 前学内容(卒業課程)に該当する卒業課程等を行なった学年(以下、前学前学年)の学歴(以下) \_\_\_\_\_  
 (1)氏名 \_\_\_\_\_ (2)所在地 \_\_\_\_\_

29. 前学専攻(又は専攻)の専攻(専攻)に該当するもの学歴(以下)

専攻地 専攻地 専攻地

30. 職 業(前学)に該当するもの学歴(以下)

氏名	所在地	職務名(本学)	氏名	所在地	職務名(本学)
年 月	年 月		年 月	年 月	

27. 代理人(法定代理人)による申請の場合に記入  
 (1)氏名 \_\_\_\_\_ (2)本人との関係 \_\_\_\_\_  
 (3)住所 \_\_\_\_\_  
 (4)電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_

以上の記載内容が事実と相違ありません。  
 申請人(法定代理人)の署名、申請書作成年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

注 申請書作成後申請書で記載内容に変更が生じた場合は、申請人(法定代理人)が変更届出を提出し、署名すること。  
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が署名すること。

第 取次者  
 (1)氏名 \_\_\_\_\_ (2)住所 \_\_\_\_\_  
 (3)所属機関等(機関等)について注: 本人との関係( ) 電話番号 \_\_\_\_\_

申請人等内訳注 (H) 「特定技術者(分)」 「特定技能(分)」

17. 国籍別 (1) 氏名 国籍別 (2) 氏名 国籍別

18. 国籍別 (1) 氏名 国籍別 (2) 氏名 国籍別

19. 専攻・専攻分野 (1) 専攻分野 (2) 専攻分野

20. 資格取得状況 (1) 取得状況 (2) 取得状況

21. 職歴 (1) 職歴 (2) 職歴

22. 所属 (1) 所属 (2) 所属

23. 代表者 (1) 代表者 (2) 代表者

24. 連絡先 (1) 連絡先 (2) 連絡先

申請人等内訳注 (H) 「特定技術者(分)」 「特定技能(分)」

17. 国籍別 (1) 氏名 国籍別 (2) 氏名 国籍別

18. 国籍別 (1) 氏名 国籍別 (2) 氏名 国籍別

19. 専攻・専攻分野 (1) 専攻分野 (2) 専攻分野

20. 資格取得状況 (1) 取得状況 (2) 取得状況

21. 職歴 (1) 職歴 (2) 職歴

22. 所属 (1) 所属 (2) 所属

23. 代表者 (1) 代表者 (2) 代表者

24. 連絡先 (1) 連絡先 (2) 連絡先

申請人等内訳注 (H) 「特定技術者(分)」 「特定技能(分)」

22. 特定技術者等に関する事項 (1) 氏名 (2) 氏名

23. 特定技能者等に関する事項 (1) 氏名 (2) 氏名

24. 代表者 (1) 代表者 (2) 代表者

25. 連絡先 (1) 連絡先 (2) 連絡先

申請人等内訳注 (H) 「難民」

26. 国籍別 (1) 氏名 国籍別 (2) 氏名 国籍別

27. 申請理由 (1) 申請理由 (2) 申請理由

28. 職歴 (1) 職歴 (2) 職歴

29. 代表者 (1) 代表者 (2) 代表者

30. 連絡先 (1) 連絡先 (2) 連絡先

申請人等作成書 41 (「履行」)

(上記27で「2」を選択した場合は以下のとおり記入)

(1) 従事人数 〃 (2) 5年未満に就任する従事員数 〃 (3)

月間売上金額 〃 月間総売上 〃 月間総利益 〃 (4)

基本月給・(5) (1) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

(1) 従事人数 〃 (2) 5年未満に就任する従事員数 〃 (3)

月間売上金額 〃 月間総売上 〃 月間総利益 〃 (4)

基本月給・(5) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

申請人等作成書 42 (「履行」)

代表者名 所在地

(上記27で「2」を選択した場合は以下のとおり記入)

(1) 従事人数 〃 (2) 5年未満に就任する従事員数 〃 (3)

月間売上金額 〃 月間総売上 〃 月間総利益 〃 (4)

基本月給・(5) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

(1) 従事人数 〃 (2) 5年未満に就任する従事員数 〃 (3)

月間売上金額 〃 月間総売上 〃 月間総利益 〃 (4)

基本月給・(5) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

申請人等作成書 43 (「履修実習(1)」・「履修実習(2)」・「履修実習(3)」)

17 履修実習者(履修者)

(1) 所在地 〃 電話番号 〃

(2) 所在地 〃 電話番号 〃

18 履修実習先(履修実習先が実習の場となる場合)

(1) 名称 〃 所在地 〃 電話番号 〃

(2) 所在地 〃 電話番号 〃

19 履修(修習)に当たる者の状況

人数	性別	勤務先名称	人数	性別	勤務先名称
男	女		男	女	

20 代理人(法定代理人)による申請の場合

(1) 氏名 〃 (2) 本人との関係 〃

(3) 住所 〃

電話番号 〃 携帯電話番号 〃

以上の履修内容は事実と相違ありません。  
申請人(法定代理人)の署名・申請書作成年月日 〃 年 月 日

21 返答者

(1) 氏名 〃 (2) 住所 〃 (3) 所属機関等(所属機関がない場合は、本人との関係) 〃 電話番号 〃

申請人等作成書 44 (「履修」)

17 履修者

(1) 氏名 〃 (2) 電話番号 〃

(3) 氏名 〃 (4) 電話番号 〃

(5) 氏名 〃 (6) 電話番号 〃

(7) 氏名 〃 (8) 電話番号 〃

(9) 氏名 〃 (10) 電話番号 〃

(11) 氏名 〃 (12) 電話番号 〃

(13) 氏名 〃 (14) 電話番号 〃

(15) 氏名 〃 (16) 電話番号 〃

(17) 氏名 〃 (18) 電話番号 〃

(19) 氏名 〃 (20) 電話番号 〃

(21) 氏名 〃 (22) 電話番号 〃

(23) 氏名 〃 (24) 電話番号 〃

(25) 氏名 〃 (26) 電話番号 〃

(27) 氏名 〃 (28) 電話番号 〃

(29) 氏名 〃 (30) 電話番号 〃

(31) 氏名 〃 (32) 電話番号 〃

(33) 氏名 〃 (34) 電話番号 〃

(35) 氏名 〃 (36) 電話番号 〃

(37) 氏名 〃 (38) 電話番号 〃

(39) 氏名 〃 (40) 電話番号 〃

(41) 氏名 〃 (42) 電話番号 〃

(43) 氏名 〃 (44) 電話番号 〃

(45) 氏名 〃 (46) 電話番号 〃

(47) 氏名 〃 (48) 電話番号 〃

(49) 氏名 〃 (50) 電話番号 〃

(51) 氏名 〃 (52) 電話番号 〃

(53) 氏名 〃 (54) 電話番号 〃

(55) 氏名 〃 (56) 電話番号 〃

(57) 氏名 〃 (58) 電話番号 〃

(59) 氏名 〃 (60) 電話番号 〃

(61) 氏名 〃 (62) 電話番号 〃

(63) 氏名 〃 (64) 電話番号 〃

(65) 氏名 〃 (66) 電話番号 〃

(67) 氏名 〃 (68) 電話番号 〃

(69) 氏名 〃 (70) 電話番号 〃

(71) 氏名 〃 (72) 電話番号 〃

(73) 氏名 〃 (74) 電話番号 〃

(75) 氏名 〃 (76) 電話番号 〃

(77) 氏名 〃 (78) 電話番号 〃

(79) 氏名 〃 (80) 電話番号 〃

(81) 氏名 〃 (82) 電話番号 〃

(83) 氏名 〃 (84) 電話番号 〃

(85) 氏名 〃 (86) 電話番号 〃

(87) 氏名 〃 (88) 電話番号 〃

(89) 氏名 〃 (90) 電話番号 〃

(91) 氏名 〃 (92) 電話番号 〃

(93) 氏名 〃 (94) 電話番号 〃

(95) 氏名 〃 (96) 電話番号 〃

(97) 氏名 〃 (98) 電話番号 〃

(99) 氏名 〃 (100) 電話番号 〃



申請人等内訳書（以下の特記）

21 貴業者（申請人）が対象を受ける業種の記入  
 (1) 業 名 \_\_\_\_\_

(2) 支年科目 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日（以て「業・業 域」）

(3) 在籍資格 \_\_\_\_\_ (4) 在籍期間 \_\_\_\_\_

(5) 在籍期間の満了日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(6) 在籍上の関係(住所) \_\_\_\_\_  
 大  中  小  高  大  高

(7) 職 務 \_\_\_\_\_  
 専任  兼任  その他( ) \_\_\_\_\_ ( )

(8) 職務及び所在地 電話番号 \_\_\_\_\_

(9) 年 齢 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_

(10) 在 籍 年 \_\_\_\_\_ (11) 職 業 \_\_\_\_\_

(12) 在 籍 所 \_\_\_\_\_

(13) 在 籍 所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

22 代理人（法定代理人）による申請内訳書に記入  
 (1) 氏 名 \_\_\_\_\_ (2) 本人との関係 \_\_\_\_\_

(3) 在 籍 所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

以上の記載内容は事実と相違ありませんが、申請人（法定代理人）が変更した場合は、申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し、書き直すことと、申請書作成年月日は申請人（法定代理人）が書き直すことと。

23 備考  
 (1) 氏 名 \_\_\_\_\_ (2) 在 籍 所 \_\_\_\_\_

(3) 所属機関等（職務等について）(4) 本人との関係 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

申請人等内訳書（以下の特記）

24 職業別  
 専任  兼務  嘱託  非常勤  土曜・日曜労働者  
 外国籍労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  
 外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者

25 職 業  
 専任  兼務  嘱託  非常勤  土曜・日曜労働者  
 外国籍労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  
 外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者

26 業 種  
 専任  兼務  嘱託  非常勤  土曜・日曜労働者  
 外国籍労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  
 外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者

27 業 域  
 専任  兼務  嘱託  非常勤  土曜・日曜労働者  
 外国籍労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  
 外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者

28 業 域  
 専任  兼務  嘱託  非常勤  土曜・日曜労働者  
 外国籍労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  
 外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者

申請人等内訳書（以下の特記）

29 職 業  
 専任  兼務  嘱託  非常勤  土曜・日曜労働者  
 外国籍労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  
 外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者

30 業 域  
 専任  兼務  嘱託  非常勤  土曜・日曜労働者  
 外国籍労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  
 外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者

31 業 域  
 専任  兼務  嘱託  非常勤  土曜・日曜労働者  
 外国籍労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  
 外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者

32 業 域  
 専任  兼務  嘱託  非常勤  土曜・日曜労働者  
 外国籍労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  
 外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者

申請人等内訳書（以下の特記）

33 業 域  
 専任  兼務  嘱託  非常勤  土曜・日曜労働者  
 外国籍労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  
 外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者

34 業 域  
 専任  兼務  嘱託  非常勤  土曜・日曜労働者  
 外国籍労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  
 外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者

35 業 域  
 専任  兼務  嘱託  非常勤  土曜・日曜労働者  
 外国籍労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  
 外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者

36 業 域  
 専任  兼務  嘱託  非常勤  土曜・日曜労働者  
 外国籍労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  
 外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者  外国人労働者

高専編入学申込書(1)「高度専門職(旧)」・「短期」・「職業」・「実業」

1 期別(以下に記している外国人の氏名及び住所は一筆書き)  
(1)氏名 (1)在籍一筆書き

2 期別の種類 (1)短期 (2)長期 (3)その他

3 高専編入学申込書の種別  
(1)名称 (2)所属(学号) (3)学歴

4 (1)住所(高専編入学申込書(1)に記している住所と異なる場合は記入)  
住所(〒) (2)電話番号

5 (1)学籍  
○正なる学籍を学籍「学籍一覽」から選択して学籍を記入(1-1)の欄  
○他に学籍があれば、別紙「学籍一覽」から選択して学籍を記入(学籍一覽)の欄  
(2)学籍  
○正なる学籍を学籍「学籍一覽」から選択して学籍を記入(1-1)の欄  
○他に学籍があれば別紙「学籍一覽」から選択して学籍を記入(学籍一覽)の欄

6 学籍内容詳細

7 既卒予定期間 (1)定めなし (2)定めあり(期間) (月) (日)

8 期別・学籍(期)と期別の支那語(例) 期別 学籍 支那語

9 期別・学籍(期)と期別の支那語(例) 期別 学籍 支那語

10 以上の記載内容は事実と相違ありません。高専編入学申込書の記入に誤りがある場合は、高専編入学申込書に訂正を記すものとします。

高専編入学申込書(2)「短期」・「文化芸術」

1 期別(以下に記している外国人の氏名及び住所は一筆書き)  
(1)氏名 (1)在籍一筆書き

2 期別の種類 (1)短期 (2)長期 (3)その他

3 高専編入学申込書の種別  
(1)名称 (2)所属(学号) (3)学歴

4 (1)住所(高専編入学申込書(1)に記している住所と異なる場合は記入)  
住所(〒) (2)電話番号

5 (1)学籍  
○正なる学籍を学籍「学籍一覽」から選択して学籍を記入(1-1)の欄  
○他に学籍があれば、別紙「学籍一覽」から選択して学籍を記入(学籍一覽)の欄  
(2)学籍  
○正なる学籍を学籍「学籍一覽」から選択して学籍を記入(1-1)の欄  
○他に学籍があれば別紙「学籍一覽」から選択して学籍を記入(学籍一覽)の欄

6 学籍内容詳細

7 既卒予定期間 (1)定めなし (2)定めあり(期間) (月) (日)

8 期別・学籍(期)と期別の支那語(例) 期別 学籍 支那語

9 期別・学籍(期)と期別の支那語(例) 期別 学籍 支那語

10 以上の記載内容は事実と相違ありません。高専編入学申込書の記入に誤りがある場合は、高専編入学申込書に訂正を記すものとします。

学号	学籍	期別	期別	期別

高専編入学申込書(3)「学歴」

1 期別(以下に記している外国人の氏名及び住所は一筆書き)  
(1)氏名 (1)在籍一筆書き

2 期別の種類 (1)短期 (2)長期 (3)その他

3 高専編入学申込書の種別  
(1)名称 (2)所属(学号) (3)学歴

4 (1)住所(高専編入学申込書(1)に記している住所と異なる場合は記入)  
住所(〒) (2)電話番号

5 (1)学籍  
○正なる学籍を学籍「学籍一覽」から選択して学籍を記入(1-1)の欄  
○他に学籍があれば、別紙「学籍一覽」から選択して学籍を記入(学籍一覽)の欄  
(2)学籍  
○正なる学籍を学籍「学籍一覽」から選択して学籍を記入(1-1)の欄  
○他に学籍があれば別紙「学籍一覽」から選択して学籍を記入(学籍一覽)の欄

6 学籍内容詳細

7 既卒予定期間 (1)定めなし (2)定めあり(期間) (月) (日)

8 期別・学籍(期)と期別の支那語(例) 期別 学籍 支那語

9 期別・学籍(期)と期別の支那語(例) 期別 学籍 支那語

10 以上の記載内容は事実と相違ありません。高専編入学申込書の記入に誤りがある場合は、高専編入学申込書に訂正を記すものとします。

高専編入学申込書(4)「高度専門職(旧)」・「短期」・「歴史(短期)」・「芸術(短期)」

1 期別(以下に記している外国人の氏名及び住所は一筆書き)  
(1)氏名 (1)在籍一筆書き

2 期別の種類 (1)短期 (2)長期 (3)その他

3 高専編入学申込書の種別  
(1)名称 (2)所属(学号) (3)学歴

4 (1)住所(高専編入学申込書(1)に記している住所と異なる場合は記入)  
住所(〒) (2)電話番号

5 (1)学籍  
○正なる学籍を学籍「学籍一覽」から選択して学籍を記入(1-1)の欄  
○他に学籍があれば、別紙「学籍一覽」から選択して学籍を記入(学籍一覽)の欄  
(2)学籍  
○正なる学籍を学籍「学籍一覽」から選択して学籍を記入(1-1)の欄  
○他に学籍があれば別紙「学籍一覽」から選択して学籍を記入(学籍一覽)の欄

6 学籍内容詳細

7 既卒予定期間 (1)定めなし (2)定めあり(期間) (月) (日)

8 期別・学籍(期)と期別の支那語(例) 期別 学籍 支那語

9 期別・学籍(期)と期別の支那語(例) 期別 学籍 支那語

10 以上の記載内容は事実と相違ありません。高専編入学申込書の記入に誤りがある場合は、高専編入学申込書に訂正を記すものとします。

高度技術者作成用 別「高度専門職I号イ」(「経営・管理」)

1 個人で行う(又は管理)に従事する個人の高学歴・高学位の修得者  
□「学歴」 □「学位」

2 職種の形態  
□役員 □責任 □課長 □その他( )

3 勤務先  
(1)名称 \_\_\_\_\_ (2)法人番号(15桁) \_\_\_\_\_ 労働基準法上記入義務あり  
(3)支店・事業所名 \_\_\_\_\_ (4)労働基準法上記入義務あり  
(4)業種  
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1~9999) □  
○他に業種が明示された別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(労働基準法)

60所在地 電話番号 \_\_\_\_\_

付資本金 \_\_\_\_\_円 (99年課税上限(最近年度) \_\_\_\_\_円)  
役員総員数 \_\_\_\_\_名  
(1)役員総員数(申請人が役員を兼ねた場合は「兼任」の欄からの記載) \_\_\_\_\_名

8 職務  
○主たる職務を別紙「職務一覧」から選択して番号を記入(1~9999) □  
○他に職務が明示された別紙「職務一覧」から選択して番号を記入(労働基準法)

9 雇用の形態  
□正社員 □パートタイマー □アルバイト □その他 \_\_\_\_\_

10 受給予定期間(申請人が管理する部分からの記載)  
□契約あり □契約なし □契約なし(労働) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

11 給与・報酬(受給予定額)を別紙「給与・報酬一覧」に従って申告するものを選択し、円(万円) □記載 □非記載

12 給与・報酬(受給予定額)を別紙「給与・報酬一覧」に従って申告するものを選択し、円(万円) □記載 □非記載

13 職務上の地位(他職) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

14 申請内容  
(1)業種 \_\_\_\_\_ (2)職務の形態 □役員 □課長 □専任(実業/非)  
以上の記載内容は事実と相違ありません。  
訂正・訂正済みの場合は、訂正者氏名の記入/申請書作成年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

注意  
申請書作成申請までに記載内容に変更が生じた場合は、当該職務が変更箇所を訂正すること。

高度技術者作成用 別「高度専門職I号イ」(「研究・技術・人文知識・国際業務」)

1 個人で行う(又は管理)に従事する個人の高学歴・高学位の修得者  
□「学歴」 □「学位」

2 職種の形態  
□役員 □責任 □課長 □その他( )

3 勤務先  
(1)名称 \_\_\_\_\_ (2)法人番号(15桁) \_\_\_\_\_ 労働基準法上記入義務あり  
(3)支店・事業所名 \_\_\_\_\_ (4)労働基準法上記入義務あり  
(4)業種  
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1~9999) □  
○他に業種が明示された別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(労働基準法)

60所在地 電話番号 \_\_\_\_\_

付資本金 \_\_\_\_\_円 (99年課税上限(最近年度) \_\_\_\_\_円)  
役員総員数 \_\_\_\_\_名  
うち外国人総員数 \_\_\_\_\_名 (うち役員を兼ねた場合は「兼任」の欄からの記載)

8 職務  
○主たる職務を別紙「職務一覧」から選択して番号を記入(1~9999) □  
○他に職務が明示された別紙「職務一覧」から選択して番号を記入(労働基準法)

9 雇用の形態  
□正社員 □パートタイマー □アルバイト □その他 \_\_\_\_\_

10 受給予定期間(申請人が管理する部分からの記載)  
□契約あり □契約なし □契約なし(労働) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

11 給与・報酬(受給予定額)を別紙「給与・報酬一覧」に従って申告するものを選択し、円(万円) □記載 □非記載

12 給与・報酬(受給予定額)を別紙「給与・報酬一覧」に従って申告するものを選択し、円(万円) □記載 □非記載

13 職務上の地位(他職) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

14 申請内容  
(1)業種 \_\_\_\_\_ (2)職務の形態 □役員 □課長 □専任(実業/非)  
以上の記載内容は事実と相違ありません。  
訂正・訂正済みの場合は、訂正者氏名の記入/申請書作成年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

注意  
申請書作成申請までに記載内容に変更が生じた場合は、当該職務が変更箇所を訂正すること。

高度技術者作成用 別「高度専門職I号イ」(「研究・技術・人文知識・国際業務」)

1 個人で行う(又は管理)に従事する個人の高学歴・高学位の修得者  
□「学歴」 □「学位」

2 職種の形態  
□役員 □責任 □課長 □その他( )

3 勤務先  
(1)名称 \_\_\_\_\_ (2)法人番号(15桁) \_\_\_\_\_ 労働基準法上記入義務あり  
(3)支店・事業所名 \_\_\_\_\_ (4)労働基準法上記入義務あり  
(4)業種  
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1~9999) □  
○他に業種が明示された別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(労働基準法)

60所在地 電話番号 \_\_\_\_\_

付資本金 \_\_\_\_\_円 (99年課税上限(最近年度) \_\_\_\_\_円)  
役員総員数 \_\_\_\_\_名  
うち外国人総員数 \_\_\_\_\_名 (うち役員を兼ねた場合は「兼任」の欄からの記載)

8 職務  
○主たる職務を別紙「職務一覧」から選択して番号を記入(1~9999) □  
○他に職務が明示された別紙「職務一覧」から選択して番号を記入(労働基準法)

9 雇用の形態  
□正社員 □パートタイマー □アルバイト □その他 \_\_\_\_\_

10 受給予定期間(申請人が管理する部分からの記載)  
□契約あり □契約なし □契約なし(労働) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

11 給与・報酬(受給予定額)を別紙「給与・報酬一覧」に従って申告するものを選択し、円(万円) □記載 □非記載

12 給与・報酬(受給予定額)を別紙「給与・報酬一覧」に従って申告するものを選択し、円(万円) □記載 □非記載

13 職務上の地位(他職) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

14 申請内容  
(1)業種 \_\_\_\_\_ (2)職務の形態 □役員 □課長 □専任(実業/非)  
以上の記載内容は事実と相違ありません。  
訂正・訂正済みの場合は、訂正者氏名の記入/申請書作成年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

注意  
申請書作成申請までに記載内容に変更が生じた場合は、当該職務が変更箇所を訂正すること。

高度技術者作成用 別「高度専門職II号」(「経営・管理」)

1 個人で行う(又は管理)に従事する個人の高学歴・高学位の修得者  
□「学歴」 □「学位」

2 職種の形態  
□役員 □責任 □課長 □その他( )

3 勤務先  
(1)名称 \_\_\_\_\_ (2)法人番号(15桁) \_\_\_\_\_ 労働基準法上記入義務あり  
(3)支店・事業所名 \_\_\_\_\_ (4)労働基準法上記入義務あり  
(4)業種  
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1~9999) □  
○他に業種が明示された別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(労働基準法)

60所在地 電話番号 \_\_\_\_\_

付資本金 \_\_\_\_\_円 (99年課税上限(最近年度) \_\_\_\_\_円)  
役員総員数 \_\_\_\_\_名  
(1)役員総員数(申請人が役員を兼ねた場合は「兼任」の欄からの記載) \_\_\_\_\_名

8 職務  
○主たる職務を別紙「職務一覧」から選択して番号を記入(1~9999) □  
○他に職務が明示された別紙「職務一覧」から選択して番号を記入(労働基準法)

9 雇用の形態  
□正社員 □パートタイマー □アルバイト □その他 \_\_\_\_\_

10 受給予定期間(申請人が管理する部分からの記載)  
□契約あり □契約なし □契約なし(労働) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

11 給与・報酬(受給予定額)を別紙「給与・報酬一覧」に従って申告するものを選択し、円(万円) □記載 □非記載

12 給与・報酬(受給予定額)を別紙「給与・報酬一覧」に従って申告するものを選択し、円(万円) □記載 □非記載

13 職務上の地位(他職) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

14 申請内容  
(1)業種 \_\_\_\_\_ (2)職務の形態 □役員 □課長 □専任(実業/非)  
以上の記載内容は事実と相違ありません。  
訂正・訂正済みの場合は、訂正者氏名の記入/申請書作成年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

注意  
申請書作成申請までに記載内容に変更が生じた場合は、当該職務が変更箇所を訂正すること。

高度技術者作成用 別「高度専門職II号」(「研究・技術・人文知識・国際業務」)

1 個人で行う(又は管理)に従事する個人の高学歴・高学位の修得者  
□「学歴」 □「学位」

2 職種の形態  
□役員 □責任 □課長 □その他( )

3 勤務先  
(1)名称 \_\_\_\_\_ (2)法人番号(15桁) \_\_\_\_\_ 労働基準法上記入義務あり  
(3)支店・事業所名 \_\_\_\_\_ (4)労働基準法上記入義務あり  
(4)業種  
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1~9999) □  
○他に業種が明示された別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(労働基準法)

60所在地 電話番号 \_\_\_\_\_

付資本金 \_\_\_\_\_円 (99年課税上限(最近年度) \_\_\_\_\_円)  
役員総員数 \_\_\_\_\_名  
(1)役員総員数(申請人が役員を兼ねた場合は「兼任」の欄からの記載) \_\_\_\_\_名

8 職務  
○主たる職務を別紙「職務一覧」から選択して番号を記入(1~9999) □  
○他に職務が明示された別紙「職務一覧」から選択して番号を記入(労働基準法)

9 雇用の形態  
□正社員 □パートタイマー □アルバイト □その他 \_\_\_\_\_

10 受給予定期間(申請人が管理する部分からの記載)  
□契約あり □契約なし □契約なし(労働) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

11 給与・報酬(受給予定額)を別紙「給与・報酬一覧」に従って申告するものを選択し、円(万円) □記載 □非記載

12 給与・報酬(受給予定額)を別紙「給与・報酬一覧」に従って申告するものを選択し、円(万円) □記載 □非記載

13 職務上の地位(他職) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

14 申請内容  
(1)業種 \_\_\_\_\_ (2)職務の形態 □役員 □課長 □専任(実業/非)  
以上の記載内容は事実と相違ありません。  
訂正・訂正済みの場合は、訂正者氏名の記入/申請書作成年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

注意  
申請書作成申請までに記載内容に変更が生じた場合は、当該職務が変更箇所を訂正すること。







新卒就職希望内訳: (注)「その他」

16 就職希望の業種・職種 (上記以外を記入する場合は記入)	
(1) 職種 <input type="checkbox"/> 職種 <input type="checkbox"/> 職名 <input type="checkbox"/> 職種( )	
(2) 所属部署の名称 (所属部署名称がある場合は)	
17 就職先を指定した所属の名称(上記以外を記入する場合は記入)	
18 本社勤務から、勤務内容(上記以外を記入する場合は記入)	
(18)の10月、上記以外から選べる場合は記入)	
19 希望勤務地: 所在地: 〇〇市 〇〇区 〇〇町	
20 希望勤務地: 所在地: 〇〇市 〇〇区 〇〇町	
21 生活圏希望地:	
22 働き続けたい理由:	
23 安全衛生上必要な事項の有無 (有・無) 以上が記載内容に事実と相違ありません。 記入が正確であることを、本欄に署名捺印します。	
署名 年 月 日	
注記 申請書が就職希望まで上記欄内に記入が完了した場合、記入が正確か確認済であることを示すこと。	

就業希望者情報: (注)「その他」

1 所属希望する業種(職種)の名称(上記以外を記入する場合は記入)	
(1) 氏名	
2 所属希望する部署	
(2) 氏名	
(3) 生年月日 年 月 日 (四捨 五 入 六 捨 七 取)	
(4) 希望する部署	
(5) 希望勤務地	
(6) 希望勤務地を完了日 年 月 日	
(6) 申請人との関係 (続柄) <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 兄 <input type="checkbox"/> 弟 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> その他	
(6) 申請先を希望する部署( )	
(9) 職歴を希望する部署 ( ) (注) ( )は希望する部署を記入	
(11) 支店・事業所名	
(12) 就職先所在地	
電話番号	
(13) 年 祝	
以上の記載内容に事実と相違ありません。 就業希望者の署名・申請書印を捺印します。	
署名 年 月 日	
注記 申請書が就職希望まで上記欄内に記入が完了した場合、就業希望者本人が署名捺印済であることを示すこと。	

新卒就職希望者情報: (注)「その他」

1 所属希望する業種(職種)の名称(上記以外を記入する場合は記入)	
(1) 氏名	
(2) 所属希望する部署	
(2) 氏名	
(3) 生年月日 年 月 日 (四捨 五 入 六 捨 七 取)	
(4) 希望する部署	
(5) 希望勤務地	
(6) 希望勤務地を完了日 年 月 日	
(6) 申請人との関係 (続柄) <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 兄 <input type="checkbox"/> 弟 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> その他	
(6) 申請先を希望する部署( )	
(9) 職歴を希望する部署 ( ) (注) ( )は希望する部署を記入	
(11) 支店・事業所名	
(12) 就職先所在地	
電話番号	
(13) 年 祝	
以上の記載内容に事実と相違ありません。 就業希望者の署名・申請書印を捺印します。	
署名 年 月 日	
注記 申請書が就職希望まで上記欄内に記入が完了した場合、就業希望者本人が署名捺印済であることを示すこと。	

新卒就職希望者情報: (注)「その他」

1 所属希望する業種(職種)の名称(上記以外を記入する場合は記入)	
(1) 氏名	
(2) 所属希望する部署	
(2) 氏名	
(3) 生年月日 年 月 日 (四捨 五 入 六 捨 七 取)	
(4) 希望する部署	
(5) 希望勤務地	
(6) 希望勤務地を完了日 年 月 日	
(6) 申請人との関係 (続柄) <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 兄 <input type="checkbox"/> 弟 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> その他	
(6) 申請先を希望する部署( )	
(9) 職歴を希望する部署 ( ) (注) ( )は希望する部署を記入	
(11) 支店・事業所名	
(12) 就職先所在地	
電話番号	
(13) 年 祝	
以上の記載内容に事実と相違ありません。 就業希望者の署名・申請書印を捺印します。	
署名 年 月 日	
注記 申請書が就職希望まで上記欄内に記入が完了した場合、就業希望者本人が署名捺印済であることを示すこと。	



別記第三十一号の二様式（第二十条関係）

別記第三十一号の二様式（第二十条関係）（平成24年4月1日施行、第五十六条の三関係）

登録者名簿登録許可 CRANDIS SYSTEM	
氏名	
生年月日	
性別	
国籍	
住所	
電話番号	
電子メール	
印字番号	
登録年月日	
空	

- (注)
1. 空欄に住民票簿上の氏名を許可する欄の欄幅を記入するものとす。
  2. 欄幅より短く記入し、欄幅より長く記入しないこととする。
  3. 欄幅の下部に欄幅を記入するものとす。

別記第三十一号の三様式（第七条、第二十条、第二十四条、第四十四条、第五十六条の三関係）

別記第三十一号の三様式（第七条、第二十条、第二十四条、第四十四条、第五十六条の三関係）  
日本国政府表紙

指 定 書	
氏 名	<input type="text"/>
国籍・地域	<input type="text"/>
出入国管理及び難民認定法第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公称の欄幅を次のとおり指定します。	
<input type="text"/>	
日本国政府大臣	

(注) 欄幅の大きさは、日本国政府表紙A用3号又はA用4号とす。

別記第三十一号の四様式（第七条、第二十条、第二十四条、第四十四条、第五十六条の三関係）

別記第三十一号の四様式（第七条、第二十条、第二十四条、第四十四条、第五十六条の三関係）  
日本国政府表紙

指 定 書	
氏 名	<input type="text"/>
国籍・地域	<input type="text"/>
出入国管理及び難民認定法第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公称の欄幅を次のとおり指定します。	
<input type="text"/>	
日本国政府大臣	

(注) 欄幅の大きさは、日本国政府表紙A用3号又はA用4号とす。

別記第三十二号様式（第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第四十四条、第五十六条の三関係）

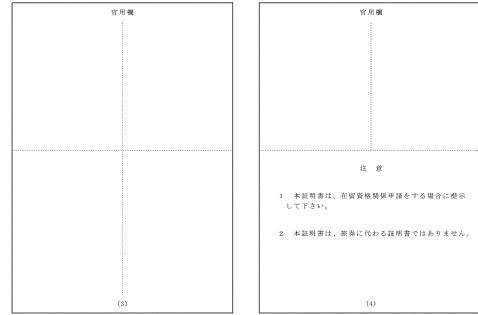
別記第三十二号様式（第二十条、第二十一条、第二十二号、第二十四号、第二十五号、第四十四号、第五十六号、第五十六号の三関係）

在 留 資 格 証 明 書	
1 氏 名	<input type="text"/>
2 生 年 月 日	年 月 日
3 国 籍 ・ 地 域	<input type="text"/>
日本国政府大臣	

(注)

官 用 欄	
<input type="text"/>	
<input type="text"/>	

(注)



別記第三十三号様式(第二十一条関係)

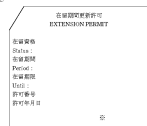
別記第三十三号様式(第二十一条関係) (申請書用紙) (申請書用紙) (申請書用紙) (申請書用紙)



- (注) ① 各に社会福祉関係の審査を許可する事の欄を記入するものとす。
- ② 欄をシールドし、欄をシールドするものとす。

別記第三十三号の二様式(第二十一条関係)

別記第三十三号の二様式(第二十一条関係) (申請書用紙) (申請書用紙) (申請書用紙) (申請書用紙)



- (注) ① 各に社会福祉関係の審査を許可する事の欄を記入するものとす。
- ② 欄をシールドし、欄をシールドするものとす。
- ③ 欄の下部に欄を記入するものとす。

別記第三十四号様式(第二十二、二十五条関係)

別記第三十四号様式(第二十二、二十五条関係) (申請書用紙) (申請書用紙) (申請書用紙) (申請書用紙)

申請者名 性別 生年月日 国籍 住所 電話番号 許可年月日

1 申請者名 2 性別 3 生年月日 4 国籍 5 住所 6 電話番号 7 許可年月日

8 申請者名 9 性別 10 生年月日 11 国籍 12 住所 13 電話番号 14 許可年月日

15 申請者名 16 性別 17 生年月日 18 国籍 19 住所 20 電話番号 21 許可年月日

22 申請者名 23 性別 24 生年月日 25 国籍 26 住所 27 電話番号 28 許可年月日

29 申請者名 30 性別 31 生年月日 32 国籍 33 住所 34 電話番号 35 許可年月日

36 申請者名 37 性別 38 生年月日 39 国籍 40 住所 41 電話番号 42 許可年月日

43 申請者名 44 性別 45 生年月日 46 国籍 47 住所 48 電話番号 49 許可年月日

50 申請者名 51 性別 52 生年月日 53 国籍 54 住所 55 電話番号 56 許可年月日

57 申請者名 58 性別 59 生年月日 60 国籍 61 住所 62 電話番号 63 許可年月日

64 申請者名 65 性別 66 生年月日 67 国籍 68 住所 69 電話番号 70 許可年月日

71 申請者名 72 性別 73 生年月日 74 国籍 75 住所 76 電話番号 77 許可年月日

78 申請者名 79 性別 80 生年月日 81 国籍 82 住所 83 電話番号 84 許可年月日

85 申請者名 86 性別 87 生年月日 88 国籍 89 住所 90 電話番号 91 許可年月日

92 申請者名 93 性別 94 生年月日 95 国籍 96 住所 97 電話番号 98 許可年月日

99 申請者名 100 性別 101 生年月日 102 国籍 103 住所 104 電話番号 105 許可年月日

(注) 欄をシールドし、欄を記入して下さい。

令(社) (表紙) 日本国国籍法申請書

17. 居住の住所を申請する  
 日本国人の国籍を  本人  夫  妻  父  母  子  
 申請者の国籍を  本人の国籍

18. 住所を記載してください(住所、電話番号、電子メール、文書送付先、居住の権利(所有権)又は居住の権利(賃貸借契約)及び申請者の住所)  
 住所 電話番号  
 住居の種類 住居の種類  
 住居の権利の種類  
 住居の権利の種類  
 住居の権利の種類

19. 住所を記載してください(住所、電話番号、電子メール、文書送付先、居住の権利(所有権)又は居住の権利(賃貸借契約)及び申請者の住所)  
 住所 電話番号  
 住居の種類 住居の種類  
 住居の権利の種類  
 住居の権利の種類  
 住居の権利の種類

20. 住所を記載してください(住所、電話番号、電子メール、文書送付先、居住の権利(所有権)又は居住の権利(賃貸借契約)及び申請者の住所)  
 住所 電話番号  
 住居の種類 住居の種類  
 住居の権利の種類  
 住居の権利の種類  
 住居の権利の種類

21. 住所を記載してください(住所、電話番号、電子メール、文書送付先、居住の権利(所有権)又は居住の権利(賃貸借契約)及び申請者の住所)  
 住所 電話番号  
 住居の種類 住居の種類  
 住居の権利の種類  
 住居の権利の種類  
 住居の権利の種類

22. 住所を記載してください(住所、電話番号、電子メール、文書送付先、居住の権利(所有権)又は居住の権利(賃貸借契約)及び申請者の住所)  
 住所 電話番号  
 住居の種類 住居の種類  
 住居の権利の種類  
 住居の権利の種類  
 住居の権利の種類

別記第三十五号様式 削除  
別記第三十六号様式 (第二十四条関係)

別記第三十七号様式 (第二十四、五十六、五十六条の三関係)

在留資格取得許可  
ACQUISITION PERMIT

在留資格  
Status  
在留期間  
Period  
在留期限  
Limit  
許可番号  
Permit No.

注  
1. 第1欄に在留資格の取得を許可する者の職名を記入する。  
2. 職名を記入する欄は、横書きで記入する。

別記第三十七号様式 (第二十四、五十六、五十六条の三関係)  
別記第三十七号の二様式 (第二十四、五十六、五十六条の三関係)

別記第三十七号の二様式 (第二十四、五十六、五十六条の三関係)

在留資格取得許可  
ACQUISITION PERMIT

在留資格  
Status  
在留期間  
Period  
在留期限  
Limit  
許可番号  
Permit No.

注  
1. 第1欄に在留資格の取得を許可する者の職名を記入する。  
2. 職名を記入する欄は、横書きで記入する。

別記第三十七号の二様式 (第二十四、五十六、五十六条の三関係)

在留資格取得許可  
ACQUISITION PERMIT

在留資格  
Status  
在留期間  
Period  
在留期限  
Limit  
許可番号  
Permit No.

注  
1. 第1欄に在留資格の取得を許可する者の職名を記入する。  
2. 職名を記入する欄は、横書きで記入する。  
3. 第2欄の下段に職名を記入する。



別記第三十七号の七様式(第二十五条の五関係)

別記第三十七号の七様式(第二十五条の五関係) (申請書等) 届出書(別紙)  
 申請書等の提出用紙  
 日本国政府役務書

届出書 提出日
------------

**宛先 届出 申請 通知 書**  
 宛  
 出入国管理及び難民認定法施行規則第百四十五条第一項の規定に基づき、下記のとおり要員の届出に関する申請を承知することをお願いする(この通知)します。

1 労働届出人又はその代理人  
 氏名 \_\_\_\_\_ 国籍 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 国籍・地域 \_\_\_\_\_  
 住居地 \_\_\_\_\_

2 在留資格発給対象者  
 氏名 \_\_\_\_\_ 国籍 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 国籍・地域 \_\_\_\_\_  
 在留資格 \_\_\_\_\_

3 届出の届出を行う日付及び場所  
 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 都府 \_\_\_\_\_ 県 \_\_\_\_\_

入国審査官(検見票職務担当国審査官) \_\_\_\_\_ 署 \_\_\_\_\_

(注) 用紙の大きさは、日本標準規格A4に準じます。

別記第三十七号の八様式(第二十五条の六関係)

別記第三十七号の八様式(第二十五条の六関係) (申請書等) 届出書(別紙)  
 申請書等の提出用紙  
 日本国政府役務書

届出書 提出日
------------

**宛先 届出 申請 通知 書**  
 宛  
 出入国管理及び難民認定法施行規則第百四十五条第一項の規定に基づき、下記の通り要員の届出に関する申請を承知することをお願いする(この通知)します。

1 申請人(在留資格発給対象者本人、口述の代理人)  
 氏名 \_\_\_\_\_ 国籍 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 国籍・地域 \_\_\_\_\_  
 住居地 \_\_\_\_\_ 郵便番号 \_\_\_\_\_

2 実質を考慮する要員の届出の日付及び場所  
 変更後 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 都府 \_\_\_\_\_ 県 \_\_\_\_\_  
 変更前 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 都府 \_\_\_\_\_ 県 \_\_\_\_\_

3 在留資格発給対象者(申請人が既に帰国した場合は「不詳です。')  
 氏名 \_\_\_\_\_ 国籍 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 国籍・地域 \_\_\_\_\_  
 住居地 \_\_\_\_\_  
 在留資格 \_\_\_\_\_

4 届出の届出の届出又は届出の変更を申し出る(口述の場合)  
 申請人の署名 \_\_\_\_\_

(注) 用紙の大きさは、日本標準規格A4に準じます。

別記第三十七号の九様式(第二十五条の六関係)

別記第三十七号の九様式(第二十五条の六関係) (申請書等) 届出書(別紙)  
 申請書等の提出用紙  
 日本国政府役務書

届出書 提出日
------------

**宛先 届出 申請 通知 書**  
 宛  
 出入国管理及び難民認定法施行規則第百四十五条第一項の規定に基づき、下記の通り要員の届出に関する申請を承知することをお願いする(この通知)します。

1 届出の届出を行う日付及び場所  
 変更後 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 都府 \_\_\_\_\_ 県 \_\_\_\_\_  
 変更前 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 都府 \_\_\_\_\_ 県 \_\_\_\_\_

2 在留資格発給対象者  
 氏名 \_\_\_\_\_ 国籍 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 国籍・地域 \_\_\_\_\_  
 住居地 \_\_\_\_\_  
 在留資格 \_\_\_\_\_

届 \_\_\_\_\_

(注) 1 届出に在留資格等の届出又は届出の変更を申し出ることを承知する要員の届出を記入するものとする。  
 2 用紙の大きさは、日本標準規格A4に準じます。

別記第三十七号の十様式(第二十五条の七関係)

別記第三十七号の十様式(第二十五条の七関係) (申請書等) 届出書(別紙)  
 申請書等の提出用紙  
 日本国政府役務書

届出書 提出日
------------

**宛先 届出 申請 通知 書**  
 宛  
 出入国管理及び難民認定法施行規則第百四十五条第一項の規定に基づき、下記の通り要員の届出に関する申請を承知することをお願いする(この通知)します。

1 在留資格発給対象者  
 氏名 \_\_\_\_\_ 国籍 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 国籍・地域 \_\_\_\_\_  
 住居地 \_\_\_\_\_  
 在留資格 \_\_\_\_\_

2 届出の届出を行う日付及び場所  
 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 都府 \_\_\_\_\_ 県 \_\_\_\_\_

3 届出のある事業の内容

入国審査官(検見票職務担当国審査官) \_\_\_\_\_ 署 \_\_\_\_\_

(注) 用紙の大きさは、日本標準規格A4に準じます。



別記第三十七号の十一様式(第二十五条の八関係)

別記第三十七号の十一様式(第二十五条の八関係) (申請書番号: 様式 別記第三十七号の十一様式)  
 日本国政府の官印

申請書

出入国管理及び難民認定法施行規則第46条の1第1項の規定に基づき、下記の1.及び2.の事項を記載し、申請書本人の住所に届出を申請することとを申し出ます。

1 申請人 (在留資格取得待たぬ者  その代理人) 姓 名 \_\_\_\_\_ 姓 別 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 国籍・地域 \_\_\_\_\_  
 住 居 地 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_

2 在留資格取得待たぬ者 (申請人とは別添付記録用紙を添付してください。) 姓 名 \_\_\_\_\_ 姓 別 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 国籍・地域 \_\_\_\_\_  
 住 居 地 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_

3 難民申請の届出及び届出日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 時 分 \_\_\_\_\_

4 申請人の在留資格取得待たぬ者(1)及び(2)に該当する理由 \_\_\_\_\_

申請人の署名 \_\_\_\_\_

(注) 用紙の大きさは、日本国政府様式用紙とする。

別記第三十七号の十二様式(第二十五条の八関係)

別記第三十七号の十二様式(第二十五条の八関係) (申請書番号: 様式 別記第三十七号の十二様式)  
 日本国政府の官印

申請書

出入国管理及び難民認定法施行規則第46条の1第1項の規定に基づき、下記の1.及び2.の事項を記載し、申請書本人の住所に届出を申請することとを申し出ます。

1 在留資格取得待たぬ者本人に代り、親族の親族に在留待たぬ者本人の代理人 姓 名 \_\_\_\_\_ 姓 別 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 国籍・地域 \_\_\_\_\_  
 住 居 地 \_\_\_\_\_

2 在留資格取得待たぬ者 姓 名 \_\_\_\_\_ 姓 別 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 国籍・地域 \_\_\_\_\_  
 住 居 地 \_\_\_\_\_

3 難民申請の届出及び届出日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 時 分 \_\_\_\_\_

4 \_\_\_\_\_

(注) 1. 1. 及び2. 申請書本人の住所に届出を申請することとする。  
 2. 用紙の大きさは、日本国政府様式用紙とする。

別記第三十七号の十三様式(第二十五条の十関係)

別記第三十七号の十三様式(第二十五条の十関係) (申請書番号: 様式 別記第三十七号の十三様式)  
 日本国政府の官印

申請書

出入国管理及び難民認定法施行規則第46条の1第1項の規定に基づき、下記の1.及び2.の事項を記載し、申請書本人の住所に届出を申請することとを申し出ます。

1 難民申請の届出及び届出日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 時 分 \_\_\_\_\_

2 在留資格取得待たぬ者 姓 名 \_\_\_\_\_ 姓 別 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 国籍・地域 \_\_\_\_\_  
 住 居 地 \_\_\_\_\_

3 在留資格取得待たぬ者 姓 名 \_\_\_\_\_ 姓 別 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 国籍・地域 \_\_\_\_\_  
 住 居 地 \_\_\_\_\_

4 入国審査官 (意見書及び提出申請書) \_\_\_\_\_ 署名 \_\_\_\_\_

(注) 用紙の大きさは、日本国政府様式用紙とする。

別記第三十七号の十四様式(第二十五条の十二関係)

別記第三十七号の十四様式(第二十五条の十二関係) (申請書番号: 様式 別記第三十七号の十四様式)  
 日本国政府の官印

申請書

出入国管理及び難民認定法施行規則第46条の1第1項の規定に基づき、下記の1.及び2.の事項を記載し、申請書本人の住所に届出を申請することとを申し出ます。

1 申請人 (在留資格取得待たぬ者  在留資格取得待たぬ者の代理人  代理人) 姓 名 \_\_\_\_\_ 姓 別 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 国籍・地域 \_\_\_\_\_  
 住 居 地 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_  
 関係先住所 \_\_\_\_\_ 年 月 日 \_\_\_\_\_  
 関係先住所と申請書の関係 \_\_\_\_\_

2 在留資格取得待たぬ者 (申請人とは別添付記録用紙を添付してください。) 姓 名 \_\_\_\_\_ 姓 別 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 国籍・地域 \_\_\_\_\_  
 住 居 地 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_

3 申請人の署名 \_\_\_\_\_

(注) 用紙の大きさは、日本国政府様式用紙とする。

別記第三十七号の十五様式（第二十五条の十二関係）

別記第三十七号の十五様式（第二十五条の十二関係）（労働者等の雇用、労働条件の決定、労働契約の締結に関する事項）

日本国政府の承認

労働契約の通知書

貴労働者様及び貴労働者の従属的従行者様を貴労働者の雇用する際の通知書に關し、下記のとおり資料の提出を存続するものと通知します。

1 労働者  
氏名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 国籍・地域 \_\_\_\_\_  
住居 \_\_\_\_\_

2 労働条件  
労働契約の締結 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 場所 \_\_\_\_\_  
労働契約の存続期間 \_\_\_\_\_

3 労働契約の締結  
氏名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 国籍・地域 \_\_\_\_\_  
住居 \_\_\_\_\_

① 1. 貴労働者の労働契約の存続期間を通知するに必要とする労働者の雇用を輸入するものとする。  
2. 期限の欠けは、日本企業様様へ向て報告する。

別記第三十七号の十六様式（第二十五条の十三関係）

別記第三十七号の十六様式（第二十五条の十三関係）（労働者等の雇用、労働条件の決定、労働契約の締結に関する事項）

日本国政府の承認

労働契約の通知書

貴労働者様及び貴労働者の従属的従行者様を貴労働者の雇用する際の通知書に關し、下記のとおり資料の提出を存続するものと通知します。

1 氏名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_  
2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 国籍・地域 \_\_\_\_\_  
3 住居 \_\_\_\_\_

4 貴労働者の雇用 \_\_\_\_\_  
5 貴労働者の理由 \_\_\_\_\_

① 1. 貴労働者の労働契約の存続期間を通知するに必要とする労働者の雇用を輸入するものとする。  
2. 期限の欠けは、日本企業様様へ向て報告する。

別記第三十七号の十七様式（第二十五条の十三、第五十七条の二関係）

別記第三十七号の十七様式（第二十五条の十三、第五十七条の二関係）（労働者等の雇用、労働条件の決定、労働契約の締結に関する事項）

日本国政府の承認

労働契約の通知書

貴労働者様及び貴労働者の従属的従行者様を貴労働者の雇用する際の通知書に關し、下記のとおり資料の提出を存続するものと通知します。

1 氏名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_  
2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 国籍・地域 \_\_\_\_\_  
3 住居 \_\_\_\_\_

4 貴労働者の雇用 \_\_\_\_\_  
5 貴労働者の理由 \_\_\_\_\_

① 1. 貴労働者の労働契約の存続期間を通知するに必要とする労働者の雇用を輸入するものとする。  
2. 期限の欠けは、日本企業様様へ向て報告する。

② 貴労働者の雇用を通知するに必要とする労働者の雇用を輸入するものとする。

③ 期限の欠けは、日本企業様様へ向て報告する。

別記第三十七号の十八様式 削除  
別記第三十七号の十九様式 (第二十七条関係)

別記第三十七号の十九様式 (第二十七号関係) (印刷用) (単位:cm)

氏名	
姓	名
生年月日	年 月 日
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
国籍	_____
住所	_____
職業	_____
備考	_____

この表は、本人が記入し、捺印して提出する。

「1」欄に「帰国」の旨を記入する。

「2」欄に「再入国」の旨を記入する。

別記第三十八号様式 (第二十七条、第五十三条関係)

別記第三十八号様式 (第二十七条、第五十三条関係) (単位:cm)

NOT DEPARTED  
出国  
NO DEPARTED  
出国  
NO DEPARTED  
出国  
IMMIGRATION

1. 船隻の番号を記入する。  
2. 乗客の姓と船名を記入する。  
3. 乗客の国籍を記入する。

別記第三十九号様式 (第二十八条関係)

別記第三十九号様式 (第二十八条関係) (単位:cm)

日本国政府出発書

姓 名 \_\_\_\_\_

出生年月日 \_\_\_\_\_

国籍・地域 \_\_\_\_\_

入国管理官及び検閲官の署名を捺印する。

入国管理官 \_\_\_\_\_

検閲官 \_\_\_\_\_

(注) 用紙の大きさ、日本国政府出発書に準ずる。

別記第四十号様式 (第二十九条関係)

別記第四十号様式 (第二十九条関係)

姓 名 \_\_\_\_\_

出生年月日 \_\_\_\_\_

国籍 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

職業 \_\_\_\_\_

備考 \_\_\_\_\_

別記第四十一号様式(第二十九条関係)

別記第四十一号様式(第二十九条関係) (申請書用紙) 申請書用紙(別記第四十一号様式)



- (注) 1. 縦向きに記入し、横断りマークを付す。 2. 縦断りマークを付す。 3. 縦断りマークを付す。 4. 縦断りマークを付す。

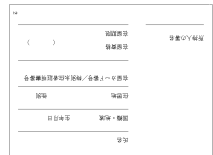
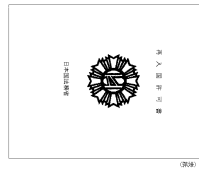
別記第四十一号の二様式(第二十九条関係)

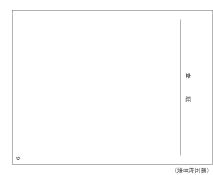
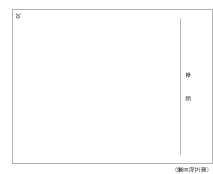
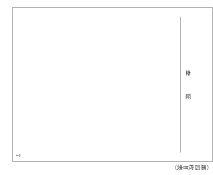
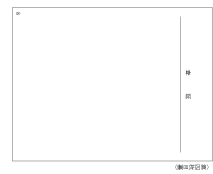
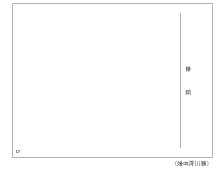
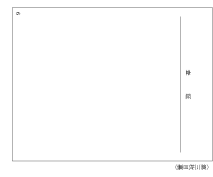
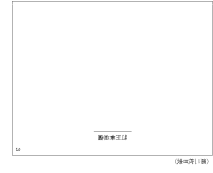
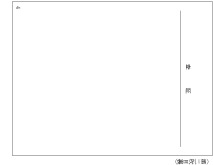
別記第四十一号の二様式(第二十九条関係) (申請書用紙) 申請書用紙(別記第四十一号の二様式)

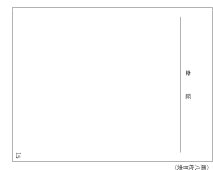
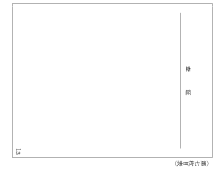
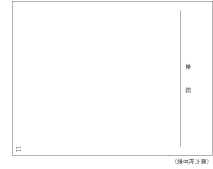


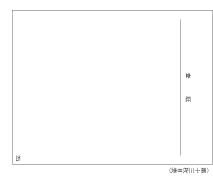
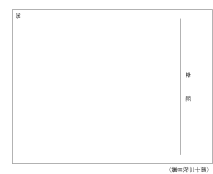
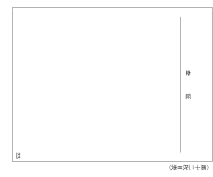
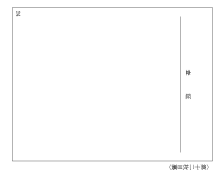
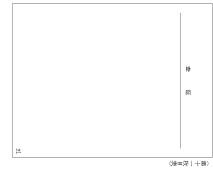
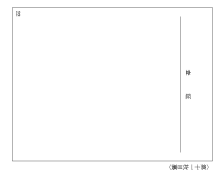
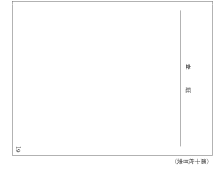
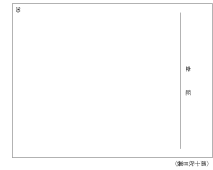
- (注) 1. 縦断りマークを付す。横断りマークを付す。 2. 縦断りマークを付す。横断りマークを付す。 3. 縦断りマークを付す。横断りマークを付す。

別記第四十二号様式(第二十九条関係)













別記第四十四号の様式（第二十九条の四関係）

別記第四十四号の様式（第二十九条の四関係）（平成三十一年三月三十一日現在）  
 国土交通省（国土政策局） 出入国管理課

日本国政府在外公館		審 査 年月日
申 請 書		
姓 名		
1 氏 名	_____	
2 生 年 月 日	_____	
3 国籍・地域	_____	
上記の者について、出入国法の規定等に基づき、出入国管理課の許可を要するに認めらるる種別が確定していること並びに、出入国管理課及び難民認定法施行規則に基づき、申請の要件に適合することを確認しております。		
年 月 日		
出入国管理課長官		

別記第四十五号様式（第三十条関係）

別記第四十五号様式（第三十条関係）（平成三十一年三月三十一日現在）  
 国土交通省（国土政策局） 出入国管理課

日本国政府在外公館		審 査 年月日
申 請 書		
姓 名		
1 氏 名	_____	姓 名 _____
2 生 年 月 日	_____	生 年 月 日 _____
3 国籍・地域	_____	
4 居住先	_____	
出入国管理課及び難民認定法施行規則に基づき、申請の要件に適合することを確認しております。下記のとおり本人の申請を求めます。出願の届は本表を添付していただきます。		
(1) 志願を求めたる年月日時及び場所 _____		
(2) 志願を求めたる理由 _____		
出入国管理課長官	出入国管理課長官	審 査 年月日

(注) 用紙の大半を占め、必要書類を添付しなくてはならない。

別記第四十六号様式（甲）（第三十一条関係）

別記第四十六号様式（甲）（第三十一条関係）

臨検搜索差押許可状請求書	
申請者の氏名	_____
申請官の氏名	_____
申請官の職名	_____
臨検すべき物件は、 検出又は発見すべき 物件、物件としては、 検出又は発見すべき 物件	_____
臨検すべき物件は、 検出又は発見すべき 物件として、 検出又は発見すべき 物件	_____
目的書、目的書に付する 要件は、その旨、 及び、 検出又は発見すべき 物件	_____
目的書、目的書に付する 要件は、その旨、 及び、 検出又は発見すべき 物件	_____
上記の要件に適合する旨を請求する。	
年 月 日	
検出官 検出官 職 出入国管理課長官	出入国管理課長官 出入国管理課長官

別記第四十六号様式（乙）（第三十一条関係）

別記第四十六号様式（乙）（第三十一条関係）

記録命令付差押許可状請求書	
申請者の氏名	_____
申請官の氏名	_____
申請官の職名	_____
記録すべき又は記録さ れるべき物件は、 検出又は発見すべき 物件	_____
記録すべき又は記録さ れるべき物件は、 検出又は発見すべき 物件	_____
目的書、目的書に付する 要件は、その旨、 及び、 検出又は発見すべき 物件	_____
目的書、目的書に付する 要件は、その旨、 及び、 検出又は発見すべき 物件	_____
上記の要件に適合する旨を請求する。	
年 月 日	
検出官 検出官 職 出入国管理課長官	出入国管理課長官 出入国管理課長官

別記第四十六号の二様式（第三十二条の二関係）

別記第四十六号の二様式（第三十二条の二関係）

年 月 日  
出 発  
出入国在留管理庁 出入国在留管理局  
入国事務官  
印

捜 索 証 明 書

受検者 に対する  
出入国管理及び検疫認定法第三十二条に規定する過去の旅券等由該当客員事件につき、  
年 月 日 に関し  
て、本欄が行った捜索については、証拠がなかったことを証明します。

別記第四十七号様式（第三十三条関係）

別記第四十七号様式（第三十三条関係）

領置 差押	品名	数量	備 考	検 査	取用所有客員の領置・差押	備 考
	領置	品名	数量	備 考	検 査	取用所有客員の領置・差押

品 名	数 量	備 考

別記第四十八号様式（第三十三条の二関係）

別記第四十八号様式（第三十三条の二関係）

鑑定処分許可状請求書

受検者の氏名	
領置品及び差押品の名称	
鑑定人の氏名及び職名	
鑑定を報告した年月日	
鑑定結果事項	
就 属 予 定 事 項	
7. 日本国による有罪認定を承認するに当たり、その賠償及び争訟の費用は、この許可状の発行を請求する者である。	
年 月 日 裁判官 裁判官 職 出入国在留管理庁 出入国在留管理局 入国事務官 印	

別記第四十九号様式(甲)(第三十四条関係)

別記第四十九号様式(甲)(第三十四条関係)

**臨検捜索差押調査書**

年 月 日

出入国在留管理庁 出入国在留管理事務所 印  
 入国警備官 印

下記調査書に對する出入国管理及び職長認定法第24条に規定する邊境検問等  
 出立調査書に對しては、本欄に、本欄上、  
 出立調査書に對しては、本欄に、本欄上、  
 出立調査書に對しては、本欄に、本欄上、

立会人 原姓地 印  
 氏 名 年 月 日 生

受検者の氏名

許可状の発行官 職務官 職務官 許可状の  
 発行年月日 年 月 日

許可状の発給地

臨 検 の 日 時 年 月 日 時 分 から 時 分まで

捜 索 の 日 時 年 月 日 時 分 から 時 分まで

差 押 え の 日 時 年 月 日 時 分 から 時 分まで

臨 検 の 場 所  
 又 は 場 所

捜 索 の 場 所  
 又 は 場 所

差押えの場所

臨検及び捜索の  
 経過及び結果

差押えした物  
 押納せし品目(種類)

別記第四十九号様式(乙)(第三十四条関係)

別記第四十九号様式(乙)(第三十四条関係)

**記録命令付差押調査書**

年 月 日

出入国在留管理庁 出入国在留管理事務所 印  
 入国警備官 印

下記調査書に對する出入国管理及び職長認定法第24条に規定する邊境検問等  
 出立調査書に對しては、本欄に、  
 出立調査書に對しては、本欄に、  
 出立調査書に對しては、本欄に、

立会人 原姓地 印  
 氏 名 年 月 日 生

受検者の氏名

許可状の発行官 職務官 職務官 許可状の  
 発行年月日 年 月 日

許可状の発給地

記 録 命 令 付  
 差 押 え の 日 時 年 月 日 時 分 から 時 分まで

記 録 命 令 付  
 差 押 え の 日 時 年 月 日 時 分 から 時 分まで

臨 検 の 日 時 年 月 日 時 分 から 時 分まで

臨 検 の 場 所  
 又 は 場 所

記 録 命 令 付  
 差 押 え の 日 時 年 月 日 時 分 から 時 分まで

差 押 え の 場 所  
 又 は 場 所

別記第五十号様式(第三十五条関係)

別記第五十号様式(第三十五条関係)

日本国政府の検査官 課 号  
 年 月 日

**収 容 合 書**

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 姓 名 \_\_\_\_\_

2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 生

3 國 籍 \_\_\_\_\_

4 居 住 地 \_\_\_\_\_

5 職 業 \_\_\_\_\_

上記の姓名は出入国管理及び職長認定法第24条の2及び第48条の4第4項若しくは  
 第49条の4の規定に基づき、下記の上記事項とする。

受検者の住所 \_\_\_\_\_

収容すべき場所 \_\_\_\_\_

収 容 期 間 \_\_\_\_\_ 日

有 効 期 間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 日本国

出入国在留管理庁 出入国在留管理事務所 主任事務官 印

収 容 場 所 \_\_\_\_\_ 年 月 日 日本国

受 検 者 \_\_\_\_\_ 年 月 日 印  
 入国警備官

(表)

収容期間の延長			
延長期間	延長の理由	延長の理由	年月日
出入国管理庁	出入国管理庁	主任審査官	年月日
収容場所の変更			
収容場所	年月日	年月日	年月日
出入国管理庁	出入国管理庁	主任審査官	主任審査官
年月日	年月日	年月日	年月日
執行の経過			
年月日	年月日	年月日	年月日
執行機関	執行機関	執行機関	執行機関
年月日	年月日	年月日	年月日
執行場所	執行場所	執行場所	執行場所
年月日	年月日	年月日	年月日
執行内容	執行内容	執行内容	執行内容
年月日	年月日	年月日	年月日
執行結果	執行結果	執行結果	執行結果
年月日	年月日	年月日	年月日
備考	備考	備考	備考

別記第五十一号様式(第三十六条関係)

別記第五十一号様式(第三十六条関係) (昭和五十七年三月三十一日現在)

留置場別表	
留置場名	年月日
出入国管理庁	主任審査官
留置場名	年月日
留置場所	年月日
留置内容	年月日
留置結果	年月日
備考	備考

別記第五十一号の二様式(第三十六条の二、第四十九条関係)

別記第五十一号の二様式(第三十六条の二、第四十九条関係)

日本国政府の請求	
請求の相手	年月日
請求の理由	年月日
請求の相手	年月日
請求の内容	年月日
請求の結果	年月日
備考	備考

別記第五十一号の三様式(第三十六条の二関係)

別記第五十一号の三様式(第三十六条の二関係)

留置場別表	
留置場名	年月日
留置場名	年月日
留置場所	年月日
留置内容	年月日
留置結果	年月日
備考	備考

3 最近の発行者の代表者（代理人が法人である場合は法人）

(1) 氏 名 \_\_\_\_\_

(2) 生 年 月 日 \_\_\_\_\_

(3) 職 務・職 名 \_\_\_\_\_

(4) 住 居 地 \_\_\_\_\_

(5) 電 話 番 号 \_\_\_\_\_

(6) 親任の授け方欄

4 最近の発行者の代表者（代理人が法人である場合は法人）

(1) 氏 名 \_\_\_\_\_

(2) 本誌又は主たる事務所の所在地 \_\_\_\_\_

(3) 代表者の氏名 \_\_\_\_\_

(4) 電 話 番 号 \_\_\_\_\_

(5) 親任の授け方欄

5 監理措置決定を希望する理由

以上の記載事項は事実と異ならないこと、  
 本誌が「刊行物」に該当し、本誌を発行する。

(注) 本誌が発行者の発行する刊行物の種類に該当しない場合は本誌を提出しない。

別記第五十一号の四様式（第三十六条の二関係）

(表) 別記第五十一号の四様式（第三十六条の二関係）

日本国政府 出入国管理庁

監理措置決定通知書



監理措置決定番号 \_\_\_\_\_

発 行 年 月 日 \_\_\_\_\_

発 行 官 署 \_\_\_\_\_

出入国在留管理庁

(注) 用紙の大きさは、日本国政府様式A用紙とする。

注意事項

ア 住所を変更するときや住所変更届に提出が必要となるときは、あらかじめ住所変更届の受理を受けなければならない。

イ 監理措置の条件に違反したときは、監理措置決定を取り消され保証金の全部又は一部没収される場合があります。なお、取消の理由がなくて明証しに足りない等、通知したとき、報酬を受け取る活動の許可を受けずに既活動（仮留置権をもって発行者による活動を除く。）を行ったときは収入を付する監理措置決定を希望する活動を行うことは、取消されることとなります。

ウ 別記44条の5第1項の規定により指定された機関以外で報酬を受け取る活動を行ったときや許可に付された条件に違反したときは、報酬を受け取る活動の許可を取り消されることとなります。

エ 監理措置決定の発行者は、収入を得る事業を運営する活動や報酬を受け取る活動に従事することとはなりません。

オ 報酬を受け取る活動の内容（報酬金や報酬額等）や支払（関係者の人数・家族等）に活動の予定がある場合は、あらかじめ地方出入国在留管理庁に届出しなければなりません。

カ 本通知書は発行し、撤回ある監理に要求されたときは、これを提出しなければなりません。また、出願の際は、本通知書を持参してください。

(裏)

日本国政府 出入国管理庁

日本国政府様式A用紙

1 氏 名 \_\_\_\_\_

2 生 年 月 日 \_\_\_\_\_

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 住 居 地 \_\_\_\_\_

5 電 話 番 号 \_\_\_\_\_

6 親任の授け方欄

7 報酬金を受け取る活動の内容（報酬金や報酬額等）や支払（関係者の人数・家族等）に活動の予定がある場合は、あらかじめ地方出入国在留管理庁に届出しなければなりません。

8 本通知書は発行し、撤回ある監理に要求されたときは、これを提出しなければなりません。また、出願の際は、本通知書を持参してください。

別記第五十一号の五様式（第三十六条の二関係）

別記第五十一号の五様式（第三十六条の二関係）

日本国政府 出入国管理庁

日本国政府様式A用紙

通 知 書

1 氏 名 \_\_\_\_\_

2 生 年 月 日 \_\_\_\_\_

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

あなから申請のあった監理措置決定申請（ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付）について、監理措置決定をしないこととしたので、通知します。

監 理 措 置 決 定 を し ない 理 由 \_\_\_\_\_

出入国在留管理庁 出入国在留管理係 支店 \_\_\_\_\_

主任審査官 \_\_\_\_\_

(注) 用紙の大きさは、日本国政府様式A用紙とする。



別記第五十一号の九様式（第三十六条の七関係）

別記第五十一号の九様式（第三十六条の七関係）

日本国政府の印章	第 号 年 月 日
----------	--------------

帰国を受ける活動の許可取消通知書

宛

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_

2 生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 住 居 \_\_\_\_\_

出入国管理及び難民認定法第44条の5第4項の規定に基づき、  
 貴 方（貴方）が上記に記す活動の帰国を受ける活動の許可（許可番号：  
 ）を下記の理由により取り消したため、通知します。  
 取消しの理由 \_\_\_\_\_

出入国管理庁 \_\_\_\_\_ 出入国管理課長 \_\_\_\_\_ 支所 \_\_\_\_\_  
 主任審査官 \_\_\_\_\_

備考 この通知書は付箋、簿等に貼付して送付する場合は、この通知書の写しを添付して送付することとする。  
 (注) 用紙の大きさは、日本標準用紙A4用紙とする。

別記第五十二号様式（第三十七条関係）

別記第五十二号様式（第三十七条関係）

第 号 年 月 日
--------------

認 定 書

氏 名 \_\_\_\_\_ (男・女)

生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 (歳)

国籍・地域 \_\_\_\_\_

住 居 \_\_\_\_\_

職 業 \_\_\_\_\_

上記の者に対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する過  
 去犯罪事実の有無を調査し、  
 年 月 日  
 において審査を行った結果、下記のとおり認定する。  
 認 定 要 旨

1 事実の認定 \_\_\_\_\_

2 証 拠 \_\_\_\_\_

3 参考事項 \_\_\_\_\_  
 出入国管理庁 \_\_\_\_\_ 出入国管理課長 \_\_\_\_\_ 支所 \_\_\_\_\_ 出張所 \_\_\_\_\_  
 入国審査官 \_\_\_\_\_

別記第五十三号様式（第三十七条関係）

別記第五十三号様式（第三十七条関係）

日本国政府の印章	第 号 年 月 日
----------	--------------

認 定 通 知 書

宛

本方に対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する過去犯罪事実の有無を  
 調査し、審査を行った結果、下記のとおり認定したため、通知します。

認 定 要 旨

(1) 上記の認定に不服があるときは、この通知を受けた日から五日以内に裁判官  
 に対し不服申立ての請求をすることが出来る。  
 (2) 本方の審査を受ける権利に付、本通知に記す事項の取消をすることが  
 出来ます。  
 (3) 上記の認定に不服がある場合は、本通知の発行の日から起算し、この通知の  
 送達後審査が待たれます。  
 (4) 過去犯罪事実が認められれば、本通知の発行の日から起算し、この通知の  
 送達後審査が待たれます。

出入国管理庁 \_\_\_\_\_ 出入国管理課長 \_\_\_\_\_  
 入国審査官 \_\_\_\_\_

(注) 用紙の大きさは、日本標準用紙A4用紙とする。

別記第五十四号様式（第三十七条関係）

別記第五十四号様式（第三十七条関係）

日本国政府の印章	第 号 年 月 日
----------	--------------

日 本 国 政 府 決 定 書

出入国管理庁 \_\_\_\_\_ 出入国管理課長 \_\_\_\_\_  
 主任審査官 \_\_\_\_\_

第44条 出入国管理及び難民認定法第44条の5第4項の規定に基づき、  
 出入国管理  
 の審査結果に基づき、  
 貴方（貴方）が上記に記す活動の帰国を受ける活動の許可（許可番号：  
 ）を下記の理由により取り消したため、通知します。  
 取消しの理由 \_\_\_\_\_

本 人 \_\_\_\_\_ 署 長 \_\_\_\_\_

(注) 用紙の大きさは、日本標準用紙A4用紙とする。

別記第五十四号の二様式 (第三十七条関係)

別記第五十四号の二様式 (第三十七条関係)

日本国政府公印

在留特別許可申請書

出入国在留管理庁 出入国在留管理局  
主任審査官 審査官

本は、出入国管理官及び審査官の署名と印の捺印による許可の申請書とす。

1 氏名 \_\_\_\_\_ 性別 \_\_\_\_\_

2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 居住地 \_\_\_\_\_

審査官 \_\_\_\_\_

(注) 別紙の記入方法、日本国政府公印を参照す。

別記第五十五号様式 (第三十八条関係)

別記第五十五号様式 (第三十八条関係)

日本国政府公印

放免証明書

1 氏名 \_\_\_\_\_ 性別 \_\_\_\_\_

2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 居住地 \_\_\_\_\_

出入国管理官及び審査官の署名と印の捺印による、下記のとおりに署名したことを証明します。

(1) 署名した日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(2) 署名場所 \_\_\_\_\_

出入国在留管理庁 出入国在留管理局  
主任審査官 特別審査官  
審査官 \_\_\_\_\_

(注) 別紙の記入方法、日本国政府公印を参照す。

別記第五十六号様式 (第三十九条関係)

別記第五十六号様式 (第三十九条関係)

日本国政府公印

口頭審理科目追加書

1 氏名 \_\_\_\_\_ 性別 \_\_\_\_\_

2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 居住地 \_\_\_\_\_

本は、口頭審理科目追加書(別紙)に規定する追加審理科目(別紙)の追加、訂正の申請書とす。

(1) 追加審理科目 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(2) 備考  
 出入国在留管理庁 出入国在留管理局  
特別審査官 審査官 \_\_\_\_\_

備考  
 ア 申請書には、特別審理官の署名を添付し、審査官が個人一人を記入しなくてはならない。  
 イ 申請書に添付し、本人又は本人の代理人、関係者を提出し、本人を呼び出すことができる。  
 ウ 審査官が口頭審理科目追加書に署名し、捺印しない場合は、その日の審査官は口頭審理科目追加書に署名しないものとす。

(注) 別紙の記入方法、日本国政府公印を参照す。

別記第五十七号様式 (第四十一条関係)

別記第五十七号様式 (第四十一条関係)

審判書

氏名 \_\_\_\_\_ (男・女)

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (歳)

国籍・地域 \_\_\_\_\_

居住地 \_\_\_\_\_

職業 \_\_\_\_\_

上記の者は、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日口頭審理の請求をしたので、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日において、  
 立ち会ひの上口頭審理を行った結果、下記のとおり判定する。

判定要旨

1 事実の認定

2 証拠

3 適用法令

出入国在留管理庁 出入国在留管理局  
支庁 出張所  
特別審査官 \_\_\_\_\_



別記第五十八号様式 (第四十一条関係)

別記第五十八号様式 (第四十一条関係)

日本国政府出発書	年 月 日
決 定 通 知 書	
姓 名	
1 氏 名	姓 名
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	姓 名
4 居住先	

本在在に於ける出入国管理及び難民認定法第4条に規定する日本国政府出発書は、本在在に於ける出入国管理及び難民認定法第4条に規定する日本国政府出発書に相当するものであることを示すものである。

特 定 事 由

(1) 上記の決定に不服があるときは、この通知を提出した日から30日以内、法務大臣に異議を申し立てることができる。

(2) 本在在に於ける出入国管理及び難民認定法第4条に規定する日本国政府出発書の申請を不許可とするときは、本在在に於ける出入国管理及び難民認定法第4条に規定する日本国政府出発書の申請を不許可とする。

(3) 上記の決定に不服があるときは、この通知を提出した日から30日以内、法務大臣に異議を申し立てることができる。

(4) 本在在に於ける出入国管理及び難民認定法第4条に規定する日本国政府出発書の申請を不許可とするときは、本在在に於ける出入国管理及び難民認定法第4条に規定する日本国政府出発書の申請を不許可とする。

出入国管理官署名 出入国管理官印

特 定 事 由 署名

(注) 用紙の大きさ、日本国政府出発書A用紙に準ずる。

別記第五十九号様式 (第四十一条関係)

別記第五十九号様式 (第四十一条関係)

日本国政府出発書	年 月 日
異 議 申 出 書	
出入国管理官署名 出入国管理官印	
法務大臣 署名	
<p>私は、出入国管理及び難民認定法第4条に規定する日本国政府出発書の申請を不許可とするものであることを示すものである。</p> <p>私は、出入国管理及び難民認定法第4条に規定する日本国政府出発書の申請を不許可とするものであることを示すものである。</p>	
1 氏 名	姓 名
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	姓 名
4 居住先	

本人 署名

(注) 用紙の大きさ、日本国政府出発書A用紙に準ずる。

別記第六十号様式 (第四十二条関係)

別記第六十号様式 (第四十二条関係)

日本国政府出発書	年 月 日
異 議 申 出 書	
法務大臣 署名	
<p>私は、出入国管理及び難民認定法第4条に規定する日本国政府出発書の申請を不許可とするものであることを示すものである。</p> <p>私は、出入国管理及び難民認定法第4条に規定する日本国政府出発書の申請を不許可とするものであることを示すものである。</p>	
1 氏 名	姓 名
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	姓 名
4 居住先	

申請の事由

申請人 署名

別記第六十一号様式 (第四十三条関係)

別記第六十一号様式 (第四十三条関係)

日本国政府出発書	年 月 日
決 定 書	
氏 名	(姓・名)
生年月日	年 月 日 (西)
国籍・地域	姓 名
居住先	
職 業	

上記の者の出入国管理及び難民認定法第4条に規定する日本国政府出発書の申請を不許可とするものであることを示すものである。

1 決定

2 決定後執行官署名に署名する権利

署名

(注) 1. 本在在に於ける出入国管理及び難民認定法第4条に規定する日本国政府出発書の申請を不許可とするものであることを示すものである。  
2. 用紙の大きさ、日本国政府出発書A用紙に準ずる。

別記第六十一号の二様式 (第四十三条関係)

日本国政府法務省 番号  
年月日

決 定 書

姓 名

1 氏名 (姓・名)

2 生年月日 (年 月 日)

3 国籍・地域

4 居住先

あなたからの申請の用紙については、\_\_\_\_\_から理由が近いと判断した場合の優先を受けましたので、通知します。

(1) 本邦への滞在を考慮する場合は、滞居先に応じた在留特別許可の申請をすることができます。

(2) この通知を受けた日から3年以内、在留特別許可の申請をしなおす場合は、滞在期間満了が滞在された日は、在留特別許可の申請をすることができます。

(3) 滞在期間満了が滞居先された日は、在留特別許可の申請をすることができます。

出入国在留管理庁 出入国在留管理庁

文 長 部長

主任理事官 \_\_\_\_\_

別記第六十一号の三様式 (第四十四条関係)

日本国政府法務省 番号  
年月日

決 定 書

1 氏 名 (姓・名)

2 生年月日 (年 月 日)

3 国籍・地域

4 在留特別許可申請番号

上記の者が出入国管理及び難民認定法第50条第2項の規定による在留特別許可の申請に対し、同条第1項の規定により、次のとおり決定する。

決定内容

理由

印

(注) 1. 領に決定を行ふ内容の欄を記入するものとする。  
2. 用紙の大きさは、日本標準規格A4(縦)とする。

別記第六十一号の四様式 (第四十四条関係)

日本国政府法務省 番号  
年月日

在 留 特 別 許 可 申 請 書

申 請 人 氏 名

1 氏 名 (姓・名)

2 生年月日 (年 月 日)

3 国籍・地域

4 居住先

申請の理由

申請人(代理人)の署名 \_\_\_\_\_

別記第六十二号様式 (第四十四条関係) (特別許可)

在 留 特 別 許 可  
SPECIAL PERMISSION FOR RESIDENCE

( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

Status: ( ) ( ) ( ) Duration: ( ) ( ) ( ) ( )

Unit: ( ) ( ) No.: ( ) ( ) ( )

条件  
Conditions  
( ) ( )

(注) 1. 縦60ミリメートル、横80ミリメートルとする。  
2. 申請人は、申請時および在留期間中に在留特別許可の条件に適合する状態を維持し、申請時に在留特別許可の条件に適合しない場合は、在留特別許可の条件に適合しない旨を申請人に通知するものとする。

別記第六十二号の二様式（第四十四条関係）

別記第六十二号の二様式（第四十四条関係） (Printable form)

送 付 先	受 取 先
SPECIAL INFORMATION	FOR INFORMATION
Date of issue	
From	
Duration	
Use	
No.	
Serial Code	

(注)

1. 銀行引当金として、機密シリアルコードを記入する。
2. 発行者の責任で印字されたシリアルコードの複製を防止するものとする。
3. 印刷の下側に機密番号を打つものとする。

別記第六十二号の三様式（第四十四条関係）

別記第六十二号の三様式（第四十四条関係）

送 付 先	受 取 先
SPECIAL INFORMATION	FOR INFORMATION
Date of issue	
From	
Duration	
Use	
No.	
Serial Code	

1 氏 名 \_\_\_\_\_

2 生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 国 籍・職 域 \_\_\_\_\_

4 所 在 地 \_\_\_\_\_

5 在留資格の種類番号 \_\_\_\_\_

年 月 日 日付のある日から在留期間満了の日まで、下記の理由により在留期間満了しないこととなるので、通知します。

備 考 \_\_\_\_\_

印

(注) 1. 発行者の責任で印字されたシリアルコードを記入する。  
2. 発行者の責任で印字されたシリアルコードの複製を防止するものとする。

別記第六十三号様式（第四十五条関係）

別記第六十三号様式（第四十五条関係） (Printable form)

送 付 先	受 取 先
SPECIAL INFORMATION	FOR INFORMATION
Date of issue	
From	
Duration	
Use	
No.	
Serial Code	

1 氏 名 \_\_\_\_\_

2 生 年 月 日 (帰化) \_\_\_\_\_ 年 月 日 (離)

3 国 籍 \_\_\_\_\_

4 所 在 地 \_\_\_\_\_

5 職 業 \_\_\_\_\_

上記の者に対し、出入国管理官が種別認定申請の受理を減少し、下記に示す業務外に退去を強制する。

(1) 退去強制の理由 \_\_\_\_\_

(2) 執行先 \_\_\_\_\_

(3) 退去先 \_\_\_\_\_

出入国在留管理庁 出入国在留管理官 \_\_\_\_\_

主任官 \_\_\_\_\_

執行 期 間	執行 日 数	印

(注) 用紙の大きさは、日本標準規格A4用紙とする。

別記第六十四号様式（第四十七条関係）

別記第六十四号様式（第四十七条関係）

送 付 先	受 取 先
SPECIAL INFORMATION	FOR INFORMATION
Date of issue	
From	
Duration	
Use	
No.	
Serial Code	

送 達 通 知 書

年 月 日 下記理由により送達通知書を発行した下記の者について、貴国（貴会社）は出入国管理官及び種別認定申請の受理を減少し、下記の理由により在留期間満了しないこととなるので、通知します。

1 氏 名 \_\_\_\_\_

2 生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 国 籍・職 域 \_\_\_\_\_

4 送達通知の理由 \_\_\_\_\_

出入国在留管理庁 出入国在留管理官 \_\_\_\_\_

主任官 \_\_\_\_\_

(注) 用紙の大きさは、日本標準規格A4用紙とする。



(裏)

**特別放免の条件**

(1) 住 居  
\_\_\_\_\_

(2) 行旅経路  
\_\_\_\_\_

(3) 出渡を命じられたら、指定された日時及び場所に出頭しなければならない。

(4) その他  
\_\_\_\_\_

注 意

ア 住所を変更するときは、あらかじめ入国審査官又は出入国審査官の承認を受けなければならない。

イ 旅行中の滞在の上で行旅経路の変更が必要となるときは、あらかじめ入国審査官の承認又は出入国審査官の承認を受けなければならない。

ウ 上記の条件に違反したときは、本許可を取消すこととなります。

エ 本許可は原則に準ずり、種別ある等客に準ずるものと見做され、厳しき取り扱いとなります。また、出渡の際は、本許可を保持してください。

別記第六十五号の二様式(第四十八条の三関係)

番 号  
年 月 日

別記第六十五号の二様式(第四十八条の三関係)

日本国政府教育官

**旅券発給申請等命令書**

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 姓  
\_\_\_\_\_ 名

2 生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( 歳 )

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 送付場所の住所 \_\_\_\_\_

上記の者に對し、出入国管理及び難民認定法第16条第1項の規定により、下記ののとおり命ずる。

(1) 行方不明期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで

(2) 行方不明行為 \_\_\_\_\_

出入国管理官 出入国管理官 印  
主任審査官 主任審査官 印

注 意

ア 本通知に記載された行為を専断に行わないときは、取扱されることとなります。

イ 本通知を所持し、合理的に、適時に所持された出入国管理官等に提示し、所持行為を受けてください。

(注) 用紙の欠乏は、日本国政府輸入課で受領する。

別記第六十五号の三様式(第四十八条の三関係)

番 号  
年 月 日

別記第六十五号の三様式(第四十八条の三関係)

日本国政府教育官

**旅券発給申請等命令の期間延長通知書**

期 \_\_\_\_\_

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 姓  
\_\_\_\_\_ 名

2 生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( 歳 )

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 送付場所の住所 \_\_\_\_\_

出入国管理官及び難民認定法第16条第1項の規定により、あなたに對し、 年 月 日付付旅券発給申請等命令により命じた行為を行うべき期間を延長し、通知します。

(1) 延長後の期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで

(2) 延長前の期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで

出入国管理官 出入国管理官 印  
主任審査官 主任審査官 印

注 意

ア あなたに對し、 年 月 日付付旅券発給申請等命令により命じた行為を延長後の期間に行わないときは、取扱されることとなります。

イ 本通知を所持し、合理的に、適時に所持された出入国管理官等に提示し、所持行為を受けてください。

(注) 用紙の欠乏は、日本国政府輸入課で受領する。

別記第六十六号様式(第四十九条関係)

番 号  
年 月 日

別記第六十六号様式(第四十九条関係)

日本国政府教育官

**仮放免許可申請書**

出入国管理官 入国審査官 兼  
出入国管理官 出入国管理官 兼  
主任審査官 主任審査官 兼

出入国管理官及び難民認定法第16条第1項の規定により、下記の者の仮放免の許可を申請します。

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 姓  
\_\_\_\_\_ 名

2 生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 申請の理由  
口 職務上の理由 口 入国上の理由 口 その他(これらに準ずる理由)  
(理由の詳細)

(1) 申請人の氏名 \_\_\_\_\_ 姓  
\_\_\_\_\_ 名

(2) 申請人の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(3) 申請人の国籍・地域 \_\_\_\_\_

(4) 申請人の住居地 \_\_\_\_\_

(5) 本人との関係 \_\_\_\_\_

申請人の署名 \_\_\_\_\_

(注) 用紙の欠乏は、日本国政府輸入課で受領する。



別記第六十九号の二様式（第四十九条関係）

別記第六十九号の二様式（第四十九条関係）

日本国政府印務局

表 紙  
年 月 日

入国管理局長不許可通知書

宛

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 姓 名

2 生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

住 居 \_\_\_\_\_

特 意 注記の上記の事項の記載が不正確な場合は、下記の欄に  
以上の記載事項の修正の許可を申し込むこととします。通知もします。

不 可 理 由

出入国在留管理庁 入国審査官印  
出入国在留管理局 支 隊 主任審査官

(注) 郵便のときは、日本郵便局へ入付して下さい。

別記第七十号様式（第五十条関係）

別記第七十号様式（第五十条関係）

日本国政府印務局

表 紙  
年 月 日

入国管理局長

教 授 免 取 消 書

出入国管理及び難民認定法（以下「法」といふ。）第百九条に基づき、下記の理由により、教授免  
を取り消す。

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 姓 名

2 生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 住 居 \_\_\_\_\_

特 意 注記の上記の事項の記載が不正確な場合は、下記の欄に  
以上の記載事項の修正の許可を申し込むこととします。通知もします。

不 可 理 由

出入国在留管理庁 入国審査官印  
出入国在留管理局 支 隊 主任審査官

(注) 郵便のときは、日本郵便局へ入付して下さい。

別記第七十号の二様式（第五十条の二関係）

別記第七十号の二様式（第五十条の二関係）

日本国政府印務局

表 紙  
年 月 日

入国管理局長

過去の命令書

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 姓 名

2 生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( 歳 )

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 過去の命令書の理由 \_\_\_\_\_

特 意 注記の上記の事項の記載が不正確な場合は、下記の欄に  
本利からの請求を申し込むこととします。

(1) 過去の命令書の理由 \_\_\_\_\_ 年 月 日 から 年 月 日 まで

(2) 請求の金額 \_\_\_\_\_

出入国在留管理庁 入国審査官印  
出入国在留管理局 支 隊 主任審査官

注 意  
ア、本書に記載された欄内に申請内容が記載されるときは、申請内容が記載されていることと見なされることがあります。  
イ、本書が申請書として提出される場合は、郵便に提出する場合は、入国在留管理庁に提出し、再発行  
を受けてください。

(注) 郵便のときは、日本郵便局へ入付して下さい。

別記第七十一号様式（第五十条の二関係）

別記第七十一号様式（第五十条の二関係）

日本国政府印務局

表 紙  
年 月 日

入国管理局長

過去の命令の期間延長通知書

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 姓 名

2 生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( 歳 )

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 過去の命令書の理由 \_\_\_\_\_

特 意 注記の上記の事項の記載が不正確な場合は、下記の欄に  
本利からの請求を申し込むこととします。

(1) 延長後の期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 から 年 月 日 まで

(2) 延長後の金額 \_\_\_\_\_

出入国在留管理庁 入国審査官印  
出入国在留管理局 支 隊 主任審査官

注 意  
ア、本書に記載された欄内に申請内容が記載されるときは、申請内容が記載されていることと見なされることがあります。  
イ、本書が申請書として提出される場合は、郵便に提出する場合は、入国在留管理庁に提出し、再発行  
を受けてください。

(注) 郵便のときは、日本郵便局へ入付して下さい。

別記第七十一号の二様式（第五十条の五十関係）

(表)

日本国政府の印章

出 発 認 許 書

姓 名

1 氏 名

2 発 行 日 (年 月 日)

3 国 籍・地 域

4 住 居 地

あなたに 年 月 日 迄有効な 時 限に  
 以て認めらるる事項は以下のとおりであります。  
 記載事項をすべて満たす場合は、事前に記載された注意事項を守ってください。

出入国管理官 出入国管理官

官 職

(注) 用紙の大きさは、日本国規格A4とします。

(表)

注 意 事 項

ア 本表を所持するときは、本表を所持の上、下記の注意事項及び出発場所に出  
 発してください。  
 イ 下記の注意事項及び出発場所に出発する場合は、出国命令を受  
 けることとなります。  
 ウ 本表は本人の所持するものに限られ、本表を所持していても不発命令が出  
 発することとなります。  
 エ 本表を他人に譲渡・貸与してはいけません。  
 オ 本表を複製・転写してはならない。出入国管理官署名に捺印してください。

出入国管理官署名及び出発場所

項目	年	月	日	時	分	出 発 場 所	備 考
第1回							
出 発 時 刻							
出 発 場 所							
第2回							
出 発 時 刻							
出 発 場 所							
第3回							
出 発 時 刻							
出 発 場 所							
第4回							
出 発 時 刻							
出 発 場 所							
備 考							

別記第七十一号の二の二様式（第五十条の五十一関係）

(表)

日本国政府の印章

出 発 認 許 書

姓 名

1 氏 名

2 発 行 日 (年 月 日)

3 国 籍・地 域

4 住 居 地

年 月 日 迄有効な 時 限にあなたに認めらるる事項は以下のとおり  
 記載されています。  
 記載事項をすべて満たす場合は、事前に記載された注意事項を守ってください。

出入国管理官 出入国管理官

官 職

(注) 用紙の大きさは、日本国規格A4とします。

(表)

注 意 事 項

ア 本表を所持するときは、本表を所持の上、下記の注意事項及び出発場所に出  
 発してください。  
 イ 下記の注意事項及び出発場所に出発する場合は、出国命令を受  
 けることとなります。  
 ウ 本表は本人の所持するものに限られ、本表を所持していても不発命令が出  
 発することとなります。  
 エ 本表を他人に譲渡・貸与してはいけません。  
 オ 本表を複製・転写してはならない。出入国管理官署名に捺印してください。

出入国管理官署名及び出発場所

項目	年	月	日	時	分	出 発 場 所	備 考
第1回							
出 発 時 刻							
出 発 場 所							
第2回							
出 発 時 刻							
出 発 場 所							
第3回							
出 発 時 刻							
出 発 場 所							
第4回							
出 発 時 刻							
出 発 場 所							
備 考							



別記第七十一号の三様式(第五十条の五十三関)

別記第七十一号の三様式(第五十条の五十三関)

日本国政府出務官

出 国 命 令

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 職 名 \_\_\_\_\_

2 発令年月日(年) \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ (日)

3 国 籍 \_\_\_\_\_

4 任 務 地 \_\_\_\_\_

上記内容に基づき、出入国管理及び難民認定申請手続の便宜を図る。下記に於ける本  
様式は記載を要する。

(1) 出渡期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

出入国管理官(難民認定申請手続)の各号に該当 (別記第七十一号) \_\_\_\_\_ (日)

(2) 出渡命令の条件(要領)に記載の上あり。

出入国管理官 \_\_\_\_\_ 出入国管理官 \_\_\_\_\_

主任事務官 \_\_\_\_\_ 係 長 \_\_\_\_\_

(3) 関係の大意は、日本国政府から送付する。

別記第七十一号の四様式(第五十条の五十四関)

日本国政府出務官

出 国 命 令 取 消 通 知 書

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 職 名 \_\_\_\_\_

2 発令年月日(年) \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ (日)

3 国 籍 \_\_\_\_\_

4 任 務 地 \_\_\_\_\_

上記内容に基づき、出入国管理及び難民認定申請手続の便宜を図る。下記に於ける本  
様式は記載を要する。

(1) 出渡期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

出入国管理官(難民認定申請手続)の各号に該当 (別記第七十一号) \_\_\_\_\_ (日)

(2) 出渡命令の条件(要領)に記載の上あり。

出入国管理官 \_\_\_\_\_ 出入国管理官 \_\_\_\_\_

主任事務官 \_\_\_\_\_ 係 長 \_\_\_\_\_

(3) 関係の大意は、日本国政府から送付する。

別記第七十一号の四様式(第五十条の五十四関)

別記第七十一号の五様式(第五十条の五十五関)

日本国政府出務官

出 国 命 令 取 消 通 知 書

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 職 名 \_\_\_\_\_

2 発令年月日(年) \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ (日)

3 国 籍 \_\_\_\_\_

4 任 務 地 \_\_\_\_\_

上記内容に基づき、出入国管理及び難民認定申請手続の便宜を図る。下記に於ける本  
様式は記載を要する。

(1) 出渡期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

出入国管理官(難民認定申請手続)の各号に該当 (別記第七十一号) \_\_\_\_\_ (日)

(2) 出渡命令の条件(要領)に記載の上あり。

出入国管理官 \_\_\_\_\_ 出入国管理官 \_\_\_\_\_

主任事務官 \_\_\_\_\_ 係 長 \_\_\_\_\_

(3) 関係の大意は、日本国政府から送付する。

別記第七十一号の五様式(第五十条の五十五関)

別記第七十二号様式（第五十四条関係）

別記第七十二号様式（第五十四号関係）（申請書等提出用）



国  
務  
省  
衛  
生  
労  
働  
部

別

1. 裏面にリポートを貼ります。
2. 空欄には印字機による、空欄にははがき用紙を、それぞれ貼入するものとします。

別記第七十三号様式（第五十四条関係）

別記第七十三号様式（第五十四号関係）（申請書等提出用）

部 号

格 別 記 帳 簿

本 籍 地

居 住 地

地 区

（ 年 月 日 迄 ）

上記の単位、年 月 日 簿に記載した上であることを記します。

年 月 日

入国審査官 印

別記) 本記帳簿は、日本人の帰国の際の目的のため交付するものです。  
 別記) 本記帳簿は、外国人の帰国の際の目的のため交付するものではありません。  
 別記) 本記帳簿は、外国人の帰国の際の目的のため交付するものではありません。  
 別記) 本記帳簿は、外国人の帰国の際の目的のため交付するものではありません。  
 別記) 本記帳簿は、外国人の帰国の際の目的のため交付するものではありません。

別記第七十三号の二様式（第五十四条の二関係）

別記第七十三号の二様式（第五十四号関係の二関係）（申請書等提出用）

日本国政府役務局

自記帳簿（外国人労働者登録申請書）（日本人用）

日本人労働者登録申請書 別 記

日本人労働者登録申請書は、外国人労働者登録申請書の提出と同時に提出し、次のとおり自記帳簿（外国人労働者登録申請書）を申請します。

- 1 氏 名 (漢 字) \_\_\_\_\_  
(ローマ字) \_\_\_\_\_
- 2 生年月日 \_\_\_\_\_
- 3 性別 男・女 \_\_\_\_\_
- 4 住 所 \_\_\_\_\_
- 5 電話番号 \_\_\_\_\_
- 6 英語  
 読み仮名 \_\_\_\_\_  
 母国語名 \_\_\_\_\_

以上の記載が正しいことを認めます。  
 申請人(署名) / 申請書提出年月日 \_\_\_\_\_

別記第七十四号様式（第五十五条関係）

別記第七十四号様式（第五十五号関係）

外国人労働者登録申請書

外国人労働者登録申請書

申請人 氏 名

性別

生年月日

住 所

電話番号

英語  
読み仮名

母国語名

申請人(署名)

申請書提出年月日

別記) 本記帳簿は、外国人労働者登録申請書の提出と同時に提出し、次のとおり自記帳簿（外国人労働者登録申請書）を申請します。







別記第七十五号様式（第五十五条関係）

（表）

日本国政府代表  
 難民認定証明書

1 氏名 \_\_\_\_\_ 男 女

2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

出入国管理庁及び難民認定法第41条の2第1項の規定に基づき難民と認定します。

年 月 日 \_\_\_\_\_

官 署 \_\_\_\_\_

（注）1 画に印字を行った者の署名を記入するものとする。  
 2 用紙の大きさは、日本国縦横判A用紙とする。

（裏）

写 真

貼 着

注 意

難民の認定を取り消されたときは、本証明書を速やかに返納しなければなりません。

別記第七十六号様式（第五十五条関係）

日本国政府代表  
 通 知 書

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 男 女

2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 難民認定申請番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付があなたからの難民認定の申請については、下記の理由により、難民認定を受けることができませんので、通知します。

理 由 \_\_\_\_\_

上記の理由に不服があるときは、この通知を受けた日から7日以内に、出国大印に押し捺印請求をすることができます。

年 月 日 \_\_\_\_\_

官 署 \_\_\_\_\_

備考 3日以内の申請者については申請中であっても返事が出来ないことになりません。難民認定を受けることが出来た場合は申請した日から10日以内に返事を押す必要があります。

（注）1 画に印字を行った者の署名を記入するものとする。  
 2 用紙の大きさは、日本国縦横判A用紙とする。

別記第七十六号の二様式（第五十五条関係）

（表）

日本国政府代表  
 補充的保護対象者認定証明書

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 男 女

2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

出入国管理庁及び難民認定法第41条の2第2項の規定に基づき補充的保護対象者と認定します。

年 月 日 \_\_\_\_\_

官 署 \_\_\_\_\_

（注）1 画に印字を行った者の署名を記入するものとする。  
 2 用紙の大きさは、日本国縦横判A用紙とする。

（裏）

写 真

貼 着

注 意

補充的保護対象者の認定を取り消されたときは、本証明書を速やかに返納しなければなりません。

別記第七十六号の二の二様式（第五十五条関係）

日本国政府代表  
 通 知 書

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 男 女

2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 補充的保護対象者認定申請番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付があなたからの補充的保護対象者認定の申請については、下記の理由により補充的保護対象者の認定をしないこととしたので、通知します。

理 由 \_\_\_\_\_

上記の理由に不服があるときは、この通知を受けた日から7日以内に、出国大印に押し捺印請求をすることができます。

年 月 日 \_\_\_\_\_

官 署 \_\_\_\_\_

備考 3日以内の申請者については申請中であっても返事が出来ないことになりません。補充的保護を受けることが出来た場合は申請した日から10日以内に返事を押す必要があります。

（注）1 画に印字を行った者の署名を記入するものとする。  
 2 用紙の大きさは、日本国縦横判A用紙とする。

別記第七十六号の三様式 (第五十六条関係)

日本国政府出発書	番号 期日付
取 消 通 知 書	
期	
1 氏 名	期 日
2 生 年 月 日	年 月 日
3 国籍・地域	
出入国管理費及び滞在認定書料の2の2第4項の規定により、 年 月 日付のあなたに対する下記の許可を取り消したの で、通知します。	
記	
印	

(注) 1 期は当該許可を取り消した書の欄を記入するものとする。  
2 用紙の大きさは、日本国郵便入札第4巻とする。

別記第七十六号の四様式 (第五十六条の二関係)

<p style="text-align: center;"><b>注意事項</b></p> <p>ア 在留を変更するときは、あらかじめ承認を受けなければなりません。</p> <p>イ 行動範囲外に長く逗留があるときは、あらかじめ承認を受けなければなりません。</p> <p>ウ 本許可書は常に携帯し、検閲のある官署に提示された場合には、これを提示しなければなりません。</p> <p>エ 逗留期間の変更申請は、同許可期限の10日前から受け付けます。</p> <p>オ 逗留在の条件に違反したときは、逗留許可を取り消すことがあります。</p> <p>カ 検閲を受ける活動の許可を受けている場合は、同許可に付された条件に違反したときには、同許可を取り消すことがあります。</p> <p>キ 検閲を受ける活動の内容（勤務先や滞留先等）や住所（国民者の入居・家族滞在等）に変更の予定がある場合には、あらかじめ地方出入国管理課長に連絡しなければなりません。</p> <p>ク 出願の際は、本許可書を持参してください。</p>	<p style="text-align: center;">日本国政府出発書</p> <p style="text-align: center;">仮 滞 在 許 可 書</p>  <p style="text-align: center;">番 号</p> <p style="text-align: center;">発 行 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">出入国在留管理庁</p>
--	--

(注) 用紙の大きさは、日本国郵便入札第4巻とする。

別記第七十六号の五様式 (第五十六条の二関係)

日本国政府出発書	番号 期日付
呼 掛 状	
期	
1 氏 名	期 日
2 生 年 月 日	年 月 日
3 国籍・地域	
4 住 居 地	
出入国管理費及び滞在認定書料の2の1第3項の規定により、下記の 通りあなたの呼掛を受けます。出願の際は本状を持参してください。	
① 呼掛を受ける年月日時及び場所 ② 呼掛を受ける理由	
印	

(注) 1 呼び掛掛しを待つべきの欄を記入するものとする。  
2 用紙の大きさは、日本国郵便入札第4巻とする。

別記第七十六号の六様式（第五十六条の二関係）

別記第七十六号の六の様式（第五十六号の二関係）

日本国政府官庁		番号
所在地		
<p style="text-align: center;">返 滞 在 期 間 更 新 申 請 書</p>		
送 附 文 件 類		
氏 名	姓	名
性別	( ) 男 ( ) 女	出生地
国籍・地域	国名	地域
返滞理由	返滞理由の要旨	
返滞期間	開始年月日	終了年月日
備考	備考	
以上返滞期間中は、滞在可能ありません。 申請人 氏名/住所/電話番号		
官 庁 印		

(注) 用紙の大きさは、日本国政府官庁に準じます。

別記第七十六号の六の二様式（第五十六号の三関係）

別記第七十六号の六の二の様式（第五十六号の三関係）

日本国政府官庁		番号
所在地		
<p style="text-align: center;">決 定 書</p>		
1	氏 名	男 女
2	生 年 月 日	年 月 日
3	国 籍 ・ 地 域	
4	職 務 (職 務 記 録 簿 第 一 部 記 載 申 請 番 号)	
上記の者に対し、出入国管理及び難民認定法第4条の2の第1項の 規定により、次のとおり決定する。  決 定 内 容  備 考  決 定		
官 庁 印		

(注) 1 本には決定を行った者の職名を記入するものとする。  
2 用紙の大きさは、日本国政府官庁に準じます。

別記第七十六号の七様式（第五十六号の四関係）

別記第七十六号の七の様式（第五十六号の四関係）

日本国政府官庁		番号
所在地		
<p style="text-align: center;">返 滞 在 許 可 取 消 通 知 書</p>		
1	氏 名	男 女
2	生 年 月 日	年 月 日
3	国 籍 ・ 地 域	
4	返滞在許可番号	
出入国管理及び難民認定法第4条の2の第2項の規定により、 本通知の内容及び所記の理由に基づき、下記の理由により 取り消したので、通知します。 あるたの取消する返滞在許可書を速やかに返納しなければなりません。  備 考  決 定		
官 庁 印		

(注) 1 本には返滞在許可を取り消した者の職名を記入するものとする。  
2 用紙の大きさは、日本国政府官庁に準じます。

別記第七十六号の八様式（第五十六号の五関係）

別記第七十六号の八の様式（第五十六号の五関係）

日本国政府官庁		番号
所在地		
<p style="text-align: center;">留 留 を 受 け る 活 動 許 可 申 請 書 ( 返 滞 在 )</p>		
出入国管理及び難民認定法第4条の2の第2項の規定により、返滞在期間中に活動の 許しを申請します。		
1	氏 名	男 女
2	生 年 月 日	年 月 日
3	国 籍 ・ 地 域	
4	活動の内容(活動条件を必ず記載してください。)	
	(1) 活動の名称	
	(2) 活動の所在地	
	(3) 活動の組織	
	(4) 活動の目的	
5	活動期間(月単位)	
	(1) 開始年月日	
	(2) 終了年月日	
6	備考	
官 庁 印		

(注) 用紙の大きさは、日本国政府官庁に準じます。



① 姓 名 \_\_\_\_\_ ② 氏 名 \_\_\_\_\_  
 ③ 生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ④ 印 刷 簿 籍 地 域 \_\_\_\_\_  
 ⑤ 職 名 \_\_\_\_\_  
 ⑥ 姓 名 \_\_\_\_\_ ⑦ 氏 名 \_\_\_\_\_  
 ⑧ 生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ⑨ 印 刷 簿 籍 地 域 \_\_\_\_\_  
 ⑩ 職 名 \_\_\_\_\_  
 ⑪ 姓 名 \_\_\_\_\_ ⑫ 氏 名 \_\_\_\_\_  
 ⑬ 生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ⑭ 印 刷 簿 籍 地 域 \_\_\_\_\_  
 ⑮ 職 名 \_\_\_\_\_

6. 本邦の家族関係の有無  
 無 (注) 内縁の夫、以下に於ては内縁の妻、養育親族の養育を受けること。  
 有  
 (1) 養育人の氏名(法人名)住所(所在地)の住所 \_\_\_\_\_  
 養 育 親 族 姓 名 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 住 居 \_\_\_\_\_ 地 域 \_\_\_\_\_  
 養 育 姓 名 \_\_\_\_\_

7. 現職の内務省(法務省)在籍  
 有 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_  
 有 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_

8. 本邦で勤務(勤務)するに当たっての申請書の提出  
 取付(内縁の夫、以下に於ては内縁の妻、養育親族)が親族である申請書提出すること。  
 無  
 氏 名 ・ 姓 名 \_\_\_\_\_  
 接 触 内 容 \_\_\_\_\_  
 申 請 日 \_\_\_\_\_

9. 申請書の提出(提出)するに当たっての申請書の提出  
 申請書の提出(提出)するに当たっての申請書の提出  
 申請書の提出(提出)するに当たっての申請書の提出

別記第七十六号の九様式 (第五十六条の五関係)

別記第七十六号の九様式 (第五十六条の五関係)

日本国駐在員名簿 番号 \_\_\_\_\_ 申請書

難民を受ける活動許可取消通知書 (取消)

姓 名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_

2 生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

出入国管理及び難民認定法第14条の2の第4項の規定に基づき、  
 昭和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付の第 \_\_\_\_\_ 号の活動許可取消通知書(第 \_\_\_\_\_ 号)を下記の理由により取り消したもので、通知します。

理 由 \_\_\_\_\_

備 考 \_\_\_\_\_

備考 この通知を受ける活動許可取消通知書は、出入国管理  
 法第14条の2の第4項の規定に基づき、  
 (注) 1. 第1号の活動許可取消通知書は、第1号の活動許可取消通知書に  
 2. 第2号の活動許可取消通知書は、第2号の活動許可取消通知書に

別記第七十六号の十様式 (第五十六条の六関係)

別記第七十六号の十様式 (第五十六条の六関係)

難民を受ける活動許可取消通知書 (取消)

地方公共団体(市町村) 番号 \_\_\_\_\_ 申請書

地方公共団体(市町村) 番号 \_\_\_\_\_ 申請書

難民を受ける活動許可取消通知書 (取消)

姓 名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_

2 生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 職 名 \_\_\_\_\_

5 職 名 \_\_\_\_\_

6 職 名 \_\_\_\_\_

7 職 名 \_\_\_\_\_

8 職 名 \_\_\_\_\_

9 職 名 \_\_\_\_\_

10 職 名 \_\_\_\_\_

11 職 名 \_\_\_\_\_

12 職 名 \_\_\_\_\_

13 職 名 \_\_\_\_\_

14 職 名 \_\_\_\_\_

15 職 名 \_\_\_\_\_

16 職 名 \_\_\_\_\_

17 職 名 \_\_\_\_\_

18 職 名 \_\_\_\_\_

19 職 名 \_\_\_\_\_

20 職 名 \_\_\_\_\_

21 職 名 \_\_\_\_\_

22 職 名 \_\_\_\_\_

23 職 名 \_\_\_\_\_

24 職 名 \_\_\_\_\_

25 職 名 \_\_\_\_\_

26 職 名 \_\_\_\_\_

27 職 名 \_\_\_\_\_

28 職 名 \_\_\_\_\_

29 職 名 \_\_\_\_\_

30 職 名 \_\_\_\_\_

31 職 名 \_\_\_\_\_

32 職 名 \_\_\_\_\_

33 職 名 \_\_\_\_\_

34 職 名 \_\_\_\_\_

35 職 名 \_\_\_\_\_

36 職 名 \_\_\_\_\_

37 職 名 \_\_\_\_\_

38 職 名 \_\_\_\_\_

39 職 名 \_\_\_\_\_

40 職 名 \_\_\_\_\_

41 職 名 \_\_\_\_\_

42 職 名 \_\_\_\_\_

43 職 名 \_\_\_\_\_

44 職 名 \_\_\_\_\_

45 職 名 \_\_\_\_\_

46 職 名 \_\_\_\_\_

47 職 名 \_\_\_\_\_

48 職 名 \_\_\_\_\_

49 職 名 \_\_\_\_\_

50 職 名 \_\_\_\_\_

51 職 名 \_\_\_\_\_

52 職 名 \_\_\_\_\_

53 職 名 \_\_\_\_\_

54 職 名 \_\_\_\_\_

55 職 名 \_\_\_\_\_

56 職 名 \_\_\_\_\_

57 職 名 \_\_\_\_\_

58 職 名 \_\_\_\_\_

59 職 名 \_\_\_\_\_

60 職 名 \_\_\_\_\_

61 職 名 \_\_\_\_\_

62 職 名 \_\_\_\_\_

63 職 名 \_\_\_\_\_

64 職 名 \_\_\_\_\_

65 職 名 \_\_\_\_\_

66 職 名 \_\_\_\_\_

67 職 名 \_\_\_\_\_

68 職 名 \_\_\_\_\_

69 職 名 \_\_\_\_\_

70 職 名 \_\_\_\_\_

71 職 名 \_\_\_\_\_

72 職 名 \_\_\_\_\_

73 職 名 \_\_\_\_\_

74 職 名 \_\_\_\_\_

75 職 名 \_\_\_\_\_

76 職 名 \_\_\_\_\_

77 職 名 \_\_\_\_\_

78 職 名 \_\_\_\_\_

79 職 名 \_\_\_\_\_

80 職 名 \_\_\_\_\_

81 職 名 \_\_\_\_\_

82 職 名 \_\_\_\_\_

83 職 名 \_\_\_\_\_

84 職 名 \_\_\_\_\_

85 職 名 \_\_\_\_\_

86 職 名 \_\_\_\_\_

87 職 名 \_\_\_\_\_

88 職 名 \_\_\_\_\_

89 職 名 \_\_\_\_\_

90 職 名 \_\_\_\_\_

91 職 名 \_\_\_\_\_

92 職 名 \_\_\_\_\_

93 職 名 \_\_\_\_\_

94 職 名 \_\_\_\_\_

95 職 名 \_\_\_\_\_

96 職 名 \_\_\_\_\_

97 職 名 \_\_\_\_\_

98 職 名 \_\_\_\_\_

99 職 名 \_\_\_\_\_

100 職 名 \_\_\_\_\_

備考 取消通知書は、第1号の活動許可取消通知書に  
 (注) 1. 第1号の活動許可取消通知書は、第1号の活動許可取消通知書に  
 2. 第2号の活動許可取消通知書は、第2号の活動許可取消通知書に

別記第七十七号様式 (第五十七条関係)

別記第七十七号様式 (第五十七条関係)

日本国駐在員名簿 番号 \_\_\_\_\_ 申請書

難民認定取消通知書

姓 名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_

2 生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 職 名 \_\_\_\_\_

5 職 名 \_\_\_\_\_

6 職 名 \_\_\_\_\_

7 職 名 \_\_\_\_\_

8 職 名 \_\_\_\_\_

9 職 名 \_\_\_\_\_

10 職 名 \_\_\_\_\_

11 職 名 \_\_\_\_\_

12 職 名 \_\_\_\_\_

13 職 名 \_\_\_\_\_

14 職 名 \_\_\_\_\_

15 職 名 \_\_\_\_\_

16 職 名 \_\_\_\_\_

17 職 名 \_\_\_\_\_

18 職 名 \_\_\_\_\_

19 職 名 \_\_\_\_\_

20 職 名 \_\_\_\_\_

21 職 名 \_\_\_\_\_

22 職 名 \_\_\_\_\_

23 職 名 \_\_\_\_\_

24 職 名 \_\_\_\_\_

25 職 名 \_\_\_\_\_

26 職 名 \_\_\_\_\_

27 職 名 \_\_\_\_\_

28 職 名 \_\_\_\_\_

29 職 名 \_\_\_\_\_

30 職 名 \_\_\_\_\_

31 職 名 \_\_\_\_\_

32 職 名 \_\_\_\_\_

33 職 名 \_\_\_\_\_

34 職 名 \_\_\_\_\_

35 職 名 \_\_\_\_\_

36 職 名 \_\_\_\_\_

37 職 名 \_\_\_\_\_

38 職 名 \_\_\_\_\_

39 職 名 \_\_\_\_\_

40 職 名 \_\_\_\_\_

41 職 名 \_\_\_\_\_

42 職 名 \_\_\_\_\_

43 職 名 \_\_\_\_\_

44 職 名 \_\_\_\_\_

45 職 名 \_\_\_\_\_

46 職 名 \_\_\_\_\_

47 職 名 \_\_\_\_\_

48 職 名 \_\_\_\_\_

49 職 名 \_\_\_\_\_

50 職 名 \_\_\_\_\_

51 職 名 \_\_\_\_\_

52 職 名 \_\_\_\_\_

53 職 名 \_\_\_\_\_

54 職 名 \_\_\_\_\_

55 職 名 \_\_\_\_\_

56 職 名 \_\_\_\_\_

57 職 名 \_\_\_\_\_

58 職 名 \_\_\_\_\_

59 職 名 \_\_\_\_\_

60 職 名 \_\_\_\_\_

61 職 名 \_\_\_\_\_

62 職 名 \_\_\_\_\_

63 職 名 \_\_\_\_\_

64 職 名 \_\_\_\_\_

65 職 名 \_\_\_\_\_

66 職 名 \_\_\_\_\_

67 職 名 \_\_\_\_\_

68 職 名 \_\_\_\_\_

69 職 名 \_\_\_\_\_

70 職 名 \_\_\_\_\_

71 職 名 \_\_\_\_\_

72 職 名 \_\_\_\_\_

73 職 名 \_\_\_\_\_

74 職 名 \_\_\_\_\_

75 職 名 \_\_\_\_\_

76 職 名 \_\_\_\_\_

77 職 名 \_\_\_\_\_

78 職 名 \_\_\_\_\_

79 職 名 \_\_\_\_\_

80 職 名 \_\_\_\_\_

81 職 名 \_\_\_\_\_

82 職 名 \_\_\_\_\_

83 職 名 \_\_\_\_\_

84 職 名 \_\_\_\_\_

85 職 名 \_\_\_\_\_

86 職 名 \_\_\_\_\_

87 職 名 \_\_\_\_\_

88 職 名 \_\_\_\_\_

89 職 名 \_\_\_\_\_

90 職 名 \_\_\_\_\_

91 職 名 \_\_\_\_\_

92 職 名 \_\_\_\_\_

93 職 名 \_\_\_\_\_

94 職 名 \_\_\_\_\_

95 職 名 \_\_\_\_\_

96 職 名 \_\_\_\_\_

97 職 名 \_\_\_\_\_

98 職 名 \_\_\_\_\_

99 職 名 \_\_\_\_\_

100 職 名 \_\_\_\_\_

出入国管理及び難民認定法第14条の2の第4項の規定に基づき、  
 昭和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付の第 \_\_\_\_\_ 号の活動許可取消通知書(第 \_\_\_\_\_ 号)を下記の理由により取り消したもので、通知します。

理 由 \_\_\_\_\_

備 考 \_\_\_\_\_

上記の理由に不服があるときは、この通知を受けた日から2週間以内、当該国境に於  
 て審査請求をすることができます。

年 月 日 \_\_\_\_\_

備 考 \_\_\_\_\_

(注) 1. 第1号の活動許可取消通知書は、第1号の活動許可取消通知書に  
 2. 第2号の活動許可取消通知書は、第2号の活動許可取消通知書に

別記第七十七号の二様式（第五十七条関係）

別記第七十七号の二様式（第五十七条関係）

日本国政府印紙券

番 号

補充的保護対象者認定申請通知書

宛

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_

2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 補充的保護対象者認定番号 \_\_\_\_\_

出入国管理及び難民認定申請人としての申請手続の完了により、申請人（代理人）に対する補充的保護対象者の認定は、下記の理由により取り消しの上で、通知します。

あなとの所持する補充的保護対象者認定申請書を速やかに返納しなければなりません。

理 由 \_\_\_\_\_

上記の理由に不服があるときは、この通知を受けた日から7日以内に、送達先に対し審査請求をすることができます。

年 月 日 \_\_\_\_\_

宛

（注）1 本通知は補充的保護対象者の認定を取り消す者の職名を記入するものとする。  
2 用紙の大きさは、日本国政府印紙券A用紙とする。

別記第七十八号様式（第五十八条関係）

別記第七十八号様式（第五十八条関係）

日本国政府印紙券

番 号

審査請求書

送 附 文 書

年 月 日付付 \_\_\_\_\_

補充的保護対象者認定をしない場合  
 難民認定をしない場合  
 補充的保護対象者の認定をしない場合  
 補充的保護対象者の認定をしない場合  
 補充的保護対象者の認定をしない場合

以下に不服があるため、出入国管理及び難民認定申請人としての申請手続の完了により、下記の理由に基づき審査請求をします。

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_

2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 住 居 地 \_\_\_\_\_

不届の理由 \_\_\_\_\_

審査請求人（代理人）の署名 \_\_\_\_\_

（注）用紙の大きさは、日本国政府印紙券A用紙とする。

別記第七十八号の二様式（第五十八条関係）

別記第七十八号の二様式（第五十八条関係）

日本国政府印紙券

番 号

審査請求書

送 附 文 書

年 月 日付付 \_\_\_\_\_

出入国管理及び難民認定申請人としての申請手続の完了による難民認定  
 出入国管理及び難民認定申請人としての申請手続の完了による補充的保護対象者の認定をしない場合  
 いまだに本人の身分がないので、送附請求の目的の達成により、下記の理由に基づき審査請求をします。

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_

2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 住 居 地 \_\_\_\_\_

審査請求人（代理人）の署名 \_\_\_\_\_

（注）用紙の大きさは、日本国政府印紙券A用紙とする。

別記第七十九号様式（第五十八条の四関係）

別記第七十九号様式（第五十八条の四関係）

日本国政府印紙券

番 号

通 知 書

年 月 日付付 \_\_\_\_\_

あなたに対して審査請求が行われて、出入国管理及び難民認定申請人としての申請手続の完了により取り消しの上で、通知する補充的保護対象者の認定は、下記の理由により取り消しの上で、通知します。

あなとの所持する補充的保護対象者認定申請書を速やかに返納しなければなりません。

理 由 \_\_\_\_\_

上記の理由に不服があるときは、この通知を受けた日から7日以内に、送達先に対し審査請求をすることができます。

年 月 日 \_\_\_\_\_

審査請求人（代理人）の署名 \_\_\_\_\_

（注）用紙の大きさは、日本国政府印紙券A用紙とする。





有効期限の延長

1 有効期限満了日  
.....  
延長希望を許可した日  
.....  
この証明書の有効期限を  
延長する機関の署名及び  
スタンプ

2 有効期限満了日  
.....  
延長希望を許可した日  
.....  
この証明書の有効期限を  
延長する機関の署名及び  
スタンプ

4

(第二枚目裏)

3

(第二枚目表)

表紙

6

(第三枚目裏)

表紙

5

(第三枚目表)

表紙

8

(第四枚目裏)

表紙

7

(第四枚目表)

表紙

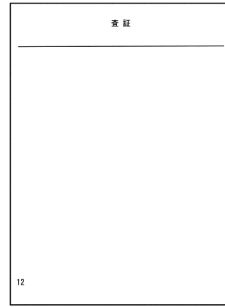
10

(第五枚目裏)

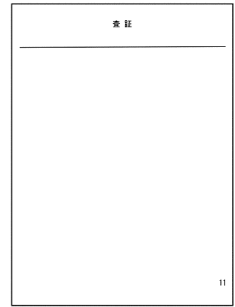
表紙

9

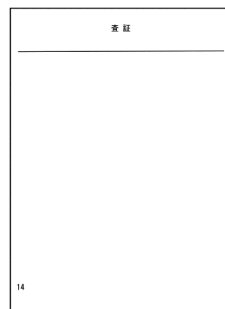
(第五枚目表)



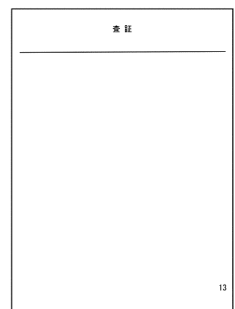
(第六枚目裏)



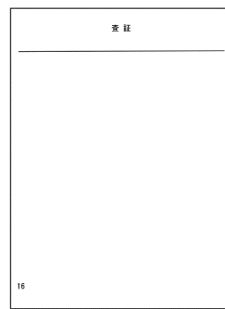
(第六枚目表)



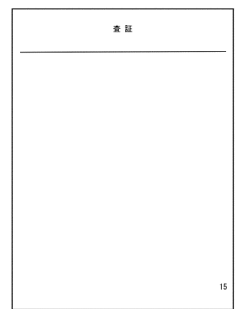
(第七枚目裏)



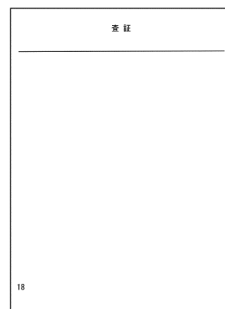
(第七枚目表)



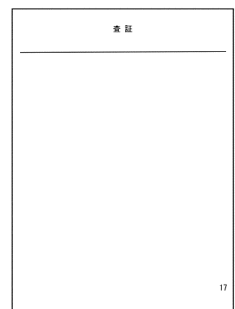
(第八枚目裏)



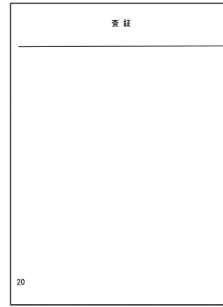
(第八枚目表)



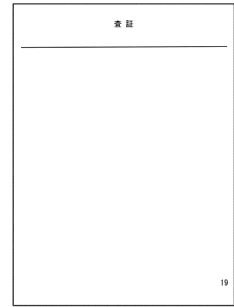
(第九枚目裏)



(第九枚目表)

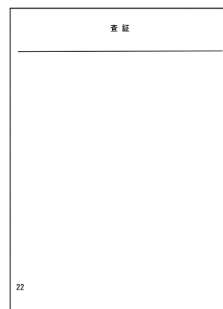


(第十枚目裏)

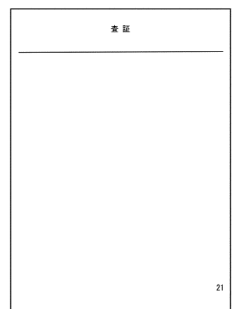


(第十枚目表)

---

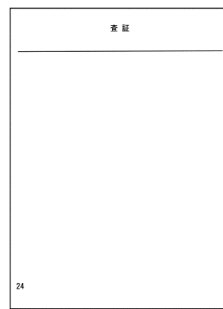


(第十一枚目裏)

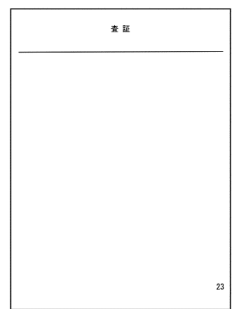


(第十一枚目表)

---

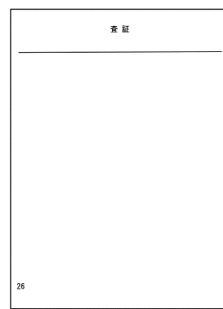


(第十二枚目裏)

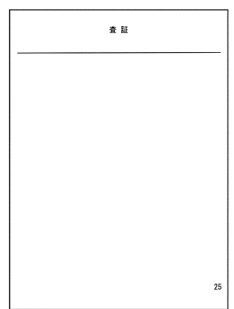


(第十二枚目表)

---



(第十三枚目裏)



(第十三枚目表)

---

表紙 (第十四枚目裏)

表紙 (第十四枚目裏)

(裏表紙)

(裏表紙裏面)

別記第八十二号様式 (第五十九条関係)

別記第八十二号様式 (第五十九条関係) 日本国政府代表官 難民旅行証明書 詳細記入用紙

別記第八十三号様式 (第五十九条関係)

別記第八十三号様式 (第五十九条関係) 日本国政府代表官 難民旅行証明書 返納命令書



別記第八十三号の二様式（第六十一条関係）

別記第八十三号の二様式（第六十一条関係）（申請書等）  
 日本国政府出納書

番号

手 数 科 納 付 書

日 月 日

出入国管理官等職の表背 類  
 (出入国税納付書)

金 円 角 (円)

出入国管理官及び職員は指定国境の出入国税を等分徴収による。

上記金額は (1) 徴収支控帳簿の記録金額 (2) 手続料として納付いたします。

納付者氏名 記 名

(注) 国境の出入国税は、日本国税関長が決定する。

別記第八十四号様式（第六十一条関係）

別記第八十四号様式（第六十一条関係）  
 日本国政府出納書

番号

手 数 科 納 付 書

日 月 日

納 付 書 類  
 出入国管理官等職の表背 類

金 円 角 (円)

出入国管理官及び職員は指定国境の出入国税を等分徴収による。

1 在留特別の受取許可  
 2 在留特別の受取許可  
 3 滞在許可  
 4 再入国(特別)滞在許可  
 5 滞在特別許可(1)の交付  
 6 滞在特別許可(2)の交付  
 7 滞在特別許可の交付  
 8 滞在許可の交付  
 9 滞在特別許可の交付

上記金額は (1) 徴収支控帳簿の記録金額 (2) 手続料として納付いたします。

納付者氏名 記 名

(注) 国境の出入国税は、日本国税関長が決定する。